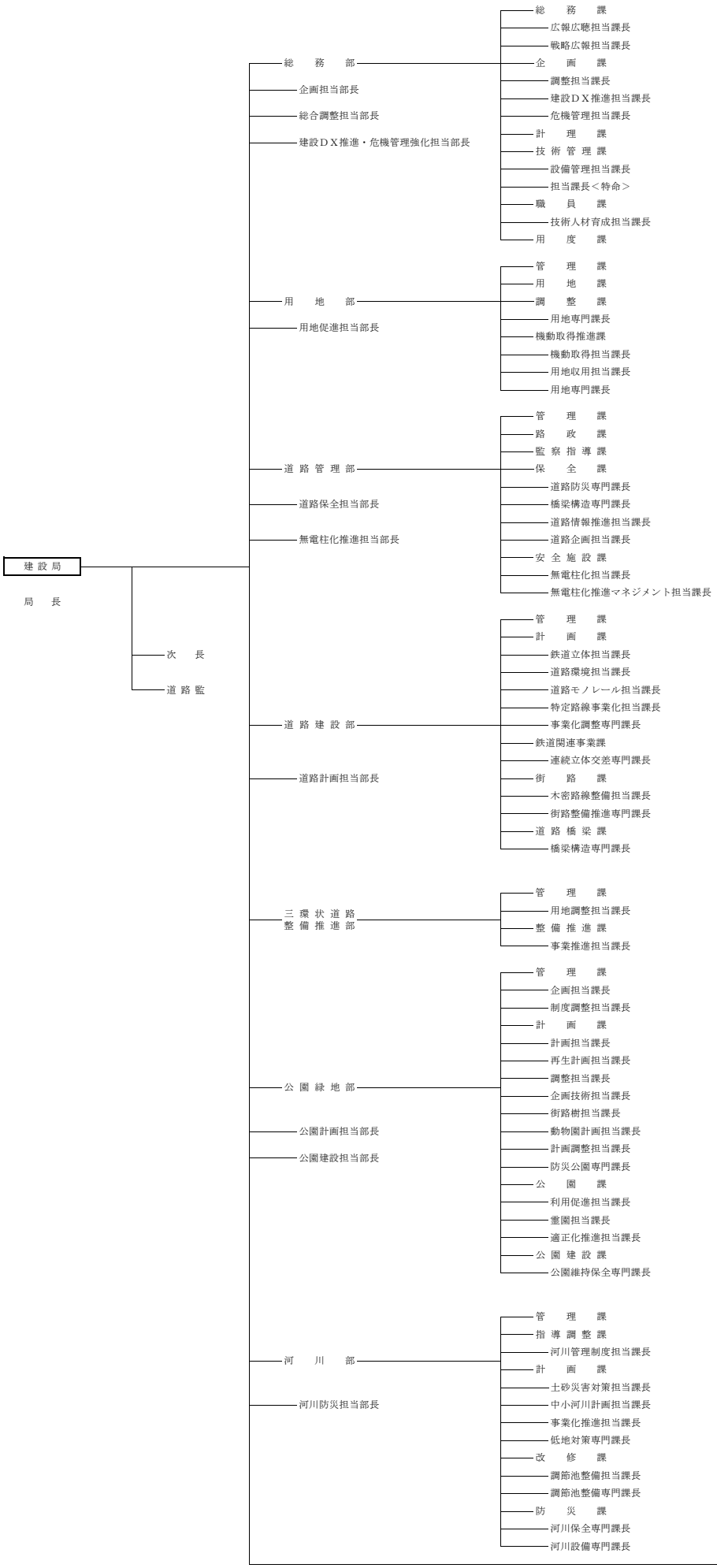
事　業　概　要

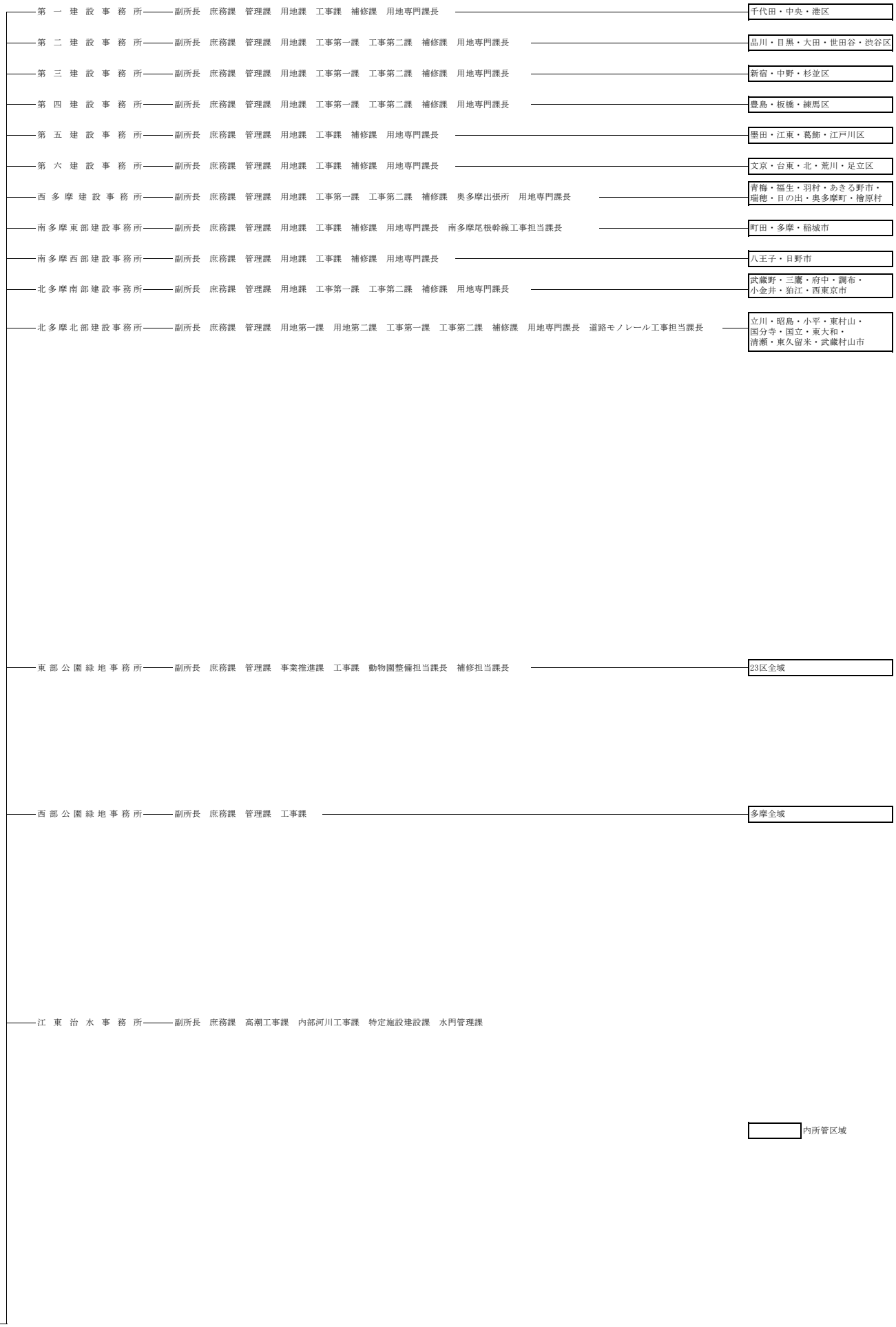
令 和 7 年 版

東京都建設局

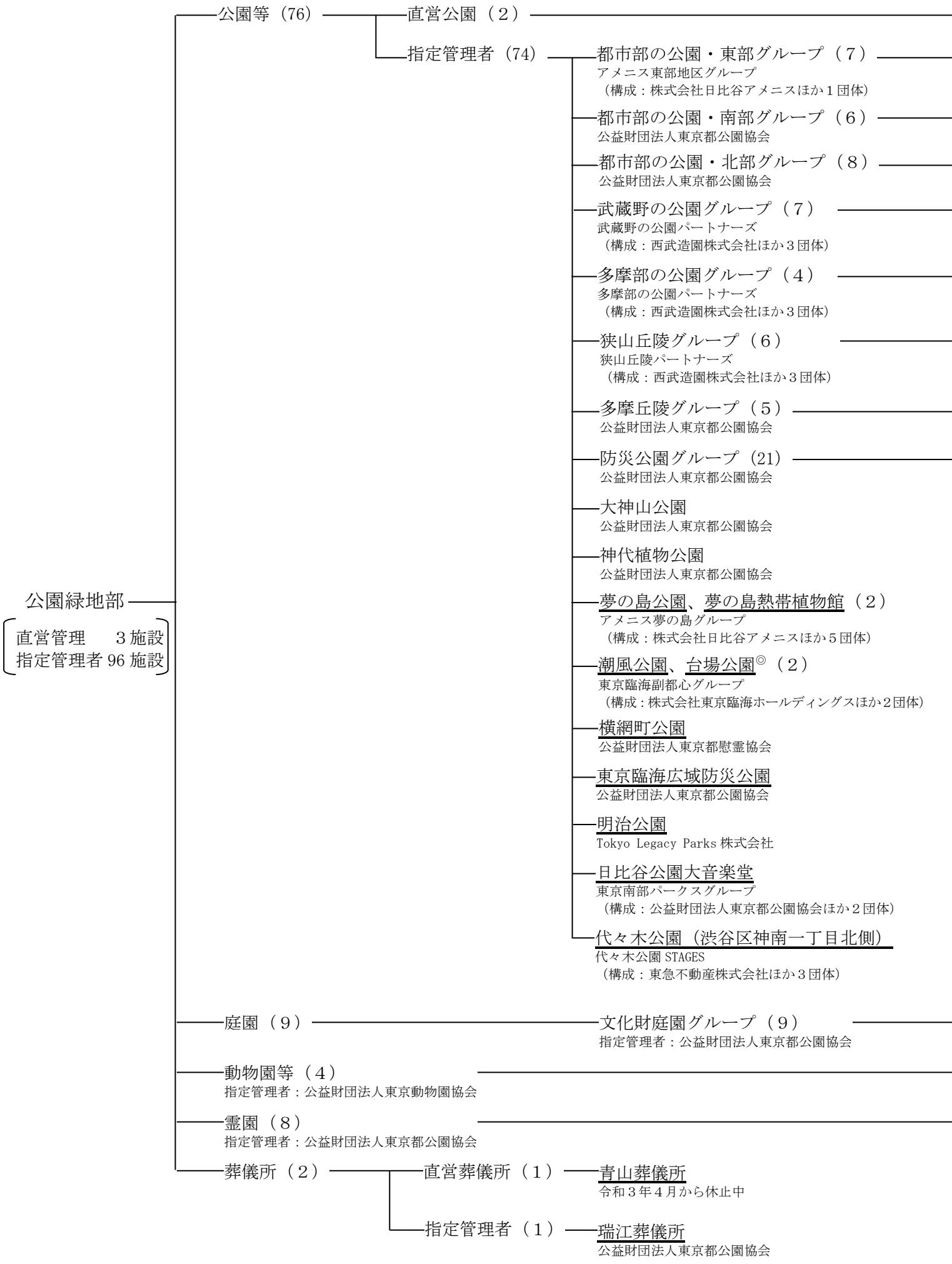
建　設　局　機　構　図


建設局
局　長
次　長
道路監
総　務　部
総　務　課
広報広聴担当課長
戦略広報担当課長
企　画　課
調整担当課長
建設ＤＸ推進担当課長
危機管理担当課長
計　理　課
技術管理課
設備管理担当課長
担当課長＜特命＞
職　員　課
技術人材育成担当課長
用　度　課
企画担当部長
総合調整担当部長
建設ＤＸ推進・危機管理強化担当部長
用　地　部
管　理　課
用　地　課
調　整　課
用地専門課長
機動取得推進課
機動取得担当課長
用地収用担当課長
用地専門課長
用地促進担当部長
道路管理部
管　理　課
路　政　課
監察指導課
保　全　課
道路防災専門課長
橋梁構造専門課長
道路情報推進担当課長
道路企画担当課長
安全施設課
無電柱化担当課長
無電柱化推進マネジメント担当課長
道路保全担当部長
無電柱化推進担当部長
道路建設部
管　理　課
計　画　課
鉄道立体担当課長
道路環境担当課長
道路モノレール担当課長
特定路線事業化担当課長
事業化調整専門課長
鉄道関連事業課
連続立体交差専門課長
街　路　課
木密路線整備担当課長
街路整備推進専門課長
道路橋梁課
橋梁構造専門課長
道路計画担当部長
三環状道路整備推進部
管　理　課
用地調整担当課長
整備推進課
事業推進担当課長
公園緑地部
管　理　課
企画担当課長
制度調整担当課長
計　画　課
計画担当課長
再生計画担当課長
調整担当課長
企画技術担当課長
街路樹担当課長
動物園計画担当課長
計画調整担当課長
防災公園専門課長
公　園　課
利用促進担当課長
霊園担当課長
適正化推進担当課長
公園建設課
公園維持保全専門課長
公園計画担当部長
公園建設担当部長
河　川　部
管　理　課
指導調整課
河川管理制度担当課長
計　画　課
土砂災害対策担当課長
中小河川計画担当課長
事業化推進担当課長
低地対策専門課長
改　修　課
調節池整備担当課長
調節池整備専門課長
防　災　課
河川保全専門課長
河川設備専門課長
河川防災担当部長

令和7年8月31日現在



公園緑地部関連施設


公園緑地部
直営管理　3施設
指定管理者 96 施設
公園等（76）
直営公園（２）
指定管理者（74）
都市部の公園・東部グループ（７）
アメニス東部地区グループ
（構成：株式会社日比谷アメニスほか１団体）
都市部の公園・南部グループ（６）
公益財団法人東京都公園協会
都市部の公園・北部グループ（８）
公益財団法人東京都公園協会
武蔵野の公園グループ（７）
武蔵野の公園パートナーズ
（構成：西武造園株式会社ほか３団体）
多摩部の公園グループ（４）
多摩部の公園パートナーズ
（構成：西武造園株式会社ほか３団体）
狭山丘陵グループ（６）
狭山丘陵パートナーズ
（構成：西武造園株式会社ほか３団体）
多摩丘陵グループ（５）
公益財団法人東京都公園協会
防災公園グループ（21）
公益財団法人東京都公園協会
大神山公園
公益財団法人東京都公園協会
神代植物公園
公益財団法人東京都公園協会
夢の島公園、夢の島熱帯植物館（２）
アメニス夢の島グループ
（構成：株式会社日比谷アメニスほか５団体）
潮風公園、台場公園◎（２）
東京臨海副都心グループ
（構成：株式会社東京臨海ホールディングスほか２団体）
横網町公園
公益財団法人東京都慰霊協会
東京臨海広域防災公園
公益財団法人東京都公園協会
明治公園
Tokyo Legacy Parks 株式会社
日比谷公園大音楽堂
東京南部パークスグループ
（構成：公益財団法人東京都公園協会ほか２団体）
代々木公園（渋谷区神南一丁目北側）
代々木公園 STAGES
（構成：東急不動産株式会社ほか３団体）
庭園（９）
文化財庭園グループ（９）
指定管理者：公益財団法人東京都公園協会
動物園等（４）
指定管理者：公益財団法人東京動物園協会
霊園（８）
指定管理者：公益財団法人東京都公園協会
葬儀所（２）
直営葬儀所（１）
青山葬儀所
令和３年４月から休止中
指定管理者（１）
瑞江葬儀所
公益財団法人東京都公園協会

――― 上野恩賜公園、井の頭恩賜公園

――― 猿江恩賜公園、亀戸中央公園、尾久の原公園、東綾瀬公園、中川公園、
大島小松川公園、宇喜田公園◎

――― 日比谷公園、芝公園、青山公園、林試の森公園、蘆花恒春園、祖師谷公園

――― 戸山公園、善福寺公園、高井戸公園、浮間公園、赤塚公園、石神井公園、大泉中央公園、練馬城址公園

――― 武蔵野公園、浅間山公園◎、野川公園、玉川上水緑道◎、武蔵国分寺公園、東伏見公園◎、六仙公園

――― 陵南公園、小宮公園、滝山公園◎、大戸緑地◎

――― 狭山・境緑道◎、狭山公園、八国山緑地◎、東大和公園◎、中藤公園◎、野山北・六道山公園

――― 長沼公園◎、平山城址公園◎、小山田緑地、小山内裏公園、桜ヶ丘公園

――― 東白鬚公園、木場公園、砧公園、駒沢オリンピック公園、代々木公園、善福寺川緑地、和田堀公園◎、汐入公園、
城北中央公園、光が丘公園、舎人公園、水元公園、篠崎公園、葛西臨海公園、武蔵野中央公園、府中の森公園、
武蔵野の森公園、小金井公園、東村山中央公園、東大和南公園、秋留台公園

※代々木公園（令和６年度新規開園部分）に指定管理者制度を導入したものであり、代々木公園（既開園部分）と合わせ１施設として計上

――― 浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、向島百花園、
清澄庭園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園

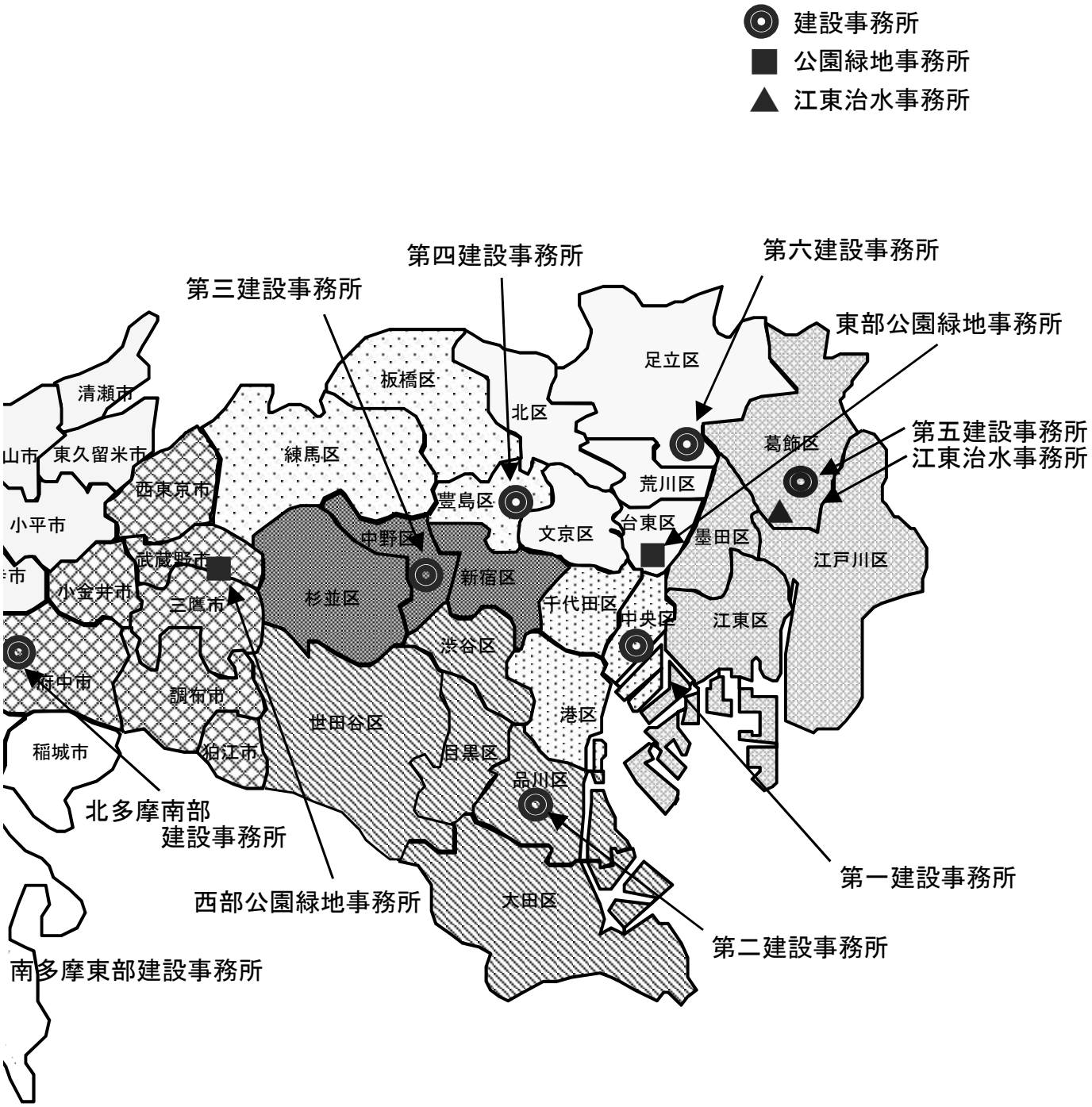
――― 恩賜上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族園、井の頭自然文化園

――― 青山霊園、谷中霊園、雑司ケ谷霊園、染井霊園、八柱霊園、八王子霊園、多磨霊園、小平霊園

※令和７年８月現在
※アンダーラインのあるものは東部公園緑地事務所所管。
　アンダーラインのないものは西部公園緑地事務所所管（大神山公園は小笠原支庁所管）。
※◎は、管理所のない公園。

建設事務所等の所管区域及び所在地




建設事務所
公園緑地事務所
江東治水事務所
第四建設事務所
第六建設事務所
第三建設事務所
東部公園緑地事務所
第五建設事務所
江東治水事務所
清瀬市
東久留米市
西東京市
小平市
武蔵野市
小金井市
三鷹市
府中市
調布市
稲城市
狛江市
練馬区
板橋区
北区
足立区
葛飾区
荒川区
豊島区
文京区
台東区
墨田区
江戸川区
中野区
新宿区
杉並区
千代田区
中央区
江東区
渋谷区
港区
世田谷区
目黒区
品川区
大田区
北多摩南部
建設事務所
西部公園緑地事務所
第一建設事務所
第二建設事務所
南多摩東部建設事務所

道　路



橋梁の長寿命化事業
（吾妻橋：台東区花川戸一丁目～墨田区吾妻橋一丁目）
　隅田川に架かる吾妻橋は、耐震性や耐久性などの向上を図る長寿命化事業を実施した。



歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の活用
（環状第二号線：新橋・虎ノ門間）
　令和5年4月から、道路法に基づくほこみち制度を活用して、オープンカフェの設置やイベントの開催が行われている。



自転車通行空間の整備
（北区赤羽西六丁目　本郷赤羽線）
　自転車レーンなど車道の活用を基本としつつ、地域の道路事情に応じた整備手法により自転車通行空間の整備を進めている。



無電柱化事業
（足立区加平三丁目　環七通り）
　都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的としている。



放射第7号線（大泉）
　令和7年2月に練馬区西大泉二丁目から同区西大泉五丁目までの約1.0kmの区間を暫定交通開放した。これにより、周辺生活道路の混雑緩和、歩行者や自転車の安全性及び利便性の向上が図られる。



国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線
　令和7年2月に国分寺3・4・6号線（国分寺市立第五小学校付近）から都道222号線（旧国分寺市役所付近）までの約460mの区間を暫定交通開放した。これにより、多摩地域における南北方向の交通の円滑化、沿道地域の利便性や防災性の向上が図られる。



西武鉄道新宿線他2路線（東村山駅付近）連続立体交差事業
　東村山駅付近の約4.5kmについて鉄道の高架化工事を行っている。これにより、5ヶ所の踏切が除却される。



関戸橋（府中市住吉町二丁目～多摩市関戸二丁目）
　多摩川に架かる関戸橋は、老朽化に伴う架け替え事業を実施している。令和7年2月には下流橋の桁架設が完了した。

河　川



妙正寺川第二調節池
　妙正寺川の治水安全度を早期に向上させるために、中流部において昭和 58 年から平成 9 年にかけて整備した妙正寺川調節池群の一つ（当調節池は、昭和 63 年から平成 7 年にかけて整備）。



石神井川
　石神井川沿いに建ち並ぶ都営アパートの建替え事業に伴い創出されたオープンスペースを河川と一体的に整備するため、都庁内で事業連携を行った。また、関係機関や地域住民でとりまとめた整備方針に基づき、緩傾斜護岸を整備した。



和田地区　急傾斜地崩壊対策事業
　保全対象として要配慮者利用施設1棟、集合住宅1棟を含む最大がけ高29m、傾斜度41～48°の急傾斜地である。今後の豪雨等によって斜面崩壊が発生した場合、多大な被害が生じるおそれがあることから崩壊防止対策を実施した。



一級河川隅田川（越中島地区）
　河川の特例占用制度を用いて、賑わい豊かな水辺空間を創出するため河川敷地を広場として占用し、イベント等を開催。

公　園



旧古河庭園　洋館外壁改修（北区）
　旧古河庭園の洋館の老朽化した外壁を改修し、ひび割れ等が発生した石材の交換を行った。



花と光のムーブメント事業の実施
　都立公園に新たな魅力ある大規模花壇を創出し、四季を通じた花と光の演出を行う花と光のムーブメント事業を日比谷公園、葛西臨海公園、小金井公園等で行った。



木場公園　遊具広場改修（江東区）
　木場公園北地区の遊具広場を改修し、ユニバーサルデザインの遊具を導入するとともに広場のバリアフリー化等の整備を行った。



武蔵野公園　スケートボード広場整備（府中市、小金井市）
　武蔵野公園において、公園利用者が気軽にスケートボードを楽しめる場所としてスケートボード広場の整備を行った。

建設局のしごと

◇◇◇◇　未来を創ろう みち・水・緑　◇◇◇◇

首都東京の都市活動や都民生活を支える上で、道路、河川、公園などの都市インフラは、欠かすことのできない重要な役割を担っている。建設局はこれらの整備と管理を行っており、頻発化・激甚化する豪雨災害や切迫する首都直下地震など自然災害に対する防災力の向上、慢性的な交通渋滞の解消など、人や物の流れのスムーズ化、水辺や緑地の整備による快適な環境の創出など、日々取組を進めている。

具体的には、河川の護岸や調節池の整備を加速するとともに、木造住宅密集地域の延焼を遮断する特定整備路線の整備や道路の無電柱化、及び発災時に避難場所や救出救助活動の拠点になる公園の整備など、災害に強い都市づくりを推進している。

また、災害時に命の道となる首都圏三環状道路や、都市の骨格を形成する幹線道路など、東京の経済活動を支える道路ネットワークの整備を進めるとともに、ボトルネック対策となる連続立体交差事業を推進している。

さらに、都民に親しまれる動物園・水族園の管理運営を行っており、道路・河川・公園への民間を活用したカフェの開設をはじめ、都民の貴重な財産であるインフラ施設の多面的な活用による新たな魅力づくりにも取り組んでいる。

同時に、こうした都市インフラのストック効果を長期間にわたって発揮できるよう予防保全型管理を導入し、施設の長寿命化と維持管理費用の低減、平準化を図るとともに、デジタル技術を活用することで、日常管理や災害時の対応を効率化、高度化させていく。

事業の実施にあたっては、都民や民間事業者の理解と協力、国や区市町村などとの連携が不可欠であり、適切な情報提供等を行うとともに、新技術・工法の採用、現場での工夫などにより、政策の効果を早期に都民へ還元していく。あわせて、建設 DX の推進などにより、生産性の向上や働き方改革を推進し、建設業全体の魅力向上に積極的に取り組んでいく。さらに、2050 年ゼロエミッションに向け、「ゼロエミッション東京戦略　Beyond カーボンハーフ」に基づき、2030 年のカーボンハーフとその先の 2035 年までに温室効果ガス排出量を 2000 年度比で 60%以上削減に向けた取組のほか、HTT（電力を＜Ⓗへらす・Ⓣつくる・Ⓣためる＞取組）を推進していく。

建設局は、「2050 東京戦略 ～東京 もっとよくなる～」や「TOKYO 強靭化プロジェクト upgrade Ⅰ」で示した将来像の実現に向け、総力を結集して事業の推進にスピード感をもって取り組み、すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できるような「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現していく。

目　　次

総　　説

第１　事業のあらまし ……（ 3）
第２　建設局が取り組む主な事項 ……（ 3）
第３　組織の概要 ……（ 10）
第４　組織の沿革 ……（ 16）
第５　人員一覧表 ……（ 20）
第６　令和７年度予算 ……（ 21）
第７　令和６年度決算 ……（ 30）

道　　路

Ⅰ　道路の建設

第１　あらまし ……（ 35）
第２　都市の骨格を形成する幹線道路の整備 ……（ 40）
第３　橋梁の整備 ……（ 43）
第４　地域幹線道路の整備 ……（ 43）
第５　山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備 ……（ 43）
第６　都市計画道路の整備 ……（ 44）
第７　道路と鉄道の立体交差化 ……（ 44）
第８　公共交通の充実 ……（ 47）
第９　市町村支援事業 ……（ 48）

Ⅱ　道路の管理

第１　あらまし ……（ 49）
第２　路線の認定等 ……（ 49）
第３　道路の適正管理 ……（ 51）
第４　道路・橋梁の維持補修 ……（ 58）
第５　沿道環境の整備 ……（ 64）
第６　交通安全施設の整備 ……（ 68）
第７　集中的な渋滞対策 ……（ 71）
第８　快適な道路空間の整備 ……（ 72）
第９　都営駐車場の運営及び路外駐車場届出受理事務 ……（ 76）

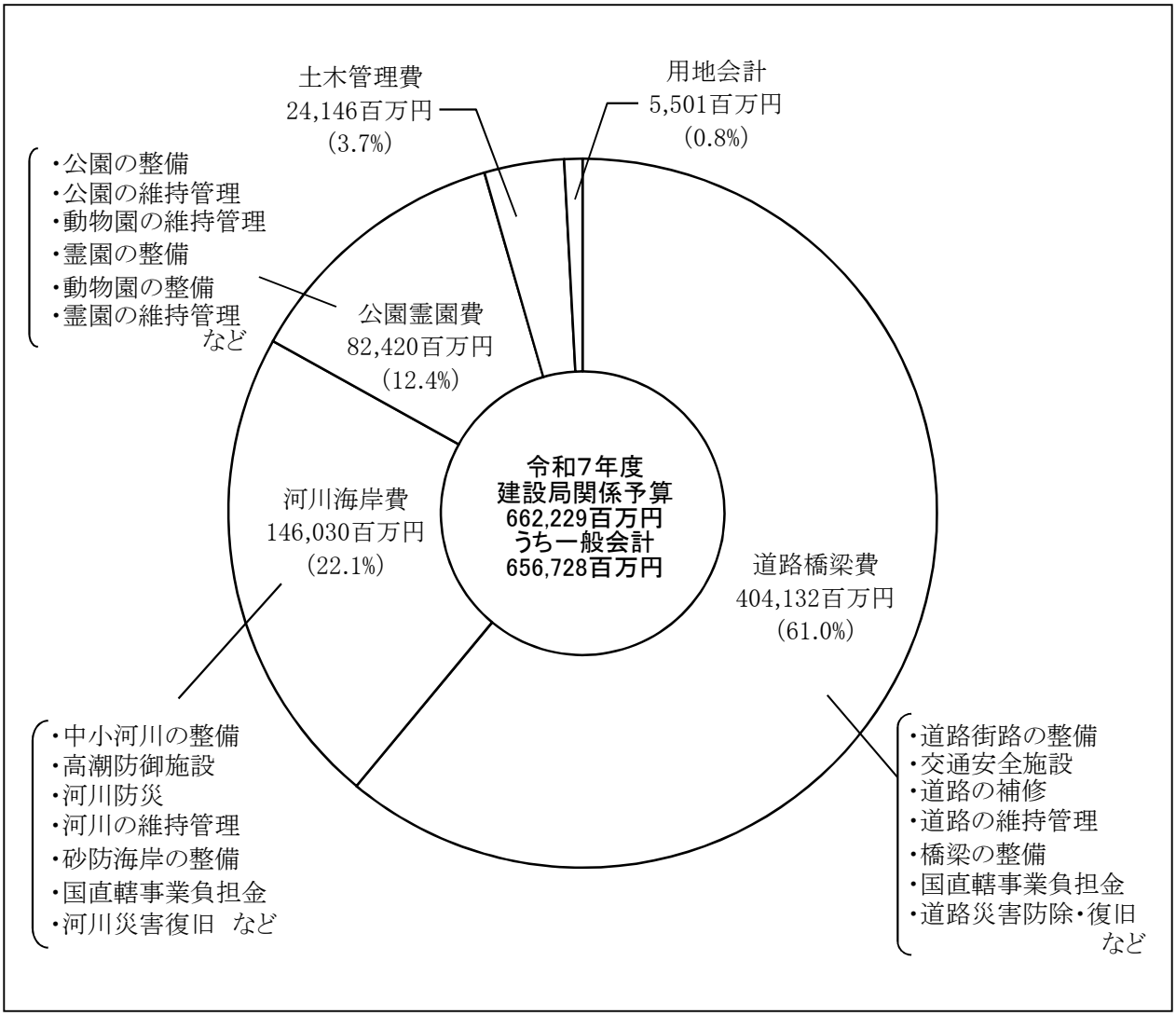
河　　川

第１　あらまし ……（ 79）
第２　東京の地勢と水系 ……（ 80）
第３　河川管理 ……（ 81）
第４　中小河川の整備 ……（ 83）
第５　低地河川の整備 ……（ 89）
第６　土砂災害対策事業 ……（ 96）
第７　海岸保全事業 ……（ 98）
第８　河川環境の整備 ……（ 98）
第９　河川維持 ……（ 99）
第10　河川防災 ……（100）
第11　予防保全型管理 ……（100）
第12　公共土木施設災害復旧(国土交通省所管施設) ……（101）
第13　水防 ……（101）
第14　その他 ……（104）

公園・霊園
第１　あらまし …… (108)
第２　都市公園 …… (111)
第３　動物園・水族園 …… (119)
第４　植物園等 …… (122)
第５　文化財の保護 …… (122)
第６　霊園事業 …… (124)
第７　道路緑化・街路樹の充実 …… (129)
第８　都市緑化 …… (131)
第９　緑の保全 …… (132)
第10　その他 …… (133)
用　　地
第１　あらまし …… (137)
第２　用地取得状況 …… (138)
第３　用地取得の手順 …… (144)
第４　補償 …… (144)
第５　土地収用制度 …… (146)
第６　生活再建支援制度 …… (148)
総　　務
第１　公有財産の管理 …… (153)
第２　建設工事統計調査等 …… (156)
第３　技術管理 …… (157)
第４　災害対策の取組 …… (159)
第５　サイバーセキュリティ対策の取組 …… (160)
第６　広報・広聴活動 …… (160)
第７　人材育成の取組 …… (162)
資　料　編 …… (163)
索　　引 …… (235)

第１　事業のあらまし……（３）
第２　建設局が取り組む主な事項……（３）
第３　組織の概要……（10）
第４　組織の沿革……（16）
第５　人員一覧表……（20）
第６　令和７年度予算……（21）
第７　令和６年度決算……（30）

総　　説



第１　事業のあらまし

道路、河川、公園などの都市基盤は、日々の都市活動、都民生活を支える上で欠かすことのできない極めて重要なものであり、切迫する首都直下地震などから都民の生命と財産を守る大切な役割を担っている。

建設局は、災害に強く、快適で利便性の高い都市を目指し、都市の動脈である幹線道路をはじめ、人に優しい歩行空間、水害から都市を守る河川、潤いや安らぎを創出するとともに防災機能を備えた公園など、都市基盤の整備を推進している。

第２　建設局が取り組む主な事項

１　「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現するための都市基盤整備

総務部企画課

新型コロナの猛威により、未曽有の危機に直面する中、都は、危機を乗り越え、明るい未来の東京を切り拓いていくため、「未来の東京」戦略を策定し、取組を進めてきた。一方で、都民の価値観やニーズの多様化に加え、気候危機の深刻化、予想を超える速度で進む人口減少・少子化、AI等テクノロジーの爆発的進化など時代は新たな局面に突入している。

そこで都は、2050年代に東京が目指す姿としての「ビジョン」と、その「ビジョン」を実現するために2035年に向けて取り組む28の「戦略」、その「戦略」実行のための具体的な施策等を示した「2050東京戦略」を令和７年３月に策定した。

建設局は、この「2050東京戦略」に位置付けられた施策を着実に進めることで、３つのシティをさらに進化させ、「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を目指していく。

「2050東京戦略」に位置付けられた、建設局の主な取組は、次のとおりである。

（「2050東京戦略」における新規施策は斜字とした。）

戦略09 共生社会

4. ユニバーサルデザインのまちづくり

道路等のバリアフリー化

・*「第二次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、優先整備路線の整備を推進*

・既設道路橋のバリアフリー化の推進

建築物、公園のバリアフリー化

・公園等のトイレ洋式化の推進

・ユニバーサルデザインに対応した遊具のある都立公園の整備の推進

戦略14 観光

2. ナイトタイム観光の推進

多彩な夜間コンテンツの提供

・都立公園の大規模花壇でライトアップなどの光を演出したイベントの実施

・代々木公園の老朽化した水景施設の更新

戦略17 まちづくり・住まい

2. 人や地域の個性に着目した都市のリ・デザイン

防災性の向上と合わせた良好な都市景観の創出

・無電柱化の推進

賑わい創出に向けた道路空間の利活用

・歩行者利便増進道路（ほこみち）の新規指定

歩いて暮らせる地域づくり

・道路の面的なバリアフリー化の推進

・市町村への歩道設置支援など、交通安全対策を促進

戦略18 インフラ・交通

1. 東京圏の活発な交流を生み出す高速道路ネットワークの強化

広域的な連携や交流を促す首都圏三環状道路等の整備

・外環道（関越道～東名高速）の早期開通に向けた整備の推進

・圏央道の早期全線開通に向けた取組の推進

首都高速道路の大規模更新の機会を捉えた機能強化

・新京橋連結路の整備推進

2. 誰もが使いやすくスムーズな道路ネットワークの形成

都市の骨格を形成する幹線道路の整備

・区部放射・環状道路の整備推進

・多摩南北・東西道路、南多摩尾根幹線の整備推進

都県境における道路・橋梁の整備
・都県境の道路・橋梁整備

渋滞の緩和に向けた交差点の改良
・*「第４次交差点すいすいプラン」を策定*

踏切の解消に向けた連続立体交差事業の推進
・６路線８か所で整備推進、４路線４か所で事業化の準備を推進

3. 安全・安心で快適な日常生活を支える道路環境の創出
緑豊かで魅力的な道路空間の創出
・街路樹について、適切な維持管理により、安全性や快適性の確保
・都道の街路樹について、計画的な剪定により、樹冠拡大による緑陰確保の推進
・新たな道路の整備やリメイクにおいて、幅員構成や沿道等の状況を踏まえ、樹冠拡大の効果が期待できる樹種の選定などにより、街路樹の樹冠拡大等の推進
・樹冠拡大を推進するため、取組のPRや区市町村への技術提供

自転車利用環境の更なる充実
・連続した自転車通行空間の整備

道路のバリアフリー化
・*「第二次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、優先整備道路の整備を推進*
・既設道路橋のバリアフリー化

地域内の幹線道路の整備
・補助第74号線、調布３・４・２号線等の整備推進

まちの安全性を向上する取組
・市町村への歩道設置支援など、交通安全対策を促進

4. 都市活動や都民生活を支える公共交通ネットワークの充実強化
高密度な鉄道ネットワークの更なる充実
・多摩都市モノレール延伸（箱根ケ崎方面）

8. インフラを効果的に機能させるための維持管理の高度化
道路の維持管理・更新
・道路施設の予防保全型管理
・斜面対策施設の経年劣化対策
・道路監視システムの運用拡大
・多摩山間部における都道管理に必要な通信環境整備
・３Dデータを活用した道路施設情報や施設点検結果の一元管理
・道路・公園・河川におけるMy City Reportの活用
・八方向作戦ルート等にITVを設置

鉄道施設の維持管理・更新
・多摩都市モノレールなどの大規模修繕

河川・港湾施設の維持管理・更新
・河川施設の予防保全型管理の推進

公園の維持管理・更新
・公園の樹林地の若返り（更新）の促進
・街路樹の適切な維持管理・樹冠拡大

9. まちをつくり、まもる担い手・原動力の確保
AI・DXによる業務の効率化
・用地事務支援システムの構築

戦略19 緑と水
1. 緑を「まもる」～今ある緑を未来へ継承～
「公園等」の緑の保全
・公園の樹林地の若返り（更新）の促進、伐採樹木等の公園内での活用
・ツリーバンクの活用

2. 緑を「育てる」～緑に親しみ・育む～
公園の整備
・都立公園の新規拡張整備、市町村立公園整備の支援
・政策連携団体を活用した用地取得体制の強化

街路樹の充実（安全性や快適性の確保）
・街路樹について、適切な維持管理により、安全性や快適性の確保
・都道の街路樹について、計画的なせん定に

より、樹冠拡大による緑陰確保の推進
・新たな道路の整備やリメイクにおいて、幅員構成や沿道等の状況を踏まえ、樹冠拡大の効果が期待できる樹種の選定などにより、街路樹の樹冠拡大等の推進
・樹冠拡大を推進するため、取組のPRや区市町村への技術提供

まちづくりに合わせた、まちなかの緑の創出
・街かど緑化の支援、オープンガーデン等の取組の普及啓発

3. 緑を「活かす」～緑の多様な機能の活用～
自然が有する機能を活用する「グリーンインフラ」の導入
・レインガーデン・バイオスウェルの導入促進
・旧河川敷・調節池敷地等の緑化の推進

公園の魅力を高めTOKYOの顔に
・花や水景等を生かした公園の魅力創出、民間活力を生かした公園のにぎわい創出
・文化財庭園の修復・復元により、歴史ある庭園の価値や魅力を向上

6. 魅力と潤いのある「水の都」東京
隅田川等における水辺のゆとりと潤いを生かした東京の顔づくり
・水辺の拠点を隅田川流域に設定し、ウォーカブルな水辺空間の創出、まちづくりと連携した河川整備等を推進

戦略20　ゼロエミッション
3. ゼロエミッションモビリティの普及拡大
脱炭素燃料活用推進
・バイオ燃料等を活用した防災船の建造

4. 水素エネルギーの社会実装化
多様なモビリティへの実装
・水素燃料電池を搭載した庁有船の導入

5. GXの実現を支える基盤づくり
新技術の実装やモデルの構築
・道路舗装工事等に低炭素アスファルト混合物を原則使用

9. 気候変動適応策の強化
気温上昇を見据えた都市・住宅環境の整備
・街路樹の樹冠拡大による緑陰の確保
・遮熱性舗装や保水性舗装の整備

戦略21 都市の強靭化
1. 頻発化・激甚化する風水害への対策強化
豪雨対策
・*護岸等の整備を着実に進めるとともに、調節池等の更なる整備に向けた取組を推進*
・地下河川の事業化に向けた取組を推進

高潮対策
・「河川における高潮対策整備方針」を策定し、河川堤防の嵩上げ等の対策を推進

土砂災害対策
・３D地形データを活用した効果的な土石流対策の推進
・災害時の代替ルート等となる道路の整備推進

浸水に伴う被害拡大の防止
・河川監視カメラ、水位計の設置推進

最先端技術によるリスク把握・低減
・AI等を活用した水位予測による水門等の操作支援

風害対策
・都道の街路樹診断・対策を実施

2. 倒れない・助かるまちづくりの推進
緊急輸送網の拡充・強化
・緊急輸送道路網を補完・強化する道路等の整備推進
・橋梁・トンネルの耐震化・長寿命化等の推進

防災拠点等へのアクセス強化
・広域防災拠点へのアクセスルートとなる道路等の事業推進
・発災時に速やかに施設の点検や物資等の輸送を行う防災船を建造し活用

デジタル技術等を活用した点検や発災後の被害把握
・道路施設の各種情報を３Dデータ化
・道路監視システムの導入
・八方向作戦ルート等にITVを設置

液状化対策
・液状化予測図の更新・強化

3. 燃えない・燃え広がらないまちづくりの推進
更なる不燃化の促進
・防災機能を備えた公園整備を促進

特定整備路線の整備推進
・関係権利者の生活再建をきめ細かに支援
・道路空間の確保による延焼遮断機能の向上、緊急車両の仮設通行路等の整備による避難、救助・救援活動の円滑化

4. 電柱がない安全・安心な東京の実現
第一次緊急輸送道路や環状七号線内側エリア等の整備を加速
・設計図面を３Dデータ化する対象路線を倍増
・３D化したデータを関係者間で共有できるプラットフォームの構築
・電線管理者など関係事業者と新たなチームを組むことで連携強化
・*支障物移設等の連続施工等を標準化*

島しょにおける緊急整備区間や優先整備区間等の整備推進
・緊急整備区間は４島全てで整備推進、優先整備区間は６島全てで事業着手、より効率的・経済的な手法で整備を加速
・*島しょ事情を踏まえた都独自の新たな整備手法による工事着手*
・*「電柱のない島」の実現に向け、先行整備する利島・御蔵島において、都道・村道の一体設計に着手することなど、村への技術支援を強化*

区市町村の無電柱化を積極的に後押し
・*2024年度に設置した協議体を活用し、防災の観点から優先的に整備する路線を抽出するなど区市町村道の整備促進*
・防災に寄与する路線に対する支援等の期限延長や優先的に整備する路線への補助率拡充による財政支援の強化

技術開発・コスト削減の推進
・多様な整備手法・低コスト手法の開発に向けた技術検討
・新材料の活用などについて、技術基準である整備マニュアルに反映

5. 火山噴火への備えを強化
降灰除去体制の確立
・資機材等の確保や、優先除灰道路の指定など、 降灰の初期段階から効率的に除灰するための道路啓開体制を構築
・日常生活など都市活動の早期再開に向けた迅速な降灰除去の方法の検討

島しょの避難円滑化・被害軽減
・*火山噴火に伴い発生する土砂災害について、デジタル技術を活用し、被害軽減の対策を支援するシステムを構築*

戦略25 多摩・島しょ
3. 多摩の自然や地域の特色を生かしたまちづくり
立川周辺における、利便性とレジリエンスを高め、人・モノが自由自在に交流するまちづくり
・広域防災拠点へのアクセスルートとなる事業の推進

4. 暮らしを支え、活力を創出する交通環境の充実
道路ネットワークの強化
・主要な骨格幹線道路の整備推進
・広域防災拠点へのアクセスルートとなる事業の推進
・リニア新駅（橋本駅付近）につながる道路ネットワーク強化
・連続立体交差事業の推進

鉄道ネットワークの強化
・多摩都市モノレール延伸（箱根ケ崎方面）の事業を推進

5. 地域特有の課題を踏まえた災害対策により、防災力を向上

島しょ地域の無電柱化

・緊急整備区間は４島全てで整備推進、優先整備区間は６島全てで事業着手、より効率的・経済的な手法で整備を加速

・*島しょ事情を踏まえた都独自の新たな整備手法による工事着手*

・*「電柱のない島」の実現に向け、先行整備する利島・御蔵島において、都道・村道の一体設計に着手することなど、村への技術支援を強化*

多摩山間・島しょ地域の防災性向上を図る道路整備

・代替ルートとなる道路等の整備推進

多摩地域の豪雨対策の強化

・石神井川上流地下調節池などで調節池の整備を推進し、柳瀬川において新規調節池を事業化

２　「TOKYO強靭化プロジェクト」の推進について

総務部企画課

令和４年12月、都は、風水害、地震、火山噴火、電力・通信等の途絶及び感染症の５つの危機に対して、都民の安全・安心を確保できる強靭で持続可能な都市を実現するため「TOKYO強靭化プロジェクト」を策定した。

一方で、プロジェクト始動後も国内外で大規模な風水害や地震が相次ぐなど、刻々と変化するリスクを的確に捉え、ハード・ソフト両面から対策の強化・拡充を図るべく、都は、令和５年12月に「TOKYO強靭化プロジェクト upgrade Ⅰ」を取りまとめた。

「TOKYO強靭化プロジェクト」、「TOKYO強靭化プロジェクト upgrade Ⅰ」（以下、「TOKYO強靭化プロジェクト」等という）には、調節池の整備や無電柱化、特定整備路線や広域防災拠点へのアクセス道路の整備など建設局の事業が多く位置付けられている。

建設局は、この「TOKYO強靭化プロジェクト」等に位置付けられた施策を着実に進めることで、100年先も都民が安心できる、持続可能な首都東京を実現していく。

３　「シン・トセイＸ都政の構造改革QOSアップグレード戦略2.0」について

総務部企画課

令和２年８月にキックオフした「シン・トセイ」は、令和７年度を目途に「デジタルガバメント・都庁」の基盤構築を目指し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を梃子に都政の構造改革を推し進めてきた。

都民が真に「実感」できるQOS（クオリティ・オブ・サービス）へと、更なる飛躍を果たすためには、これまで部局単位・事業単位で進展してきたDXを、組織や分野を越えて進めていくことが重要である。

こうしたことから、今般、2050年代のビジョンを掲げ、その実現を目指す「2050東京戦略」の策定に合わせ、2035年をターゲットにした「シン・トセイＸ」として改定した。この計画では、都政の構造改革を次なるステージへと進化させていくこととしている。

建設局においては「シン・トセイ」の精神やこれまでの取組を継承・発展させつつ、生産性が高く、職員一人ひとりがいきいきと活躍できる環境で、都民のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高めるため、関係局とも連携し、都政のQOSの向上に取り組んでいく。

４　公の施設における指定管理者制度の活用

総務部企画課

平成15年６月に地方自治法が改正され、これまで公共的な団体にしか委託ができなかった公の施設の管理に、住民サービスの向上と行政コストの縮減を目的として、民間の参入を可能とする指定管理者制度が創設された。

建設局では、平成16年７月に新規開設した都立小山内裏公園で初めて同制度を導入。18年４月には都立公園、庭園、駐車場、霊園、葬儀所及び動物園等91施設に導入した。以降、施設の追加等を経て、現在102施設が同制度により運営されている。

同制度導入後は、各施設における管理運営状況の確認や指定管理者に対する指導、監督及び評価を適切に行っている。

今後も、公の施設の効用を最大限に発揮するため、指定管理者制度を活用して、効果的・効率的な管理運営を行っていく。

５　東京都政策連携団体の戦略的活用

総務部企画課

建設局は（公財）東京都道路整備保全公社、（公財）東京都公園協会、（公財）東京動物園協会の３つの政策連携団体を所管している。

各団体はこれまで、道路行政、河川行政の補完、都立の公園、霊園、葬儀所、動物園の管理などの分野で局事業をサポートしてきた。近年、新たな都政課題や都民ニーズが増加しており、膨大な行政需要に応えるためには、都と政策連携団体が強力に連携し、「都庁グループ」としての機能を高める必要がある。そのため、都では「政策連携団体活用戦略」を策定し、各団体が現場で培った技術やノウハウを戦略的に活用していくこととしている。

各団体においても、新たな経営目標を設定することで、自律的な経営改革を推進するとともに、「都庁グループ」の一員としての持続的な経営基盤の強化を図っている。

６　公共工事の品質確保に向けた取組

総務部技術管理課

平成17年４月に施行された「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）を受け、建設局では平成17年11月に「建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザリー会議」を設置し、学識経験者の意見を参考として、局事業における公共工事の品質確保に取り組んでいる。

工事発注においては、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされるよう、総合評価方式の適用を推進している。設計等業務委託の契約においても、総合評価方式の適用を推進するとともに、広範で高度な知識が要求される業務などに対してはプロポーザル方式の適用を推進している。

また、令和６年４月から建設業においても時間外労働の上限規制が適用されたことも踏まえ、引き続き適正な工期設定や週休２日制確保工事の推進、施工時期の平準化などにより、建設業の働き方改革を後押しするとともに、遠隔臨場やICT建機等を活用した工事により建設現場の生産性向上に取り組んでいる。

７　工事施行の適正化推進

総務部技術管理課

公共事業については、公共工事に対する都民の信頼の確保、受注者の資質の向上及び建設工事の請負契約の適正化等を図ることが重要な課題となっている。

建設局では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、工事施行適正化の取組を推進している。このため、工事施工中には、監理技術者等の専任状況や実質的な関与、下請負人を含む施工体制等について期間を定めて一斉点検するなど適正化に努めている。

また、東京都工事成績評定要綱に基づき受注者の技術的能力を、施工過程及び成果に基づき厳正かつ適切に評価し、工事受注者の適正な選定に活用している。

８　建設現場における環境対策への取組

総務部技術管理課

「ゼロエミッション東京戦略」に示された2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」を着実に推進するためには、公共工事の脱炭素化の取組みを加速化する必要がある。

建設局では、道路工事等の舗装に使用するアスファルト混合物について、CO２排出量の削減に寄与する低炭素（中温化）アスファルト混合物を原則活用することとしている。

さらに、「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」を試行し、建設現場における低炭素化及びHTTへの取組を促進している。

９　技術継承及び職員の技術力の維持・向上への取組

総務部職員課

「2050東京戦略」に示した東京の将来像の実現に向け、都市活動や都民生活を支えるまちづくりやインフラ分野における整備・管理などの取組を着実に推進するためには、技術職員の役割が重要である。

このため建設局では、職員の優れた技術力を組織として技術継承を図ることを目的に平成21年度に「建設技術マイスター制度」を構築するなど、職員の技術力の維持・向上に取り組んでいる。また、職員の能力や職級、職務内容に応じて必要な

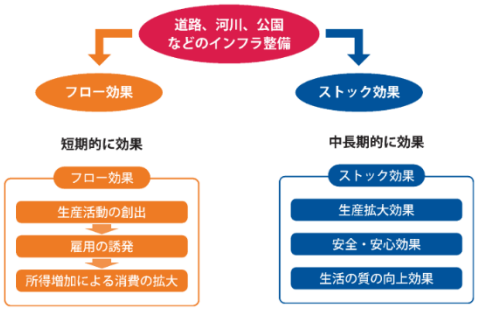
スキルを身に付けられるよう、計画的な技術研修等を通じて、職員の能力向上を図っている。

10　インフラ・ストック効果

総務部企画課

ストック効果とは、道路・河川・公園などの都市基盤施設が整備・供用されることで、将来、中長期的に生産性の向上や日々の都民生活の安全性・快適性を高めるなどの効果のことである。

こうしたストック効果を最大限発揮するために、日々インフラの整備と管理を行うとともに、多様な媒体や機会を活用し、一層積極的に情報発信することで、都民の理解と協力を得ながら、東京の都市基盤整備を推進していく。



インフラの整備がもたらす効果
～フロー効果とストック効果～

11　ホームレス対策

総務部企画課

令和７年１月の路上生活者概数調査によると、建設局所管施設のホームレス数は、188人である。

建設局は、公共施設の管理者として、都民共有の財産である道路、河川、公園の安全かつ快適な利用を確保する責務を負っている。

従前から、ホームレスに対しては、施設からの退去指導や物件撤去指導、特別清掃によるテントの縮小、所轄警察や地元住民と連携した環境浄化などを積極的に行い、公共施設の利用の適正化に努めてきた。

しかし、公共施設からホームレスの退去を図るだけでは、別の公共施設に移動するだけで、根本的な解決にならない。そのため、東京都は、「自立支援システム※」等の施策を行い、ホームレスの自立を促す取組を行ってきた。その成果もあり、建設局所管施設のホームレス数は着実に減少している。

引き続き、建設局は、令和６年３月に策定された「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第５次）」に基づき、福祉施策と緊密に連携してホームレスの自立を促しつつ、退去指導等を積極的に展開することにより、建設局所管施設の本来機能の回復を図っていく。

※自立支援システム

ホームレスの社会復帰に向け、ホームレスの心身の健康回復と本人の能力等の総合的評価を行い、就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる者に対しては、生活指導、健康相談及び職業相談等の支援を実施し就労自立を目指す一連の施策

建設局所管施設のホームレス数内訳（令和７年１月）

道　路	105人
河　川	26人
公　園	57人
合　計	188人

（関連ページP. 57、P. 82、P. 134）

12　事業評価委員会

総務部企画課

建設局では、事業の必要性等の視点から評価を行い、事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、事業評価委員会を設置している。具体的には、国土交通省所管補助事業等について、必要性、進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点から、外部の学識経験者等の意見を踏まえた上で今後の対応方針を決定することにより、効率性、実施過程の透明性の一層の向上を図っている。

令和７年度委員会付議予定数（建設局分）：12件

第3　組　織　の　概　要

1　本庁各部課の分掌事務

部課名		分掌事務
総務	総務	人事（幹部職員）、議会、広報広聴、情報公開等に関すること。
	企画	事務事業の企画・調整、進行管理等に関すること。
	計理	予算、決算に関すること。
	技術管理	事務事業の技術管理及び土木技術の支援等に関すること。
	職員	人事（一般職員）、組織、福利厚生、研修、局技術職員の人材育成等に関すること。
	用度	契約、物品管理、建設工事統計、公有財産、国有地等の管理・処分に係る連絡調整・指導、公有地の境界確定等に関すること。
用地	管理	貸付金、代替地の取得及び処分等に関すること。
	用地	用地取得の企画・調整、進行管理等に関すること。
	調整	用地取得の指導調査、評価、その他損失補償額の調整等に関すること。
	機動取得推進	用地取得及び物件の移転その他損失補償の算定、土地の収用等に関すること。
道路管理	管理	路外駐車場の届出の受理、東京都道路整備保全公社、幹線道路の沿道の整備に関する法律の施行等に関すること。
	路政	道路管理の企画調整、路線の認定、有料道路、道路台帳整備等に関すること。
	監察指導	道路の監察、占用、工事調整等に関すること。
	保全	道路・橋梁の維持補修、その他道路占用工事等の技術的調整、指導に関すること。
	安全施設	道路交通安全施設の整備等に関すること。
道路建設	管理	道路・街路・橋梁整備事業の連絡調整等に関すること。
	計画	道路・街路・橋梁・新交通システム等整備事業の企画・調整に関すること。
	鉄道関連事業	鉄道・軌道と交差する道路・街路整備事業及び新交通システム等整備事業の実施に関すること。
	街路	街路の整備に関すること。
	道路橋梁	道路・橋梁の整備に関すること。
三環状道路整備推進	管理	三環状道路整備事業及び関連する街路整備事業の連絡調整等、用地の取得業務に関すること。
	整備推進	三環状道路整備事業及び関連する街路整備事業に係る企画、調整、調査、測量等に関すること。
公園緑地	管理	都立公園事業・霊園事業の連絡調整等、東京都公園協会及び東京動物園協会に関すること。
	計画	都立公園事業・霊園事業等の計画・調整、公共施設・道路の緑化等に関すること。
	公園	都市公園の占用及び使用等、緑地保全地区及び風致地区内の行為規制、霊園事業の企画及び運営等に関すること。
	公園建設	都立公園事業・霊園事業及び都市緑地保全事業の実施に関すること。
河川	管理	河川整備事業に係る連絡調整等に関すること。
	指導調整	河川管理の総合調整、河川の占用、公有水面の管理等に関すること。
	計画	河川・海岸の計画、調整等に関すること。
	改修	河川の改修、高潮防御施設等の整備に関すること。
	防災	河川・海岸保全施設・砂防施設等の維持補修工事、災害復旧工事、海岸保全施設等の工事、河川しゅんせつ、水防等に関すること。

２　事　務　所　の　概　要

所　　名	所　在　地 電　　話	設　置 年月日	所管区域	所　管　業　務	令和７年度主要事業予定
第一建設事務所	中央区明石町２－４ 電話3542-0682 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年 ４月１日	千代田区、中央区、港区	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（放21、環１、環４、補４、補11）、橋梁整備（高浜橋）、シンボルロード整備（内堀通り、六本木通り）、東京ストリートヒューマン１st（外堀通り、靖国通りほか）、遮熱性舗装（新大橋通り、外苑西通りほか）、自転車通行空間整備（神田白山線ほか）、電線共同溝（外苑西通り、国道130号ほか）、道路緑化（新富晴海線ほか）、橋梁長寿命化（勝鬨橋、一ツ橋、乃木坂陸橋ほか）、道路施設補修（昭和通り、芝共同溝ほか）、中小河川整備（古川）、隅田川テラス整備、耐震対策事業（古川・亀島川）、河川しゅんせつ（隅田川ほか）、河川水面清掃（隅田川ほか28河川）
第二建設事務所	品川区広町２－１－36 （品川区総合庁舎内） 電話3774-0313 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年 ４月１日	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区	〃	道路街路整備（放17、放19、放23、環５の１、補11、補26、補27、補28、補52、補54、補125、補128、補212）、特定整備路線（放２、補26、補28、補29、補52）、橋梁整備（若潮橋、等々力大橋（仮称）、鎌田橋）、道路補修（中原街道、環八通りほか）、道路施設補修（白金トンネル、排水施設、世田谷通りほか）、道路照明のLED化（世田谷通りほか）、遮熱性舗装（山手通り、方南通り）、橋梁補修（菅刈陸橋、平和島第二歩道橋ほか）、橋梁長寿命化（大井陸橋、都大橋、長原陸橋ほか）、電線共同溝整備（環七通り、目黒通り、中原街道、環八通りほか）、自転車通行空間（方南通り）、トンネル長寿命化（東海隧道）、道路緑化（駒沢通りほか）、中小河川整備(仙川、野川、目黒川、谷沢川分水路)、高潮防御施設整備（呑川、内川、海老取川、目黒川）、調節池補修（荏原調節池）
第三建設事務所	中野区中野４－11－19 （中野区総合庁舎内） 電話3387-5132 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年 ４月１日	新宿区、中野区、杉並区	〃	道路街路整備（放５、放24、放25、環３、環４、環５の１、補26、補62、補74、補133）、特定整備路線（補227）、新宿歩行者専用道、橋梁の長寿命化(高井戸北陸橋、高井戸陸橋ほか）、道路照明のLED化（靖国通りほか）道路施設補修（井荻・練馬トンネル）、遮熱性舗装（靖国通りほか）、保水性舗装（新宿副都心三号線ほか）、自転車通行空間（井ノ頭通りほか）、電線共同溝整備（環七通り、環八通り、青梅街道ほか）、道路補修（山手通りほか）、中小河川整備（神田川、妙正寺川、善福寺川、環状七号線地下広域調節池、下高井戸調節池、善福寺川上流地下調節池）

所　名	所在地 電話	設置 年月日	所管区域	所管業務	令和７年度主要事業予定
第四建設事務所	豊島区南大塚２－36－２ 電話5978-1703 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年４月１日	豊島区、板橋区、練馬区	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（主８、主68、特441、放７、放９、放35、放36、環５の１、外環の２、補133、補156、補172、補229、補230、補233）、特定整備路線（補26、補73、補81、補82、補172）、すいすいプラン（主25、特447）、道路補修（千川通りほか）、遮熱性舗装（要町通りほか）、橋梁長寿命化(みのわ陸橋)、電線共同溝整備（目白通りほか）、自転車通行空間整備(特443)、道路施設補修（練馬春日町トンネルほか)、板橋四ツ又駐車場設備改修、中小河川整備（石神井川、白子川、城北中央公園調節池、環状七号線地下広域調節池）、耐震対策（新河岸川）、河川防災（新河岸川）、河川環境整備（新河岸川）
第五建設事務所	葛飾区東新小岩１－14－11 電話3692-4574 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和20年４月１日	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	〃	道路街路整備（放32、環３支1.2、環４、補116、補120、補142、補143、補144、補277、特474）、特定整備路線（放32、補142、補143、補144）、交通安全施設（主308、主319、特449、特450、特461、特465、特474、特475）、電線共同溝整備（主10、主50、主60、主308、主314、主315、主318、一501、特450、特463、特467、特471）、橋梁整備（小原橋、東雲橋、夢の島大橋、旧江戸川橋梁（仮称））、長寿命化（平井大橋、船堀橋、葛西橋、江東新橋、新水戸橋）、橋梁補修（上平井橋、豊住橋）、道路補修（主10、主60、主306、主308、主315、主318、主319、特449、特450、特451、特453、特461、特463、特475、特476、特477、一501）、河川（中川、新中川、旧江戸川、隅田川、綾瀬川）
第六建設事務所	足立区千住東２－10－10 電話3882-1152 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和44年４月１日	文京区、台東区、北区、荒川区、足立区	〃	道路街路整備（放８、放10、環４、補73、補85、補86、補88、補90、補92、補94、補109、補118、補136、補138、補261）、特定整備路線（補73、補86、補90、補136、補138）、橋梁補修（平和橋、厩橋）、交通安全施設（国122、主301、主306、主311、主313、主314、主319、特405、特435、特437、特452）、橋梁の長寿命化（江北橋、両大師橋、大谷田陸橋、新荒川大橋、五兵衛新橋、鹿浜橋、宮地陸橋、堀切橋）、道路補修（国122、主306、主307、主313、主318、一102、一103、一104、一106、特436、特450、特452、特455、特457、特461、特466）、電線共同溝整備（国122、主49、主58、主306、主311、主313、主314、主318、一107、一501、特445、特447、特455、特461、特467）、中小河川整備（神田川）、高潮防御施設整備（石神井川、毛長川）、耐震対策（新河岸川、垳川）、河川防災（神田川）、急傾斜地崩壊対策等（赤羽西）

所　名	所在地 電話	設置 年月日	所管区域	所管業務	令和７年度主要事業予定
西多摩建設事務所	青梅市東青梅３－20－１ 電話0428-22-7210 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和44年４月１日	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（国411、主５、主７、主31、主44、主45、主45<多摩川南岸道路>、主33<秋川南岸道路>、一165、一166、一202、一250、一251、青梅３・４・４、福生３・３・30、秋多３・４・６）、交通安全施設（国411、主29、主31、主45、すいすいプラン４箇所）、橋梁整備（本宿橋（仮称）、羽村大橋ほか）、中小河川整備（平井川、霞川）、砂防（喜代沢、西川、本宿第一沢ほか）、急傾斜地（長淵一丁目、大久野新井、小沢ほか）、河川防災等（秋川、大丹波川ほか）、道路補修（国411ほか）、道路災害防除（国411ほか）、電線共同溝整備（主５、主29ほか）、橋梁補修（海入道橋ほか）、橋梁長寿命化（境橋、神代橋、香蘭橋ほか）、トンネル予防保全（日原トンネル、吹上トンネルほか）
南多摩東部建設事務所	町田市中町１－31－12 電話042-720-8622 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和60年10月１日	町田市、多摩市、稲城市	〃	道路整備（主18、主19、主47、主57、一141、一155、一503、南多摩尾根幹線）、橋梁整備（関戸橋、堅谷戸大橋ほか）、街路整備（町田３・３・36）、交通安全施設（主18、主19、主47、すいすいプラン９箇所）、中小河川整備（鶴見川、境川金森調節池、境川木曽東調節池、境川木曽西調節池、三沢川）、砂防海岸整備（本町田）、河川防災（鶴見川、境川）、河川環境整備（大栗川、乞田川）、道路補修（主9、主18、主19、主47、主51、一124、一140、一141、一155、一156、一158、一506）、橋梁長寿命化（中央橋）、 橋梁維持（東橋、矢野口橋、今井谷戸歩道橋ほか）、電線共同溝（主3、主47、主18、主19、一158）
南多摩西部建設事務所	八王子市明神町３－19－２ （八王子合同庁舎内） 電話042-643-2604 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和60年10月１日	八王子市、日野市	〃	道路街路整備（主32、主32＜北西部幹線道路＞、主47、主61、一173、八王子３・３・10、八王子３・４・28、日野３・４・３）、橋梁整備（日野橋、東秋川橋）、交通安全施設（主46、一173）、すいすいプラン（４箇所）、中小河川整備（浅川、谷地川、川口川）、河川防災（南浅川、川口川、谷地川）、急傾斜地（初沢３、平山六）、砂防（下恩方ほか）河川環境整備（大栗川）、河川維持、道路補修（国411、主20、主32、主41、主46、一162、一169、一256、一506）、道路災害防除（一166、一521）、橋梁維持（明治橋、新関戸橋ほか）、橋梁の長寿命化（豊田陸橋、平山陸橋ほか）、電線共同溝整備（主32、一158ほか）、施設整備（美山トンネルほか）

所　名	所在地 電話	設置 年月日	所管区域	所管業務	令和７年度主要事業予定
北多摩南部建設事務所	府中市緑町１－27－１ 電話042-330-1802 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当)	昭和48年 ４月１日	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市	道路・橋梁・河川の建設及び維持管理	道路街路整備（主11、一233、三鷹３・２・２、三鷹３・２・６、三鷹３・４・７、三鷹３・４・３、三鷹３・４・11、三鷹３・４・12、武蔵野３・３・６、武蔵野３・４・24、小金井３・４・11、西東京３・２・６、西東京３・３・14、西東京３・４・９、西東京３・４・12、西東京３・４・13、府中３・２・２の２、府中３・４・５、府中３・４・７、調布３・４・２、調布３・４・10、調布３・４・11、調布３・４・17、調布３・４・18）、橋梁整備（関戸橋）、交通安全施設（一114ほか、すいすいプラン６箇所）、道路補修（主15、一134ほか）、電線共同溝整備（主11狛江通り、主18新府中街道ほか）、橋梁長寿命化（府中本町陸橋）、自転車通行空間（一112）、橋梁補修（多摩川原橋）、道路照明ＬＥＤ化（一229旧甲州街道ほか）、横断歩道橋補修（大沢台歩道橋ほか）、街路樹診断（主4青梅街道ほか）、中小河川整備（野川、石神井川、入間川、石神井川上流地下調節池、仙川第一調節池（仮称））、河川防災（仙川小金井分水路）、河川維持
北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町２－15－19 電話042-540-9501 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当)	昭和48年 ４月１日	立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市	〃	道路街路整備(国分寺３・２・８、小平３・２・８、東村山３・３・８、立川3・3・30、国分寺３・４・６、東村山３・４・11、東村山３・４・15の１及び２、立川３・２・４、福生３・４・４）、交通安全施設（主４、主７、すいすいプラン４箇所）、道路補修（主40、一153ほか）、電線共同溝整備（主16ほか）、長寿命化（武蔵国分寺陸橋ほか）、中小河川整備（柳瀬川、空堀川、奈良橋川、黒目川、落合川下谷橋調節池）、河川防災（柳瀬川ほか）、河川維持
東部公園緑地事務所	台東区上野公園７－47 電話3821-6141 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当)	昭和20年 ４月１日	２３区全域 武蔵野市、三鷹市、日野市、松戸市の一部等区外管理地	公園緑地の用地取得・造成整備・維持管理、霊園葬儀所の整備・管理、史跡名勝等の管理、苗木育成、動物園の管理と施設整備	公園緑地整備（日比谷、上野、林試の森、祖師谷、代々木、舎人、赤塚、城北中央、篠崎、水元、和田堀、練馬城址、浜離宮、小石川後楽園、旧岩崎邸庭園ほか）、霊園葬儀所整備（青山、谷中、染井、雑司ケ谷、八柱、瑞江葬儀所ほか）、動物園整備（上野、多摩、井の頭、葛西臨海）、公園用地取得（篠崎、和田堀、城北中央ほか）
西部公園緑地事務所	武蔵野市御殿山１－17－59 電話0422-47-0111 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当)	昭和20年 ４月１日	多摩地域全域	公園緑地の用地取得・造成整備・維持管理、霊園の整備・管理、特別緑地保全地区内の都有地の保全、史跡名勝の管理、苗木の育成	公園緑地整備（大戸、東伏見、六仙、滝山、野山北・六道山、中藤、府中の森、神代、井の頭恩賜、秋留台ほか）、霊園整備（八王子、小平、多磨）、公園用地取得（東伏見、六仙、神代、野山北・六道山、東大和、中藤、滝山、小金井、武蔵野、小山田、大戸ほか）

所　名	所在地 電話	設置年月日	所管区域	所管業務	令和７年度主要事業予定
江東治水事務所	葛飾区東新小岩１－14－11 電話3692-4832 （ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ・庶務課庶務担当）	昭和33年５月１日		低地河川の整備、水門・排水機場等の管理及び整備	高潮防御施設整備事業（中川ほか）、スーパー堤防等整備事業（隅田川、旧江戸川ほか）、耐震・耐水対策事業（中川・新中川ほか、水門等）、江東内部河川整備事業（横十間川ほか）、水門管理事業（水門管理センターほか20施設）

３　総務局所管事務所（建設局関連）の概要

所　名	所在地 電話	設置年月日	所管区域	所管業務	令和７年度主要事業予定
大島支庁土木課	大島町元町字オンダシ222-1 電話04992-2-4441	大正15年７月１日	大島町、利島村、新島村、神津島村	道路・橋梁・砂防・海岸・急傾斜地・地すべり防止施設等の建設及び維持管理	道路整備（一208泉津、一208間伏差木地）、道路補修（一208元町外4箇所）、交通安全施設（一208野増）、施設整備（一208元町）、道路災害防除（一224神津島村、一224沢尻）、橋梁補修（泉津橋）、砂防（沢立沢、大清水沢、小清水沢、大金沢、佐久川、間伏第一沢[仮称]、野増第二沢[仮称]、滝川沢、地の岡沢、沢尻・長浜）、急傾斜地（七軒町地区）、河川防災（木戸上、羽伏浦、間々下、上の山、大六殿・上の川、神津沢）、電線共同溝整備（一208岡田、一208元町、一208野増、一208差木地、一208波浮港、一228利島、一211若郷、一211檜山ほか）
三宅支庁土木港湾課	三宅村伊豆642番地 電話04994-2-1313	昭和18年４月１日	三宅村、御蔵島村	〃	道路整備（一212伊ヶ谷、坪田）、海岸（阿古）、道路補修（一212伊豆、坪田、阿古、一223御蔵島ほか）、道路災害防除（阿古、坪田、御蔵島ほか）、橋梁補修（空栗橋、カニガ沢橋、川田橋、三宝橋、椎取沢橋、大長井橋ほか）、緑地保護、砂防（長沢、とんび沢南支川、卯辰川）、河川防災（堰堤除石、阿古海岸）、電線共同溝整備（一212神着、一212伊ヶ谷、一223御蔵）
八丈支庁土木課	八丈町大賀郷2466-2 電話04996-2-1114	大正15年７月１日	八丈町、青ヶ島村	〃	道路整備（一216大賀郷ほか）、交通安全施設（大賀郷ほか）、道路災害防除（末吉ほか）、路面補修（三根ほか）、砂防（大里一ノ沢ほか）、河川防災（鴨川）電線共同溝整備（一216三根ほか）
小笠原支庁土木課	小笠原村父島西町 電話04998-2-2123	昭和43年６月26日	小笠原村	道路・橋梁・砂防・地すべり防止施設・都市公園の整備及び維持管理	道路整備（一240行文線、一241北進線）、道路補修（一240北袋沢、一241庚申塚ほか）、橋梁補修（境浦橋）、道路災害防除（一240夜明山、一241西浦）、交通安全施設（一240、一241）、電線共同溝整備（一241評議平）、砂防（北袋沢地区第一沢）、河川防災（大村川）、都市公園整備（大神山公園）

第４　組織の沿革

年	月日	本庁	月日	本庁行政機関
S21	2.1	建設局 庶務課 都市計画課 公園緑地課 道路課 河川課 敷地工事課 土地課 建築課 住宅課 港湾課	2.1	第一～第五土木出張所 南・北・西部公園緑地出張所 上野恩賜公園動物園 瀝青混合所
	7.11	土地課は土地整理課となる	5.14	土木出張所は建設事務所となる 上野恩賜公園動物園は恩賜上野動物園となる
	9.2	庶務課は総務課となる		
	12.27	整地工事課・土地整理課　廃止 区画整理課・土地課　設置		
23	5.1 9.1	整地工事課設置 建築課・住宅課　建築局へ分離	11.11 12.1	土木技術研究所復活 第一～第五復興区画整理事務所設置
24	11.9	公園緑地課は公園観光課となる 港湾課は港湾部となる 土地課は財務局へ移管	6.11 11.12	公園緑地出張所は公園緑地事務所となる 中川改修事務所復活
26	6.11	港湾部は港湾局となる		
27	11.1	部課制の採用 総務部 計画部 公園緑地部 道路部 河川部 区画整理部		
31	12.16	計画部は都市計画部となる 技監設置		
32	4.15	道路部廃止 道路管理部・道路建設部　設置	4.15	復興区画整理事務所は区画整理事務所となる
33			5.1	中川改修事務所は江東治水事務所となる 駐車場管理事務所設置 多摩動物公園管理事務所設置
35	7.1	都市計画部は首都整備局へ移管	4.1 12.1	特定街路建設事務所設置 特定街路建設事務所廃止 第一～第三特定街路建設事務所設置
36	4.1	道路建設部廃止 道路建設本部 建設部・用地部　設置	4.1	第四特定街路建設事務所設置
39	8.1	区画整備部は都市改造部となる	8.1 12.1	北多摩建設事務所設置 第一～第五区画整理事務所は東部・南部・西部・北部区画整理事務所に再編成 市街地改造事務所設置 多摩動物公園管理事務所は多摩動物公園となる 多摩川砂利管理事務所設置 駒沢オリンピック公園事務所設置
40	7.17	道路建設本部・建設部・用地部・道路管理部　廃止 総務部は建政部となる 道路監・道路用地部・道路工事部　設置	11.1	駐車場管理事務所廃止
41	7.19 12.1	次長設置 主幹（道路管理担当） 主幹（技術管理担当）　設置		

年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関
43	7.5	次長廃止 道路用地部は用地部となる		
44	7.5	建政部、道路工事部は総務部、道路部となる 主幹（道路計画担当）設置 主幹（道路工事担当）設置 主幹（技術管理担当）は主幹（企画技術管理担当）となる	7.5	第六建設事務所 西多摩建設事務所 南多摩建設事務所 設置 瀝青混合所・多摩川砂利管理事務所 廃止
	12.11	主幹（江東地区再開発担当）設置		
45	7.16	次長設置 主幹（江東地区再開発担当）廃止		
46	6.17	道路部・都市改造部　廃止 道路管理部・道路建設部・都市防災本部・管理部・再開発部・区画整理部　設置 主幹（道路管理担当）廃止 主幹（道路工事担当）廃止 主幹（道路保全担当）設置	6.17	市街地改造事務所 廃止 市街地再開発事務所設置
47	2.16	主幹（葛西沖開発担当）設置	2.16	東部・南部・北部区画整理事務所は、第一・第二・第三区画整理事務所、西部区画整理事務所は市街地再開発事務所、市街地再開発事務所は江東再開発事務所となる
	12.1	主幹（低地防災計画担当）設置	12.1	第三、南多摩、北多摩建設事務所及び第一、第四特定街路建設事務所に次長を設置

年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関
48	4.1	主幹（緑化推進担当）設置	4.1	北多摩建設事務所・第三特定街路建設事務所廃止 北多摩南部建設事務所・北多摩北部建設事務所設置 北多摩南部・北部建設事務所に次長を設置
49	7.1	都市防災本部に技監を設置 主幹（葛西沖開発担当）廃止 主幹（局務）設置	7.1	西多摩建設事務所に次長を設置
50	12.1	主幹（局務）廃止 主幹（亀戸・大島・小松川地区事業化担当）設置		
51	8.1	都市防災本部技監廃止 都市防災本部・管理部・再開発部・区画整理部　廃止 企画部・再開発部・区画整理部　設置 主幹（企画技術管理担当）廃止 主幹（低地防災計画担当）廃止 参事設置		
52	7.11	主幹（亀戸・大島・小松川地区事業化担当）廃止 主幹（緑化推進担当）廃止 主幹（公園管理担当）設置	7.11	江東南部再開発事務所設置
56			4.1	第一・第二・第四特定街路建設事務所廃止 第一・第四特定街路建設事務所の次長を廃止 第一街路整備事務所・第二街路整備事務所設置
57	4.1	次長廃止		
	8.1	次長設置		

年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関
59	12.1	企画部廃止	12.1	第三建設事務所の次長を廃止
60	4.1	主幹（事業調整）設置	7.1	駒沢オリンピック公園事務所廃止 西多摩・南多摩・北多摩南部・北多摩北部建設事務所の次長を廃止 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩・北多摩南部・北多摩北部建設事務所、江東治水事務所に副所長設置
	10.1	主幹（事業調整）廃止	10.1	南部・北部・西部公園緑地事務所に副所長設置 南多摩建設事務所、市街地・江東・江東南部再開発事務所廃止
			12.1	南多摩東部・南多摩西部建設事務所、第一～第二再開発事務所設置 南多摩東部・南多摩西部建設事務所、第一～第二再開発事務所に副所長設置
61	4.1	主幹（道路公社設立準備担当）設置		
	5.23	次長廃止	7.1	恩賜上野動物園、多摩動物公園に副園長設置
63	4.1	主幹（道路公社設立準備担当）廃止 主幹（水上バス）設置	4.1	第二～第三区画整理事務所に副所長設置
H元	4.1	主幹（水上バス）廃止	4.1	第一～第二街路整備事務所廃止
	7.16	次長設置		第七建設事務所設置 第七建設事務所、第一区画整理事務所に副所長設置

年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関
2	8.1	職の名称変更 企画担当部長 参事（道路保全担当） 参事（道路計画担当） 参事（公園管理担当）		
3			4.1	道路モノレール建設事務所設置
10			4.1	南部公園緑地事務所・北部公園緑地事務所廃止 東部公園緑地事務所設置
12			4.1	道路モノレール建設事務所廃止 新交通建設事務所設置
13	4.1	区画整理部・再開発部廃止 市街地整備部の設置	4.1	第三区画整理事業所廃止 第一、第二再開発事務所廃止 再開発事務所設置
14	4.1	理事設置 多摩ニュータウン事業部設置	4.1	多摩ニュータウン整備事務所設置
16	4.1	理事（多摩ニュータウン事業担当）廃止 市街地整備部及び多摩ニュータウン事業部を統合し、都市整備局に移管	4.1	第一・第二区画整理事務所及び再開発事務所は都市整備局へ移管 多摩ニュータウン整備事務所は３級事業所とし都市整備局へ移管
17			4.1	第七建設事務所廃止
18			4.1	土木技術研究所廃止 土木技術センター設置 恩賜上野動物園及び多摩動物公園は指定管理者制度の導入に伴い廃止

年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関	年	月日	本　　庁	月日	本庁行政機関
19			4.1	新交通建設事務所廃止					
20	7.16	三環状道路整備推進担当部長設置							
21	4.1 7.16	三環状道路整備推進担当部長廃止 三環状道路整備推進部設置 情報基盤整備担当部長設置	4.1	土木技術センター廃止 土木技術支援・人材育成センター設置					
22	7.16	参事（道路保全担当）廃止 参事（道路計画担当）廃止 参事（公園管理担当）廃止 道路保全担当部長設置 道路計画担当部長設置 公園管理担当部長設置							
23	4.1	情報基盤整備担当部長廃止							
R7			4.1	土木技術支援・人材育成センター廃止					

第５　人員一覧表

令和7年4月1日現在(単位:人)

区分	管理職										一般職員														計
	()は再任用職員数で内数										()は再任用職員数で内数														
	事務	技術								小計	事務	技術											技能労務	小計	
		土木	建築	機械	電気	林業	造園	獣医	技術計			土木	建築	機械	電気	ICT	林業	畜産	水産	造園	獣医	技術計			
総務部	9	9			1				10	19	70	33 (2)	2	1	1	2						39 (2)		109 (2)	128 (2)
用地部	9		1						1	10	92 (1)		6									6		98 (1)	108 (1)
道路管理部	4	13							13	17	35	78	1	1	5							85		120	137
道路建設部	1	16							16	17	21	96										96		117	134
三環状道路整備推進部	2	3							3	5	22	10	2									12		34	39
公園緑地部	9	3					5		8	17	46	1	3	1				2		31		38		84	101
河川部	3	12			1				13	16	34	74		3	6							83		117	133
小計	37	56	1		2		5		64	101	320 (1)	292 (2)	14	6	12	2		2		31		359 (2)		679 (3)	780 (3)
第一建設事務所	4 (2)	3							3	7 (2)	32 (1)	67 (3)	1	1	2					2		73 (3)	4 (1)	109 (5)	116 (7)
第二建設事務所	5 (2)	4							4	9 (2)	53 (3)	92 (3)	3	2	4					1		102 (3)	3 (1)	158 (7)	167 (9)
第三建設事務所	4 (1)	4							4	8 (1)	44 (4)	87 (2)	3	2	5					2		99 (2)	2	145 (6)	153 (7)
第四建設事務所	5 (1)	4 (1)							4 (1)	9 (2)	55 (3)	84 (3)	3	2	3					3		95 (3)	2 (1)	152 (7)	161 (9)
第五建設事務所	3	3	1						4	7	36 (1)	70 (4)	1		2					2		75 (4)	3 (1)	114 (6)	121 (6)
第六建設事務所	5 (1)	2							2	7 (1)	45 (1)	85 (6)	2		2					2		91 (6)	3	139 (7)	146 (8)
西多摩建設事務所	4 (1)	5							5	9 (1)	35 (3)	92 (5)	1		2							95 (5)	6 (1)	136 (9)	145 (10)
南多摩東部建設事務所	4	4							4	8	28 (2)	68 (1)	2	1	2							73 (1)		101 (3)	109 (3)
南多摩西部建設事務所	5 (1)	2							2	7 (1)	30	52 (2)	2		1							55 (2)	2 (1)	87 (3)	94 (4)
北多摩南部建設事務所	4 (1)	4							4	8 (1)	40	66 (5)	1	1	2					1		71 (5)	2 (1)	113 (6)	121 (7)
北多摩北部建設事務所	5 (1)	7							7	12 (1)	79 (3)	75 (3)	6		1							82 (3)	2 (2)	163 (8)	175 (9)
土木技術支援・人材育成センター																									
東部公園緑地事務所	2 (1)	1					4 (2)		5 (2)	7 (3)	34 (1)	12	8	6	7					31 (1)		64 (1)	2 (1)	100 (3)	107 (6)
西部公園緑地事務所	2 (1)						2		2	4 (1)	21	5 (1)	2	1	1					18 (1)		27 (2)	2 (2)	50 (4)	54 (5)
江東治水事務所		4			1				5	5	8 (1)	55 (3)	2	17 (3)	17 (1)							91 (7)	1 (1)	100 (9)	105 (9)
小計	52 (13)	47 (1)	1		1		6 (2)		55 (3)	107 (16)	540 (23)	910 (41)	37	33 (3)	51 (1)					62 (2)		1,093 (47)	34 (13)	1,667 (83)	1,774 (99)
計	89 (13)	103 (1)	2		3		11 (2)		119 (3)	208 (16)	860 (24)	1,202 (43)	51	39 (3)	63 (1)	2		2		93 (2)		1,452 (49)	34 (13)	2,346 (86)	2,554 (102)

第６　令和７年度予算

１　予算の基本的な考え方

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇、海外経済の動向と政策に関する不確実性や金融資本市場の変動等の影響など、都の財政環境の先行きを見通すことは困難である。

国際情勢はその変化のスピードを早め、足元では人口減少社会や少子高齢化、自然災害への備えなど、都政を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、「2050東京戦略」に基づき、「首都防衛」を図るとともに希望あふれる東京の未来を切り拓いていかなくてはならない。

令和７年度予算は、不確実性が高まる社会情勢の中、「成長」と「成熟」が両立した持続可能な都市の実現に向けて、全ての人が輝く東京未来を切り拓く予算として、

第一に、東京のポテンシャルを最大限活かし、「ダイバーシティ」、「スマート シティ」、「セーフ シティ」の３つのシティを進化させ、「世界で一番の都市・東京」の実現に向けた施策を積極的かつ着実に展開すること

第二に、都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを向上させるため、DXなど新たな視点で業務の見直しを進め、持続可能な執行体制の構築を図りつつ、無駄を一層なくす取組を強化し、強靭で持続可能な財政基盤を堅持すること

を基本として編成した。

こうした都の予算編成方針のもと、建設局では首都東京の成長を支える都市基盤施設の効果的・重点的な整備と、適切な維持管理を通した万全の危機管理により、都民の安全・安心を確保するとともに、次世代に良好な社会資本を継承していく。

より強靭で持続可能な都市を創り上げるために大胆かつ着実な施策を積極的に展開するとともに、先端技術の活用等を図り、都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスを一層向上させていく。

この２点を基本方針とし、以下の４つの視点に基づいて予算を編成した。

【安全安心】安心で暮らしやすい社会の実現
【渋滞対策】国際競争力と経済活力の強化
【快適環境】快適で潤いのある都市空間の創出
【施設管理】都市基盤施設の良好な維持管理

２　予算規模

令和７年度の建設局関係予算の総額は6,622億円で、前年度に対して199億円、3.1%の増となっており、その会計別の内訳は**第１・１表**のとおりである。

一般会計について、都全体と当局とを比較すると、**第１・２表**のとおり、一般会計全体の予算規模は前年度に対して8.3%増、当局の予算規模は、3.2%増であり、一般会計全体に占める当局の割合は、7.2%となっている。

（**資料第１－（２）**、P.168）

第１・１表　建設局関係予算規模（会計別）

区　分	７年度	６年度	比較増減	増減率
	億円	億円	億円	%
一　般　会　計	6,567	6,366	201	3.2
用　地　会　計	55	57	△2	△3.7
合　　計	6,622	6,423	199	3.1

第１・２表　建設局関係予算規模（年度別）

区分＼年度	一　般　会　計				都全体に占める建設局割合（B/A）
	都　全　体（A）		建　設　局（B）		
	予算額	増減率	予算額	増減率	
平成	億円	%	億円	%	%
28	70,110	0.8	5,860	6.6	8.4
29	69,540	△0.8	5,909	0.8	8.5
30	70,460	1.3	5,965	1.0	8.5
令和元	74,610	5.9	5,753	△3.5	7.7
2	73,540	△1.4	5,832	1.4	7.9
3	74,250	1.0	5,646	△3.2	7.6
4	78,010	5.1	5,855	3.7	7.5
5	80,410	3.1	6,219	6.2	7.7
6	84,530	5.1	6,366	2.4	7.5
7	91,580	8.3	6,567	3.2	7.2

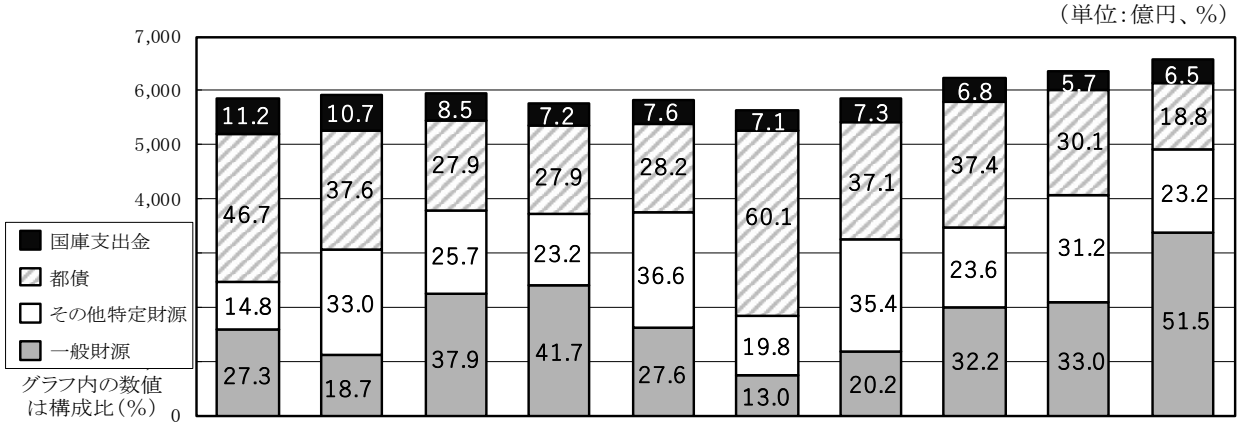
3　一般会計歳入予算の概要

令和７年度の建設局歳入予算は、所管外財源を含めた特定財源総額で3,192億円となっている。

前年度と比べて特定財源は1,073億円の減、一般財源は1,274億円の増となっている。(**第１・１図**)

第1・1図　一般会計当初予算の推移と財源の構成

（単位:億円、%）



区　　分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
国庫支出金	656	633	507	414	442	398	427	420	364	429
都　　債	2,735	2,221	1,663	1,607	1,647	3,396	2,170	2,325	1,917	1,234
その他特定財源	869	1,944	1,542	1,334	2,131	1,119	2,079	1,467	1,984	1,529
一般財源	1,600	1,111	2,253	2,398	1,612	733	1,179	2,007	2,101	3,375
計	5,860	5,909	5,965	5,753	5,832	5,646	5,855	6,219	6,366	6,567

(1) 特別交付金

７年度	６年度	比較増△減
千円	千円	千円
1,262,486	1,312,311	△49,825

道路交通法の反則行為に関する処理手続の特例によって、国に納付された反則金の収入額を建設局及び警視庁所管の交通安全施設（歩道、道路標識等）の整備の費用に充てるため人口集中地区人口、人身事故発生件数及び改良済道路延長を基準として交付されるものである。

(2) 分担金及負担金

７年度	６年度	比較増△減
千円	千円	千円
12,109,361	12,413,355	△303,994

鉄道と道路との連続立体交差事業に伴う負担金や中小河川の護岸改修に伴う橋梁架替費用の負担金などであり、その内訳は**第１・３表**のとおりである。

(3) 使用料及手数料

７年度	６年度	比較増△減
千円	千円	千円
32,437,318	30,619,246	1,818,072

使用料は、道路や河川敷地の占用料、動物園の入園料、公園施設の使用料などであり、手数料は、行政サービスの対価として徴収するもので、その内訳は**第１・４表**のとおりである。

第１・３表　分担金及負担金

区　　分	７　年　度	６　年　度
道路橋梁費関係（連続立体交差事業に伴う負担金ほか）	11,605,293 千円	11,940,917 千円
河川海岸費関係（河川工事に伴う橋梁架替の負担金ほか）	499,717	385,833
公園霊園費関係（非常用発電設備維持管理負担金）	4,351	86,605

第１・４表　使用料及手数料

区　　分	７　年　度	６　年　度
道路橋梁費関係（道路占用料ほか）	14,909,558 千円	14,567,434 千円
河川海岸費関係（河川敷地占用料、流水占用料ほか）	3,669,263	3,645,653
公園霊園費関係（動物園入園料、公園・霊園施設使用料ほか）	13,849,725	12,397,587
土木管理費関係（証明閲覧ほか）	8,772	8,572

(4) 国庫支出金

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
42,920,041	36,380,402	6,539,639

地方財政法等の規定に基づき、国がその事業の経費の一部を負担する「国庫負担金」、国が特定の事業を奨励することを目的として支出する「国庫補助金」、国の法定受託事務等に支出される「国庫委託金」があり、その内訳は**第１・５表**のとおりである。

(5) 財産収入

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
985,445	1,133,590	△148,145

都有財産の運用収入及び公共事業の施行に伴う代替地の売払い収入などで、その内訳は**第１・６表**のとおりである。

(6) 寄附金

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
10,000	10,000	0

（公財）東京動物園協会からのジャイアントパンダ繁殖研究プロジェクトに係る寄附金である。

(7) 繰入金

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
95,622,033	146,167,798	△50,545,765

街路整備事業等に伴う下水道工事負担金、水道工事における道路自費復旧工事の監督事務費などの各公営企業会計からの繰入金や、東京強靭化推進基金、社会資本等整備基金などから財源充当される基金繰入金などであり、その内訳は**第１・７表**のとおりである。

第１・５表　国庫支出金

区　　分	7　年　度	6　年　度	負担補助割合
国庫負担金（土木費国庫負担金）	13,356,409 千円	9,445,079 千円	
道路橋梁（街路整備ほか）	13,086,300	8,676,420	1/2・3/5・0.667
河川海岸（中小河川整備ほか）	266,000	765,000	1/2・0.667
土木管理（市町村指導監督）	4,109	3,659	10/10
国庫補助金（土木費国庫補助金）	29,549,894	26,921,809	
道路橋梁（街路整備ほか）	19,163,000	17,781,707	1/2・3/5
河川海岸（中小河川整備ほか）	8,000,414	6,968,102	1/3・1/2・5.5/10・9/10
公園霊園（公園整備ほか）	2,386,480	2,172,000	1/3・1/2
国庫委託金（土木費委託金）	13,738	13,514	
河川海岸（水害統計調査）	224	226	10/10
土木管理（建設統計調査）	13,514	13,288	10/10

第１・６表　財 産 収 入

区　　分	7　年　度	6　年　度
河川海岸費関係（地所賃貸料ほか）	18,855 千円	18,193 千円
公園霊園費関係（地所賃貸料）	61	58
土木管理費関係（用地取得に関連する代替地売払ほか）	966,529	1,115,339

第１・７表　繰　入　金

区　　分	7　年　度	6　年　度
公営企業会計繰入金	2,526,449 千円	2,573,402 千円
中央卸売市場会計繰入金（同時施行工事負担金ほか）	800,407	983,135
臨海地域開発事業会計繰入金（臨海部開発者負担金）	105,000	165,000
交通事業会計繰入金（非常用発電設備維持管理費負担金）	18,743	19,076
高速電車事業会計繰入金（道路自費復旧工事監督事務費）	830	492
水道事業会計繰入金（道路自費復旧工事監督事務費ほか）	260,144	291,044
下水道事業会計繰入金（街路事業に伴う下水道工事負担金ほか）	1,341,355	1,114,655
基金繰入金（東京強靭化推進基金、社会資本等整備基金ほか）	93,095,584	143,594,396

(8) 諸収入

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
10,442,648	6,757,012	3,685,636

公共事業の施行に伴う移転資金貸付金などの元利収入、街路整備事業と隣接事業との同時施行に伴う受託事業収入、宝くじ収入などであり、内訳は**第１・８表**のとおりである。

(9) 都債

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
123,426,000	191,693,000	△68,267,000

道路、河川、公園など都市基盤の整備にあたり、納税者の世代間の負担の均衡を図り、投資的経費の財政需要に応えていくための計上であり、内訳は**第１・９表**のとおりである。

第１・８表　諸　収　入

区　　分	7　年　度	6　年　度
道路橋梁費関係（街路事業との同時施行工事受託費ほか）	2,718,966 千円	2,123,028 千円
河川海岸費関係（電力エネルギー売払収入ほか）	1,164	1,247
公園霊園費関係（宝くじ収入ほか）	7,595,915	4,503,122
土木管理費関係（生活再建資金貸付返済金ほか）	126,603	129,615

第１・９表　都　　債

区　　分	7　年　度	6　年　度
道路橋梁費関係（交通安全施設、橋梁整備ほか）	44,378,000 千円	104,915,000 千円
河川海岸費関係（中小河川整備、高潮防御施設ほか）	68,209,000	65,807,000
公園霊園費関係（公園整備）	10,839,000	20,971,000

４　一般会計歳出予算の特徴

(1) 令和７年度予算のポイント

1) 安全安心－安心で暮らしやすい社会の実現

2,124億円（対前年度 213億円増 11.1%増）

①中小河川の豪雨対策　770億円
　善福寺川上流地下調節池など
②高潮防御施設等の整備　112億円
　石神井川、隅田川など
③河川における防災情報の発信・充実　6億円
④東部低地帯の耐震・耐水対策　240億円
　新中川、日本橋水門など
⑤木密・特定整備路線の整備　382億円
　補助第73号線など 18路線 29箇所
⑥無電柱化の推進　461億円
⑦道路斜面の安全対策　60億円
⑧土砂災害対策（砂防・急傾斜地等）　74億円
⑨河川防災　羽伏浦海岸など　10億円
⑩都立公園の防災機能の強化充実　11億円
　旧古河庭園、六仙公園など

2) 渋滞対策－国際競争力と経済活力の強化

1,832億円（対前年度 2億円増 0.1%増）

①骨格幹線道路の整備　715億円
　環状第４号線、町田調布線など
②首都圏三環状道路の整備　外環　51億円
③地域幹線道路の整備　400億円
　補助第74号線、調布３・４・２号線など
④都市高速道路の整備　1億円
⑤鉄道の連続立体交差事業の推進　520億円
　京浜急行本線、西武新宿線など 7路線9箇所
⑥多摩都市モノレールの整備　15億円
⑦橋梁の整備（新設・架替）　101億円
　等々力大橋(仮称)、関戸橋など 14橋
⑧第４次交差点すいすいプラン　27億円
　右折レーン設置等の交差点改良 23箇所

3) 快適環境－快適で潤いのある都市空間の創出

547億円（対前年度 91億円減 14.2%減）

①都立公園の整備　393億円
　練馬城址公園、東伏見公園など
②道路や水辺空間の緑化推進　17億円
③水辺の魅力を活かした東京の顔づくり　4億円
④道路のバリアフリー化　4億円
⑤自転車通行空間の整備　12億円
⑥東京ストリートヒューマン1st事業　5億円
⑦環境対策型舗装の推進　73億円
⑧道路照明のＬＥＤ化　40億円

4) 施設管理－都市基盤施設の良好な維持管理

945億円（対前年度 38億円増 4.1%増）

①道路･河川･公園の維持管理　677億円
②予防保全型管理 橋梁長寿命化など　268億円

(2) 令和７年度予算による事業効果

1) 千代田練馬田無線（石神井２期）完成
2) 東村山東大和線（廻田）完成
3) 放射第16号線　完成
4) 三鷹３・２・２号線（牟礼）完成
5) 補助第277号線（東水元）完成
6) 花畑水門　耐震・耐水工事完了
7) 境川木曽東調節池　稼働開始
8) とんび沢南支川（１）砂防事業　概成
9) 代々木公園　陸上競技場改修工事完了
10) 潮風公園　南地区護岸改修工事完了　など

(3) 令和７年度予算における主要整備指針

1) 区部環状道路完成率　76.9%→76.9%
2) 多摩南北道路完成率　74.8%→74.8%
3) 多摩東西道路完成率　69.6%→69.6%
4) 中小河川護岸整備率　68.7%→69.0%
5) 河川の安全度達成率
 ・対策強化流域　63.3%→63.7%
 ・一般の流域　80.9%→81.0%
6) 高潮防御施設整備率　94.8%→94.8%
7) １人あたり公園面積　5.83㎡→5.88㎡

(4) 経常経費　920億円

経常経費については、都市基盤施設を良好な状態に保つ維持・修繕・管理等に加え、安全性や景観の向上などに重点をおいた維持管理を行うため、所要の経費を計上した。

(5) 国庫補助事業　880億円

国庫補助事業については、前年度に比べ17.2%増の 880億円となった。なお、一般会計に占める補助事業の割合は、６年度の11.8%から13.4%へと増加した。（**第１・２図**）

第１・２図　補助・単独事業別予算比較

年度	補助事業	50%	単独事業	計
				億円
27	1,185	21.5 / 78.5	4,314	5,499
28	1,226	20.9 / 79.1	4,634	5,860
29	1,186	20.1 / 79.9	4,723	5,909
30	956	16.0 / 84.0	5,009	5,965
元	847	14.7 / 85.3	4,906	5,753
2	888	15.2 / 84.8	4,944	5,832
3	800	14.2 / 85.8	4,846	5,646
4	887	15.1 / 84.9	4,968	5,855
5	871	14.0 / 86.0	5,348	6,219
6	751	11.8 / 88.2	5,615	6,366
7	880	13.4 / 86.6	5,687	6,567

注） 補助事業には公共のほか交付金を含む。

(6) 一般会計歳出予算を目的別（項別）に見ると予算額と構成比は、道路橋梁費 4,041億円 61.5%、河川海岸費 1,460億円 22.2%、公園霊園費 824億円 12.6%、土木管理費 242億円 3.7%となっている。（**第１・10表**）

第１・10表　目的別（項別）予算

区　分	７年度		６年度		増△減	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
	億円	%	億円	%	億円	%
道路橋梁費	4,041	61.5	3,990	62.7	51	1.3
河川海岸費	1,460	22.2	1,255	19.7	205	16.4
公園霊園費	824	12.6	866	13.6	△42	△4.9
土木管理費	242	3.7	255	4.0	△13	△5.2
合　計	6,567	100	6,366	100	201	3.2

(7) また、これを性質別にみると予算額と構成比は、投資的経費 5,647億円 86.0%、給与関係費 220億円 3.3%、維持補修費 631億円 9.6%、物件費ほか 69億円 1.1%である。（**第１・11表**）

第１・11表　性質別予算

区　分	７年度		６年度		増△減	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
	億円	%	億円	%	億円	%
投資的経費	5,647	86.0	5,500	86.4	147	2.7
給与関係費	220	3.3	211	3.3	9	4.3
維持補修費	631	9.6	587	9.2	44	7.5
物件費ほか	69	1.1	68	1.1	1	1.5
合　計	6,567	100	6,366	100	201	3.2

5　一般会計歳出予算の概要

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
656,728,000	636,558,000	20,170,000

（第１・３図）

(1) 道路橋梁費

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
404,132,000	399,016,000	5,116,000

都知事が管理する道路、橋梁の維持管理費及び新設、改修に要する経費である。

1) 骨格幹線道路の整備　772億円

都心に流入する通過交通の分散や多摩地域での渋滞の緩和を図るため、区部放射・環状、多摩南北方向、区部多摩を結ぶ東西方向の幹線道路を重点的に整備する。

2) 東京外かく環状道路の整備推進　51億円

外環のうち青梅街道インターチェンジ地域の用地取得事務を国から受託し、事業を推進する。（直轄事業負担金含む）

3) 地域幹線道路の整備　725億円

骨格幹線道路を補完し、地域の防災性や交通の定時性を確保するなど、地域生活を支える基幹的な幹線道路を整備する。

4) 木密地域・特定整備路線の整備（再掲）　382億円

木造住宅密集地域において、延焼遮断や避難、救援など防災性の向上に資する都施行の都市計画道路（特定整備路線）の整備を推進する。

5) 都市高速道路の整備　1億円

都心環状線と八重洲線とを接続する新京橋連結路を整備する。

6) 第三次みちづくり・まちづくりﾊﾟｰﾄﾅｰ事業　51億円

多摩地域のまちづくりと密接に関連した都道について、市と協力して整備を行い、地域のネットワークの早期完成を図る。

7) 鉄道の連続立体交差事業　520億円

一定区間の鉄道を連続して立体化することにより、交通渋滞の緩和、地域分断の解消を図り、一体的なまちづくりを推進するほか、踏切事故を解消し、安全性を確保する。

8) 多摩都市モノレールの整備　15億円

多摩地域のアクセス利便性と、活力や魅力の向上を図るため、上北台から箱根ケ崎間の延伸の事業化に向けて、インフラ部の整備にかかる調査及び設計等を進める。

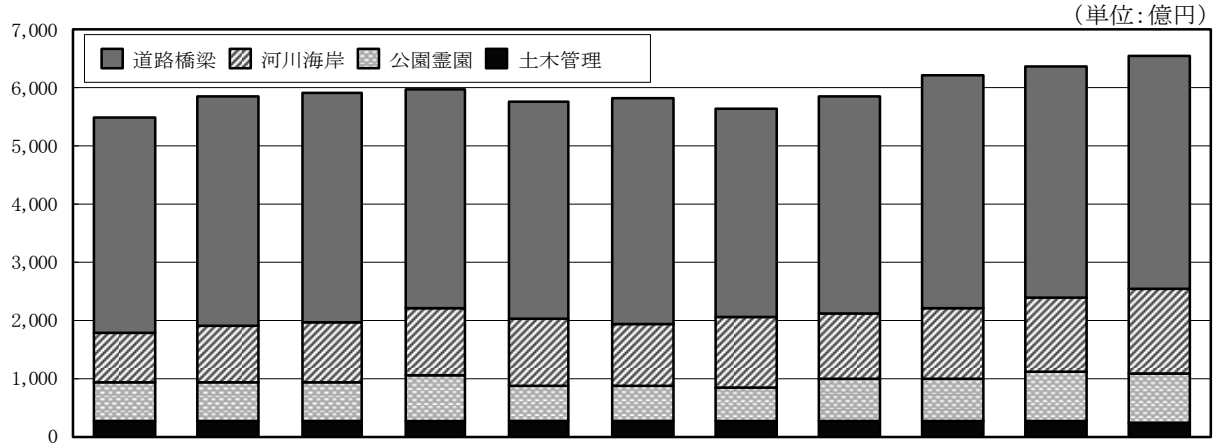
9) 安全性を重視した道路補修　413億円

安全で円滑な道路交通を確保するため、路面や道路施設の補修を実施するほか、沿道環境対策や道路照明のLED化などに取り組む。

また、ヒートアイランド対策として、センター・コア・エリアを中心とした重点エリアにおいて、路面温度の上昇を抑える遮熱性舗装や保水性舗装を路面補修工事にあわせて実施する。

第1･3図　事業別当初予算の推移

（単位:億円）



区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
道路橋梁	3,711	3,968	3,957	3,761	3,719	3,910	3,596	3,742	4,008	3,990	4,041
河川海岸	869	973	1,033	1,146	1,160	1,057	1,227	1,133	1,221	1,255	1,460
公園霊園	671	658	659	798	599	599	571	723	745	866	824
土木管理	248	261	260	260	275	266	252	257	245	255	242
計	5,499	5,860	5,909	5,965	5,753	5,832	5,646	5,855	6,219	6,366	6,567

10) 無電柱化の推進　461億円

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るため、「東京都無電柱化計画」に基づき、都道では、防災上重要な第一次緊急輸送道路や利用者の多い主要駅周辺等を中心に事業を推進する。島しょ地域では、「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」に基づき事業を推進するとともに、「利島・御蔵島無電柱化整備計画～電柱のない島に向けて～」では、都道や港のみならず村道等についても無電柱化することで「電柱のない島」を目指す。

また、面的な無電柱化を促進するため、区市町村の無電柱化事業への補助を行う。

11) 交通ボトルネックの解消　27億円
（第４次交差点すいすいプラン）

右折車線のない交差点など、道路交通上の支障となっている箇所を集中的に整備することで渋滞の解消を図る。

12) 歩道の整備　33億円

歩行者を交通事故から守り、車椅子利用者や自転車も通行できる安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道が未整備又は歩道幅員２ｍ未満の道路において、歩道の整備を推進する。

13) 道路のバリアフリー化　4億円

高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るため、歩道の段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などによるバリアフリー化に取り組む。

また、都道の整備に加え、区市町村道のバリアフリー化補助を行い、面的なバリアフリー化を推進する。

14) 自転車通行空間の整備　12億円

都内各地で誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間を確保するために、整備を推進する。

15) 山岳道路の防災力の向上　24億円

山岳道路において、令和元年東日本台風など近年の災害の教訓を踏まえ、優先路線で擁壁等を新規に整備するとともに、既設斜面における経年劣化対策を拡大するなど、防災力の向上を図る。

区　　分	７　年　度	６　年　度
管理費（道路橋梁事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	2,605,000 千円	2,477,000 千円
道路管理費（都道の認定改廃、道路台帳整備等道路の管理）	971,000	745,000
駐車場管理費（都営駐車場の管理運営等）	1,707,000	1,345,000
道路維持費（道路、街灯、交通安全施設、街路樹等の維持）	30,366,000	28,369,000
橋梁維持費（橋梁の塗装、修理等の維持）	5,074,000	4,794,000
道路補修費（路面や道路施設の補修、街路樹等の道路緑化）	41,308,000	38,448,000
交通安全施設費（無電柱化、歩道の整備や交差点の改良などの整備）	50,674,000	45,478,000
道路災害防除費（落石や斜面崩壊など道路災害の防除）	5,974,000	5,334,000
道路整備費（道路法による多摩・島しょ地域などの道路整備）	24,368,000	25,014,000
街路整備費（都市計画法による区部・多摩地域などの街路整備）	193,292,000	199,160,000
橋梁整備費（橋梁の新設・架替、長寿命化等の整備）	29,805,000	30,486,000
小笠原道路整備費（小笠原諸島における道路の整備）	1,782,000	638,000
直轄事業負担金（国が直轄施行する道路事業に対する負担金）	16,203,000	16,725,000
道路災害復旧費（公共土木施設の災害復旧）	3,000	3,000

(2) 河川海岸費

７年度	６年度	比較増△減
千円	千円	千円
146,030,000	125,442,000	20,588,000

都知事の管理する河川、海岸の維持管理、改修及び施設の新設に要する経費である。

1) 中小河川整備の推進　771億円

１時間50㍉の降雨に対応するため、護岸や調節池などの整備を推進する。また、時間50㍉を超える降雨への対応や近年多発している局地的かつ短時間の集中豪雨の増加を踏まえた整備水準である年超過確率1/20規模の降雨に対応するため、善福寺川や境川など５河川で善福寺川上流地下調節池など９施設の整備を推進していく。

加えて、妙正寺川上流調節池(仮称)及び柳瀬川上流第一調節池(仮称)の２施設において基本設計に着手する。

①護岸整備　221億円
②調節池・分水路整備　550億円

2) 高潮防御施設の整備　356億円

東部低地帯を高潮等の被害から守るため、防潮堤、護岸などの施設整備を行うとともに、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、最大級の地震に対しても、各施設が機能を保持し、津波や高潮等による浸水を防止するための耐震・耐水対策を推進する。

①高潮防御施設　56億円
②江東内部河川　13億円
③スーパー堤防等　42億円
④東部低地帯耐震・耐水対策　240億円
⑤係留保管施設　2億円
⑥水辺の魅力を活かした東京の顔づくり　4億円

区　分	7 年 度	6 年 度
管理費（河川海岸事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	1,972,000 千円	1,882,000 千円
河川維持費（堤防護岸、水門、砂防施設、海岸保全等維持管理）	6,052,000	5,703,000
水防費（水防倉庫、水防用車両等の維持管理）	537,000	574,000
河川防災費（在来護岸の局部改良）	9,119,000	9,243,000
河川環境整備費（河川における環境整備）	1,768,000	2,028,000
中小河川整備費（中小河川の護岸や調節池などの整備）	77,185,000	56,574,000
高潮防御施設費（高潮区間の河川整備や耐震・耐水対策など）	35,551,000	34,168,000
砂防海岸整備費（砂防、海岸保全、急傾斜地保全施設等の整備）	7,352,000	7,972,000
小笠原河川整備費（小笠原諸島の河川及び砂防施設の整備）	413,000	385,000
直轄事業負担金（国が直轄施行する河川事業等に対する負担金）	6,078,000	6,910,000
河川災害復旧費（公共土木施設の災害復旧）	3,000	3,000

(3) 公園霊園費

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
82,420,000	86,631,000	△4,211,000

公園、動物園などの施設の管理運営と施設整備に要する経費である。

1) 個性豊かな都立公園の整備　204億円

東京を緑豊かな成熟した都市とするため、「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、優先整備区域を中心に整備を行い、水と緑の骨格軸を形成していく。

2) 都立公園の防災機能の強化充実　11億円

災害時の避難場所及び救出・救助活動拠点として、公園施設が確実に機能を発揮できるよう、63の防災公園で、非常用発電機や夜間照明を整備するとともに、情報伝達機能を強化することなどにより、都立公園における防災機能の強化充実を図る。

3) 国際観光拠点としての活用　233億円

江戸の名園を保存・復元するとともに、動物園での行動展示施設への改修を図り、歴史ある公園では賑わいを創出するなど、東京の顔としての公園の魅力を高める。

4) 区部霊園の再生　4億円

都心に立地する区部霊園を、良好な都市の緑地空間と位置づけ、既存ストックを活かし投資効率の高い霊園として再生整備を行い、生み出した墓所を、都民に供給する。

5) 指定管理者制度の活用　229億円

公の施設の効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を活用し、利用者の多様なニーズに応える質の高いサービスの提供を図る。

区　分	7 年 度	6 年 度
管理費（公園霊園事業の実施に伴う人件費、管理事務費）	2,981,000 千円	2,850,000 千円
公園管理費（公園の維持管理）	14,782,000	13,410,000
動物園管理費（動物園の維持管理）	7,781,000	7,323,000
霊園葬儀所管理費（霊園及び葬儀所の維持管理）	2,547,000	2,374,000
公園整備費（公園の造成、既設公園の整備）	44,004,000	50,951,000
動物園整備費（動物園の展示施設の改修、管理施設の整備）	4,235,000	3,334,000
霊園葬儀所整備費（霊園及び葬儀所の改修、管理施設の整備）	5,990,000	6,281,000
小笠原公園整備費（小笠原諸島の都市公園の整備）	100,000	108,000

(4) 土木管理費

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
24,146,000	25,469,000	△1,323,000

生活再建対策、市町村の土木事業に対する補助その他土木事業の管理に要する費用である。

1) 生活再建対策（貸付金・代替地） 11億円

公共事業の施行に伴う建築物の移転、土地の購入等を要する者に対する資金の貸付及び代替地の取得・売払を実施する。

2) 市町村土木補助 56億円

地域交通や生活環境を支える上で欠かすことのできない市町村道事業をはじめ、地域のさらなる緑の創出に向けて公園事業への補助を積極的に行うなど、多摩、島しょ地域のまちづくりを支援する。

区　　分	7　年　度	6　年　度
管理費（一般管理事務及び建設事務所等の人件費、管理事務費）	16,137,000 千円	15,637,058 千円
土木技術費　（技術支援、調査・開発等）	327,000	255,942
庁舎整備費（建設事務所等の維持・改修）	1,004,000	2,904,000
土木補助費（市町村の土木事業に対する補助）	5,609,000	5,609,000
生活再建資金貸付費（事業実施に伴う移転者への生活再建対策）	282,000	286,000
代替地購入費（事業実施に伴う移転者への移転先地提供）	787,000	777,000

6　用地会計予算の概要（財務局所管）

7年度	6年度	比較増△減
千円	千円	千円
5,501,000	5,710,000	△209,000

（第１・４図）

(1) 用地会計による用地取得

道路、河川及び公園事業の円滑な推進を図るため、必要となる事業用地を先行取得する経費であり、所管の財務局から執行委任を受けて事業を実施している。

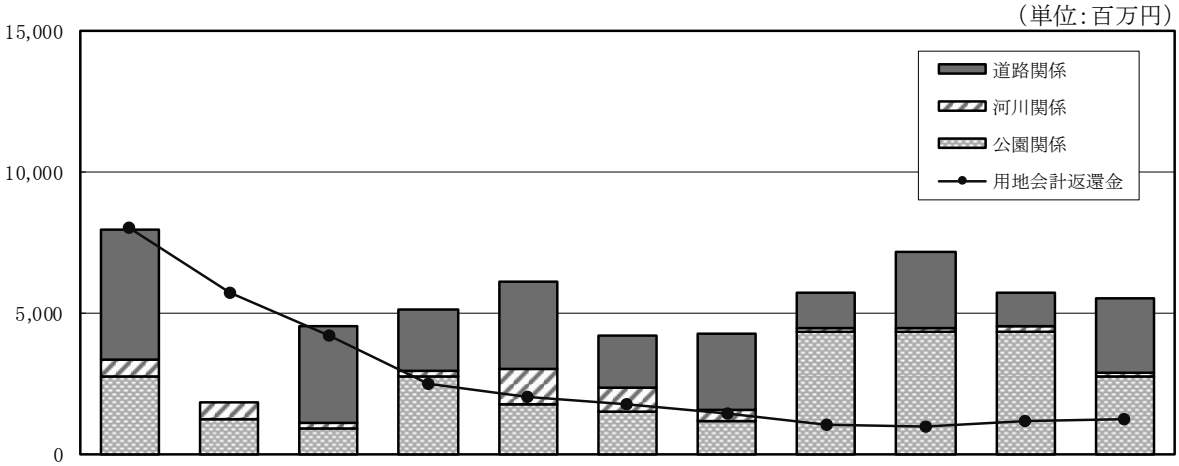
道路事業（定額資金）	180㎡	26億円
河川事業（起債事業）	243㎡	2億円
公園事業（起債事業）	5,717㎡	27億円

(2) 用地会計返還金（一般会計）

用地会計の起債事業で取得した用地は、一般会計において、１年間据置後、２年目から用地会計への返還金を計上し、減債基金に積み立て、10年目に一括償還する。

第1･4図　用地会計予算の推移

（単位:百万円）



区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
道路関係	4,609	0	3,371	2,125	3,053	1,832	2,724	1,216	2,648	1,231	2,635
河川関係	601	574	244	221	1,276	907	385	160	159	141	162
公園関係	2,708	1,227	872	2,736	1,734	1,456	1,157	4,300	4,300	4,338	2,704
計	7,918	1,801	4,487	5,082	6,063	4,195	4,266	5,676	7,107	5,710	5,501
用地会計返還金	7,963	5,664	4,176	2,495	2,039	1,765	1,386	1,011	958	1,160	1,233

第７　令和６年度決算

１　都の一般会計決算

令和６年度一般会計決算における実質収支は均衡した。これは、積極的な施策展開を図ったほか物価高騰の影響等により歳出が増加するとともに、都税収入等の歳入も増加したことなどによるものである。

少子高齢化の進行や、災害への備えなど、課題が山積する中にあっても、子供・若者から高齢者まで全ての人への切れ目ない支援、国際競争力の強化、都民の命と暮らしを守る「首都防衛」など、必要な取組を進めていくため、強靭な財政基盤を堅持していく。

区　　分	6年度	5年度
	億円	億円
歳　　入	89,628	84,831
歳　　出	87,246	82,129
形 式 収 支	2,382	2,702
翌 年 度 繰 越	2,382	2,702
実 質 収 支	0	0

２　土木費の決算

令和６年度は、局の主要事業を重点的に推進し、環状第６号線全線完成、放射第7号線(大泉)及び国分寺３・２・８号府中所沢線の暫定交通開放、下高井戸調節池及び下谷橋調節池の稼働開始、亀島川水門の耐震耐水工事完了や、日比谷公園の芝庭広場整備完了など、多数の箇所で事業効果の発現を図り、都市基盤整備を着実に前進させた。

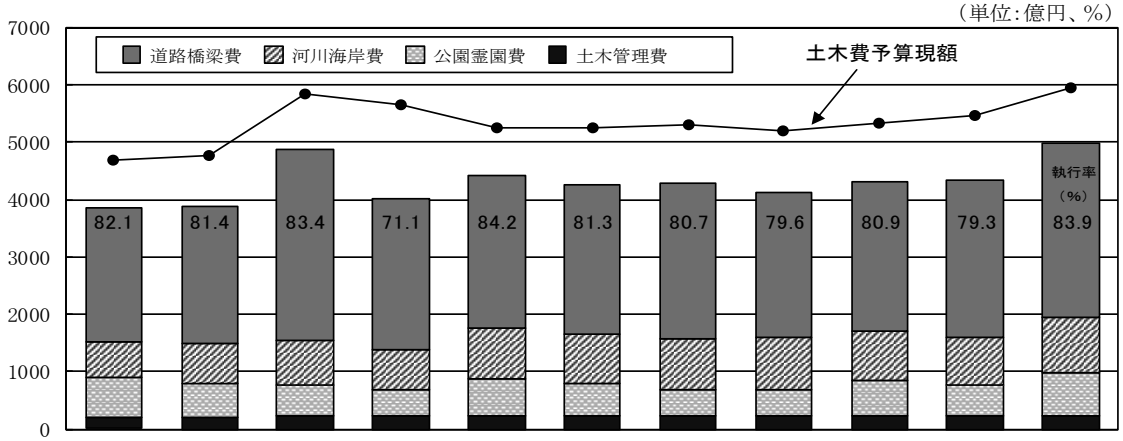
（第１・５図）（資料第１－（３）、P. 170）

区　　分	6年度	5年度
	百万円	百万円
予 算 現 額	594,733	547,301
支 出 済 額	498,866	434,253
繰　越　額	37,206	31,808
不　用　額	58,661	81,240
執 行 率	83.9 %	79.3 %
（繰越含む）	(90.1 %)	(85.2 %)

３　主な事業効果発現

(1)　御蔵島環状線（里）完成
(2)　環状第６号線　全線完成
(3)　放射第７号線（大泉）西側区間 暫定交通開放
(4)　国分寺３・２・８号府中所沢線 暫定交通開放
(5)　下高井戸調節池　稼働開始
(6)　下谷橋調節池　稼働開始
(7)　亀島川水門　耐震・耐水工事完了
(8)　和田地区　急傾斜地崩壊防止工事完了
(9)　本町田地区　急傾斜地崩壊防止工事完了
(10)　日比谷公園　芝庭広場整備完了
(11)　高井戸公園　南地区西側整備完了
(12)　陵南公園　遊具広場改修工事完了

第1･5図　一般会計 土木費 決算の推移



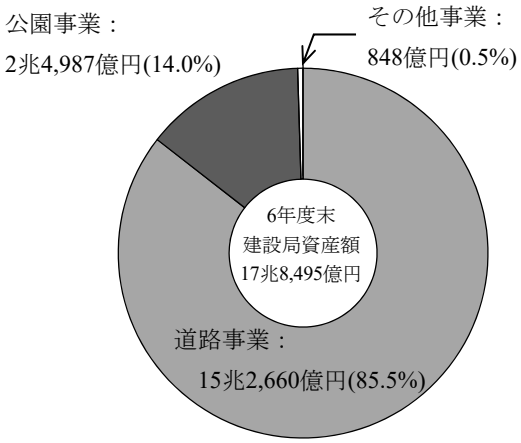
区　　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
道路橋梁費	2,315	2,379	3,322	2,644	2,669	2,603	2,713	2,517	2,588	2,739	3,033
河川海岸費	616	697	774	691	861	861	882	938	875	845	979
公園霊園費	697	595	549	457	660	557	454	455	615	543	744
土木管理費	212	208	221	223	225	238	223	217	225	216	233
計	3,840	3,879	4,866	4,015	4,415	4,259	4,272	4,127	4,303	4,343	4,989
土木費予算現額	4,674	4,763	5,831	5,645	5,247	5,238	5,291	5,185	5,322	5,473	5,947

４　建設局の保有資産

令和６年度末における建設局の資産の合計は、17兆8,495億円で、令和５年度末に対して、1,742億円増加した。これらは、積極的な都市基盤整備の結果、道路、公園等の資産が増加したことによるものである。（**第１・12表**）（**資料第１－（４）**、P. 172）

資産の事業別内訳は、**第１・６図**のとおり、道路事業が15兆2,660億円で、建設局全体の８割以上を占めている。公園事業は、2兆4,987億円である。なお、都民一人あたりの資産は126万円である。これらの資産については、都民の共有財産として引き続き適切に管理を行っていく。

第１・６図　資産の事業別内訳



第１・12表　一般会計貸借対照表の概要

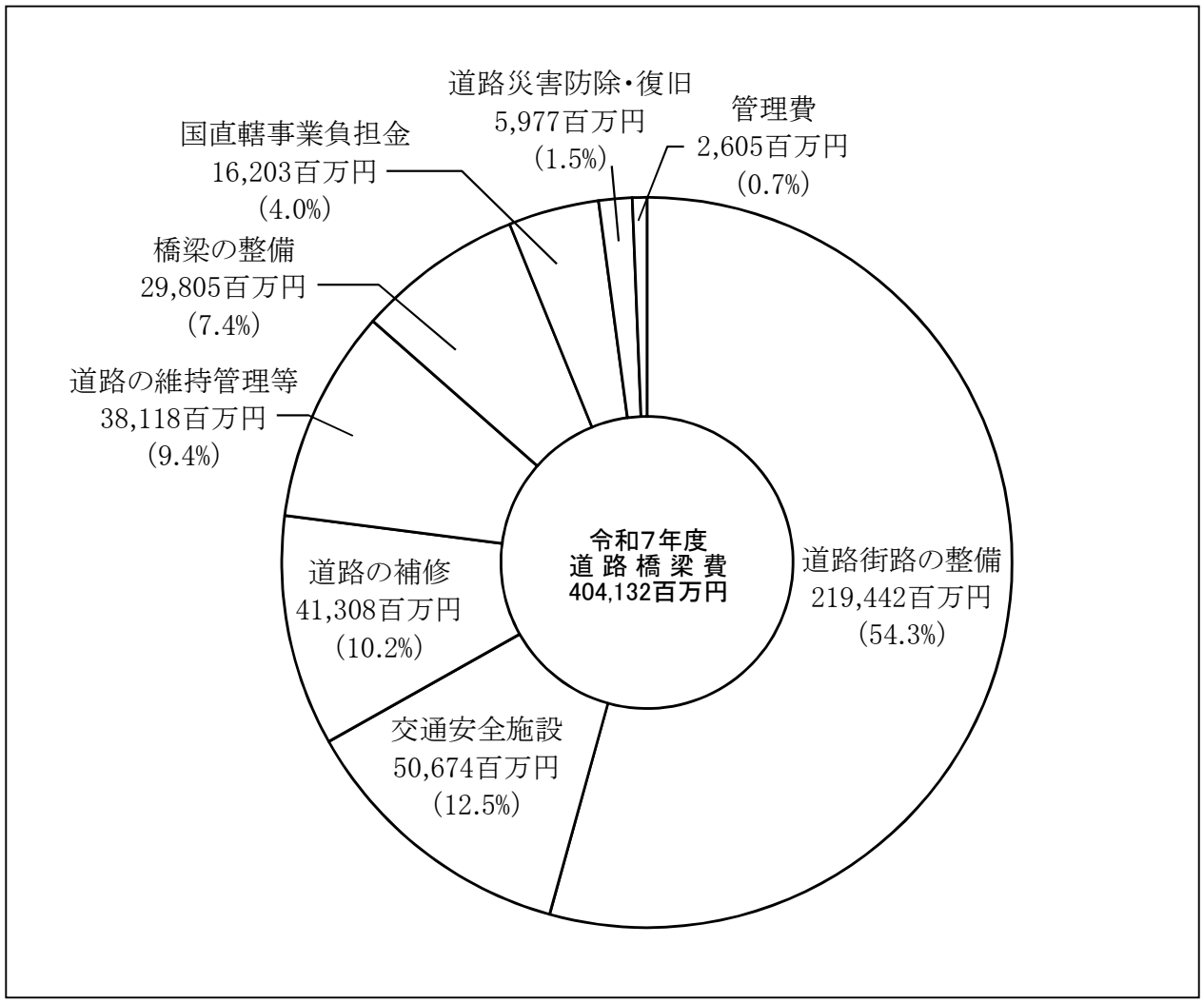
区　　分	令和６年度	令和５年度	増減額
資産の部			
流動資産	778,202 千円	775,062 千円	3,140 千円
固定資産	17,848,702,130	17,674,550,456	174,151,674
行政財産	2,720,377,076	2,654,357,797	66,019,279
普通財産	16,329,390	16,846,103	△ 516,713
重要物品	4,752,364	5,063,013	△ 310,649
インフラ資産	14,341,088,413	14,285,864,658	55,223,755
ソフトウェア	664,442	461,603	202,839
建設仮勘定	761,760,646	708,079,688	53,680,958
ソフトウェア仮勘定	0	0	0
投資その他の資産	3,729,799	3,877,594	△ 147,795
資産の部合計	17,849,480,332	17,675,325,518	174,154,814
負債の部			
流動負債	134,323,145 千円	141,382,095 千円	△ 7,058,950 千円
固定負債	2,376,074,876	2,495,132,104	△ 119,057,228
負債の部合計	2,510,398,021	2,636,514,199	△ 126,116,178
正味財産の部合計	15,339,082,311 千円	15,038,811,319 千円	300,270,992 千円

【MEMO】

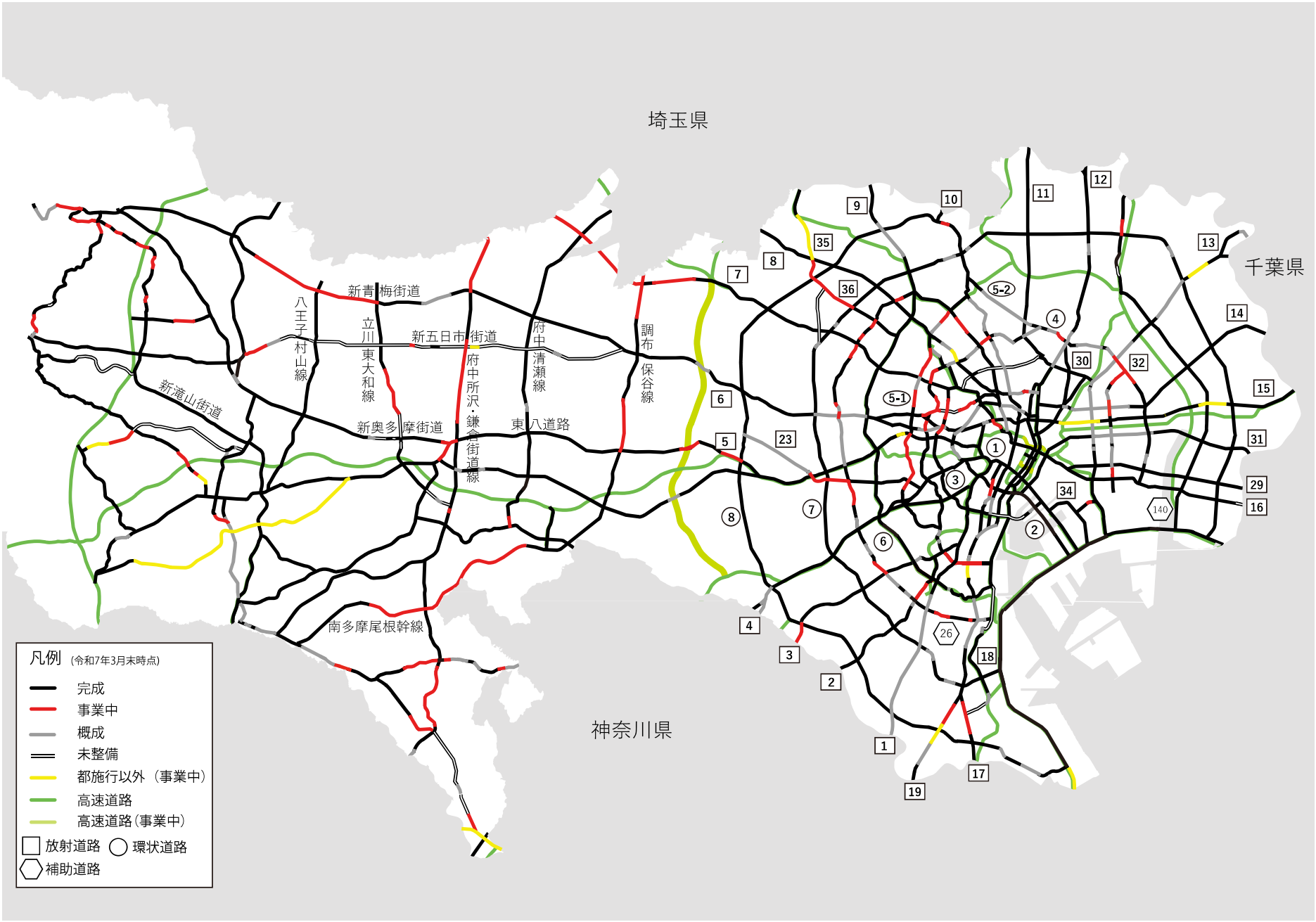
Ⅰ　道路の建設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (35)
第１　あらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (35)
第２　都市の骨格を形成する
　　幹線道路の整備・・・・・・・・・・・・・ (40)
第３　橋梁の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ (43)
第４　地域幹線道路の整備・・・・・・・・ (43)
第５　山間・島しょ地域の振興を図る
　　道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ (43)
第６　都市計画道路の整備・・・・・・・・ (44)
第７　道路と鉄道の立体交差化・・・・ (44)
第８　公共交通の充実・・・・・・・・・・・・ (47)
第９　市町村支援事業・・・・・・・・・・・・ (48)

Ⅱ　道路の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (49)
第１　あらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (49)
第２　路線の認定等・・・・・・・・・・・・・・ (49)
第３　道路の適正管理・・・・・・・・・・・・ (51)
第４　道路・橋梁の維持補修・・・・・・ (58)
第５　沿道環境の整備・・・・・・・・・・・・ (64)
第６　交通安全施設の整備・・・・・・・・ (68)
第７　集中的な渋滞対策・・・・・・・・・・ (71)
第８　快適な道路空間の整備・・・・・・ (72)
第９　都営駐車場の運営及び
　　路外駐車場届出受理事務・・・・ (76)

道　　路



第2・1図　主な道路の現況図



Ⅰ　道 路 の 建 設

第１　あ　ら　ま　し

道路は、都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な役割を担っている。この役割とは、膨大な交通需要に対応するとともに、災害時の避難・救援路として、また、電気・ガス・上下水道・電話などの施設を収容する空間としての機能である。

東京の道路整備は、交通渋滞の解消により国際競争力を高めるとともに、快適で利便性が高く、環境負荷の少ない都市を実現する上で重要である。また、震災時の救援物資輸送や迅速な復旧・復興活動を支え首都機能を守るとともに、延焼遮断帯を形成し、燃え広がらないまちを実現するなど、東京を高度な防災性を備えた都市へ進化させるためにも道路整備は不可欠である。

１　現状と課題

都内には、現在、延長3,204km の都市計画道路が計画されているが、**第２・１表**に示すとおり、令和５年度末時点でその完成率は約65.4%と、多くの未完成区間が存在している。なお、区部の完成率は約67.1%、多摩地域の完成率は約63.1%となっている。令和３年度全国道路・街路交通情勢調査の朝夕旅行速度（混雑時旅行速度）をみると、**第２・２図**に示すとおり、全国31.7km/hに対して、東京都全域16.1km/h、区部15.0km/h、市郡部（多摩及び島しょ）17.6km/h、と低い速度となっている。

(1) 道路交通の課題

東京の交通渋滞の解消に向け、首都圏三環状道路や都市計画道路の整備に取り組んでいるが、都市の中心部から１時間で移動できるエリアに着目すると、東京は欧米の主要都市の約半分にとどまっており、道路交通環境は大きく後れを取っている。こうした状況は、多大な時間的・経済的損失、産業の高コスト構造を招くとともに、バスなどの都民の重要な足である公共交通の運行のほか、二酸化炭素（CO2）の排出量などに影響を与えている。

また、都内の交通事故（死傷事故）件数全体は近年減少傾向にあるが、交通渋滞を回避するための通過交通が生活道路に流入していることなどにより、狭あいな生活道路における事故件数全体に占める割合が増加している。このほかにも、概成の都市計画道路の中には、車道はあるものの、歩道が十分に整備されていない道路があり、安全に歩行しづらい場所も存在する。

(2) 防災都市の実現に向けた課題

災害時における緊急物資輸送や迅速な救援・救護活動などを支えるため、都内には緊急輸送道路が指定されているが、これらの道路の中には十分な幅員が確保されていない箇所があることに加え、延焼遮断帯や避難路に指定されているにもかかわらず、未着手となっている都市計画道路もある。大規模災害の際には、都県間を含め、発生する大量のごみやがれきの処理なども必要となる。

また、都内には土砂災害危険箇所に沿って道路が存在する場所などがあり、大規模土砂災害などの発生時には、道路の閉塞により孤立する集落の発生が懸念される。

(3) 質の高い生活の実現に向けた課題

成熟都市東京においては、生活の豊かさを実感でき、高齢者や子育て世代など誰もが活動しやすく、快適に暮らせる集約型の地域構造へと再編していくことが求められている。

近年、手軽な交通手段として自転車の利用が拡大し、自転車と歩行者が接触するなど、自転車が関係する交通事故が発生している。また、鉄道駅や公共施設周辺をはじめとした拠点における交通結節機能が十分でないことも課題の一つである。

商店街や観光地、住宅地など様々な地域において、地域の活性化や住みやすいまちを実現するため、地域の特性を生かしたまちづくりが進められている。これらのまちづくりに資する道路整備も期待されている。

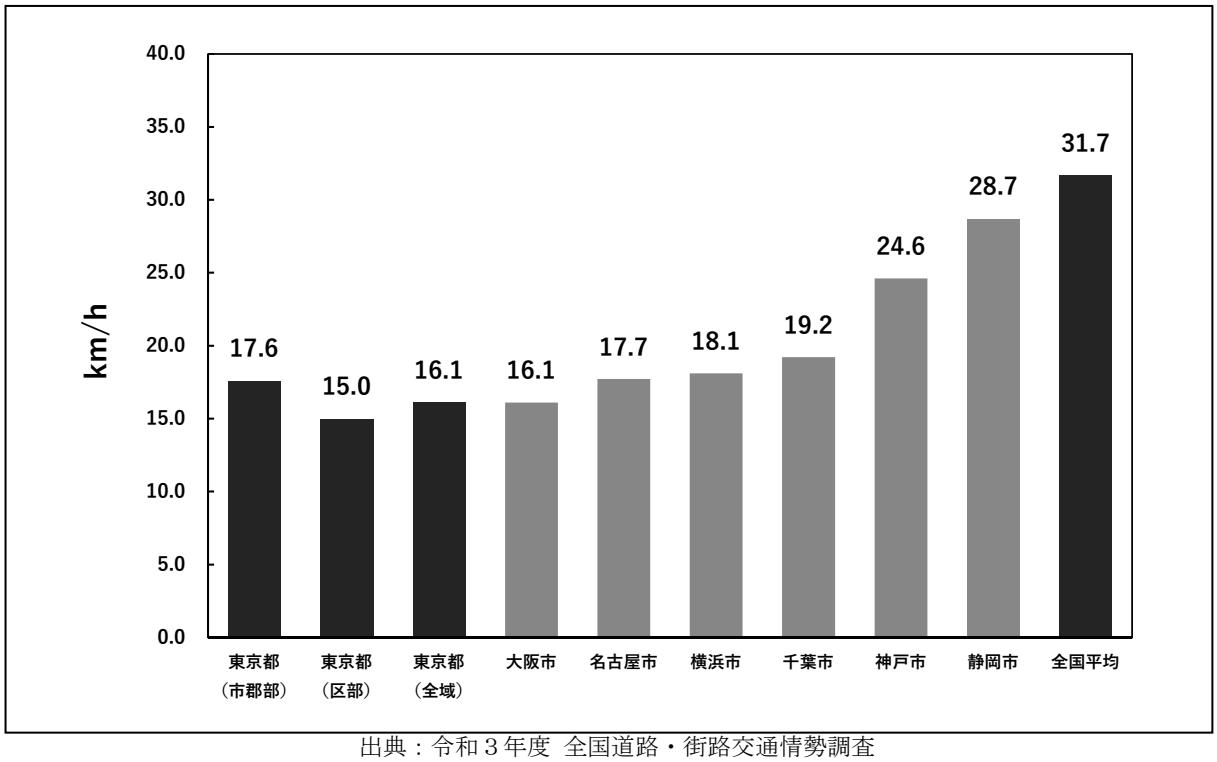
第２・１表　都市計画道路の整備状況

（令和６年３月31日現在：出典 都市整備局）

都市計画道路事業			全体計画 路線数	全体計画 延長（km）	完成延長（km）	事業中延長（km）	未着手延長（km）	完成率（%）
合計			1,449	3,204	2,097	314	792	65.4
内訳	区部		782	1,767	1,186	168	412	67.1
	区部の内訳	放射線	36	366	274	28	63	74.7
		環状線	12	251	185	30	35	73.6
		補助線その他	734	1,148	726	109	312	63.2
	多摩		662	1,426	901	145	379	63.1
	島しょ		5	10	10	0	0	100

※　各項目の合計は、小数点以下の端数処理により一致しない場合がある。
※　路線数には、支線数は含まれていない。
※　都市高速道路及び自動車専用道路は含まれていない。

第２・２図　朝夕旅行速度（混雑時旅行速度）

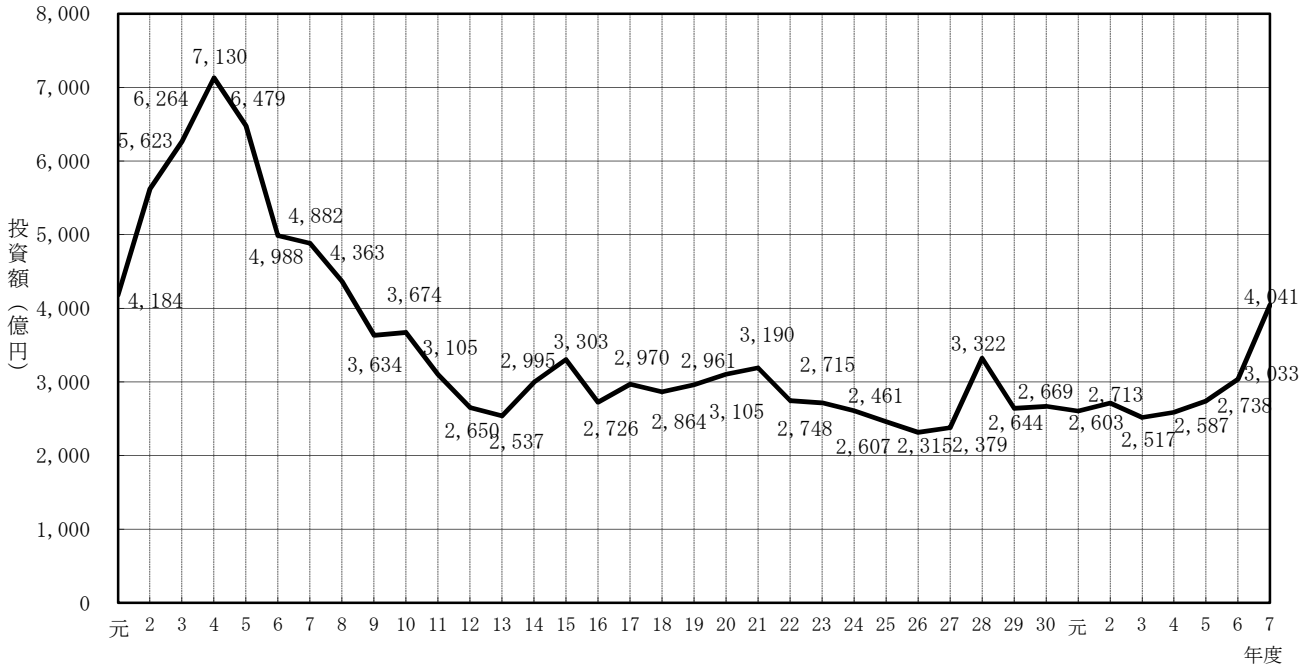


出典：令和３年度 全国道路・街路交通情勢調査

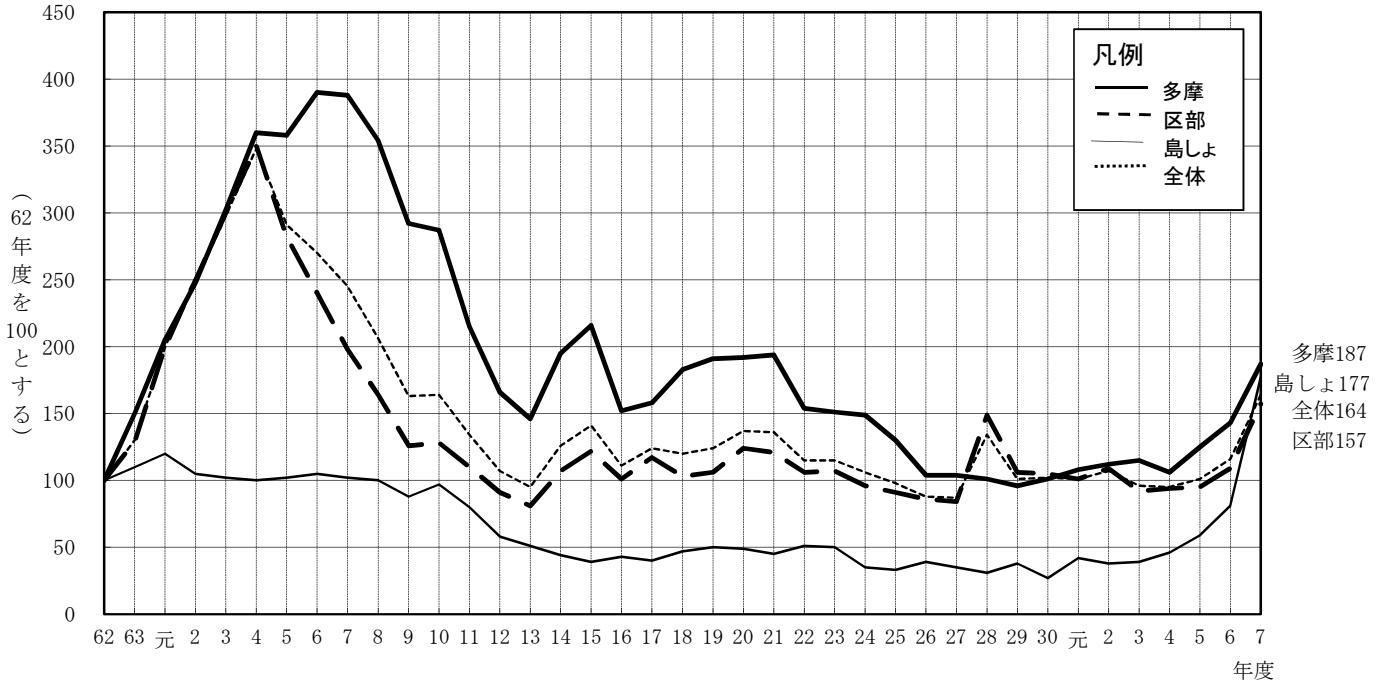
２　道路関係予算の動向

建設局の道路投資額は、昭和60年代からの好調な経済成長の下、**第２・３図**のとおり平成４年までは高い伸び率で推移してきた。一方、近年の道路投資額は3,000億円程度で推移している。日本の社会、経済の中枢を担う東京の道路整備は事業効果が極めて高く、その便益が全国へ及ぶものであり、ますます激化する国際間競争に打ち勝つためにも、財源を集中的に投入し、整備を一層加速していかなければならない。今後は、より一層効率的な執行に努めるとともに、道路整備に必要な財源確保について国へ働きかけていく。

第２・３図　道路投資額の推移



第２・４図　地域別道路投資額指数の推移



第２・２表　年度別地域別投資額

（単位：百万円）

年度／地域	昭和62年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
区　部	(73)	(71)	(71)	(81)	(77)	(76)	(74)	(75)	(71)	(72)	(69)	(69)	(69)
	134,489	115,020	113,268	200,434	142,127	141,878	135,780	147,098	123,856	126,984	127,860	146,863	210,682
	〈100〉	〈86〉	〈84〉	〈149〉	〈106〉	〈105〉	〈101〉	〈109〉	〈92〉	〈94〉	〈95〉	〈109〉	〈157〉
多　摩	(23)	(28)	(28)	(18)	(22)	(23)	(25)	(24)	(28)	(26)	(29)	(29)	(27)
	42,912	44,771	44,588	43,400	41,092	43,202	46,451	48,059	49,462	45,675	53,536	61,440	80,294
	〈100〉	〈104〉	〈104〉	〈101〉	〈96〉	〈101〉	〈108〉	〈112〉	〈115〉	〈106〉	〈125〉	〈143〉	〈187〉
島しょ	(4)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(4)
	6,528	2,515	2,302	2,005	2,469	1,795	2,766	2,484	2,540	2,978	3,845	5,301	11,580
	〈100〉	〈39〉	〈35〉	〈31〉	〈38〉	〈27〉	〈42〉	〈38〉	〈39〉	〈46〉	〈59〉	〈81〉	〈177〉
合　計	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	183,929	162,306	160,158	245,839	185,688	186,875	184,997	197,641	175,858	175,637	185,241	213,604	302,556
	〈100〉	〈88〉	〈87〉	〈134〉	〈101〉	〈102〉	〈101〉	〈107〉	〈96〉	〈95〉	〈101〉	〈116〉	〈164〉

（注）１．上段（　　）は各年度、区分構成比であり、下段〈　　〉は昭和62年度を100とした指数である。
２．道路投資額は、道路建設部所管事業から、直轄事業負担金を除き交通安全施設費、用地会計等を加えた額。
３．令和６年度までは決算額、令和７年度は当初予算額。
４．鉄道連続立体交差基金は除く。

第２・３表　道路事業当初予算額

（単位：百万円）

事　業　名	令和７年度 予算額		構成比	令和６年度 予算額		構成比	差引増△減
都市骨格幹線道路の整備	77,234	(2,635)	25.5%	81,267	(2,648)	26.9%	△4,033
都市計画道路	76,819		25.4%	80,883		26.8%	△4,064
都市計画道路外	415		0.1%	384		0.1%	31
地域幹線道路の整備	72,550		24.0%	72,859		24.1%	△309
都市計画道路	71,285		23.6%	71,745		23.7%	△460
都市計画道路外	1,265		0.4%	1,114		0.4%	151
地域振興道路の整備	4,804		1.6%	3,489		1.2%	1,315
都市計画道路	0		0%	0		0.0%	0
都市計画道路外	4,804		1.6%	3,489		1.2%	1,315
橋梁の整備	10,121		3.3%	10,492		3.5%	△371
鉄道の連続立体交差化	52,001		17.2%	54,490		18.0%	△2,489
無電柱化の推進	5,486		1.8%	5,448		1.8%	38
流域貯留浸透事業	383		0.1%	578		0.2%	△195
都市高速道路の整備	141		0.1%	141		0.1%	△174
その他	79,836		26.5%	73,069		24.2%	6,767
計	302,556	(1,231)	100.0%	302,007	(2,648)	100.0%	549

（注）　（　　）は用地会計等で内書きである。

３　今後の対応方針

東京の道路整備は、交通渋滞を解消し、国際競争力を高めるとともに、快適で利便性の高い都市を実現する上で重要な役割を担っている。

一方、東日本大震災では、救援活動や救援物資輸送を支えるなど、改めて道路ネットワークの重要性が明らかになった。

また、首都直下地震の切迫性等を踏まえると、都民の生命と東京の都市機能を守るため、東京の弱点である木密地域の改善を一段と加速しなければならない。

今後とも、首都東京の渋滞解消・防災性の向上・環境改善を図るため、以下の方針に基づき、道路施策を実施していく。

○　首都圏の道路交通の円滑化を図り、日本全体の社会・経済活動を支える三環状道路を整備すると同時に、そのアクセス道路も重点的に整備する

○　都市の骨格となる道路ネットワークを形成するため、区部の放射・環状方向、多摩の南北方向や区部と多摩を東西方向に結ぶ骨格幹線道路について、つながっていない区間（ミッシングリンク）や橋梁等を重点的に整備する

○　市街地では、地域の防災性の向上や円滑な交通を確保するなど地域生活を支える基幹的な幹線道路を、山間・島しょでは、生活基盤を強化し産業の振興を図る道路を整備する

○　道路交通の円滑化と安全性の向上を図るため、交差点の整備・交通安全施設の整備、道路と鉄道の立体交差化などを進める

○　震災時の救援・支援活動や復興支援を支える交通・物流ネットワークの強化に資する道路整備を進めていく

○　震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域（整備地域）において、延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる防災上効果の高い特定整備路線の整備を進めていく

第２　都市の骨格を形成する幹線道路の整備

道路建設部計画課
三環状道路整備推進部
整備推進課

１　幹線道路網の整備

(1) 概要

東京の道路ネットワークは、区部においては放射・環状型、多摩地域においてはおおむね東西と南北の格子状に構成されている。

区部の放射線については、古来の諸街道に沿った国道が戦前から整備されており、戦後もこれらを中心として整備の拡充が図られている。また、環状線については、放射線に比べ整備が遅れているが、都心への通過交通の分散を図るため、現在、重点的に整備を進めている。

多摩地域については、東西方向の路線である甲州街道や、新青梅街道、五日市街道など、旧街道を中心に整備を進めてきたが、地域の均衡ある発展を目指し、現在、南北方向の路線や南多摩尾根幹線についても、積極的に整備を進めている。

令和７年度の骨格幹線道路の整備の総事業費は約772億円で、施工する箇所は、環状第４号線、国分寺３・２・８号線などである。

(2) 快適で環境にやさしいみちづくり

道路における環境配慮への社会的関心が高まる中、東京都では主要な幹線道路の整備にあたり、環境影響評価条例に基づき、通過交通による大気汚染や騒音・振動の軽減、安全で快適な歩行空間や緑豊かなうるおいある都市空間の創出など、沿道環境に配慮した道路整備を進めている。これまで施行している主な箇所は、区部では放射第５号線や放射第35号線など、多摩地域では調布保谷線や府中所沢線などである。その中で、調布保谷線等の環境施設帯については、住民参加型によるみちづくりに取り組み、植樹帯や副道などの整備を行った。

２　首都圏三環状道路の整備

(1) 概要

首都圏三環状道路とは、首都圏中央連絡自動車道、東京外かく環状道路、首都高速中央環状線の総称である。首都圏三環状道路は、交通渋滞の解消のみならず、都市機能の向上や都市環境の改善を図るため、早期整備が不可欠である。令和７年８月現在の整備率は、約８割である。

(2) 首都圏中央連絡自動車道

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、都心から40～60km圏を環状に連絡する延長約300kmの道路である。本道路は、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの中核都市を連絡することにより、都心に集中する業務機能を適切に分散させ、地域開発を促進するなど、首都圏のさらなる発展に対して重要な役割を担う道路である。

平成26年６月に高尾山IC～神奈川県境までの約2.3kmが開通し、東京都区間約24.6kmが全線開通した。平成29年２月には茨城県区間が全線開通し、東名高速から東関東道までの６つの高速道路が圏央道で結ばれた。圏央道全体の整備率は、令和７年８月現在で約９割となっており、早期全線開通に向けて、引き続き、国・関係県市と協力していく。

(3) 東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）

東京外かく環状道路（外環道）は、都心から約15kmの圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路である。首都圏の交通・物流の根幹を成し、防災力向上にも資する極めて重要な道路である。平成30年６月に千葉区間が開通し、東関東道から関越道までの４つの高速道路が外環道で結ばれた。外環道の整備率は、令和７年８月現在で約６割となっている。

関越道～東名高速間（延長：約16km）については、平成19年４月に高架構造から大深度地下構造への都市計画変更が行われ、平成21年５月に整備計画決定、事業化された。平成24年４月には関越道～中央道間はNEXCO東日本が、中央道～東名高速間はNEXCO中日本が事業許可を受け、国とともに事業主体として決定し、同年９月に着工した。

現在、本線シールドトンネル及びJCT・ICからのランプ（連絡路）のシールドトンネルなどの整備が進められている。また、大深度地下において、本線シールドトンネルとランプシールドトンネルをつなぐ地中拡幅部について調査・検討が進められてきており、一部整備が行われている。

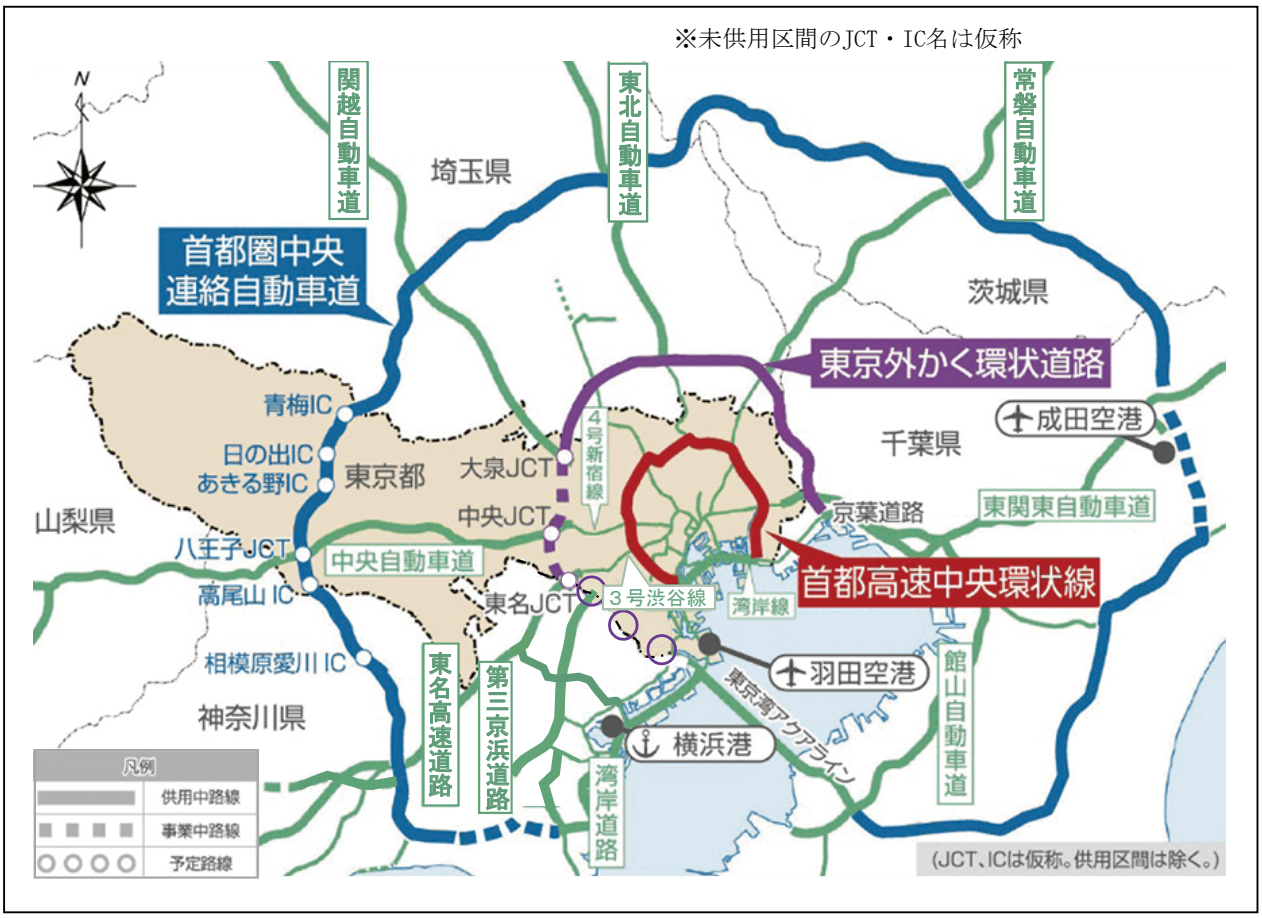
都は、国など事業者に対し、事業の実施に当たっては、安全を最優先に工事を進め、コスト縮減を図

りながら、早期に開通することを求めている。引き続き、国から受託した大泉 JCT 及び青梅街道 IC の用地取得において、測量や用地折衝を進めるなど、積極的に支援していく。

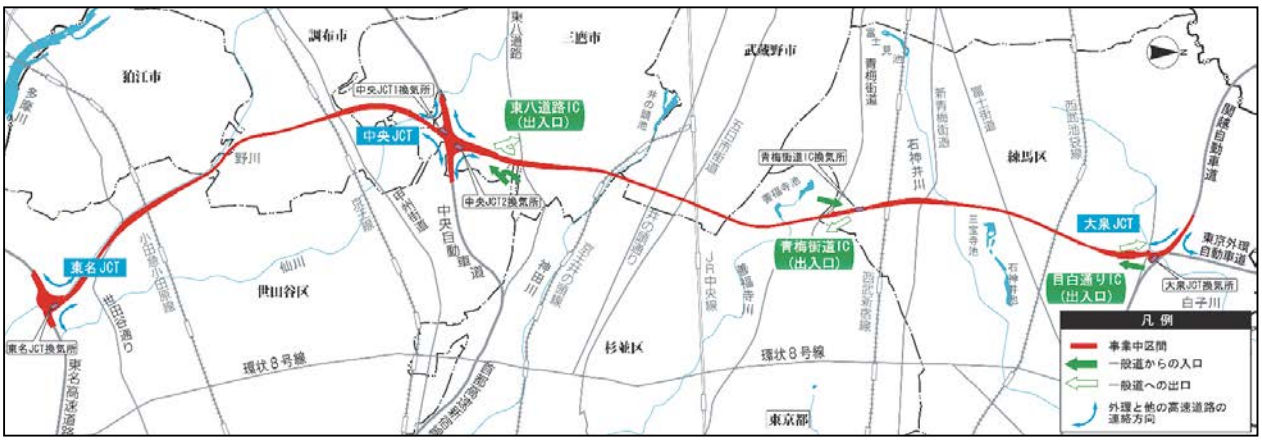
なお、令和２年10月に調布市で陥没・空洞事故が発生し、外環のシールドトンネルの施工が原因とされ、事業者は地元に丁寧な説明を行った上で、家屋補償や、緩んだ地盤を元に戻す地盤補修工事等を進めている。

また、大泉側本線及び東名・中央JCTランプのシールドトンネル工事について、地元に説明の上、取りまとめた再発防止対策等を確認しながら、慎重に掘進作業を行っている。都は事業者に対して、引き続き、再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明やきめ細やかな対応を求めていく。

第２・５図　首都圏三環状道路ネットワーク図



第２・６図　外環道（関越道～東名高速間）平面図



出典　国土交通省関東地方整備局

(4) 首都高速中央環状線

首都高速中央環状線は、都心から半径約８kmに位置する総延長約47kmの環状道路である。都心環状線を通過する交通の迂回・分散を図り、都心に集中する交通によって生じる慢性的な渋滞を緩和し、高速道路ネットワークの利用効率を向上させる。さらに、円滑な交通の流れを確保することで沿道環境の改善が図られるなど、都市再生に資する重要な路線である。

中央環状新宿線は、目黒区青葉台から板橋区熊野町に至る延長約11kmの路線であり、高速３号渋谷線、高速４号新宿線、高速５号池袋線と連絡する。高速４号新宿線から高速５号池袋線間が平成19年12月、高速３号渋谷線から高速４号新宿線間が平成22年３月に開通となった。

中央環状品川線は、品川区八潮から目黒区青葉台に至る延長約9.4kmの路線であり、全長の約９割の区間を地下式とし、目黒川及び環状第６号線を導入空間としている。高速湾岸線と中央環状新宿線を結び、高速３号渋谷線と連絡する。

本路線は、都施行の街路事業と首都高速道路株式会社施行の有料道路事業との共同事業として整備を行い、平成27年３月に開通となった。

この開通により、中央環状線が全線開通するとともに、首都圏三環状道路で最初のリングが完成した。

また、山手トンネル（高速湾岸線から高速５号池袋線間）の延長は約18.2kmであり、道路トンネルとしては日本一の長さである。

３　都市高速道路網の整備

(1) 概要

首都高速道路株式会社では、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、都市高速道路である首都高速道路を整備しており、現在、東京線では201.9kmを供用している。（**第２・７図**）

第２・７図　都市高速道路ネットワーク図



(2) 日本橋区間の地下化

首都高日本橋区間は、首都高速都心環状線の神田橋 JCT から江戸橋 JCT に至る 1.8km の区間である。

この区間は、1 日あたり約 10 万台の自動車が走行する過酷な使用状況にあり、構造物の損傷が激しく、長期的な安全性を確保するため、構造物の更新が必要となっている。

日本橋川周辺では、多くの再開発計画が立ち上がり、国家戦略特区の都市再生プロジェクトに位置付けられている。

首都高速道路株式会社では、都心環状線の交通機能を確保しつつ、まちづくりと連携しながら、日本橋区間の令和 17 年度の地下ルート開通、令和 22 年度の高架橋撤去に向けて、令和２年度より整備を進めている。

(3) 高速第１号線（新京橋連結路）

新京橋連結路は、高速都心環状線築地川区間と高速八重洲線を結ぶ約 1.1km の路線である。日本橋区間地下化により、現在の大型車通行ルートである江戸橋 JCT の都心環状線連結路が廃止となることから、代替機能を確保するための新たな都心環状ルートとして整備する。

令和６年度より首都高速道路株式会社と東京都が共同で事業を進めており、日本橋区間の地下ルート開通に合わせた令和 17 年度の完成を目指している。

第３　橋 梁 の 整 備

道路建設部道路橋梁課

１　概　　要

橋梁の整備事業は、老朽化による架け替えや、災害発生時における避難・輸送ルートの確保、都県境の道路ネットワークの強化を図る上で重要な事業である。

令和７年度の橋梁整備の総事業費は約101億円で区部・多摩の14箇所の橋梁について新設・架け替え事業を実施している。事業中の主な橋梁は、等々力大橋（仮称）、関戸橋、東雲橋などである。

２　多摩川に架かる橋梁の整備

多摩川を横断する道路では、多摩地区の市街化進展や生活圏の拡大に伴い、橋梁周辺での慢性的な渋滞が発生していたため、多摩川の橋梁整備を重点的に取り組んできた。

特に、多摩川中流部では、昭和55年当時、一般道路橋が５橋（12車線）しかなく、ボトルネックによる渋滞が慢性化していた。現在までに着実に整備を進めた結果、令和６年度末の多摩川中流部の橋梁整備状況は、直轄国道を含め９橋(34車線)、平均橋梁間隔は約2.2km、交通容量は約３倍となった。このように、整備前と比べ大幅な交通渋滞の解消が図られたところである。

また、多摩川下流部では、東京と神奈川の都県境を新たに結ぶ等々力大橋（仮称）で事業を行っている。

第４　地域幹線道路の整備

道路建設部計画課

地域幹線道路は、市街地において骨格幹線道路と一体となって東京の道路網を形成し、地域の防災性や円滑な交通を確保するなど、地域生活を支える基幹的な道路として整備するものである。

令和７年度の地域幹線道路の整備の総事業費は約725億円で、施工する箇所は、補助第138号線、八王子３・４・28号線などである。

第５　山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備

道路建設部道路橋梁課

山間・島しょ地域では、人の移動や物資の輸送の多くを道路が担っており、生活及び産業・経済・文化などの活動・振興に重要な基盤施設となっている。

とりわけ、地域住民の日常生活を支え、自然災害等緊急時に対応できる安全な道路として、主要道路である都道を整備する必要がある。

そのため、大型車のすれ違いが困難な道路の拡幅整備、バイパス道路整備、歩道整備、線形改良、法面防護などの整備により安全で円滑な交通を確保する。

令和７年度の山間・島しょ地域の道路整備の総事業費は約48億円で、主な箇所は、多摩川南岸道路（奥多摩町）、秋川南岸道路（檜原村、あきる野市）、大島循環線（大島町）、三宅循環線（三

宅村）、八丈循環線（八丈町）、父島循環線（小笠原村）などである。

第６　都市計画道路の整備

道路建設部街路課・道路橋梁課・計画課

１　概　　要

都市計画道路は、「2050東京戦略」の実現を目指し、**第２・１表**（P.36）に示すように全体で314㎞で事業中である。

令和７年度は総額約1,481億円で、前年度事業費と比べ、約45億円減になっている。

令和６年度は、放射第７号線、放射第10号線、国分寺３・２・８号線の３路線約1.9㎞を交通開放した。令和７年度は放射第23号線等の３路線約2.2㎞で交通開放を予定している。

区部においては、都心に流入する交通を分散し渋滞解消を図るため、放射第25号線や環状第４号線など放射・環状道路の整備を重点的に進めている。

多摩地域においては、府中所沢線など多摩南北主要５路線や新青梅街道線など多摩東西主要４路線をはじめとする骨格幹線道路の整備を重点的に推進している。令和７年３月末において、多摩南北主要５路線は、計画延長79.8㎞に対し整備済延長66.0㎞、整備率83％、多摩東西主要４路線は、計画延長96.8㎞に対し整備済延長67.3㎞、整備率70％となっている。引き続き、早期完成を目指し整備を推進していく。

２　木密地域・特定整備路線の整備

木造住宅密集地域（木密地域）は、老朽化した木造住宅や狭あいな道路が多いことなどから、防災上の課題を抱えており、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和４年度東京都防災会議）においても、地震火災など大きな被害が想定されている。

東京都では、震災時に特に甚大な被害が想定される木密地域（整備地域）約6,000haを、燃え広がらない・燃えないまちにすることを目指し、市街地の不燃化を促進するとともに、延焼遮断や避難、救援など防災性の向上に資する都施行の都市計画道路（特定整備路線）28区間、約25㎞の整備を推進している。

特定整備路線は、平成23年３月の東日本大震災を踏まえ、平成24年１月に立ち上げた「木密地域不燃化10年プロジェクト」において、路線選定を行い、平成26年度末までに全区間で事業に着手した。

これまでに約７割の用地を取得するとともに、補助第136号線の関原・梅田地区及び補助第26号線の三宿地区の２区間、延長約1.5㎞を交通開放した。

現在、令和７年３月に策定された「2050東京戦略」に基づき、「2030年度（令和12年度）までの全線整備」を目標に整備を進めている。

引き続き、関係権利者の生活再建に十分配慮し、理解と協力を得ながら用地を取得していくとともに、用地が確保できた箇所から順次、工事を実施するなど、地域の防災性を向上させる特定整備路線の整備を着実に推進していく。

第７　道路と鉄道の立体交差化

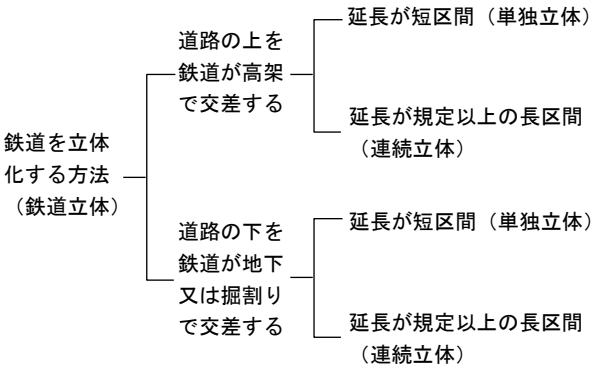
道路建設部鉄道関連事業課・計画課

１　概　　要

都民生活を支える快適な交通体系を確立するためには道路ネットワークの形成が不可欠であるが、現状は不十分であり、既成市街地内では、依然として慢性的な交通渋滞などが生じている。特に、都内に残る約1,040箇所の踏切は、円滑な道路交通を著しく阻害しており、安全で効率的な都市活動の妨げとなっている。

この問題を解決するため、東京都では、重点的に対策を実施すべき箇所を抽出し、道路と鉄道との立体交差化を推進している。

道路と鉄道との平面交差を立体化する方法には、道路をオーバー又はアンダーにする道路立体と鉄道を高架化又は地下化する鉄道立体がある。



２　連続立体交差事業

道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することで多くの踏切を除却し、既設及び新設交差道路との立体交差を一挙に実現する事業であり、東京都が事業主体となり、地元区市及び鉄道事業者と相互に連携して進めている。施行方法、費用負担等は「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱（平成19年８月）」により定められている。

この事業の意義は次のとおりである。

(1) 数多くの踏切を同時に除却することで、踏切遮断による交通渋滞及び踏切事故を解消することができる。また、道路ネットワークの形成が促進される。

(2) 鉄道により分断されていた沿線市街地の一体化を図ることができ、併せて市街地再開発事業や土地区画整理事業等を行うことにより、都市の再生、活性化に強いインパクトを与える。

(3) 新たに生み出される高架下等の空間を周辺の土地利用計画に合わせて、自転車駐輪場や公園等の多目的な形で利用できる。

(4) 鉄道事業者にとっても、鉄道輸送の安全性の向上、踏切経費の節減、輸送力の増強等に寄与する。

なお、この事業は市街地の中で施行する大規模事業であるため、実施に当たっては、地域住民との合意形成を図るとともに、環境対策などを行うことで理解と協力を得ながら進めていく必要がある。

これまで、平成31年３月に事業を完了した小田急小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）など東京都が施行した39事業で395箇所の踏切を除却している（**第２・８図**、P. 46）。今後は、令和19年度までに累計479箇所の踏切を除却することを目標としている。

令和７年度の事業費は約520億円で、京王京王線、西武新宿線、京成押上線、ＪＲ埼京線、京浜急行本線、東武東上本線の６路線８箇所で施行中である。

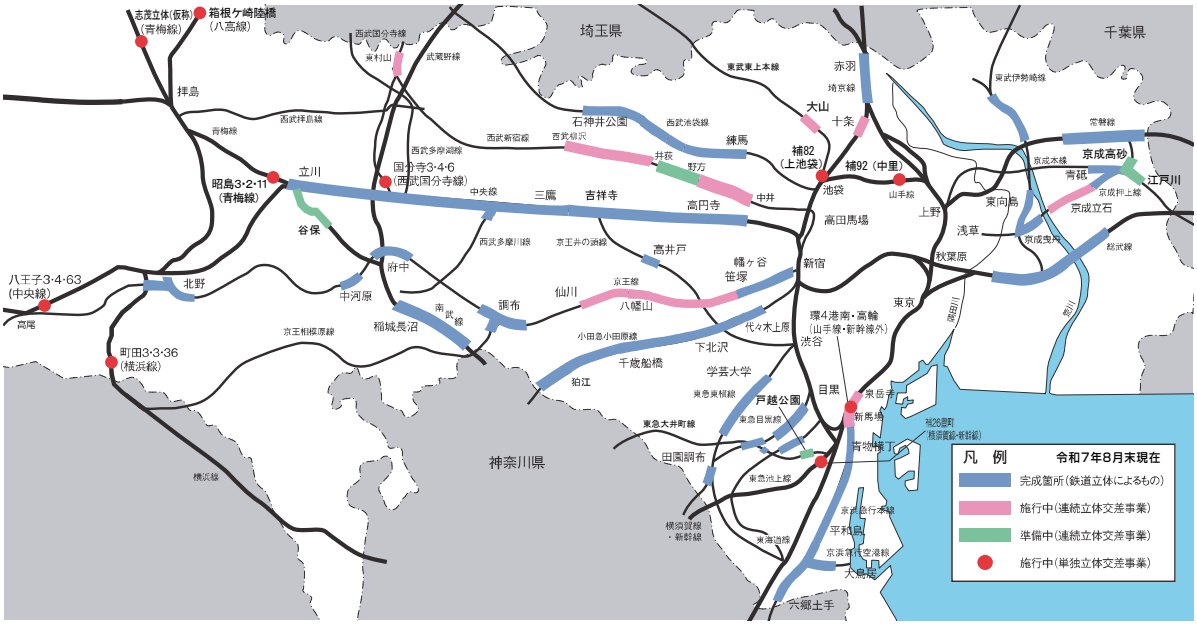
また、新規事業として、西武新宿線、ＪＲ南武線、東急大井町線、京成本線の４路線４箇所について、事業化に向けた検討を進めているところである。（**第２・４表**、P. 46）

３　単独立体交差事業

道路建設部街路課・道路橋梁課・計画課

道路を単独で立体化、あるいは鉄道を比較的短い区間で立体化する事業である。令和７年度の事業費は約51億円で、現在、環状第４号線(港南・高輪)、補助第26号線(豊町)、補助第92号線(中里)など10箇所で施行中である。（**第２・８図**、P. 46）

第２・８図　道路と鉄道の立体交差事業



第２・４表　連続立体交差事業　事業箇所

施 行 中 箇 所

（令和７年８月末現在）

路線名	区間	延長 km	交差方式	交差する主な都市計画道路	踏切除却数	施行年度
京成押上線	四ツ木駅～青砥駅間	2.2	高架	補140、補274	11	H14～R12
西武新宿線	中井駅～野方駅間	2.4	地下	補220、補26	7	H25～R8
西武新宿線・国分寺線・西武園線	東村山駅付近	4.5	高架	東村山3･3･8、東村山3･4･10	5	H25～R12
京王京王線	笹塚駅～仙川駅間	7.2	高架	放23、補154、補128、補133、補215 補216、補217	25	H25～R12
ＪＲ埼京線	十条駅付近	1.5	高架	補85	6	R元～R12
京浜急行本線	泉岳寺駅～新馬場駅間	1.7	高架	補149	3	R2～R11
東武東上本線	大山駅付近	1.6	高架	補26	8	R3～R12
西武新宿線	井荻駅～西武柳沢駅間	5.1	高架	補229、補132、外環の2、補135、補230	19	R5～R21

準 備 中 箇 所

路線名	区間	予定延長 km	交差する主な都市計画道路	予定踏切除却数	備考
西武新宿線	野方駅～井荻駅付近	3.1	補227、補133、補215	13	－
ＪＲ南武線	谷保駅～立川駅間	3.7	国立3･3･15、国立3･4･5ほか	17	－
東急大井町線	戸越公園駅付近	0.9	補29	6	R5.10.10都市計画決定
京成本線等	京成高砂駅～江戸川駅付近	5.3	補282、補143、補264	13	－

第８　公共交通の充実

道路建設部鉄道関連事業課・計画課

１　概　　要

新交通システム及び都市モノレールは道路を立体的に利用した専用軌道上を走行する、バスと鉄道の中間程度の輸送力を持つ新しいタイプの交通機関である。インフラ部（支柱、桁、駅舎等の主要構造物）は道路の一部として建設局が整備し、インフラ外部（車両、電気設備等）は運営主体の第三セクターが整備してきた。

また、副都心線(地下鉄13号線)は、道路特定財源の使途拡大のため、道路交通の円滑化に資する地下鉄整備に道路特定財源を導入することになったため、都道である環状第５の１号線（明治通り）の直下に建設するインフラ部（駅部の壁、床、柱、階段等構造物、一般部のトンネル躯体）を街路事業として整備した路線である。

２　日暮里・舎人ライナーの整備

日暮里・舎人ライナーは、区部北東部の交通利便性の向上、道路混雑の緩和や沿線の地域開発の促進などを目的に、荒川区日暮里駅から足立区舎人地区まで約10㎞の区間に導入した新交通システムである。

本路線は、昭和60年の運輸政策審議会答申を受け、平成８年８月都市計画決定、平成９年10月工事施行認可、同年11月都市計画事業認可を取得、同年12月インフラ部の工事に着手して、平成20年３月開業した。

３　ゆりかもめの整備

ゆりかもめ（東京臨海新交通臨海線）は、臨海部の開発及び発展に寄与する交通基盤を強化するため、新橋～豊洲間の約15㎞（うち建設局施工約８㎞）に導入した新交通システムである。

竹芝～有明間は、平成元年３月都市計画決定、平成２年４月工事施行認可、事業認可を取得、同年６月工事に着手した。また、新橋～竹芝間は、平成２年７月都市計画決定、平成３年６月工事施行認可、事業認可を取得、平成４年８月工事に着手した。平成７年11月新橋～有明間が開業し、平成13年３月新橋本駅、さらに平成14年11月汐留駅が開業した。

また、有明～豊洲間は、平成11年３月都市計画決定、同年11月事業認可、同年12月施行認可を取得、工事に着手して、平成18年３月開業した。

４　多摩都市モノレールの整備

多摩都市モノレールは、多摩における南北方向の公共交通を充実させ、併せて多摩の自立性を高めるために、多摩センター～上北台間の約16㎞に導入した跨座式の都市モノレールである。

平成元年９月多摩センター～上北台間で都市計画決定をし、Ⅰ期区間（立川北～上北台間）は、平成２年６月工事施行認可、同年７月事業認可(立川～桜街道間)を取得、同年11月工事に着手して、平成10年11月開業した。

また、Ⅱ期区間(多摩センター～立川北間)は、平成３年９月工事施行認可及び事業認可を取得、同年11月工事に着手して、平成12年１月全線開業した。

上北台から箱根ケ崎間の延伸については、令和７年３月に都市計画決定をし、令和７年度中の事業化に向けて、引き続きインフラ部の整備にかかる調査及び設計等を進めている。

５　副都心線（地下鉄13号線）の整備

副都心線（地下鉄13号線）は、明治通りなどの交通渋滞の緩和及び池袋、新宿、渋谷の３副都心の連携強化を図るために整備された、池袋と渋谷を結ぶ延長8.9㎞の地下鉄である。

昭和60年及び平成12年の運輸政策審議会答申を受け、池袋以西で、東武東上線及び西武池袋線と相互乗り入れを行い、渋谷では東急東横線と相互乗り入れを行う路線として計画された。

平成13年５月都市計画決定、同年６月鉄道事業として工事に着手した。また、平成15年度からは、道路特定財源を導入し、都道直下部の延長7.9㎞を街路事業として整備することになり、平成15年10月事業認可を取得し、引き続き工事を行い、平成20年６月開業した。

第９　市町村支援事業

道路建設部管理課・道路橋梁課

１　みちづくり・まちづくりパートナー事業

多摩地域の都市計画道路については「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）平成28年３月」に基づき整備を進めているが、本事業は、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、都市計画道路の事業化計画における優先整備路線以外で、地元市町村から要望が強い路線を都と市町村が連携協力して整備を行い、交通の円滑化・歩行者の安全性・利便性の向上など、地域のまちづくりに寄与することを目的としている。

平成11年度からの「みちづくり・まちづくりパートナー事業」に続き、平成21年度から平成28年度まで実施してきた「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」により、これまでに、17路線、約5.4㎞が完成している。本事業は地域にとって効果が大きいことから、地元市の要望も踏まえ、「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」を平成29年度から10か年で11市18路線（新規10路線、継続８路線）整備することとし、令和６年度までに３路線、約1.0㎞が完成している。

令和７年度は、予算約51億円を確保している。

２　市町村土木補助事業

市町村道は、国道や都道と一体となって道路網を形成し、地域交通を支えるとともに、日常における地域交通や電気・上下水道などのライフラインの収容スペースとして、また、安全で良好な生活環境の形成に不可欠な基盤施設であるが、国道、都道に比べ整備は遅れている。

都は、市町村に対する補助事業を通じて、市町村への財政的、技術的支援を行いながら、市町村道整備とまちづくりの促進を図っている。また、令和６年度より舗装の補修等に要する経費に対する補助率を引き上げ、市町村道事業の維持補修の財政支援強化に取り組んでいる。

令和７年度は、予算約50億円（道路事業関係）を確保している。

Ⅱ　道 路 の 管 理

第１　あ　ら　ま　し

道路は、社会・経済活動において、単に人々の移動や生活物資の輸送、上下水道等のライフラインの収容のためだけではなく、快適でやすらぎのある歩行空間や高度情報化社会に対応する情報インフラの収容空間、災害時の緊急避難路としても期待されている。このため、道路管理の目的は、道路を常時良好な状態に維持することにより、安全、円滑な交通を確保することを基本としつつ、道路の利活用の調整にも及んでいる。

現在、都の管理している道路は、指定区間外の国道を含め、延長2,238㎞、面積42.0㎢（令和６年４月１日現在）、これを11建設事務所と４支庁が所管し、道路管理部がその指導調整にあたっている。

近年、社会・経済状況の変化に応じて、道路管理に関する都民の要望も極めて多様化しており、最近では自転車利用ニーズの高まりも見られる。

道路における交通渋滞、事故、騒音や振動の発生、高度成長期に整備した施設の更新費用等は大きな課題である。さらに最近では、ヒートアイランド等に伴う夏季の気温上昇も課題となっている。

そこで、交差点における右折車線の設置や歩道の新設・拡幅などの事業を推進している。また、無電柱化や道路施設のバリアフリー化により、快適な歩行空間と災害に強いまちを目指している。さらに、遮熱性舗装、保水性舗装、透水性舗装、低騒音舗装及び二層式低騒音舗装、わかりやすい標識、自転車通行空間の整備など、人にも、そして環境にもやさしい道路の整備にも努めている。また、道路施設については予防保全型管理を推進し、道路の安全・安心を確保するとともに、設置当初からメンテナンスしやすい施設を検討していくことにより、効果的・効率的な新たな道路管理を目指している。

平成23年の東日本大震災では、救援物資の輸送や災害時の復旧活動における道路が果たす役割の重要性が再認識された。緊急輸送道路など、災害時における道路機能を確保するため、道路啓開体制の構築に加え、橋梁、トンネルの適切な補強・補修、電線類を地中化する無電柱化、山岳道路の防災力向上に向けた取組を今後も積極的に進めていく。

第２　路 線 の 認 定 等

道路管理部路政課

１　道路の種類

道路法上の道路は、次の４種である（道路法第３条）。

①　高速自動車国道
②　一般国道
③　都道府県道
④　市町村道

このほか、地方自治法第281条及び第283条の規定により、道路法上の市町村道として取り扱われる特別区の管理する特別区道がある。

このうち、都が管理する道路は②の一般国道のうち法定受託事務として管理する、都の区域に係る指定区間外国道（道路法第13条第１項）と③の都道である。都道については、認定手続きにより次のように分類されている。

ア　一般都道（道路法第７条該当）
イ　特例都道（道路法第89条該当）

現在、都内にある国道、都道、区市町村道の延長及び面積は、**資料第２－（１）**（P.184）、**（２）**（P.186）のとおりである。

２　都道の認定

(1) 一般都道

地方的な幹線道路網を構成し、かつ道路法第７条の都道府県道の認定基準に該当する道路で都の区域内に存する部分につき、都知事が議会の議決を経て認定する。

(2) 特例都道

道路法第89条により都の特別区の存する区域内だけに認められた都道で、地方的な幹線道路網を構成するが、道路法第７条の都道府県道の認定基準によらず、都知事が関係特別区長の意見を聞き、都議会の議決を経て認定する。

なお、上記の都道のうち、国土交通大臣が道路法第56条の規定により、主要な道路として指定した道路を主要地方道という。

３　道路区域の決定、変更及び供用開始

道路区域の決定は、道路法の適用範囲を特定するものであり、道路管理者は、路線が認定されると遅滞なく区域を決定し、公示する（道路法第18条）。区域が決定され供用開始がなされるまでの間は、当該区域内の土地については道路管理者が権原を取得すると、私権の制限、占用の許可、監督処分等の一定の道路法の規定が準用される（道路法第91条）。

また、道路を拡幅したり、在来の道路に替えて新道を築造する場合には、新たに新道部分を道路区域に編入するため、あるいは旧道部分を在来の道路区域から除外するため、区域の変更（区域決定と同様の効果がある。）が必要となる。

道路区域の決定後は、土地の権原が取得され、工事によって実態を備えた道路について、道路管理者は供用を開始し、公示する。

４　道路台帳の整備

道路台帳は、道路管理を円滑に遂行するため道路の区域の境界線、道路の施設の現況、占用物件等道路管理の基礎的事項を総括して把握し、広く道路管理行政の資料として活用できるよう整備している。道路台帳は、道路法第28条により、その調製、保管及び閲覧が道路管理者に義務付けられている。また、都民サービスの一環として道路台帳の写しの交付を行っている。都の道路台帳は、次の図書を基本とし、都道及び一般国道（指定区間外）についてその整備を行っている。

① 「道路台帳平面図」（道路の現況、道路の区域の境界線及び道路の延長、面積等の把握図）
② 「地下埋設物台帳平面図」（主な占用物件の位置等の把握図）
③ 「道路敷地構成図」（道路敷地、道路区域の境界点の座標値等の把握図）

道路台帳の整備率は、「道路台帳平面図」と「地下埋設物台帳平面図」が100％であるが、「道路敷地構成図」は約84％（令和６年４月１日現在）であることから、早期整備を図る必要がある。

「道路敷地構成図」は、道路区域と、道路を構成する敷地を把握することを主な目的としている。道路区域の調査にあたっては、現地に境界杭を設置し座標化することで、道路区域の明確化を行っている。

昭和49年度から整備を開始したが、完了までなお時間を要するため、平成16年度からは優先的に整備を行う地域、路線を選定するなど、効果的な整備を進めている。（**第２・５表**）

さらには、平成19年度より本格的に道路台帳の電子化を行っている。

第２・５表　道路台帳整備の状況（令和６年４月１日現在）

区別／地域		東京都管理道路延長 km	道路台帳					
			道路台帳平面図		道路敷地構成図		地下埋設物台帳平面図	
			整備延長 km	整備率 %	整備延長 km	整備率 %	整備延長 km	整備率 %
全　域		2,238	2,238	100.0	1,870	83.6	2,238	100.0
内訳	区部	900	900	100.0	795	88.3	900	100.0
	多摩部	1,093	1,093	100.0	908	83.1	1,093	100.0
	島しょ	245	245	100.0	168	68.3	245	100.0

（四捨五入のため、計が合わない場合がある。）

５　区市町村への移管

都市計画道路の整備等に伴い、幹線道路から地域内道路へと性格の変化した都道の区間については、道路管理の役割分担の観点から、区市町村へ移管する。

６　有料道路の管理

首都高速道路（都に存する区間）は、都道であるが、道路整備特別措置法に基づき、本来都が有している道路管理権限の一部を首都高速道路㈱が代行し、通行料金を徴収する有料道路である。

都は、都知事が路線の認定をした後これらの道路の本来道路管理者として、区域決定（公示のみ）、供用開始等を行うとともに料金等の事業計画の決定に関与する。

７　通称道路名の普及

東京都は、過去３回、都民をはじめとする道路利用者に分かりやすく親しみやすい名称を設定し、都内交通の利便を図ることとともに、災害時の避難や緊急輸送に役立てるため、都内の国道及び都道を対象とした171路線に通称道路名を設定している。

設定の目的と主な通称名は以下のとおりである。

[第１回]昭和37年及び38年

オリンピック東京大会を機に設定

（山手通り・青山通り・甲州街道・青梅街道）

[第２回]昭和59年

マイタウン構想の一環として設定

（六本木通り・環八通り・大島一周道路）

[第３回]平成26年

前回から約30年が経過し、新設、延伸等による道路状況の変化に応じて設定

（有明通り・新滝山街道・日野バイパス）

これらの通称道路名が道路を利用する全ての人に親しまれるとともに、広く浸透するよう、パンフレットの配布や案内標識の設置等により継続的に通称道路名の普及を図っていく。

通称道路名の一覧表は**資料第２－（３）**（P.212）のとおりである。

第３　道路の適正管理

１　道路の監察

道路管理部監察指導課

(1) 監察パトロール

道路管理者は、道路を常に良好な状態に保つように維持、修繕に努めるばかりでなく、円滑かつ安全な交通を確保するため、積極的に阻害要因の排除及び予防に努める責務を負っている(道路法第42条)。

このため、各建設事務所では、毎日、監察パトロールを行い、道路の不適正な利用の早期発見、道路構造の保全及び交通機能の確保等に努めている。

1）路線パトロール

道路を路線ごとに定期的に巡回し、主として次の事項の監察を実施するとともに、その是正指導等を行っている。また、改善後も不適正な利用が繰り返されないよう､継続的な巡回を行っている。

① 道路を許可なく、又は許可条件に違反して占用しているもの

② 道路をみだりに損傷もしくは汚損し、又は道路に土石等の物件を放置しているもの

③ 道路工事及び電気、ガス、上下水道等の道路占用工事

④ 路面、側溝、防護柵、街路灯、街路樹、道路標識等道路及び道路附属物の損傷又はその誘因となるもの

⑤ 道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれのある道路沿いの土地、竹木及び工作物又は建築工事等

⑥ 車両制限令に違反する車両

2）合同パトロール

路線パトロールのほか、従前から所轄警察署や区市町村等と取り組んでいる合同パトロール(春、秋の交通安全運動、道路ふれあい月間及び年末混雑時等）がある。また、近年では町内会、自治会、商店街等と協力して、地域ぐるみで道路及び交通環境の改善に努める合同パトロールも実施している。

なお、令和６年度の道路監察の実績は**第２・６表**（P.52）のとおりである。

(2) 道路適正使用の指導

道路の不法占用・不適正使用を監察パトロール等で発見した場合は、すみやかに撤去又は改築等の改善を行うよう指導・警告を行っている。

特に歩道上の立看板、置看板、放置自転車、商品置場等については、道路の有効幅員を狭め、歩行者の通行に支障を及ぼすおそれがあるので、関係機関と十分な連絡をとり、効果的に対応している。

なお、道路の上空に設置されている突出看板については、設置状態や所有者の実態調査を毎年度実施し、占用申請の促進及び基準に適合しない突出看板への是正指導を行う等、適正化に努めている。その

結果、平成14年度に約50%であった突出看板の許可率が、令和６年度には約81.0%まで向上した。引き続き是正指導等を行い、許可率の維持に努めていく。

第２・６表　道路監察結果（令和６年度）

監察パトロール実施状況

内容／区分		回数（回）	時間（時間）	延長（km）	合同パト（内書）	
					警察署	その他
平常時	日常	5227	14,072	194,728	155	101
	夜間	21	91	1,031	0	0
異常時		2	6	133	0	0

区分＼内容		発見件数		処理件数	
		パトロール	その他	緊急処理	その他
道路の損傷関係	道路	99	60	29	87
	附属物	179	23	72	139

監察事項	取締り（件数）	措置状況（件数）					
		行政指導			監督処分		その他の措置
		口頭	文書	是正	措置命令	是正	
不法占用	4,613	1,161	423	3,397	2	0	3,027
禁止行為	19,027	628	10,976	3,024	0	0	7,423
沿道区域	215	53	13	43	0	0	149
車限令	8	1	4	3	0	0	3

放置自転車対策		
	警告台数	10,358
	撤去台数	1,858
処理件数		10,527
撤去回数		680

道路上工事の監察

区分＼内容	監察箇所数	指摘箇所数	指摘件数	指摘内容					措置状況				
				掘削	路面覆工	保安施設	復旧	その他	現場指導	呼出指導	始末書	警告書	措置命令
管理者工事	11	15	16	1	0	7	3	5	16	0	0	0	0
承認工事	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ＮＴＴ東日本	1	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
水道局	35	50	56	3	0	23	1	29	27	17	14	0	0
下水道局	6	9	9	0	0	0	0	9	8	7	0	0	0
東京メトロ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
東京電力	12	16	16	3	0	0	0	13	11	7	1	0	0
東京ガス	6	10	13	2	1	3	0	7	11	4	0	0	0
区市町村	1	3	3	0	0	0	0	3	1	6	0	0	0
その他	3	17	17	1	0	12	0	4	9	2	7	0	0
計	77	121	131	10	1	46	4	70	84	45	22	0	0

2　道路の占用

道路管理部監察指導課

(1) 占用一般

道路は、本来一般交通の用に供することを目的とするが、特定の場合には、物件の設置を許可することができることとされており、この特別使用を道路の占用という（道路法第32条）。

道路の占用の主なものは、電気、ガス、上下水道、電話、地下鉄等、公衆の用に供する施設のための管路、柱類及び鉄道等である。

道路の占用は、道路の二次的な機能であるが、公益施設については、道路の本来的機能を阻害しない範囲において容認するとともに、公共性を欠く占用については、極力これを抑制する等道路本来の目的との調整を図ることが必要とされる。

また、都の区域内に存する国道及び区市町村道との事務処理の整合性を図るため、各道路管理者間の密接な連絡と許可基準、事務処理の統一に留意している。

道路の占用に際しては、東京都道路占用料等徴収条例に基づいて道路占用料を徴収している。

令和６年度の道路占用料徴収状況は、**第２・７表**のとおりである。

突出看板の許可率等については、**第２・８表**のとおりである。

第２・７表　令和６年度道路占用料徴収状況

種別		件数	金額
			千円
一般占用（鉄道関係含む）		－	6,383,981
東京ガス関係		2,517,812m	1,427,244
東京電力関係			
内訳	電柱	16,920本	
	管路類	8,839,063m	3,512,742
	その他	12,802個	
ＮＴＴグループ関係			
内訳	電柱	15,547本	
	管路類	20,053,261m	3,753,249
	その他	1,456個	
過年度分		－	2,294
合計		－	15,079,510

第２・８表　突出看板の許可率等

（令和７年３月現在）

看板総数	(a+b)	20,477個
基準適合個数	(a)	19,122個
基準不適合個数	(b)	1,355個
許可個数	(c)	15,485個
許可率	(c/a)	81.0%

(2) 鉄道等の占用

1) 鉄道事業法及び道路法による鉄道工事

道路に鉄道を敷設する場合は、鉄道事業法第61条第１項ただし書により事業者が国土交通大臣の許可を得た後に、道路法第32条に基づく道路管理者の占用許可を受けて道路に敷設することができるとされている。

鉄道の敷設は、工事規模が大きく、他の埋設物との調整に日時を必要とし、また、工期も比較的長期にわたることが通例であるので、都においては、道路管理上の見地から、占用許可にあたって必要な条件を付し、工事から派生する障害等を最小限に止めるよう努めている。

2) 軌道法による軌道工事

軌道は、道路の効用を補充し路上の交通を補助緩和するために､軌道法第２条の規定により、特別な事由がある場合を除き道路に敷設することとされている。

(3) 道路占用許可の特例

道路の占用は、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合に許可できるが（無余地性の原則）、都市再生特別措置法、国家戦略特別区域法、歩行者利便増進道路制度に基づく道路占用許可の特例により、まちのにぎわい創出や道路利用者の利便増進に資する施設の設置を許可することができる。

これらの特例を活用し、都道においては新虎通り（新橋・虎ノ門間）、行幸通り及び新宿副都心四号線においてオープンカフェの設置やイベント施設の設置が行われ、まちのにぎわいに寄与している。

3　道路工事等の調整

道路管理部監察指導課

道路で行われる工事は大別して、道路管理者が行う道路補修等の工事と都市生活に不可欠な電気・ガス・通信・上下水道等ライフラインの

敷設や補修工事など、占用企業者が行う占用工事の二種類がある。

これらの工事を計画段階から調整し、道路の不経済な掘り返し防止や円滑な交通の確保並びに事故防止を図るため、建設局、国土交通省東京国道事務所、警視庁、東京消防庁、占用企業者等で「東京都道路工事調整協議会」を設置している。

この協議会のもと、道路工事に関して、工事の場所、時期、工法等についての調整を行っている。令和７年度の道路工事調整状況は**資料第２－(７)**（P.222）のとおりである。

以下は、現在の主な取組である。

(1)　路上工事に伴う車線規制時間の抑制について

第五次『東京都内の路上工事対策五箇年計画（2018～2022年度）』に基づき、区部の路上工事（国道・都道）に伴う車線規制時間を道路管理者と各企業者が協力し、抑制などに取り組んできた。その結果、令和元年度は東京2020大会に向けた関連工事等の増加により目標（80万時間以下）を超過したが、他の計画年度は目標を達成することができた。（**第２・９表**）

令和５年度からは第六次『東京都内の路上工事対策五箇年計画（2023～2027年度）』を策定し、更なる工事需要の増加が見込まれることから、引き続き区部の路上工事に伴う車線規制時間を毎年度80万時間以下とすることを目標とし、占用企業者と一体となって路上工事対策に取り組んでいる。

(2)　路上工事施工時期の平準化について

路上工事の施工時期については、年度末の工事集中の分散化を図るために、年度当初における早期発注・早期着工等による年間を通した平準化を促進する。（**第２・９図、**P.55）

(3)　交通繁忙期の路上工事の抑制について

年末年始、年度末のほか、旧盆期などについても渋滞予測に基づき路上工事を抑制する。

(4)　掘削禁止について

路上工事により道路舗装が行われた箇所は、工事完了後の一定期間について道路掘削を禁止する。

(5)　工事情報の提供について

路上工事に対する理解促進を図るため、工事看板の改善やインターネットによる工事情報の提供を積極的にすすめる。

(6)　路上工事対策「行動計画」について

国道・都道管理者が協力して、道路利用者や沿道居住者の視点から路上工事の問題点を抽出し、路上工事対策五箇年計画の具体的な実施計画として、「行動計画」を策定した。現在、各区等にも働きかけを行い、従来の国道・都道に加えて、区道等とも連携した路上工事対策の取組をすすめている。

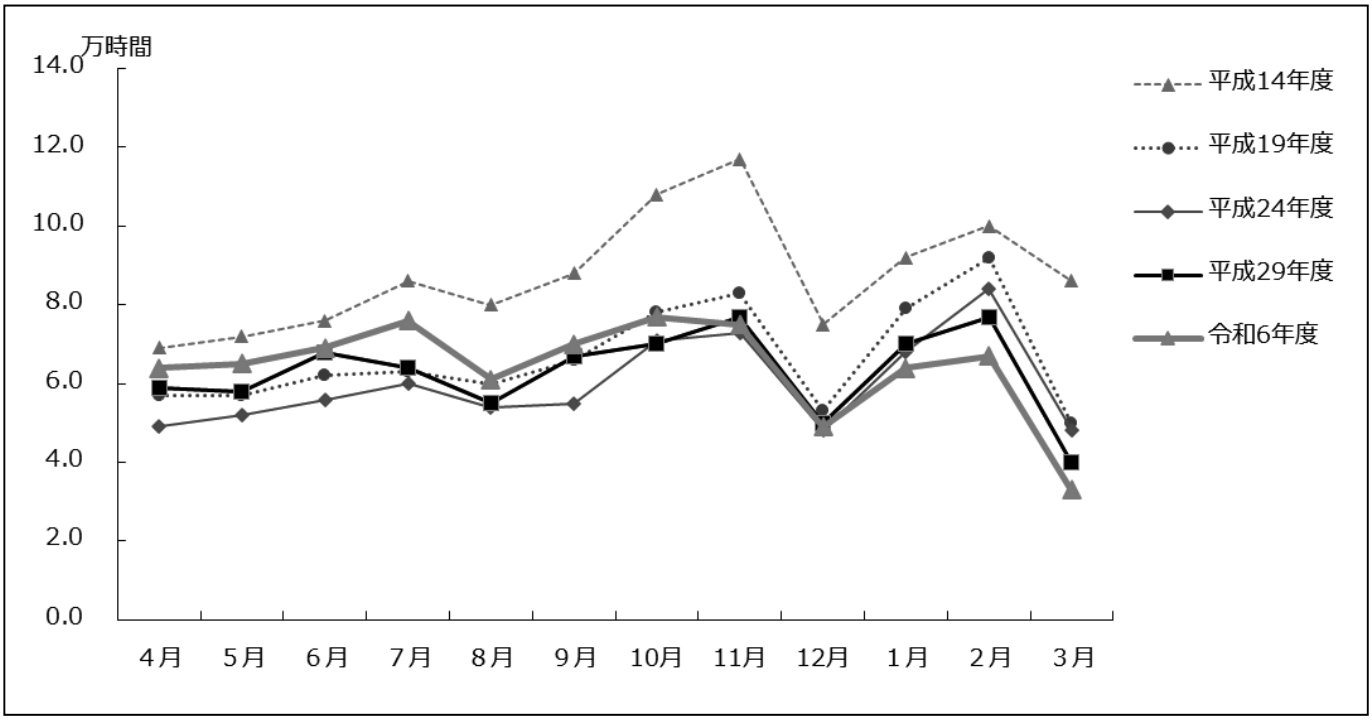
第２・９表　区部　国道・都道における路上工事に伴う車線規制時間

（単位：時間）

年 度	14	19	24	29	元	2	3	4	5	6
車線規制時間	1,053,735	806,931	724,005	761,715	896,886	746,919	724,392	769,950	777,204	769,833

※　令和元年度は、主に東京2020大会に向けた関連工事等が当初想定以上に増加

第２・９図　区部　国道・都道における路上工事に伴う車線規制時間（月別・年度別）



4　車両の制限（特殊車両の通行）

道路管理部路政課

道路構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両諸元の最高限度は、政令で定めることとされている。［道路法第47条］

(1) 車両の最高限度（一般的制限値）

［車両制限令第３条］

車両は、すべて実車状態（人が乗車し、貨物が積載された状態）が制限の対象となる。

1）幅　　2.5m

2）重量

・総重量　　20 t
（重さ指定道路については25 t）

・軸　重　　10 t

・隣り合う車軸に係る軸重の合計
軸距が1.8m未満　　18 t
軸距が1.8m以上　　20 t

・輪荷重　　5 t

3)高さ　　3.8m
（高さ指定道路については4.1m）

4)長さ　　12m

5)最小回転半径
車両の最外側のわだちについて12m

このほか、道路交通法及び道路運送車両の保安基準においても制限を設けている。

(2) 最高限度を超える車両の通行

［道路法第47条の２］

車両構造が特殊であったり、積載貨物が分割できないなどの理由で、上記(1)車両の最高限度のうち一つでも値を超えた車両が道路を通行する場合には、特殊車両通行許可が必要となる。

東京都では特殊車両通行許可の申請は窓口への持参もしくは郵送で受け付けていたところ、これに加え令和５年３月から一定の要件を満たす内容の申請についてオンラインでの申請も受付けている。なお、通行許可及び他の道路管理者からの協議処理件数は**第２・10表**のとおりである。

(3) 制限の見直し

1)重さ指定道路

平成５年11月の車両制限令の改正により、高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路においては、通行する車両の総重量の最高限度を25 t まで引き上げることとし、規制が緩和された。この指定道路においては、車両の通行の許可の手続等を定める省令第１条に規定する値以下で、その他の基準が一般制限値以下の「新規格車」については、通行許可なしに通行できることとなっている。

2)高さ指定道路

平成16年４月に、車高規制の見直しが行われ、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路（高さ指定道路）については、通行する車両の高さの最高限度が3.8mから4.1mに引き上げられた。

(4) すべての車両に適用される制限

1）一般的制限値を超えない車両であっても、トンネル、橋、高架等の道路の保全のため、道路管理者が重量や高さについての制限を設け、制限標識を設置している場合、その制限を超える車両の通行には通行許可が必要となる。

2）一般的制限値を超えない車両であっても、狭小幅員の道路において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路管理者が通行可能な車両の幅について制限を設け、制限標識を設置している場合、その制限を超える車両の通行には通行認定が必要となる。

第２・10表　特殊車両の通行許可申請及び他の道路管理者からの協議件数の推移

（東京都処理分）

年　度	申請件数（件）	申請台数（台）	手数料収入（千円）
２年度	2,190	10,062	3,430
３年度	2,212	11,532	6,314
４年度	2,236	12,583	4,445
５年度	2,830	14,213	6,445
６年度	2,947	11,975	6,885

年　度	協議件数（件）
２年度	33,644
３年度	36,387
４年度	37,690
５年度	38,465
６年度	38,518

5　東京ふれあいロード・プログラム

道路管理部路政課

地域住民などの団体と東京都が協働して、道路の清掃や植栽の手入れなどの美化活動を行うことにより、道路利用のモラル向上と潤いのある道路空間の創出を目的とする制度（いわゆるアドプトシステム）である。

参加団体は、町内会、商店会、学校、企業などの団体であり、東京都と協定を結び、東京ふれあいロード･プログラム認定団体として道路の美化活動を継続的に実施している。

この制度は、平成15年度から本格実施し、令和７年４月１日現在155団体となっており、今後も積極的な事業展開を図っていく。

６　都道におけるホームレス対策

道路管理部監察指導課

都道におけるホームレスについては、年２回実施する概数調査において、令和７年１月現在105人である。

道路法では、人に対する直接強制を想定していないため、道路不法占拠者本人の身体に対する強制退去権限はない。そのため監察パトロールのなかで、道路上に起居することは通行の支障になることを伝えて、自主退去を促すなどの措置を講じている。

引き続き、関係各局・警視庁・関係区市町村等と連携し、道路の本来機能である「一般の自由な交通」を確保するため、道路の不適正使用の是正に努めていく。

７　普及活動（「夢のみち」事業）

道路管理部監察指導課

「夢のみち」事業とは、都民が、道とふれあい、道に親しみをもち、道が日々の生活に身近な施設であることを実感してもらうために、毎年テーマを定め、様々な行事を実施するものである。

昭和62年度から平成21年度まで、「道の日」行事として実施してきたが、平成22年度から「夢のみち」事業に衣替えし、（公財）東京都道路整備保全公社主催、東京都建設局共催で実施している。

第４　道路・橋梁の維持補修

道路管理部保全課

１　道路の維持事業

安全で円滑な交通の確保と沿道環境を保全するため、都では、道路などの維持補修、改善及び健全度調査等を実施している。（第２・11表）

第２・11表　道路維持費

事項（施設）	令和７年度予算 規模	金額 千円
路面	40,671,064㎡	15,500,698
街灯	179,487灯	3,141,791
交通安全施設		641,189
街路樹等		7,640,399
充実路線	249,350本	4,186,217
その他の路線	128,976本	3,454,182
道路施設等		3,422,712
排水場	49カ所	234,870
台貫所	8カ所	7,883
共同溝	10カ所	234,598
地下道	92カ所	1,774.423
道路情報板	79基	60,719
副都心広場等	56,759㎡	542,639
飯田橋せせらぎ		5,379
汐留地区		115,033
相生町交差点		51,135
丸の内地区		55,444
上野地下歩道		260,183
横断歩道橋昇降装置		80,406
公共施設の適正管理		11,602
工事費計		30,358,391
事務費		7,609
合計		30,366,000

(1) 路面の維持

道路維持管理の基本となる日常点検（道路巡回点検）は、原則として巡回点検車もしくは徒歩によって定期的に行っている。この点検において、道路の状況が危険と判断された場合は、緊急処置を実施した後、必要に応じて応急修理を行っている。

さらに、道路の日常管理として、小規模な路面のクラック、段差、轍等を補修する維持工事を行うとともに、降雨時に備え、排水管、側溝、集水ます等の補修やしゅんせつなど道路排水施設の機能維持に努めている。

また、積雪時は、あらかじめ態勢を確保し、直営や委託による除雪作業を行うとともに、路面の凍結による交通事故を防止するため、凍結防止剤の散布を行うなど、交通の安全確保に努めている。

道路の陥没防止対策については、毎年、埋設物の多い路線等を対象として路面下空洞調査を実施し、空洞を発見した場合は復旧工事を行い、陥没の発生防止に努めている。

(2) 道路附属物の維持

道路附属物である道路照明、防護柵、道路標識、街路樹、道路反射鏡、視線誘導標等の維持を行っている。

このうち道路照明、道路標識などの道路施設については、定期的に点検を行い、点検結果に基づいて補修や補強を実施している。

また、街路樹、植樹帯等については、豊かな緑により快適な環境を確保するため、欠樹の補植、剪定、施肥、病害虫の防除、低木の手入れ等を実施している。

(3) 立体施設の維持

道路の立体施設としては、トンネルを始めとして幹線道路の立体交差、高架道路、地下自動車道、横断歩道橋、地下歩行者道、新宿副都心広場等がある。これらには、それぞれ排水施設、換気装置、道路用昇降設備や照明施設などの電気、機械設備が設置されており、本体施設とともにこれら設備の維持管理を行っている。

また、アンダーパス部等ではポンプ等の排水施設を設置し、通行車両と歩行者の安全を確保している。さらに安全性を高めるため、冠水発生時の情報提供システムとして、路面冠水警報装置を設置し、通行車両に注意を促している。

(4) 維持管理体制

道路維持管理の基本となる巡回点検は、従前、各建設事務所の管理工区に所属する巡回点検班が直営で実施してきた。しかし、団塊世代職員の大量退職に伴い、平成19年度より一部の巡回点検について民間委託を導入している。

休日や夜間の閉庁時については、「都道管理連絡室」で24時間の情報連絡体制を確保している。

また、平成11年度からは国土交通省等の道路関係機関と協力して、道路に関する苦情・相談の窓口集約化と、適切かつ迅速な対応を行うため「道の相談室」を設置した。さらに、令和４年度からはスマートフォンアプリにより道路の損傷等を簡単に投稿できる「道路通報システム（MCR ： My City Report）」も本格導入し、都民サービスの向上に努めている。

年度別件数

（単位：件）

種別	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６
受付件数	1,207	1,496	2,628	2,261	3,081
うち道路通報ｼｽﾃﾑ	87	390	1,544	1,016	1，278

※令和２年度～３年度の道路通報システムは試行運用
※道路通報システム：投稿件数

台風、豪雨などの異常気象時には、道路冠水や斜面崩壊などに対応するため「東京都水防計画」に基づく水防態勢を、また積雪による交通障害の除去やスリップ防止に対しては「東京都建設局雪害対策要領」に基づく雪害態勢を確立し、情報収集活動や、通行止めなどの交通規制や除雪活動を実施して事故防止に努めている。

(5) 道路占用工事に関する技術審査

道路は一般交通の用に供する他、都民生活に不可欠な電気、通信、水道、ガス等のライフラインや地下鉄等が道路占用している。

これら道路占用物件の設置及び維持管理のための工事は、幹線道路の現道交通への障害はもとより、輻輳する他の占用物件、沿道環境、将来の道路管理などへの影響について十分配慮する必要がある。

このため、道路占用工事における設計、施工方法等に関して構造、工事方法、埋戻材料等の基準に適合しているかなどの技術審査を行っている。

近年、様々な再開発事業が活発化し、地下鉄とビル連絡通路工事、地下鉄のバリアフリー対応によるエレベーター設置工事、都市再生特別地区等の再開発事業に伴う開発関連の技術審査件数が増加傾向にある。

２　道路の補修事業

道路を常に良好な状態に保ち、かつ沿道環境の保全を図るため、路面補修、道路施設の整備を行っている。(第２・12表、P.60)

(1) 路面補修

本事業は、主に日々の維持管理では補えない大きな規模で、平坦性の悪化など走行安全性の低下した舗装の補修を行うものである。

路面性状調査や道路交通振動実態調査を実施し、調査結果及び沿道状況を踏まえ、補修が必要な箇所の選定や優先順位づけを行い、計画的に路面補修を実施することで、道路利用者の安全、快適性を確保するとともに、沿道環境の保全を図っている。

路面補修にあたっては、住民要望や地域特性に配慮して、求められる性能等に応じた舗装を適用し、きめ細かく実施している。

環境に配慮した舗装として、道路交通騒音対策の必要な箇所では低騒音舗装や二層式低騒音舗装を敷設しており、ヒートアイランド対策が必要な箇所（センターコアエリアを中心とした重点エリア）では路面温度上昇抑制機能のある遮熱性舗装、保水性舗装を敷設している。

また、歩道では雨水の流出を抑制し、水溜まりや水はねを防止する機能を持つ透水性舗装を敷設している。

これら環境に配慮した舗装は車道の路面補修等にあわせて効率的に実施している。

(2) 遮熱性舗装・保水性舗装

ヒートアイランド対策の一つとして、センターコアエリアを中心とした重点エリアで、路面補修の時期にあわせて、遮熱性舗装と保水性舗装を敷設しており、令和６年度までに約200㎞実施している。

遮熱性舗装は、遮熱材を路面に塗布した舗装で、主に太陽光の近赤外線を反射することで舗装への蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制する効果がある。

保水性舗装は、その舗装体内部の保水材に降雨時の水分を蓄えることができる舗装で、晴天時にその水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制する効果がある。

(3) 道路施設整備

道路擁壁、排水場、台貫所、共同溝、地下道、道路用昇降設備等、道路の一般構造物保全のため、道路施設定期点検調査等に基づく改修を実施している。トンネル照明の改修にあたっては、LED照明を導入し、維持管理の効率化やコスト縮減等を図っている。

また、豪雨・降雪に備えた山岳道路やアンダーパスへの遠隔監視の導入など、維持管理の高度化により都市インフラの安全性を更に高めている。

(4) トンネル予防保全計画

損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行うことで、全てのトンネルを供用期間中更新することなく健全な状態に保つことを目標とする「トンネル予防保全計画」（以下、「旧計画」という。）を平成27年度に策定し、予防保全型管理への転換を進めてきた。

令和３年３月には、旧計画におけるこれまでの取組状況や最新の点検結果を踏まえ、より一層、予防保全型管理を推進するため、「第二次トンネル予防保全計画」（令和２～11年度の10か年計画）を策定した。

本計画では対象トンネルを44箇所選定し、令和６年度末までに全44箇所に着手した。

具体的な取り組みとしては、点検や調査結果からトンネルの工法別に優先順位を設定しており、そのうち山岳トンネルでは、覆工コンクリートの安定性を確保する対策を行う。

また、開削トンネルでは、鉄筋の腐食防止やコンクリート壁面の耐久性の向上を図る対策を行う。

令和７年度から令和11年度までの５年間については､令和４・５年度の定期点検の結果を踏まえ、新たに選定した61箇所のトンネルを対象に、対策工事に順次着手していく。

３　道路災害防除事業

多摩山間部や島しょ部の山岳道路は、災害時の避難や救助活動に不可欠な生命線である。こうした山岳道路の災害を未然に防止するため、道路災害防除事業を実施している。（**第２・12表**）

(1) 山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備

災害を未然に防止するため、定期的に実施する斜面の調査、点検結果を斜面台帳に反映させるなどして斜面管理を行っている｡点検結果をもとに、緊急度の高い斜面から順次、落石防止網や落石防護柵、法枠等の防災対策工事を実施している。

(2) 山岳道路の防災力向上

令和元年東日本台風など、激甚化する自然災害の教訓を踏まえ、これまでの取組に加え、山岳道路のさらなる防災力向上に向けて取り組んでいる。

①異常な天然現象に対する防災機能の強化

災害時に迂回路がない箇所などの新たな視点を加え、優先的に対策を講じる区間を選定し、通行機能の確保を主眼とした対策を進める。河川増水時に道路流失を防ぐ擁壁の強化や、渓流から道路への土砂流入を抑制する施設の整備等を実施している。

②既設斜面対策施設の経年劣化対策

斜面の安定を図るために設置してきた斜面対策施設の経年劣化対策の対象を、これまで進めてきたグラウンドアンカーに加え、法枠やモルタル吹付などへ拡大し、対策を実施している。

③斜面点検の高度化

斜面の点検に新たに航空レーザ測量を導入し、樹木などを含まない三次元点群データにより地形を立体的に把握することで、より効果的に対策を講じる。

第２・12表　道路補修事業等計画

事業名	令和７年度予算	
	規模	金額
		千円
道路補修事業		41,308,000
路面補修	1,241,787㎡	25,136,460
センターコアエリアを中心とした重点エリア内での夏の暑さ対策	193,274㎡	5,500,875
沿道環境整備		185,603
道路施設整備（トンネル除く）		13,602,717
トンネル予防保全計画の推進		1,528,800
道路緑化の推進		854,420
道路災害防除事業	74カ所	5,974,000
山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備		3,304,700
大規模災害対策		246,000
山岳道路の防災力向上		2,423,300
合計		47,282,000

４　橋梁の維持補修

東京都が管理する橋梁（横断歩道橋・人道橋を含む）は、令和７年４月１日現在、**第２・13表**(P.62)で示すとおり1,902橋である。

都では、これらの橋梁を利用者に安全に安心して利用して頂くため、維持補修、改善及び健全度調査を実施している。

橋梁の維持補修には、日常的に維持修繕を行う橋梁維持事業と、令和３年３月に策定した「橋梁予防保全計画」に基づき、耐久性・耐震性の向上や定期点検に基づく補修を行う橋梁整備事業がある。（**第２・14表、第２・15表**、P.62）

また、（公財）東京都道路整備保全公社は、区市町村の橋梁管理支援事業を平成22年度から行っている。

(1) 橋梁維持事業

橋梁を安全に管理し、整備した機能を適切に維持していくために、鋼部材の腐食防止を目的とした塗替え塗装や劣化したコンクリート部材の剥落防止対策などを実施している。

また、大型車両などの輪荷重により損傷が発生しやすい橋面舗装や伸縮装置の補修を重点的に行っている。

(2) 長寿命化事業

国の重要文化財に指定された清洲橋、永代橋、勝鬨橋に代表される著名な橋梁については、貴重な遺産として将来に残していかなければならない。

また、これらと併せ、架替え時に多額の費用と周辺への多大な影響が予測される長大橋、跨線・跨道橋、主要な幹線道路に架かる橋梁などについて、最新の技術により、架替えを行うことなく対策後、100年以上延命させる。

対策にあたっては、新たに性能設計を導入し、対象の橋梁を現行の基準に適合した構造物に改善し、安全・安心な橋梁を都民などの利用者に提供していく。

令和６度末までに69橋の長寿命化工事が完了した。

(3) 橋梁点検と定期点検に基づく補修事業

橋梁については、日常的な巡回点検、地震や大雨等の際に行う異常時点検及び定期点検を行っている。

東京都では、全国に先駆けて主要橋梁の点検を昭和46年に開始した。昭和62年からは、点検対象を管理する全ての橋梁に拡大して５年に一度の定期点検を行っている。これにより橋梁の損傷状況を的確に把握し、進行が早い損傷は軽微なうちに対策を講じるなど、点検結果に基づき適切な補修・補強工事を行うことで橋梁の寿命を延ばし、都民の安全・安心を確保している。

(4) 横断歩道橋の撤去

横断歩道橋は、交通安全対策上の緊急措置として昭和40年代に集中的に整備したが、当時とは周辺環境や利用状況が変化してきている。

このため、利用者が少なく、近傍に横断歩道が設置されている等の要件が整い、地元や交通管理者等の合意が得られた横断歩道橋、いわゆる「役割を終えた歩道橋」について、平成10年度から順次撤去してきており、良好な歩行者空間の確保や都市景観の再生などを図っている。

平成20年７月に「横断歩道橋の取扱いについての基本方針」を改定し、役割を終えた歩道橋の撤去を進めるとともに、必要な歩道橋は今後も適切に維持管理を行っていく。

(5) 橋梁のライトアップ整備

隅田川を軸とした橋梁で夜間照明を整備し、水辺のにぎわいを創出する。駒形橋、厩橋、蔵前橋、永代橋の４橋は令和元年度に点灯を開始した。

令和２年８月には、白鬚橋、吾妻橋、清洲橋、佃大橋、勝鬨橋、築地大橋（街路整備事業）の６橋で点灯を開始し、平成の時代からライトアップを行っている新大橋、中央大橋の２橋を含めた、12橋でライトアップを実施している。

第２・13表　橋梁現況表

（令和７年４月１日現在）

橋種		規模		
		橋数	橋長	橋面積
		橋	m	㎡
一般橋梁	一般道路	1,220	80,434	1,264,467
横断歩道橋		578	36,494	74,986
人道橋		104	2,882	9,270
合計		1,902	119,810	1,348,723

第２・14表　橋梁維持費

区分＼年度	令和７年度予算	
	規模	金額
	㎡	千円
橋梁修理	1,445,964	2,314,966
維持塗装	3,951,423	2,753,694
電気防蝕		3,716
工事費計		5,072,376
事務費		1,624
合計		5,074,000

第２・15表　橋梁整備費

区分＼年度	令和７年度予算	
	規模	金額
	橋	千円
橋梁の長寿命化	53	13,518,191
橋梁補修	80	6,165,834
合計	133 （事業間重複0橋）	19,684,025

(6)「かちどき 橋の資料館」

勝鬨橋建設の歴史や開閉する仕組み、跳開する雄姿の映像のほか、東京都の多くの著名橋についても紹介する「かちどき 橋の資料館」（中央区築地六丁目20番11号）を平成17年５月に開館した。

５　予防保全型管理の推進

東京都の道路施設は、1964年大会を契機とした高度経済成長期にかけて整備されたものが多く、施設の高齢化が進み、一斉に更新や補修を必要とする時期を迎える。全てを一時期に更新や補修を実施することは、限られた財源の中で多大な経費を必要とすることや工事の集中による交通渋滞の発生など都民生活にも大きな影響を与えることも懸念される。

このため、一層のコスト縮減に努めるとともに、道路施設の長寿命化を図るなど効率的・効果的な管理によって、更新時期の平準化、総事業費の縮減、及び都民への影響の軽減に取り組むことが必要となった。そこで、これまでに行った各種道路施設の点検結果などを基に、計画的な補修補強等を実施する予防保全型管理への転換を図っている。

橋梁やトンネルに加え、令和４年３月に共同溝及び擁壁を対象にした「共同溝予防保全計画」及び「擁壁予防保全計画」を策定し、予防保全型管理に着手した。

第２・16表　緊急輸送道路

緊急輸送道路種別	対象路線
第一次緊急輸送道路	応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線
第二次緊急輸送道路	一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線
第三次緊急輸送道路	その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線

６　地震への備えについて

地震災害では、道路に多大な被害が生じるおそれがあるため、復旧に時間を要し、緊急時における救援物資の輸送ルート確保の遅れや輸送時間の増加を招き、支援復旧活動に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、大地震などの緊急時に備え、救助や医療・消防活動、ライフラインの応急復旧や救援物資の輸送等を円滑に行うため、優先的にガレキなど道路の障害物を除去し（道路啓開）、いち早く緊急時の道路の通行を確保していく。また、発災後における迅速な情報収集を行うため、国の首都直下地震道路啓開計画「八方向作戦」の対象道路の都道等において監視カメラ（ITV）設置を進めていく。

（１）緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、**第２・16表**に示すように、第一次から第三次まで設定されている。

（２）道路障害物の除去

阪神淡路大震災を契機に、建設業団体等と資機材や労力の提供等に関する具体的な項目を定めて協定を結び、約500社の地元協力業者により、早期に都道の障害物除去作業を行う体制を整えている。

７　富士山噴火への備えについて

富士山噴火に伴う降灰時においても、都市活動を支える交通インフラの持続性確保に向けて、早期の道路啓開が重要となる。

このため、「降灰時除灰を優先する重要拠点」を連絡する優先除灰道路の選定し、道路除灰手順の基本的な考え方を整理するなど、道路啓開体制の構築に向けて取り組んでいく。

第５　沿道環境の整備

１　概　　要

道路管理部管理課

幹線道路の沿道においては、騒音・大気汚染など環境が厳しい箇所もあり、沿道住民の生活環境改善に向けた課題が依然として残されている。

こうした状況を踏まえ、東京都環境基本条例（平成６年制定）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例、平成12年制定）及び東京都環境基本計画（平成28年改定）等に基づき、国等関係機関と一体となって、都をあげて総合的な施策を実施している。

平成７年９月には、自動車交通騒音対策等のさらなる充実を図るため、国等関係機関と東京都道路沿道環境対策検討会（事務局：環境局）を設置した。平成９年３月に優先的対策道路区間を選定し、平成10年２月にはその区間での総合対策を策定するとともに、平成12年及び平成16年に新たに道路区間を追加するなど、その推進に取り組んでいる。

こうした中、道路管理者としては、道路交通騒音に対して、昭和55年10月に施行された「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（以下「沿道法」という。）に基づき、沿道対策の着実な実施に努めている。

２　沿道対策

道路管理部管理課

沿道法に基づき、環状七号線、環状八号線、笹目通り、目白通り、中原街道、日光街道、川越街道が沿道整備道路に指定され、沿道環境の整備がなされている。

沿道整備道路の指定要件は、幹線道路網を構成する道路のうち①道路交通騒音が夜間65デシベル、または昼間70デシベルを超えること、②日交通量１万台超過、③相当数の住居が集合していることなどである。

なお、沿道整備道路の指定状況は、**第２・17表**(P. 65)のとおりである。

(1) 沿道地区計画の策定

沿道整備道路の指定後、地元区が沿道住民の意見を聴取のうえ沿道地区計画を策定する。

この計画には、①沿道の整備に関する方針、②建築物等に関する必要な制限等が定められる。更に、防音構造化を促進するため、区によって「防音構造に関する条例」が制定される。

この結果、都市計画の面から沿道にふさわしいまちづくりが誘導されることとなる。

沿道地区計画の策定状況は**第２・17表**(P. 65)のとおりである。

(2) 沿道整備促進のための施策

沿道法では、沿道整備促進施策として、次のような助成策等が定められている。

①　土地の買入れ資金の貸付
②　緩衝建築物の建築費等の一部負担
③　防音工事助成

環状七号線、環状八号線、笹目通り及び中原街道におけるこれらの事業の実績は、**第２・18表**(P. 66)のとおりである。

(3) 沿道法の改正

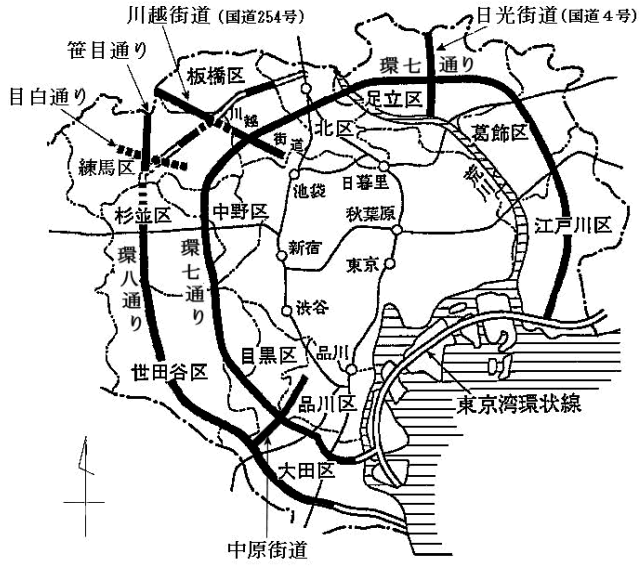
国は、平成７年７月の国道43号訴訟最高裁判決を踏まえ、平成８年５月24日に沿道法を改正し、同年11月10日に施行した。

主な改正点は、次のとおりである。

①　従前の沿道整備計画を沿道地区計画に改め、(ｱ)区域及び整備の方針と(ｲ)沿道地区整備計画、を同時又は段階的に((ｱ)が先行）決定することが可能となった。
②　道路管理者と公安委員会が共同して道路交通騒音減少計画を策定することとなった。
③　土地の買い入れに関する資金の貸付対象を区市町村の指定する公益法人（沿道整備推進機構）にまで拡大した。
④　緩衝建築物の建築費等に要する費用の一部負担の負担要件が緩和された。
⑤　老朽化等により防音工事が著しく困難な住宅の移転等に対する助成制度が新設された。
⑥　区市町村による沿道整備権利移転等促進計画の策定ができることとなった。

この改正を受けて、平成９年８月に都は関係要綱を改正するとともに、平成10年４月に東京都公安委員会と協議して、環状七号線及び環状八号線の道路交通騒音減少計画を策定した。今後も沿道法を活用して、沿道環境の整備を進めていく。

第２・17表　沿道整備道路指定状況一覧表



凡例

━━	沿道整備道路指定済 沿道地区計画策定済
▪▪▪▪	沿道整備道路指定済 沿道地区計画未策定

路線名	区間	延長（km）	沿道整備道路の指定年月日	沿道地区計画決定年月日
環状七号線	大田区大森本町二丁目～ 江戸川区臨海町五丁目	55.5	昭和58.11.17 昭和59. 8. 4 昭和62.12.28 平成2. 3.20	昭和60. 6. 3～ 平成9.11.20 （358.7ha）
環状八号線	練馬区北町六丁目～ 練馬区早宮二丁目	0.4	昭和58.11.17	昭和59.11.19～ 平成15. 1.31 （154.2ha）
	練馬区春日町二丁目	0.4	昭和61. 3.26	
	練馬区錦二丁目～ 練馬区北町六丁目	1.2	平成12. 3.10	注1
	板橋区相生町	0.7	平成元. 9.19	
	板橋区志村三丁目～ 板橋区小豆沢四丁目	1.7	平成5. 7.20	
	杉並区（全線）	6.5	平成6. 9.30	注2
	世田谷区（全線）	10.7	平成13. 3.15	
	大田区蒲田四丁目～ 大田区田園調布二丁目	7.0	平成12. 3.10	
笹目通り	練馬区南田中四丁目～ 練馬区旭町一丁目	3.7	平成14. 3. 8	平成15.11.14 （21.6ha）
目白通り	練馬区中村北二丁目～ 練馬区大泉町五丁目	4.9	平成15.11.25	注1
中原街道	品川区平塚二丁目～ 品川区旗の台五丁目	2.4	平成17. 4. 7	平成18.12.20 （9.6ha）
	大田区南千束一丁目～ 大田区南雪谷二丁目	2.6	平成17. 4. 7	平成20. 5. 1 （10.4ha）
一般国道４号（日光街道）	足立区梅田一丁目～ 足立区西保木間四丁目	5.1	昭和59. 8. 4	昭和62. 1.23～ 平成元. 3.20 （29.8ha）
一般国道254号（川越街道）	板橋区中丸町～ 板橋区桜川三丁目	4.1	平成8. 9.18	平成9.11.20～ 平成23.12.13 （35.8ha）
	板橋区赤塚新町一丁目～ 板橋区成増二丁目	2.4	平成12. 3.10	
	練馬区錦一丁目～田柄二丁目 練馬区旭町三丁目	2.2		注1
計　（7路線）		111.5		（620.1ha）

注１）沿道地区計画の決定はされていない。

注２）早稲田通り以北は沿道地区計画の決定はされていない。

第２・18表　沿道整備促進施策実績一覧

（単位：千円）

施策名	件数・金額等	施策の概要
土地買入れ資金貸付	13件 買入れ面積　3,845.87㎡ 国貸付金　2,929,000 都貸付金　731,000 （昭和61～令和６年度累計）	区市町村（沿道整備推進機構を含む。）が沿道地区計画区域内の土地のうち、一定の条件（200㎡以上など）にあったものを買い入れる場合の貸付金
緩衝建築物の建築費等の一部負担	612棟 負担金　5,460,320 （昭和60～令和６年度累計）	沿道地区計画区域内の土地のうち、沿道整備道路に面して建てられる一定の条件を満たす建築物の建築費等に対する一部負担金
防音構造化の推進（防音工事助成）	10,288戸 助成金　10,549,914 （昭和60～令和６年度累計）	沿道地区整備計画区域内のうち「防音構造に関する条例」の適用区域において、当該条例施行以前から建っている住宅で、夜間65デシベル以上又は昼間70デシベル以上の道路交通騒音のある居室を有するものに対する防音工事助成金

３　道路における対策

道路管理部保全課

道路そのものについては以下の対策を推進している。

1）低騒音舗装の実施

路面騒音を抑える必要がある箇所には、低騒音舗装を実施しており、特に路面騒音を抑える必要がある「優先的対策道路（環状七号線、環状八号線など）」には、二層式低騒音舗装を実施し、更なる路面騒音の抑制を図っている。

2）遮音壁の整備

幹線道路の陸橋部等に設置した遮音壁を騒音低減効果の高い新型遮音壁に更新している。

3）環境緑地帯及び植樹帯の整備

（公園緑地部所管）

植樹帯の整備等を行う道路緑化事業を着実に推進するとともに、環境緑地帯の整備を行っている。

４　交差点付近の大気浄化対策

道路管理部管理課

多層構造の交差点周辺では、自動車排出ガスにより大気中の窒素酸化物や浮遊粒子状物質の濃度が局地的に高くなることがある。

このため、濃度の測定値が高い板橋区大和町交差点及び大田区松原橋交差点に、国等と連携して土壌による大気浄化設備を実験的に整備した。それに伴い大気改善効果等について、検証を実施しいずれも実験は完了した。また、同交差点では大気の拡散を促進するため、交差点の角地の一部の建物を撤去し、オープンスペースとして整備した。これらの効果検証を行った結果、冬季のNO_X（窒素酸化物）濃度の改善が認められた。

目黒区大坂橋交差点では、種々の大気浄化技術を検証するために、公募実験を行った。８者の参加を得て、電気集塵と機械式脱硝方式、土壌による浄化方式、光触媒やミストを用いた浄化方式による実験設備が設けられた。実験終了後も都が一部の大気浄化施設の譲渡を受けて運転を継続している。

５　東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会

道路管理部路政課

東京大気汚染訴訟は、東京在住・在勤の気管支ぜん息・慢性気管支炎・肺気腫患者等が、国、東京都、（旧）首都高速道路公団、自動車メーカー７社を被告として、平成８年７月26日（第一次）～平成18年12月27日（第六次）にわたり、健康被害に対する損害賠償請求と自動車排出ガス（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の排出差止めを求めて提起した訴訟である。

東京大気汚染訴訟は、平成19年６月の高裁の和解勧告を踏まえ、平成19年８月８日に①医療費助成制度の創設、②国、旧公団、都による環境対策の実施、③メーカー７社による解決金12億円の支払い、④連絡会の設置を内容とする和解が成立している。

この和解条項に基づき「東京都医療費助成制度に関する連絡会」及び「東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会」の二つの連絡会が設置されており、建設局は後者の「東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会」に関係している。

また、都は、連絡会の効率的な運営に資するため、平成19年９月７日に知事本局を事務局とする「東京大気汚染訴訟の和解条項の実施に係る庁内連絡会議」を設置し、平成26年度からは環境局が事務局となり、庁内調整を図っている。

「東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会」は、和解条項に掲げる道路環境対策に関することについて意見交換を行うこととなっており、平成20年８月に第１回を開催以降、毎年開催されている。

（参　考）

和解条項内の建設局の所管内容は、以下の通り。

① 沿道の道路環境対策
② 踏切対策（都市整備局との共管）
③ 路上工事の縮減等の推進

第６　交通安全施設の整備

道路管理部安全施設課

１　概　　要

都内には、約445万台（令和７年３月末時点）の自動車が保有されており、また、交通の要衝として多くの車両が通過している。これらの活動は、都民の生活を豊かなものにする反面、交通渋滞による沿道環境の悪化や交通事故の発生など、都民の生活を脅かしている。

都は、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和46年に「東京都交通安全計画」を作成した。現行の第11次計画（令和３～７年度の５か年）では、令和７年までに都内における交通事故死者数を110人以下とすることを目標としているが、令和６年の死者数は146人である。この内訳を年齢別でみると､65才以上の高齢者が39.0%を占めており、状態別では、歩行中が61.4%を占めている。こうした状況を踏まえ、更なる交通事故の防止を目指し、交通安全施設の一層の整備拡充を進める必要がある。

国においても、昭和41年から「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」により、交通安全施設等の整備を推進しており、平成15年度からは「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき取組を進めている。また、中長期的な視点から社会資本整備に取り組むため、第５次「社会資本整備重点計画」（令和３～７年度の５か年）が定められている。

２　歩道の整備

(1) 歩道・自転車歩行者道の整備

歩行者の安全を確保し、交通事故を防ぐため、歩道の設置及び既設歩道の拡幅を行っている。

高齢者や障害者を含むすべての利用者が安全かつ快適に通行できるように、幅員の広い歩道の整備に努めている。（**第２・19表、第２・20表**）

また、踏切内の歩道が狭隘な箇所については、前後の歩道に合わせて、踏切道の拡幅を行っている。

第２・19表　歩道の整備率

（令和７年４月１日現在）

東京都管理道路延長（※１）	歩道整備対象道路延長（※２）	歩道整備済延長（※３）	歩道整備率
約2,238km	約1,869km	約1,514km	81%

（※１）東京都道路現況調書（令和6年度版）による。

（※２）東京都管理道路延長から、次の道路を除いた延長。

・自動車交通不能区間
・自転車専用道路（多摩湖自転車道 等）
・歩行者数の少ない道路（奥多摩周遊道路 等）
・他に歩行者通行機能を有する道路（堤防道路、遊歩道等）
・車両交通が極めて少ない山岳道路
・島しょ地域　　など

（※３）歩道整備対象道路のうち、マウントアップ方式･セミフラット方式の歩道、及び準歩道（車道と同一面で、ガードレール、ガードパイプ等により分離され、歩行者が通行できる部分）が整備されている道路の延長。

第２・20表　歩道の整備

事　業　名	令　和　7　年　度	
	規　模	金 額(千円)
歩道の整備	1.1km	3,266,106

(2) 地下歩道の整備

新宿歩行者専用道は、新宿副都心地区における地下歩道のネットワークを構築し、歩行者のアクセス向上と快適な歩行空間の確保を目的として計画され､第１号線の全区間と第２号線のⅠ期区間、Ⅱ期区間及びⅢ期区間(１工区)を供用している。

令和７年度は、新都心歩道橋付近から新宿駅西口までの第２号線Ⅲ期区間（２工区）の整備に向け、関係機関との協議・調整等を進めていく。

３　道路のバリアフリー化の推進

(1) 概要

都は、平成７年３月、「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、平成21年３月に改正した。改正条例では、都道の新設・改築時には、バリアフリー化が遵守義務となり、一層のバリアフリー化が求められることとなった。

また、国は、平成12年３月、「交通バリアフリー法」を制定し、平成18年12月には「ハートビル法」と統合した、「バリアフリー法」を施行した。同法の施行に伴い、優先的にバリアフリー化すべき道路は国土交通大臣が「特定道路」に指定する

こととなり、かつ、すべての道路のバリアフリー化について、道路管理者に対して、努力義務が課された。

都道のバリアフリー化については、都条例に基づく「施設整備マニュアル」を遵守し、整備を進めている。具体的には、歩道と車道の段差の解消、歩道勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等である。

(2) 第２次東京都道路バリアフリー推進計画

都は、令和７年３月、「第２次東京都道路バリアフリー推進計画」を策定した。本計画では、これまでの駅を中心とした地域だけでなく、駅がない地域においても生活関連施設を結ぶ道路を優先整備路線に設定し、令和16年度までに約90kmの整備に取り組んでいく。

また、バリアフリー化整備済みの都道において、区市町村の基本構想等の策定・改定や沿道の利用状況に変化があった場合、必要に応じて効果的なバリアフリー化を推進していく。

(3) 特定道路

令和元年度、「バリアフリー法」に基づき、約150kmの都道が特定道路に指定された。現在、特定道路については、優先整備路線と同様にバリアフリー化を推進しているところである。令和６年度末現在、約132kmの整備が完了している。

(4) 既設道路橋のバリアフリー化

都は、令和４年５月に「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針」を策定した。本方針では、河川や鉄道などを跨ぐ既設の道路橋のうち、歩道に階段などがあり、車いす使用者やベビーカー、高齢者等の利用が困難な状況である橋梁について、整備の必要性などを検証し、両大師橋・新神谷橋・隅田川大橋・青砥橋・丸八橋・佃大橋の６橋について、「優先的に整備を検討する橋梁」に位置づけた。今後は、地元自治体等と連携しながら、整備に向けた検討、調整などを行い、順次整備を実施していく。

(5) 区市町村への支援

都は、令和２年度に、「区市町村バリアフリー化補助」を創設した。同補助は、区市町村が特定道路において、バリアフリー化の工事を実施する場合に、その費用の一部を補助するものであり、適切に運用し、区市町村道のバリアフリー化を推進していく。

４　わかりやすい道路案内標識の設置

道路案内標識は、都内道路網における交通の円滑化を図るため、道路利用者に対し、必要な情報を提供する重要な施設である。

このため都は、平成７年度から「東京みちしるべ計画」に基づき、約4,400枚、平成13年度からは「新 東京みちしるべ計画」に基づき、約7,200枚の道路案内標識を整備した。

平成27年度には、「東京みちしるべ2020」を策定し、東京2020大会に向け、外国人旅行者を含め全ての人が快適かつ安心して滞在できる都市の実現を目指して、これまでの整備に加え、道路案内標識の英語併記化やピクトグラム、路線番号などを活用した整備を推進し、東京2020大会までに約10,500枚の整備が完了した。

令和７年度の事業費は、約2.5億円で、220枚を整備する予定である。

このほか、産業労働局より執行委任を受けている歩行者用観光案内標識の事業について、令和７年度は180基の更新工事を実施する予定である。

５　種々の交通安全施設の整備

(1) 中央帯の設置

車両の円滑な通行を確保し、対向車両との衝突事故を防止するため、道路に中央分離帯等の施設を設けている。

(2) 視距、路肩及び車道の改良

カーブが急で見通しの悪い道路の視距を確保するため、改良を行っている。山間部等の地域で、車両の転落事故の発生が懸念される区間において、路肩の拡幅を行っている。また、道路曲線部において、車両の車線逸脱を防止するため、横断勾配の改善やすべり止め舗装の施工により、車道の改良を行っている。

(3) 道路照明の設置

道路照明は、夜間における交通安全を確保するための重要な施設である。設置にあたっては、道路の規格や沿道環境に応じて平均路面輝度とその均斉度（明るさのばらつき）を設定し、環境や景観にも配慮している。

(4) 防護柵の設置

防護柵は、歩行者の横断歩道以外の場所などでのみだりな横断を抑止し、車両の路外等への逸脱を防止するため設置している。これにより、歩行者や車両の安全を確保している。

(5) その他

交通の円滑化と安全の向上を図る区画線や夜間の運転者への視線誘導を行うための視線誘導標、見通しの悪い交差点等での事故を防止する道路反射鏡の設置を行っている。

令和７年度の事業費は**第２・21表、第２・22表**のとおりである。

第２・21表　種々の交通安全施設の整備

事　業　名	令　和　7　年　度	
	規　模	金　額(千円)
中央帯の設置	0.9km	137,800
車両停車帯	－	15,000
視距改良	－	22,000
路肩改良	－	0
車道改良	2.0km	187,200
道路照明の設置	82基	121,675
防護柵の設置	2.7km	350,500
区画線の設置	99km	99,600
視線誘導標	190本	5,700
道路反射鏡	10本	4,100

第２・22表　交通安全施設費等

（単位：百万円）

科目・事項	令和７年度予算	令和６年度予算	差引増△減
交通安全施設	9,521	10,429	△908
歩道整備	3,742	3,579	163
交差点改良	2,986	2,615	371
中央帯等	462	733	△271
附属物整備	1,138	2,144	△1,006
自転車通行空間	1,193	1,358	△165
無電柱化の推進	40,582	34,447	6,135
電線共同溝	40,582	34,447	6,135
道路景観の整備	571	602	△31
シンボルロード整備	72	158	△86
東京ストリートヒューマン１st事	499	444	55
計	50,674	45,478	5,196

※ 歩道整備　：歩道、自転車歩行者道、道路のバリアフリー化、地下歩道、立体横断施設の改良、踏切道の整備
交差点改良　：すいすいプラン、交差点改良
中央帯等　：中央帯、車両停車帯、視距改良、路肩改良、登坂車線、車道改良、区画線
附属物整備　：視覚障害者誘導用ブロック、道路案内標識、道路照明、防護柵、視線誘導標、道路反射鏡、その他附属物整備
無電柱化の推進：電線共同溝

６　市町村施行の交通安全施設の補助

都は、市町村が施行する交通安全施設の整備を促進するため、市町村に補助金を交付している。

これは、都道など幹線道路と市町村道など地域道路との均衡ある交通安全対策の確保を図るもので、歩道、歩車道段差の改良、歩道勾配の改良、歩車共存道路、自転車道、自転車駐車場、防護柵及び道路照明の整備を補助対象としている。

令和７年度の予算額は、約1.4億円である。

第７　集中的な渋滞対策

道路管理部安全施設課

都内の交通渋滞は、都民生活や企業活動に著しい時間的・経済的損失を生じさせることから、渋滞対策への取組が求められている。

第４次交差点すいすいプランなどの交差点改良

本事業は、道路幅員の狭い片側一車線の道路において、交差点直近の用地を取得し右折車線等を整備することで、右折待ち車両による交通渋滞を緩和することを目的としている。

これまで、多摩地域を中心に平成６年度から令和６年度まで３次にわたる「交差点すいすいプラン」にて、119交差点が完成又は一部完成した。

しかし、交通渋滞の緩和が十分に図られていないことから令和７年３月に「第４次交差点すいすいプラン」を新たに策定し、令和７年度からの10箇年で継続箇所も含め56交差点の整備に取り組んでいる。

また、交差点の隅切や歩道の張り出し等の安全対策としての交差点改良についても、引き続き行っている。

令和７年度は、第４次交差点すいすいプランとして23箇所で事業を予定しており、事業費は約26.6億円である。このうち、１箇所で一部完成する予定である。（**第２・23表**）

また、交差点改良については、12箇所で工事を予定しており、事業費は約3.2億円である。

第２・23表　第４次交差点すいすいプラン

（令和７年４月１日現在）

区分	令和７年度			
	事業予定箇所	予算額（百万円）	完成予定箇所	一部完成予定箇所
区部	2	408	0	0
多摩	21	2,256	0	1
合計	23	2,664	0	1

第８　快適な道路空間の整備

道路管理部安全施設課

１　無電柱化の推進

都は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的に、昭和61年度から８期にわたり無電柱化推進のための計画を策定し、整備を進めている。現在は、主に電線共同溝方式により、既存道路の無電柱化と道路の新設・拡幅に合わせた無電柱化を推進している。

より一層の推進に向けて、平成29年６月には、基本理念や都及び関係事業者の責務などを定める「東京都無電柱化推進条例」を都道府県で初めて制定し、併せて同年９月には道路法第37条第１項の規定により都道全線において電柱の新設を禁止した。

これまでの整備により、センター・コア・エリア内の整備を概ね完了させるとともに、令和６年度末現在、都道の整備対象延長2,328kmのうち、1,121kmを地中化し、地中化率は48％である。

近年、激甚化する自然災害に備えるためにも、更なる無電柱化の推進が必要である。そこで、都道、臨港道路、区市町村道などにおいて、島しょ地域も含め、これまでの歩み以上に無電柱化の取組を加速させるため、令和３年２月に、都道のスピードアップなど７つの戦略からなる「無電柱化加速化戦略」を策定した。

さらに、令和３年６月には、この戦略を踏まえ、条例等に基づく計画として、「東京都無電柱化計画」を改定した。本計画は、2040年代に向けた無電柱化の基本的な方針や目標を明示するとともに、無電柱化の着実な推進に向け、今後５か年で整備する箇所や延長を整備計画として示している。また、整備目標の達成に向け、これまでの年間当たりの整備規模を倍増し、区部及び多摩地域において都道（既存道路）の無電柱化の大幅なペースアップを図っていくこととしている。

島しょ地域における無電柱化については、令和４年１月に「東京都島しょ地域無電柱化整備計画」を策定し、都道や港・空港の整備目標や整備手法について示すとともに、2030年代に向けて整備する具体的な箇所を整備計画として示した。また、令和４年９月には「利島・御蔵島無電柱化整備計画～電柱のない島に向けて～」を策定し、「電柱のない島」の実現に向け、先行整備する島として選定した利島及び御蔵島を対象とし、整備計画などを示した。今後は、これらの整備計画に基づき、島しょ地域の無電柱化を着実に推進する。

無電柱化事業の実施にあたっては、都の施行に加え、（公財）東京都道路整備保全公社を積極的に活用するとともに、電線管理者が所有する既存ストック（管路やマンホール等の施設）を活用し整備規模を拡大することで、事業推進を図っている。また、

第２・24表　無電柱化の推進（新設・拡幅道路を含む）　（単位：百万円）

区　分		令和６年度末現在			令和７年度予算	
		整備対象	整備済	地中化率※1	延長	金額
	区　部	1,288km	877km	68%	32km	26,993
	多摩地域	1,040km	244km	23%	19km	10,609
計（東京都無電柱化計画）		2,328km	1,121km	48%	51km	37,602
島しょ	東京都島しょ地域無電柱化整備計画	166km	4km	2%	16km	6,534
	利島・御蔵島無電柱化整備計画※2,3 ～電柱のない島に向けて～	11.7km	－	－	2.3km	894
	利　島	5.4km	－	－	0.4	426
	御蔵島	6.3km	－	－	1.9	468

※１ 整備対象延長に対する、電線共同溝が整備された延長の比率

※２ 利島・御蔵島無電柱化整備計画のうち、都道延長のみを計上している。

※３ 利島・御蔵島無電柱化整備計画の一部は、東京都島しょ地域無電柱化整備計画と重複している。

令和６年度からは、無電柱化の更なるスピードアップのため、DXの推進と事業推進体制の強化を図っている。DXの推進については、地下埋設物の位置や設計の3Dデータ化を行い、地下埋設物の的確な状況把握をすることで、施工の効率化を目指すとともに、関係者間で常時3Dデータを共有し、調整の効率化を図っていく。事業推進体制の強化については、関係事業者と調整を常時行うことができる体制を構築し、調整に要する時間の短縮を図っていく。

都内全域で無電柱化を推進するためには、都内の道路延長の約９割を占める区市町村道の無電柱化を促進していくことも重要である。そのため、平成20年度より区市町村への補助制度を創設し、工事費等の財政支援を行っている。平成27年度には、都市防災機能の強化に向けた取組として、「防災に寄与する路線」を補助対象とし、設計費や工事費等を補助しており、令和７年度からは、都道と災害拠点病院など防災上重要な拠点につながる区市町村道において、設計費等の補助率を拡充（1/2から3/4）するとともに、補助期間を令和16年度末まで10か年延長した。

また、平成29年度から新たに「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設し、無電柱化推進計画の策定や、低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対して工事費等を全額補助するなど、財政支援を拡充してきた。令和５年度には、事業の認定期限を令和９年度末まで４か年延長させ、さらに多くの区市町村がこの制度を活用できるよう支援を強化している。

さらに、区市町村が設置する技術検討会への職員の参加などにより技術支援を行うとともに、都と区市町村による新たな協議体を設置して連携を強化している。引き続き区市町村の無電柱化を一層促進していく。

令和７年度は、都道において、延長69㎞の地中化を予定しており、事業費は約443億円である。（**第２・24表、P.72**）

２　自転車通行空間の整備

自転車は、通勤・通学や買物など、都民生活の様々な場面で使われる身近で重要な交通手段であり、健康増進や環境意識の高まりなどを背景に、その利用ニーズが増加している。

一方で、昨年の都内全ての交通事故に占める自転車関連事故の割合は４割を超え、全国平均と比べて高い状況になっており、都内各地で誰もが安心して自転車を利用できる環境を創出することが重要となっている。このため都は、令和３年５月に策定した「東京都自転車通行空間整備推進計画」に基づき、2030年度に向けて優先整備区間約250kmなどの整備に取り組んでいる。これまでの整備状況は第２・25表のとおりである。

令和７年度は葛西橋通りなどにおいて整備を予定しており、事業費は約11.9億円である。

第２･25表　自転車通行空間の整備状況

（施設延長）

	令和６年度まで	令和７年度（予定）
自転車道	15km	－
普通自転車専用通行帯（自転車レーン）	145km	24.2km
車道混在（自転車ナビマーク・自転車ナビライン）	60km	5.8km
自転車歩行者道（構造的分離）	51km	－
自転車歩行者道（視覚的分離）	98km	－
水道敷や河川敷等を利用した自転車歩行者道	44km	－
合　　計	413km	30.0km

○車道を活用した整備形態



自転車道



普通自転車専用通行帯
（自転車レーン）



車道混在
（自転車ナビマーク・ナビライン）

○歩道を活用した整備形態



自転車歩行者道
（構造的分離）



自転車歩行者道
（視覚的分離）

３　道路の景観整備

快適な道路環境を創出し、美しさや潤いのある道路づくりを進めるため、道路の景観整備は重要である。都は、平成２年にシンボルロード整備事業を開始し、公共空間の良好な景観整備の先導役として、個性豊かで魅力的な整備を進めてきた。

同事業の開始から約30年が経過し、人や物の流れが変化するなど地域の状況が大きく変化しているとともに、公開空地等を活用した地域の魅力を高める取組が行われる等、公共空間の役割も変化しつつある。

こうした状況を踏まえ、シンボルロード整備事業を改定し、多様な人々が集い楽しむ歩行空間に向けた景観整備を行うため、都は令和３年１月に「東京ストリートヒューマン1st事業」の事業計画を策定した。

本事業計画に基づき、19路線27か所約18kmについて、街並みと調和し、環境にも配慮した道路の整備に令和３年度から取り組んでいる。

なお、内堀通りなど２か所については、シンボルロード整備事業として、引き続き事業を実施している。

令和７年度の予定は、第２・26表のとおりである。

第２・26表　道路の景観整備

事　業　名	令　和　7　年　度	
	規　模	金　額
東京ストリートヒューマン１st事業	５箇所	千円 499,100
シンボルロード整備	２箇所	千円 72,000

第９　都営駐車場の運営及び路外駐車場届出受理事務

道路管理部管理課

１　都営駐車場

(1) 都営駐車場の運営

都営駐車場は、路上駐車対策に寄与する重要な交通施設である。（第２・27表）

都は、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、昭和30年代に八重洲駐車場、昭和通りの地下駐車場４場、三田駐車場及び中野駐車場を設置し（三田と中野は平成20年度末閉場）、また、平成14年度に板橋四ツ又駐車場を設置した。

管理運営については、(財)東京都駐車場公社(現（公財）東京都道路整備保全公社）に委託し、平成７年度に受託者の自主性を発揮できるよう利用料金制を導入、平成18年度からは指定管理者制度を導入するなど、施設の有効活用の工夫を図ってきた。

(2) 指定管理者制度

平成15年６月の地方自治法改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、都営駐車場においても平成18年４月、八重洲駐車場、昭和通りの地下駐車場４場、三田駐車場及び中野駐車場に、平成23年度には板橋四ツ又駐車場に指定管理者制度を導入した。

令和７年４月現在、（公財）東京都道路整備保全公社が指定管理者として管理運営を行っている。(第２・28表)

指定管理者においては、駐車時間30分未満無料化、荷さばき車両や工事車両の受入れによる渋滞対策・路上駐車対策への貢献、充電設備の設置による電気自動車等の普及促進等に寄与している。

また、指定管理者の管理運営状況については、外部委員による評価委員会の意見を踏まえ評価を決定し、結果を公表している。

２　路外駐車場届出受理事務

駐車場法(昭和32年５月16日法律第106号)では、不特定多数の者が利用可能で、駐車の用に供する面積が500㎡以上の路外駐車場を設置する場合は、出入口や車路等の構造及び設備は駐車場法施行令の技術的基準によることとしており、また、都市計画区域内に設置し、駐車料金を徴収する路外駐車場を設置する者に、その位置や構造等の届出を義務付けている。

路外駐車場の届出受理に係る事務については、区部については各区が、市部は各市が、町村部は都が、それぞれ実施している。

第２・27表　都が設置する路外駐車場及び道路附属物駐車場の概要

（令和７年４月１日現在）

場　　名	所　　在　　地	収容台数	構造	時間制料金(30分)
八　重　洲	中央区京橋一丁目地先道路内	265台	地下２層・自走式	250円
日　本　橋	中央区日本橋二丁目地先道路内	190台	地下１層・自走式	200円
宝　　町	中央区京橋一丁目地先道路内	190台	地下１層・自走式	200円
新　京　橋	中央区銀座一丁目地先道路内	220台	地下１層・自走式	200円
東　銀　座	中央区銀座七丁目地先道路内	180台	地下１層・自走式	250円
板橋四ツ又	板橋区板橋二丁目地先道路内	200台	地下２層・自走式	180円

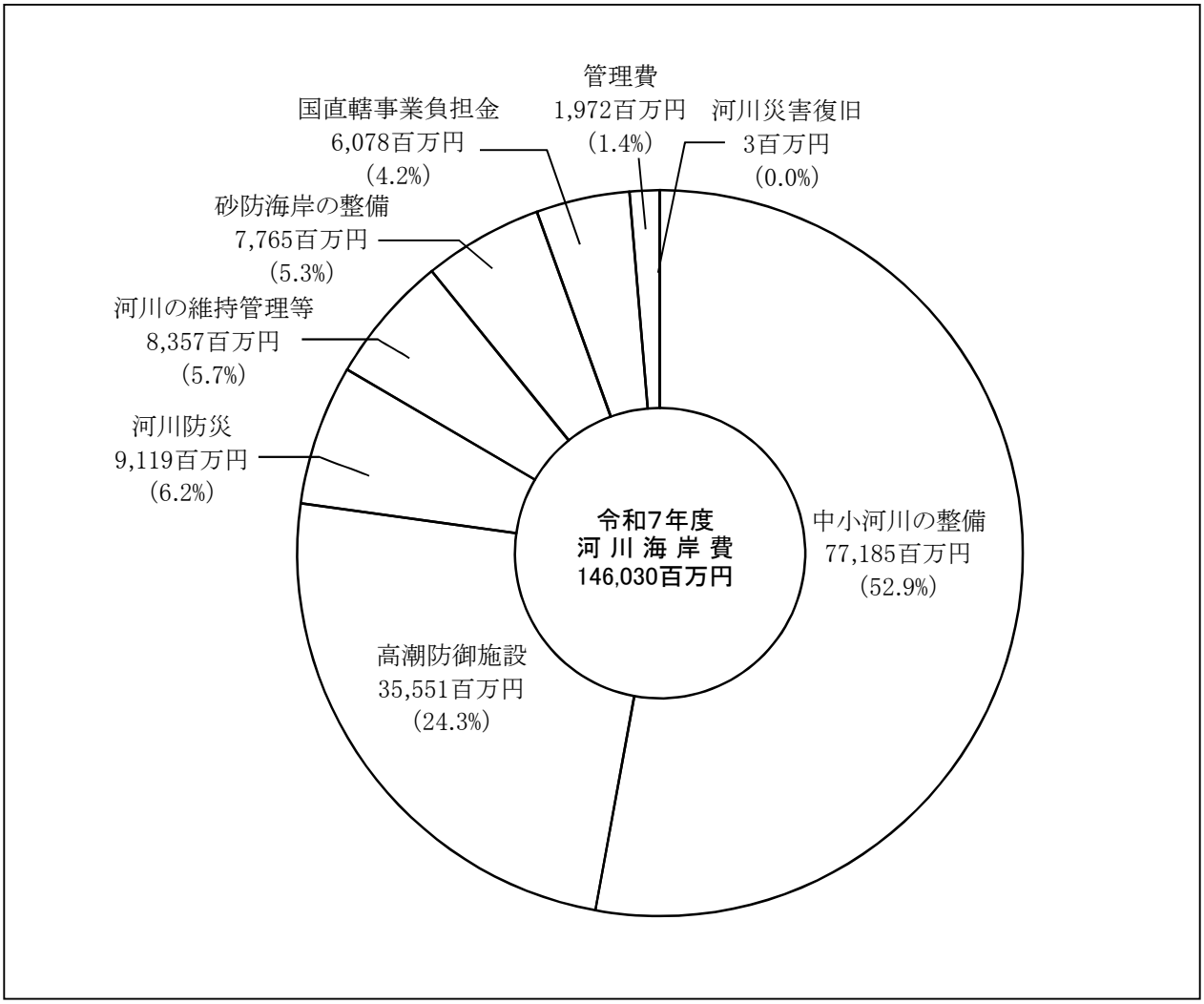
注）１　板橋四ツ又駐車場は道路附属物駐車場

第２・28表　各駐車場の指定管理者と指定期間

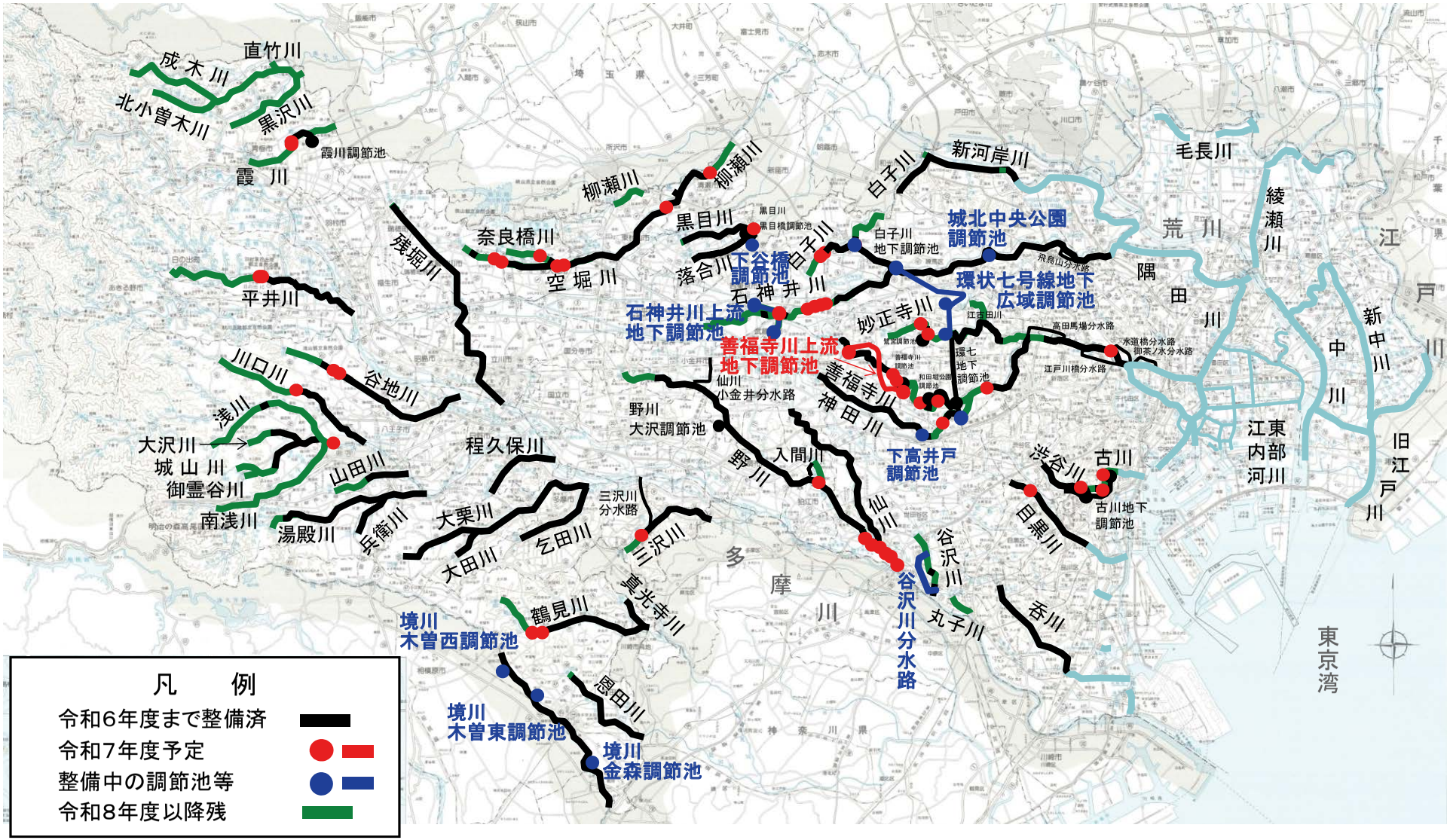
場　　名	指定管理者	指定期間	選定方法
八重洲・日本橋・宝町・新京橋・東銀座	(公財)東京都道路整備保全公社	R3.4.1～R8.3.31（５年間）	特命
板橋四ツ又	(公財)東京都道路整備保全公社	R3.4.1～R8.3.31（５年間）	特命

第１　あらまし……　(79)
第２　東京の地勢と水系……　(80)
第３　河川管理……　(81)
第４　中小河川の整備……　(83)
第５　低地河川の整備……　(89)
第６　土砂災害対策事業……　(96)
第７　海岸保全事業……　(98)
第８　河川環境の整備……　(98)
第９　河川維持……　(99)
第10　河川防災……　(100)
第11　予防保全型管理……　(100)
第12　公共土木施設災害復旧
　　（国土交通省所管施設）……　(101)
第13　水防……　(101)
第14　その他……　(104)

河　　川



第３・１図　中 小 河 川 改 修 計 画 図



第１　あ　ら　ま　し

１　概　　要

河川事業は、洪水・高潮等による水害や土砂災害から都民の命と暮らしを守るとともに、うるおいのある水辺の形成・自然環境の保全・再生及び河川利用などを推進して良好な河川環境と都市環境を形成することを目的とし、安全で安心かつ活力のある都市の創出に資するものである。

区部の台地や多摩部を流れる中小河川では、洪水による水害を防止するため、護岸や調節池等の整備を推進している。

東部低地帯の河川では、高潮や地震による水害を防止するため、防潮堤や水門等の整備や耐震・耐水対策を進めている。また、隅田川などの主要河川においては、スーパー堤防等の整備を進め、耐震性の向上とともに、水辺環境の向上を図っている。

多摩地域や島しょを中心に、豪雨による土砂災害や、火山噴火による災害から都民の命を守るため、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策を実施している。また、高潮・波浪等による海岸の侵食を防止し、国土を保全するため、主に島しょで海岸保全施設の整備を進めている。

さらに、河川は密集した市街地の中で人々の暮らしにゆとりやうるおいを与える貴重なオープンスペースであるため、多自然川づくりや水辺の緑化、親水性に配慮した護岸の整備を行うなど、人々が集い、憩える水辺環境の創出に努めている。

また、防災・減災対策の強化を図るため、土砂災害警戒区域等の指定や河川監視カメラの増設等水防災情報の発信強化といったソフト対策に取り組んでいる。

２　課　　題

中小河川においては、年超過確率1/20 (※1)規模の降雨に対応するため、これまでの護岸整備に加え、調節池等の整備を進めている。令和６年度末の河川の安全度達成率(※2)は対策強化流域(※3)では63%、一般の流域では81%となっている。激甚化・頻発化する豪雨から都民の命と暮らしを守るためには、ハード・ソフト両面の対策を一層強化していく必要がある。

東部低地帯の河川においては、護岸や防潮堤の整備など高潮防御施設や江東内部河川の整備を積極的に進めるとともに、水門や堤防等の耐震、耐水対策を着実に実施してきた。近年、都内では、平成29年台風第21号において、38年ぶりに高潮警報が発表されたことに続き、令和元年東日本台風においても、高潮警報が発表されている。また、首都直下地震が30年以内に70%の確率で起こる可能性がある。こうした状況を踏まえ、東部低地帯における河川整備の一層の推進が重要である。

また、越中島川や神田川下流部などの低地河川には放置船舶があり、河川管理や事業推進等の支障となっている。

さらに、近年、全国的に豪雨災害が激甚化・頻発化するなど気候変動の影響が顕在化してきており、加えて、今後、降雨量の増加や海面上昇、台風の強大化等が見込まれる。このため、将来の気候変動の影響を踏まえて、洪水対策及び高潮対策を進めていく必要がある。

土砂災害対策においては、砂防施設整備等を順次実施しているが、都内には土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域が約16,000箇所あり、すべての箇所でハード対策を実施するには多大な時間と費用を要する。このため、地域住民への情報提供や警戒避難体制の確立など、ソフト対策の充実が必要である。

海岸保全においては、侵食に対応する施設整備に加えて、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の推進が必要である。

また、これまで首都東京の更なる魅力向上を図るため、人々が集い、親しめる河川空間の創出に努めてきた。今後も親水性の向上を図るとともに、地域や民間と連携し、ゆとりと潤いにあふれる水辺空間の創出が必要である。

３　今後の対応方針

中小河川においては、目標整備水準の達成に向けて護岸や調節池等の整備を進めていく。さらに、河川監視カメラの増設や公開数拡大、動画配信などリアルタイムでよりわかりやすい水防災情報の発信強化を進めていく。

東部低地帯の河川においては、今後想定される最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とした「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和３年12月）に基づき、約57kmの堤防と９施設の水門等の耐震・耐水対策を推進していく。

また、中小河川及び東部低地帯の河川においては、令和５年12月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」等に基づき、気候変動に対応した施設整備に向けた具体的な取組を推進していく。

土砂災害対策においては、「人命の保護」を最優先に災害対応力の向上・充実のための総合的な対策を推進していく。ハード対策では、土石流対策及び急傾斜地崩壊対策事業について緊急性の高い施設を優先的に整備していく。ソフト対策については、土砂災害警戒区域等の更新に加え、区市町村が整備するハザードマップの作成を支援するなど、実効性の高い警戒避難体制の整備を促進していく。

海岸事業においては、侵食を防止する人工リーフ等の海岸保全施設の整備を進め、良好な海岸環境を創出していく。

河川空間の利用においては、「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」（令和５年６月）を踏まえ、水辺の動線強化やウォーカブルな水辺空間の創出等、隅田川下流域の取組の拡充と上流域への展開などを推進していく。併せて、成熟社会にふさわしい東京の魅力を高める交通手段の活用を図るため、舟運の活性化に取り組み、水辺の魅力を活かした東京の顔づくりを進めていく。

※１「年超過確率1/20」とは、毎年、１年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/20（5%）であることを示している。

※２「河川の安全度達成率」とは、河川の目標整備水準に対応する対策（調節池や護岸整備、河床掘削など）の達成度を表す指標である。

※３「対策強化流域」とは、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」等で選定した年超過確率1/20規模の降雨に対応する流域である。（現在、神田川や野川などの10流域、第３・５図、P.88参照）

第２　東京の地勢と水系

河川部計画課

１　概　　要

東京都の地勢は、東西に長くひらけており、秩父山塊の一部を形作っている西部の山地、武蔵野台地と呼ばれる中央部の台地及び東京湾に接する東部の低地の大きく三つに分けることができる。また、太平洋上には、伊豆諸島や小笠原諸島の島々が点在している。

このような地勢から、東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。水系別に分けると、主として西部山地の水を集める多摩川水系、多摩丘陵の南部を流れる鶴見川水系、武蔵野台地の過半を流域とする荒川水系、東部低地帯を貫流する利根川水系及び直接海へ注ぐその他の水系の５つに大別される。

２　多摩川水系

多摩川は、山梨県甲州市の笠取山に源を発し、西部山地における大部分の支川の水を集めて南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川を合わせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域面積は1,240㎢で山梨県、東京都及び神奈川県の１都２県にまたがる一級河川である。

３　鶴見川水系

鶴見川は、町田市小山田に源を発し、多摩丘陵を東流し、真光寺川を合わせて神奈川県に入り、その後、恩田川、鳥山川等の支川を合わせてさらに南東に流下し、横浜市、川崎市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積235㎢の一級河川である。

４　荒川水系

荒川は、埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に源を発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区志茂で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積2,940㎢の一級河川である。荒川から分派した隅田川は、新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川を合わせて東京湾に注いでいる。

５　利根川水系

利根川は、群馬、新潟両県の県境大水上山に源を発し、片品川、吾妻川、烏川、神流川、渡良瀬川、鬼怒川などの数多くの支川を集めながら関東平野の大部分を網羅し太平洋に注ぐ、流域面積が日本最大の16,840㎢の一級河川である。

中川は、埼玉県羽生市に源を発し、南下して東京都内に入り、葛飾区高砂町地先で新中川を分派し、通称七曲りといわれる蛇行をくり返しながら東四ッ木地先で綾瀬川を合流し、以下中堤を介して荒川沿いに流下し東京湾に注いでいる。その流域面積は987㎢の一級河川である。

江戸川は、千葉県野田市で利根川から分流し、

千葉県、埼玉県及び東京都の境を南に流下し、市川市行徳付近で旧江戸川を分派し、さらに南下し、東京湾に注いでいる。流域面積は200㎢の一級河川である。

６　その他の水系

上記の一級水系に属さず、直接海に注ぐその他の水系として、古川や目黒川、立会川、呑川などの城南地区を流れる河川、町田市と神奈川県との境を流れる境川、小笠原諸島父島を流れる八ツ瀬川などの二級河川がある。

このうち、城南地区を流れる河川の上流部など一部の区間は、下水道計画と調整し、覆蓋して下水道幹線として整備されている。

第３　河　川　管　理

河川部指導調整課

１　概　要

我が国の河川行政は、明治29年の河川法（旧法）の公布により、はじめて近代的行政として歩み始めた。旧法制定後の社会経済の著しい進展や新憲法制定などの法制度の変革を受け、昭和39年、旧法が全面改正され、新しい河川法が制定された。新法は、治水のほか利水も目的に加え、区間主義河川管理制度に代えて水系主義河川管理制度を導入したことから、水系を一貫した管理体系に基づく治水事業の計画的な推進及び産業の発展や人口の増加等に伴う様々な需要を満たすための広域的な見地からの水利用・開発が図られることになった。

新法は、施行後も改正を重ね、近年においては、高規格堤防特別区域の指定（平成３年）、河川区域の特例としての河川立体区域制度と相手方が特定できない場合の簡易代執行制度の創設（平成７年）、法目的に「河川環境の整備と保全」の追加、地域の意向を反映した河川整備計画制度の導入及び異常渇水時の円滑な水利使用の調整のための措置（平成９年）、流水占用料等徴収事務を自治事務とする等の地方分権への対応措置（平成11年）、一級河川の直轄区間においても市町村長に河川工事等を認める規定、政令市への河川管理権限付与等の規定の創設（平成12年）、河川協力団体制度の創設（平成25年）、国土交通大臣による権限代行制度の創設（平成29年）、同権限代行の対象の拡充（令和３年）がなされている。

河川の管理は、洪水、高潮等による災害発生の防止、適正な利用及び流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るために総合的な管理を行わなければならない。

つまり、河川管理とは、河川工事、河川管理施設の操作等の事実行為及び河川区域の指定、河川占用の許可、河川に影響を及ぼす行為の制限、費用負担命令、公用負担等の行政処分であって、公共用物としての河川の保全及び改良並びにその利用の確保増進とこれに付随して行われる一切の行為を指す。

河川行政の基本的要点は、次のとおりである。

２　河川の分類

河川法では、公共の水流及び水面としての河川を一級河川、二級河川、準用河川に区分して規定する。一級河川は国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で、社会資本整備審議会及び都道府県知事の意見を聞いた上、国土交通大臣が指定したものをいう。二級河川は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係のあるものについて、関係市町村長の意見を聞いた上、都道府県知事が指定したものをいう。

東京都内の河川には、４水系92の一級河川と都知事が管理する15の二級河川がある。（**資料第３－（１）**、P. 226）

なお、一級河川及び二級河川以外の河川で、区市町村長が指定したものについては、原則として二級河川に関する規定を準用して河川管理が行われるため、準用河川といわれる。

３　河川管理者

河川の管理は、一級河川については国土交通大臣、二級河川は当該都道府県を統括する都道府県知事が管理することとなっているが、一級河川の一部の区間においては、政令により国土交通大臣の権限の一部を都道府県知事が行っている（この区間を「指定区間」という。）。

さらに、特別区の区域内に存する一級河川の指定区間及び二級河川のうち、隅田川や地下調節池などの治水対策上重要な河川や河川管理施設は都知事が管理するが、神田川や江東内部河川などは「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、各特別区が維持管理している。（**資料第３－（２）**、P. 228）

４　普通河川等の管理

河川法の適用又は準用を受けない公共の水流及び水面を普通河川という。

水路や濠、池等のように、河川法等の特別法の適用を受けない公有水面については、大部分が国有であり、都道府県又は市町村が条例を定めて管理を行うことができるとされていた（地方分権一括法による改正前の地方自治法第２条及び14条）。

普通河川は、地方分権推進計画により、平成12年４月１日から平成17年３月31日までの５年間で、一部を除いて国から区市町村に譲与された。譲与により、普通河川の機能管理、財産管理とも区市町村の自治事務となった。各区市町村では、公共物管理条例等を制定して普通河川を管理している。

５　河川区域内の占用

河川区域内の土地は、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占用は、原則として認めるべきものではない。

しかし、公園のように一般公衆の使用を増進する施設や、道路や鉄道の橋梁のように公共性又は公益性のある施設でその設置が必要やむを得ないものについては許可している。主な占用施設としては、道路・鉄道の橋梁、電気、ガス、水道、下水道、電気通信施設等がある。

また、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用する流水の占用は、その目的の達成のため必要な限度において許可されている。代表的形態として、かんがい用、工業用、発電用等がある。

東京都知事は、河川法第23条から第25条までの許可を受けた者から、東京都河川流水占用料等徴収条例に基づいて土地占用料、流水占用料等を徴収している。なお、河川流水占用料等の処理件数及び収入実績は、**第３・１表**のとおりである。

６　特例占用制度の活用

平成23年４月に河川敷地占用許可準則が改正され、地域との合意形成が図られ、河川管理者が指定する区域に限り、民間事業者によるイベント施設、船着場、オープンカフェなどの河川敷地利用が可能となった。

都では、平成25年10月に隅田川においてオープンカフェが開店したのを皮切りに、令和７年４月現在、隅田川（都管理）及び渋谷川（区管理）等、７河川17か所において「都市・地域再生等利用区域」を指定し、河川空間を活用したにぎわいの創出を進めている。更なるにぎわい創出に向け、国・関係区市町村と連携しながら、水辺の魅力向上に努めていく。

第３・１表　河川流水占用料等処理件数及び収入実績

（単位：件、千円）

区　　分		土地水面占・使用料	水利使用
２年度	件数	13,724	16
	金額	3,084,771	75,599
３年度	件数	14,087	16
	金額	3,143,841	74,029
４年度	件数	13,904	16
	金額	3,174,523	74,092
５年度	件数	14,128	14
	金額	3,152,280	71,600
６年度	件数	14,371	14
	金額	3,631,407	70,567

７　河川敷地の適正管理

河川敷地等の不法占用や不法投棄等の不法行為を防止して、河川を適正に管理するために、河川監察を行っている。

河川監察に際しては、重点的、効率的に巡視、監視業務を行い、不法占用等の早期発見と是正指導に努めている。

また、河川管理上重大な支障がある場合については、監督処分から行政代執行までの法的措置を視野に入れて適正化を図っていく。

８　河川におけるホームレス対策

都管理河川におけるホームレス概数は26人（令和７年１月現在調査）で、そのうち、25人が隅田川に起居している。

ホームレスによるテントや仮小屋の設置やごみの投棄等により、河川の衛生環境の確保や水辺空間のにぎわい創出に支障をきたすとともに、洪水、高潮等の災害時にホームレスの人命の危険性があるため、ホームレス地域生活移行支援事業（平成19年度末で事業終了）や自立支援システム等の福祉施策との連携により適正化を図ってきた。

令和７年度は、引き続き自立支援システム等の福祉施策を活用し、適正化を図っていく。

適正化に際しては、定期巡回、特別清掃、24時間警備を通じ、所轄警察署や特別区との連携により指導警告を強化し、河川の衛生環境を確保しつつ、ホームレスの定着防止を図る。

適正化後は、水辺のにぎわい創出事業との連携により新規流入の防止を図っていく。

９　不法係留船舶対策

不法係留船舶は、流水阻害のほか、ゴミの不法投棄、周辺での違法駐車、景観阻害など、水辺の生活環境に問題を引き起こしており、また船舶による経済活動や災害時の救援活動の支障にもなっている。

このことから、都では、河川法による従来の河川管理に加え、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」を制定し、「東京都船舶の係留保管適正化計画」を策定することで、不法係留船対策を推進している。

具体的には、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」により、船舶所有者等に係留保管場所の確保を求めるとともに、都が係留保管施設の整備を図りながら、移動措置や罰則が可能となる適正化区域等を指定することで、適正化と再発防止を図ることとした。また、「東京都船舶の係留保管適正化計画」では適正化を計画的に展開するために係留保管施設の整備及び不法係留船舶防止の方針等を示している。

平成15年１月の条例施行以降は、新中川、新河岸川、旧江戸川、新芝川、綾瀬川、中川、海老取川、築地川、亀島川、竪川、呑川、小名木川、大場川を適正化区域等に指定し、適正化に取り組んできた。平成25年６月には、築地川において、度重なる警告にもかかわらず自主移動されずに残されていた６隻の船舶について、強制移動を実施し、延べ約90隻あった築地川の不法係留船舶の適正化を完了した。

こうした取組の結果、条例施行時には1,000隻以上あった不法係留船舶数は全体で９割近く減少するなど大きな成果を上げている。

第４　中小河川の整備

河川部計画課・改修課・防災課

１　概　　要

(1) 基本的な進め方

隅田川以西の区部山の手には、神田川、渋谷川・古川、多摩部には、野川、空堀川などが流れており、これらは中小河川と呼ばれている。

都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、市街化区域内で改修を必要とする46河川、324kmにおいて、１時間あたり50ミリの降雨により生じる洪水に対して安全を確保することを目標として、川幅を広げるなどの河道整備を基本とし、それらに長時間を要する箇所においては、調節池等の整備を組み合わせることにより、早期の安全性向上を図ってきた。

また、目標整備水準を大きく超える豪雨に伴う浸水被害の発生等を受け、「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」（平成24年11月）及び「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（平成26年６月）を策定し、目標整備水準を年超過確率1/20とし、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図っている。

さらに、気候変動に伴う降雨量の増大等に備えるため「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」（令和５年12月）及び「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（令和５年12月）を策定し、目標整備水準を「気候変動を踏まえた年超過確率1/20（CC1/20（※4））規模の降雨」に引き上げている。

なお、整備にあたっては、時間50ミリまでの降雨は護岸整備を基本に、それを超える降雨には調節池等により対応することを基本としている。

(2) 整備状況

河道整備は、令和６年度までに、全体で222.3kmの護岸整備が完了しており、事業進捗状況は護岸整備率69%となっている。

また、神田川・環状七号線地下調節池、下高井戸調節池（神田川）、下谷橋調節池（落合川）など29箇所の調節池が稼働中、江戸川橋分水路（神田川）など8箇所の分水路が完成している。令和６年度末時点の河川の安全度達成率について、対策強化流域では63%、一般の流域では81%となっている。（**第３・２表**、**第３・３表**、P.84、**第３・４表**、P.85）

令和６年度は、善福寺川、妙正寺川、浅川、柳瀬川等で延長約0.7kmの護岸整備を実施した。令和７年度は事業費約817億円をもって、神田川、石神井川、空堀川、奈良橋川で延長約1.0kmの護岸整備を実施するとともに、年超過確率1/20規模の降雨に対応するため、石神井川上流地下調節池や新たに令和７年度着手予定の善福寺川上流地下調節池など、調節池や分水路の整備を着実に進めていく。（**第３・５表**、**第３・６表**、P.85）

事業実施にあたっては、より一層の事業の重点化やコスト縮減に積極的に取り組むと共に事業効果の早期発現を図る。

※4「気候変動を踏まえた年超過確率1/20 規模の降雨」を「CC1/20 規模の降雨」と略記。

CC：Climate Change（気候変動）

第３・２表　中小河川整備進捗状況

全体計画	令和６年度迄実績			令和７年度当初予算				令和８年度以降
	規模 [km]	整備率 [%]	河川の安全度達成率 [%]	規模 [km]	金額 [億円]	整備率 [%]	河川の安全度達成率 [%]	規模 [km]
都全体 46河川 324 km	222.3	69	63 81	1.0 [223.3]	817	69	64 81	100.7
区部 14河川 107 km	82.3	77	—	0.5 [82.8]	495	77	—	24.2
多摩地域 36河川 217 km	140.0	65	—	0.5 [140.5]	322	65	—	76.5

注）1　河川数は区部、多摩地域で４河川が重複している。
2　金額には中小河川整備費のほか河川防災費、用地会計分を含む。
3　[]内の数値は、当該年度までの累計である。
4　整備率は護岸の整備率を示す。
5　河川の安全度達成率とは、河川の目標整備水準に対応する対策（調節池や護岸整備、河床掘削など）の達成度を表す指標であり、上段は対策強化流域、下段は一般の流域の値を示す。
なお、対策強化流域の値は、神田川、渋谷川・古川、石神井川、目黒川、呑川、野川、白子川、谷沢川・丸子川、境川、柳瀬川の10流域を集計している。
6　規模(km)は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため、単純合計があわない場合がある。
7　金額は、都全体、区部及び多摩地域の当初予算をそれぞれ四捨五入しているため、単純合計が合わない場合がある。

第３・３表　主な中小河川の整備状況

河川名 整備延長 km	令和６年度迄実績			令和７年度当初予算				令和８年度以降	令和７年度の主な整備内容
	規模 [km]	整備率 [%]	河川の安全度達成率 [%]	規模 [km]	金額 [百万円]	整備率 [%]	河川の安全度達成率 [%]	規模 [km]	
神田川 20.6	18.1	88	53	0.06 〔18.2〕	11,008	88	53	2.4	護岸整備 調節池整備
善福寺川 10.5	6.6	63	41	0.17 〔6.8〕	18,453	65	41	3.7	護岸整備 調節池整備
妙正寺川 9.9	4.7	47	51	0.04 〔4.7〕	908	47	51	5.2	護岸整備
石神井川 24.5	18.7	76	70	0.10 〔18.8〕	18,800	77	70	5.7	護岸整備 調節池整備
白子川 8.6	4.5	52	55	0.06 〔4.5〕	2,371	52	55	4.1	護岸整備
野川 18.8	16.1	86	81	0.00 〔16.1〕	2,859	86	81	2.7	護岸整備 河床整備
空堀川 14.0	13.0	93	73	0.14 〔13.2〕	1,383	94	74	0.8	護岸整備 河床整備
鶴見川 9.6	7.4	77	95	0.01 〔7.4〕	585	77	95	2.2	護岸整備

注）1　〔 〕の数値は、当該年度までの累計である。
2　規模（km）は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため単純合計があわない場合がある。

第３・４表　調節池・分水路の整備状況

区　分	完　　成	整 備 中	令和７年度 着手予定
調　節　池	12河川 27か所	４河川 ８か所	１河川 １か所
分　水　路	５河川 ８か所	１河川 １か所	０河川 ０か所

第３・５表　整備中調節池等の概要

河川名	施　設　名　称	貯留量 (m^3)	着手 年度	稼働時期	令和７年度 の主な実施内容
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28	Ｒ６年度稼働	設備工事
環状七号線地下広域調節池 （石神井川区間）		681,000	H28	Ｒ９年度取水 （予定）	本体工事
石神井川	城北中央公園 調節池（一期）	90,000	H28	Ｒ８年度稼働 （予定）	本体工事
	城北中央公園 調節池（二期）	160,000	R6	Ｒ18年度稼働 （予定）	本体工事
	石神井川上流地下 調節池	293,000	R5	Ｒ17年度稼働 （予定）	本体工事
境川	境川金森調節池	151,000	H29	Ｒ８年度稼働 （予定）	本体工事
	境川木曽東調節池	49,000	H29	Ｒ７年度稼働 （予定）	本体工事
	境川木曽西調節池	50,000	R6	Ｒ17年度稼働 （予定）	本体工事
落合川	下谷橋調節池	9,500	R3	Ｒ６年度稼働	本体工事
谷沢川	谷沢川分水路	$50m^3/s$ （分水流量）	H30	Ｒ８年度稼働 （予定）	本体工事

第３・６表　令和７年度工事着手予定の調節池の概要

河川名	調　節　池　名	貯留量 (m^3)	着手 年度	完成 予定年度	令和７年度 の実施予定内容
善福寺川	善福寺川上流地下 調節池	300,000	R7	Ｒ23年度末（予定）	本体工事

２　主な整備中の調節池等

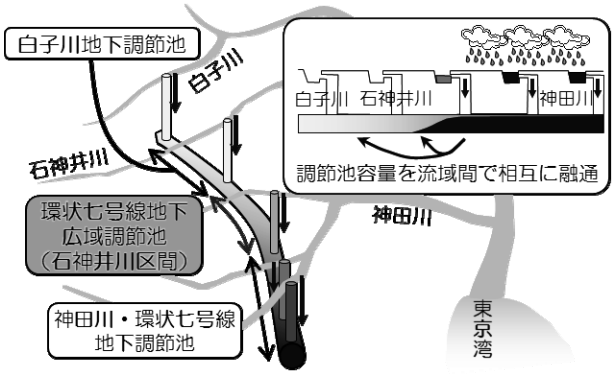
(1) 環状七号線地下広域調節池の整備

環状七号線地下広域調節池は、都道環七通りと目白通りの地下空間を活用し、既設の神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を新たなトンネルで連結する大規模なトンネル式の地下調節池である。神田川、石神井川及び白子川の流域間で、貯留容量の相互融通が可能となり時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮する。平成28年度から整備に着手し、令和９年度の取水開始を目指している。（**第３・７表**、P. 86）（**第３・２図**、P. 86）

第３・７表　環状七号線地下広域調節池
（石神井川区間）

施　工　箇　所		中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内
施設概要	貯　留　量	681,000m^3
	トンネル延長	約5.4km
	トンネル内径	12.5m（土被り約32m～40m）
	地　上　施　設	取水施設、排水施設、管理棟

第３・２図　環状七号線地下広域調節池のイメージ



(2) 城北中央公園調節池の整備

城北中央公園調節池は、都立城北中央公園を活用した地下式の調節池である。本調節池は、二期に分割して施行予定であり、第一期工事は、平成28年度から整備に着手し、令和７年６月に取水を開始した。また、令和６年度から第二期工事に着手し、令和18年度の整備完了を目指している。（**第３・８表**）

第３・８表　城北中央公園調節池

施　工　箇　所		板橋区小茂根五丁目地内から練馬区羽沢三丁目地内
施設概要	貯　留　量	250,000m^3 （一期：90,000m^3、二期：160,000m^3）
	敷　地　面　積	約2.0ha
	上　部　施　設	都立城北中央公園

(3) 境川金森調節池の整備

境川金森調節池は、町田市の旧西田スポーツ広場を活用した地下式の調節池である。平成29年度から整備に着手し、令和８年度の稼働を目指している。（**第３・９表**）

第３・９表　境川金森調節池

施　工　箇　所		町田市金森地内
施設概要	貯　留　量	151,000m^3
	敷　地　面　積	約1.7ha
	上　部　施　設	町田市旧西田スポーツ広場

(4) 谷沢川分水路の整備

谷沢川分水路は、谷沢川上流部で本川及び下水道雨水幹線の雨水を最大50m^3/s取水し、最下流部で放流するトンネル形式の分水路である。平成30年度から整備に着手し、令和８年度の稼働を目指している。（**第３・10表**）

第３・10表　谷沢川分水路

施　工　箇　所		世田谷区玉堤二丁目地内から同区玉川台一丁目地内
施設概要	最　大　流　量	50m^3/s
	トンネル延長	約3.2km
	トンネル内径	5.5m

(5) 石神井川上流地下調節池の整備

石神井川上流地下調節池は、都道青梅街道や都道伏見通り等の地下空間を活用した地下トンネル式の調節池である。令和５年度から整備に着手し、令和17年度の整備完了を目指している。（**第３・11表**）

第３・11表　石神井川上流地下調節池

施　工　箇　所		西東京市南町一丁目地内から武蔵野市八幡町二丁目地内
施設概要	貯　留　量	293,000m^3
	トンネル延長	約1.9km
	トンネル内径	14.3m

(6) 境川木曽西調節池の整備

境川木曽西調節池は、旧河川敷を活用した地下箱式の調節池である。令和６年度から整備に着手し、令和17年度の整備完了を目指している。（**第３・12表、**P. 87）

第３・12表　境川木曽西調節池

施工箇所		町田市木曽西二丁目地内から 相模原市中央区東淵野辺二丁目地内
施設概要	貯留量	50,000m^3
	敷地面積	約0.3ha
	上部施設	管理棟

(7) 善福寺川上流地下調節池の整備

善福寺川上流地下調節池は、都道環八通りや都道青梅街道等の地下空間を活用した地下トンネル式の調節池である。令和７年度から整備に着手し、令和23年度の整備完了を目指している。（**第３・13表**）

第３・13表　善福寺川上流地下調節池

施工箇所		杉並区成田西三丁目地内から 同区西荻北四丁目地内
施設概要	貯留量	300,000m^3
	トンネル延長	約5.8km
	トンネル内径	7.5～9.0m

３　中小河川の新たな目標整備水準達成に向けた取組

(1) 調節池の整備

令和７年度は、神田川など５河川において、神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池をつなぐ環状七号線地下広域調節池や善福寺川上流地下調節池、石神井川上流地下調節池などの目標整備水準（年超過確率1/20規模の降雨）達成に向けた調節池の整備を着実に進めていく。

さらに、「2050東京戦略」では、新たな調節池等の事業化目標を令和17年度末までに累計約250万㎥に設定し、令和２年度から令和６年度までに６つの調節池を事業化した。これに加え、令和７年度は妙正寺川上流調節池（仮称）など２つの調節池を事業化した。

引き続き、神田川など８河川において、新たな調節池等の事業化に向けた検討を実施している。

(2) 気候変動を踏まえた中小河川の洪水対策

将来の降雨量増大など気候変動への対応に向け、降雨量増加分には、主に調節池等による対応を基本に、既存ストックの有効活用などにより効率的・効果的な対策を実施していく。具体的には、神田川等10流域で将来の気候変動を踏まえた河川整備検討を行い、順次河川整備計画を改定していく。また、環状七号線地下広域調節池等を連結し、東京湾までつなぐ地下河川の事業化に向けた取組を推進していく。（**第３・３図、**P. 88）

４　都市型水害対策

(1) 概要

近年、東京では短時間かつ局地的に、時間50ミリを超える集中豪雨がたびたび発生し、浸水被害も多発している。一方、都内では、地下空間や土地の高度利用などがますます進行し、浸水に対する危険度はさらに増大している。

都は、こうした被害の軽減を目的に、河川整備に加え、流域対策などのハード対策と、浸水予想区域※5図の作成・公表などのソフト対策を実施している。

(2) 流域対策の推進

公園、学校、集合住宅への雨水貯留浸透施設の設置や、住宅等への各戸貯留施設の設置、道路における透水性舗装や浸透マスの設置など、流域対策を積極的に推進していく。

(3) 浸水予想区域図・洪水ハザードマップ

平成27年５月の水防法改正を踏まえ、外力を東海豪雨から想定し得る最大規模の降雨に見直し、浸水予想（想定）区域図の改定を行い、令和２年度までに完了した。（**第３・４図、**P. 88）

また、令和３年11月の水防法改正により、一級、二級全河川に洪水浸水想定区域※6指定の対象が拡大したことに伴い、全15区域（八ツ瀬川流域を新規作成）の洪水浸水想定区域図を令和５年度に改定（策定）・公表した。

「洪水ハザードマップ」は、区市町村が「浸水予想区域図」を基にして、避難路や避難場所等を記載したものである。令和７年３月現在、「洪水ハザードマップ」は、23区26市２町１村で作成・公表済みである。

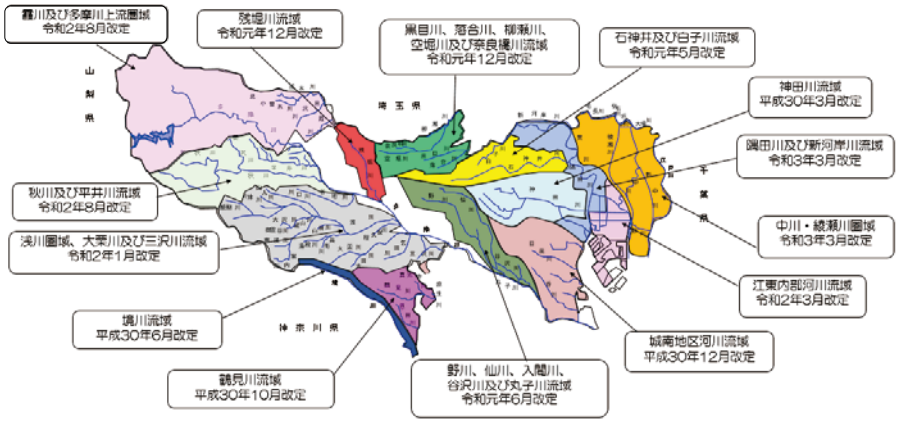
※５東京都の管理する全河川（島しょを除く）の流域を対象に、河川及び下水道による浸水をあわせて表示した東京都独自の取組

※６水防法に基づき、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

第３・３図　地下河川の検討イメージ



第３・４図　浸水予想区域図　公表状況



(4)　特定都市河川浸水被害対策法

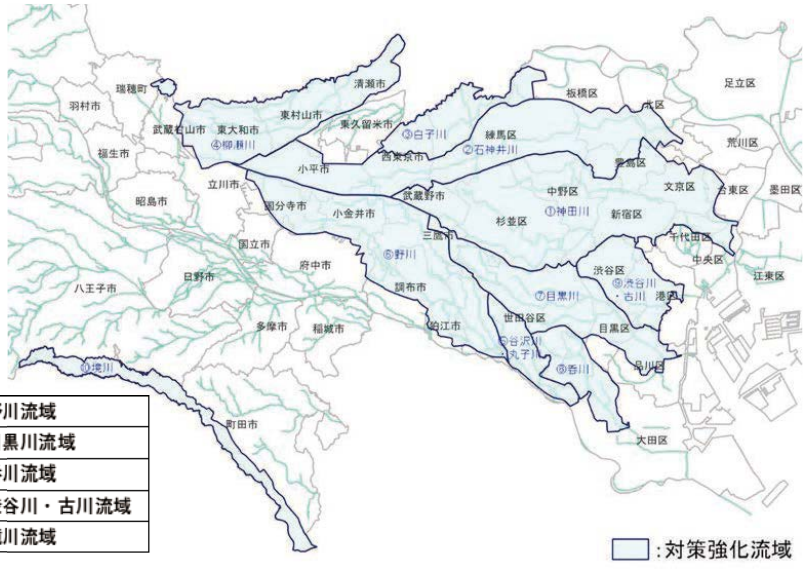
特定都市河川浸水被害対策法は、市街化の進展により、河川の整備だけでは十分かつ効率的な浸水被害対策を講ずることができない河川を「特定都市河川」に指定し、総合的に浸水被害対策を進めていくものであり、平成17年に鶴見川、平成26年に境川、令和６年に中川・綾瀬川が指定された。

令和３年11月、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が施行された。本改正のポイントとしては、特定都市河川指定要件の見直し、雨水貯留施設の設置促進、浸水被害防止区域制度の創設等である。

(5)　東京都豪雨対策基本方針の改定

都は、平成26年６月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定し、甚大な浸水被害が発生している地域を対策強化流域に位置づけ、レベルアップした目標整備水準による護岸や調節池等の整備を進めている。令和３年４月に既存の対策強化流域（９流域）に加え、柳瀬川流域を対策強化流域に追加した。（第３・５図）

令和５年12月には、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定し、気候変動に対応するため対策の目標を引き上げている。



①神田川流域	⑥野川流域
②石神井川流域	⑦目黒川流域
③白子川流域	⑧呑川流域
④柳瀬川流域	⑨渋谷川・古川流域
⑤谷沢川・丸子川流域	⑩境川流域

第３・５図　対策強化流域の位置

第５　低地河川の整備

河川部計画課・改修課・指導調整課

１　概　　要

東部低地帯は軟弱な地盤で構成されているうえ、明治期以降、工業地帯として発展し、地下水等のくみ上げが盛んに行われた。その結果、地盤沈下が発生し、満潮位より低い、いわゆるゼロメートル地帯が拡大され、高潮、洪水、大地震等の自然災害に対して極めて脆弱な地域となっている。このため、都は、高潮や地震に対処できるよう河川施設整備を進めている。（**第３・14表**、P.90）

２　高潮防御施設の整備

昭和32年、既往最大（大正６年台風）の高潮に対処できるように江東三角地帯を囲む外郭堤防修築事業に着手した。しかし、昭和34年９月に名古屋地方に最大の高潮被害をもたらした伊勢湾台風を契機として、同台風級の高潮（Ａ．Ｐ．＋5.1m）に対処できるように計画を改定し、高潮防御施設整備事業として防潮堤や護岸等を整備している。

令和７年度は、事業費約56億円をもって、毛長川の護岸の整備等を実施する予定である。

３　江東内部河川の整備

荒川・隅田川及び東京湾に囲まれた江東三角地帯は、地盤が低く、内部を河川が縦横に走っているため、これまで多くの水害に見舞われてきた。さらに、護岸は地盤沈下に伴って度重なる嵩上げを行ってきており、大地震に対して脆弱な状態となっていた。そこで、この地域を大地震に伴う地域内の護岸損壊による浸水被害から守るため、江東内部河川整備事業を実施することとした。（**第３・６図**、P.91）

この事業は、江東三角地帯をおおむね東西に二分し、地盤が著しく低い東側地域の河川は、平常水位を低下させ一定に保つ水位低下方式により整備し、地盤が比較的高く舟航などの河川利用が多い西側地域の河川は、耐震護岸方式により整備するものである。

東側地域河川については、昭和53年12月に第一次水位低下（A.P.±０m）を、さらに平成５年３月に第二次水位低下（A.P.－1.0m）を実施し、その後河道整備を行っている。平成22年度には約40年をかけた旧中川の整備が完了した。

令和６年度は、竪川の河道約0.1㎞等の整備を行った。

令和７年度は、事業費約13億円をもって、横十間川の河道約0.5㎞等の整備を実施する予定である。

４　スーパー堤防等の整備

東部低地帯の主要５河川（隅田川、中川、旧江戸川、新中川、綾瀬川）については、大地震に対する安全性をより高め、地域環境の向上を図るため、順次スーパー堤防や緩傾斜型堤防に改築していくこととしている。

スーパー堤防等の整備にあたっては、背後地の再開発事業や民間開発等との一体的な事業により、用地の確保と合わせ、開発と整合のとれた水辺空間の整備を図っている。

昭和62年度からは、親しみやすい水辺環境を早期に都民に提供するため、堤防の前面部で先行してテラスを整備し、開放している。

令和６年度は、新たに３地区のスーパー堤防が概成した。

令和７年度は、事業費約42億円をもって、スーパー堤防８地区及びテラスの整備を行う予定である。

５　河川施設の耐震・耐水対策

平成７年の阪神・淡路大震災を契機に行った堤防・水門及び排水機場の耐震点検に基づき、河川施設の耐震強化を順次実施していくこととし、外郭３河川の防潮堤・水門等を優先しながら、耐震対策を実施してきた。

平成24年12月には、東日本大震災の発生を踏まえ、「最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止する」ことを目標とする「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、堤防や水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。

令和３年12月には、対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」を策定し、令和４年度から令和13年度までの10ヵ年で約57㎞の堤防の耐震対策と９施設の水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めている。（**第３・７図**、P.92）

令和６年度は、中川、新中川、隅田川等で防潮堤及び護岸の耐震対策約5.0㎞を実施した。また、亀島川水門において耐震・耐水対策を実施した。

令和７年度は、事業費約244億円をもって、中川、新中川、大横川等で防潮堤及び護岸約5.3㎞の耐震対策を予定している。また、水門等２施設の耐震・耐水対策を進める予定である。

第３・14表　低地河川の整備

事　業　別	全体計画規模	令和６年度迄実績		令和７年度予算			令和８年度以降
		規　模	整備率	規模	金額	整備率	規模
高潮防御	防潮堤･護岸　168.6km	km 159.9	% 95	km 0.0 〔159.9〕	億円 56	% 95	km 8.7
江東内部	（西側河川） 耐震護岸　23.1km	19.3	84	0.0 〔19.3〕	1	84	3.8
	（東側河川） 河道整備　27.2km	21.7	81	0.7 〔22.7〕	12	83	4.5
スーパー堤防等	スーパー堤防 29.3km	19.8	67	0.2 〔19.9〕	31	68	9.4
	テラス整備　47.5km	47.0	99	0.1 〔47.1〕	11	99	0.4
東部低地帯の耐震・耐水対策	堤防耐震強化　85.8km （第一期）	65.1	76	－	－	－	－
	水門等耐震・耐水対策 （第一期）　22施設	13	59	－	－	－	－
	堤防耐震強化　56.8km （第二期）	11.9	21	5.3 〔17.2〕	215	30	39.6
	水門等耐震・耐水対策 （第二期）　９施設	7	78	2 〔9〕	29	100	0施設

注）１　整備率は〔　〕内の当該年度までの累計規模による。

２　耐震・耐水対策の規模は、当該年度に完了する規模または全体計画規模に対して事業が完了する規模の割合を示す。

３　高潮防御の予算金額は、河川調査費等を含む金額である。

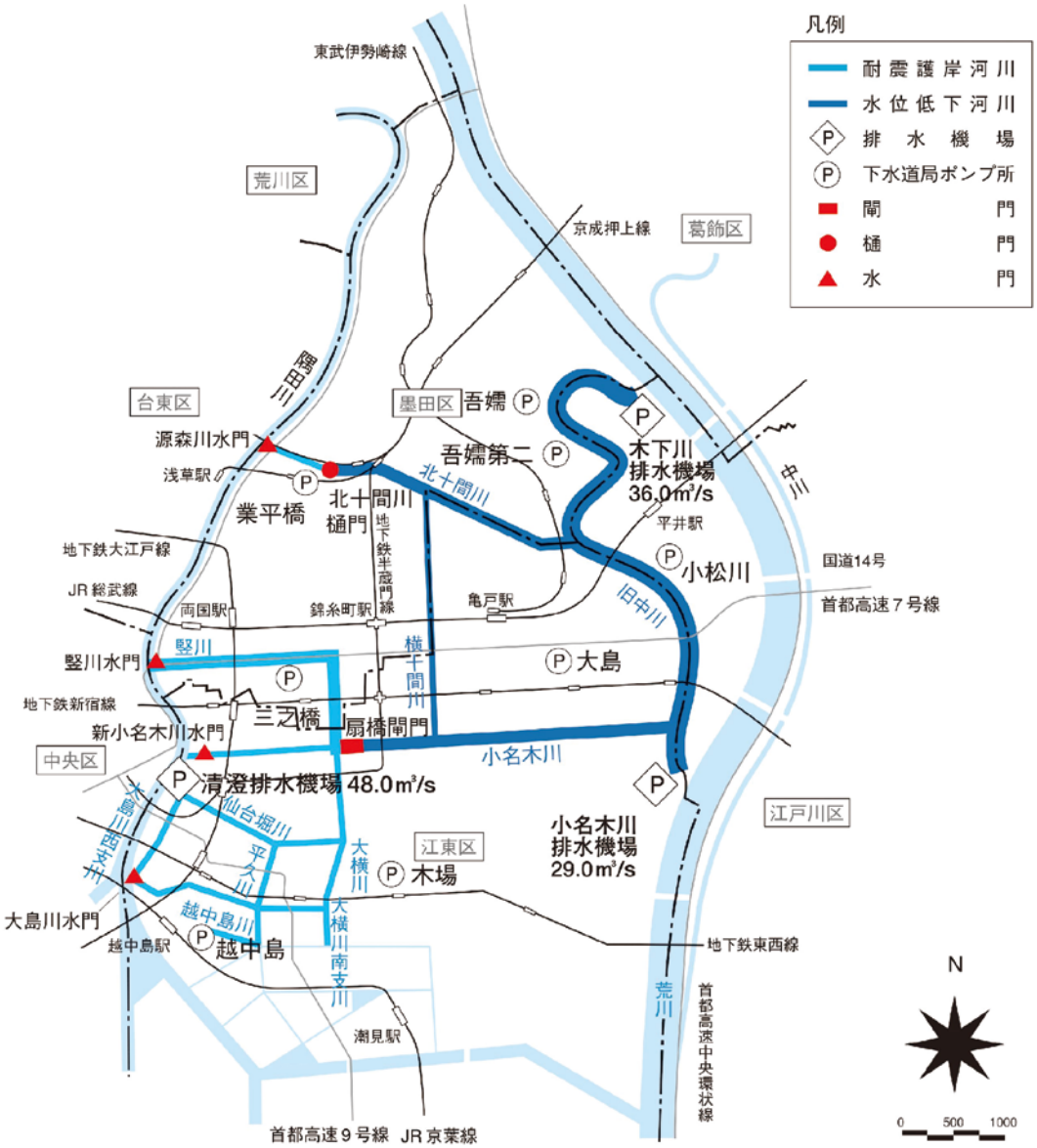
４　第一期計画のうち未完了の施設（堤防12.6km、水門等９施設）については、第二期計画で引き続き実施する。
なお、橋りょうや雨水の吐出口等の河川沿いに整備された施設（堤防3.4km）の耐震対策については、各管理者と連携し対策を進めていく。

５　第一期計画のうち堤防4.7kmについては、耐震性能照査により十分な耐震機能を有していると判定されている。

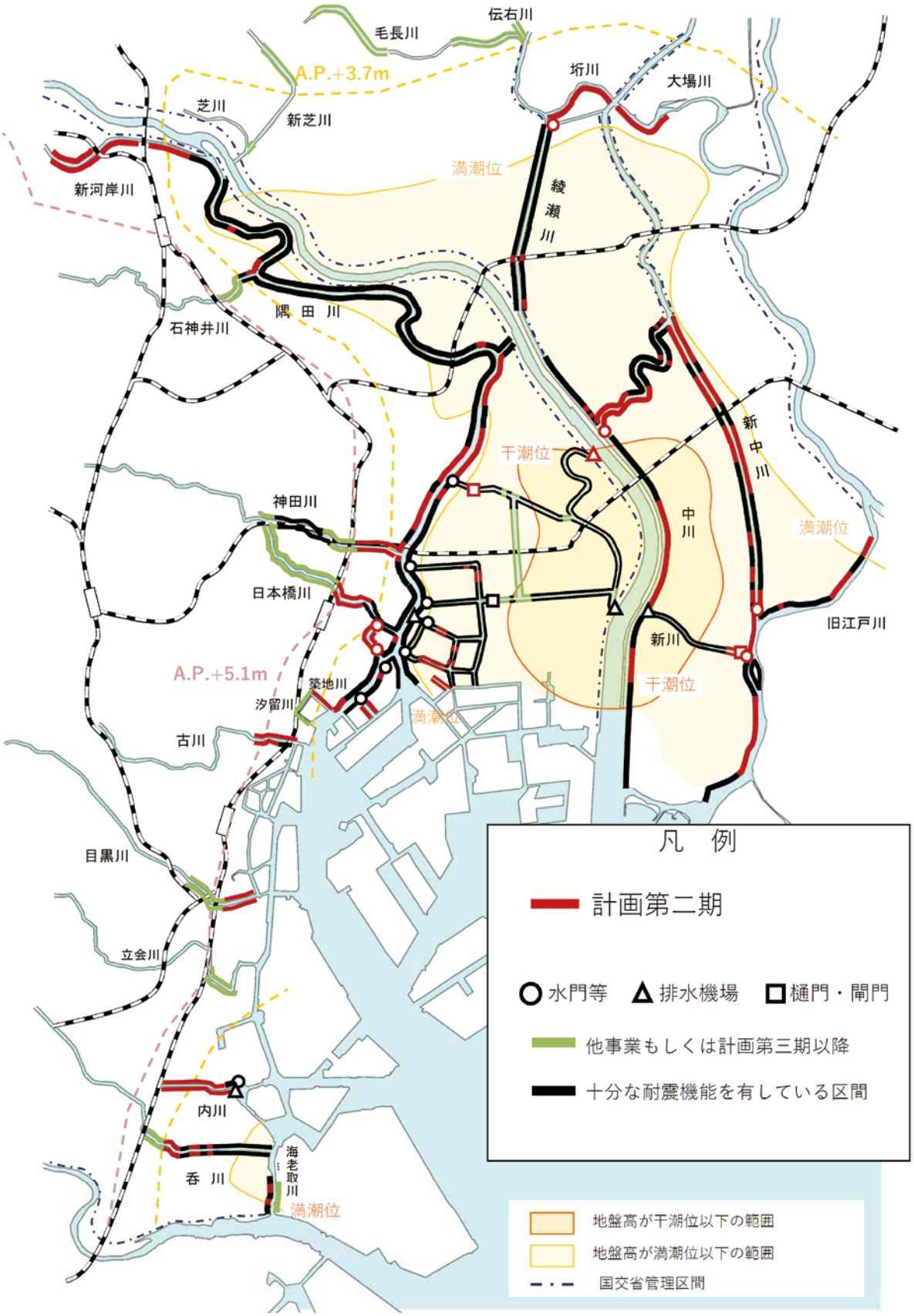
６　規模(km)は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため、単純合計が合わない場合がある。

第３・６図　江東内部河川整備箇所図

■江東内部河川整備計画概念図



第３・７図　東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）対象施設位置図



第３・８図　隅田川等における水辺整備に関する今後の方向性

これまでの取組　隅田川下流域を中心とした事業展開


テラスの夜間照明


テラス連絡橋


両国リバーセンター

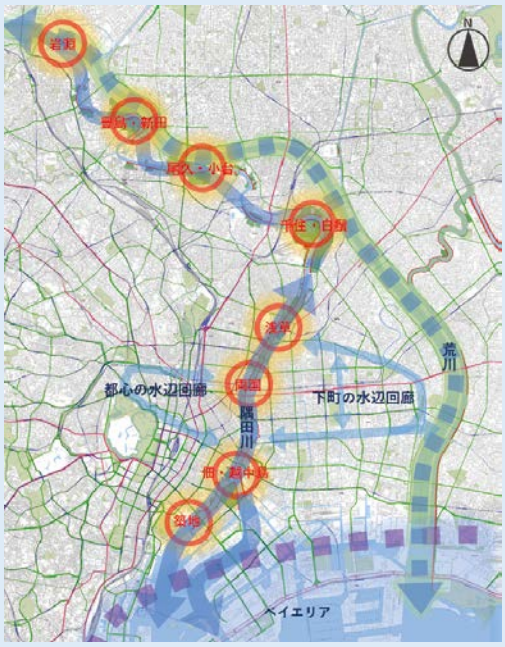

北十間川プロムナード　等

隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方（令和５年６月）

○水辺整備に関する今後の方向性

『水辺のゆとりと潤いを活かした東京の顔づくり』

水辺のゆとり・うるおい・にぎわいをつなぐ



「点」「線」「面」による
水辺を基軸としたネットワークの構築

「点」：『水辺の拠点』を設定し、重点的に施策を実施
「線」：『川の軸』を展開し、動線・ネットワークを強化
「面」：『水辺を利用』を進め、水辺の魅力を街に拡げる

○主な取組イメージ


居心地が良く歩きたくなる水辺空間の創出


まちづくりと連携した河川整備の推進

６　水辺空間のにぎわい創出に向けた取組

かつて東京の河川は、盛んな舟運や人々の船遊びなど、生活に密着したにぎわいと活気のある場であった。戦後、隅田川等では都市化の進展による水質の悪化や高潮からまちを守る防潮堤の整備により人々が川から遠ざかる時期があったが、近年は水質改善やスーパー堤防、テラスの整備により再び人々が川に親しめる環境が整ってきた。

隅田川においては、テラスの連続化や修景、バリアフリー化を行い、人々が川に近づきやすくする整備を進めるとともに、テラスギャラリーの設置等を行ってきた。

小名木川では、江戸時代に開削され「塩の道」として舟運に利用された歴史を踏まえ、石積み風の護岸や柳の植栽など江戸情緒を感じられる整備を行った。

平成23年には、河川敷地占用許可準則が改正され、民間事業者の占用が可能となったことから、河川利用を一層促進できるよう規制緩和を進めている。平成25年10月には、都内初となる民間事業者による河川敷地を活用したオープンカフェが隅田公園内に開店した。また、民間事業者の誘導を促進するため、河川敷地に川床を設置する「かわてらす」の設置を推進しており、現在６店舗が運営している。

また、都はこれまで「隅田川等における新たな水辺整備のあり方」（平成26年２月）に基づき、隅田川下流域を中心に恒常的なにぎわいの創出に向けた取組を展開しており、テラスの連続化や夜間照明などの水辺の動線強化等を推進している。具体的には、浅草や両国などのエリアでは、北十間川プロムナード（令和２年６月供用開始）や両国リバーセンター（令和２年11月全面開業）等の拠点整備を進めてきた。築地エリアでは、まちづくりに合わせてスーパー堤防等を一体的に整備することで、水辺を活用した憩いやにぎわい空間を創出していく。

さらに、令和５年６月には、これまでの取組や社会情勢の変化等を踏まえた「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」を取りまとめ、水辺整備の今後の方向性と取組イメージを示した（**第３・８図**、P.93）。今後は、具体的な水辺の動線強化や拠点整備に向けた検討を進めるなど、隅田川下流域の取組の拡充と上流域への展開などを推進していく。

また、水辺の魅力向上に資する取組の一つとして、平成29年度に隅田川サポーター制度を創設し、現在51団体が認定されている。これまで、サポーターによる情報発信や、サポーター同士の積極的な交流を図ることで、「隅田川マルシェ」が始まるなど、水辺のにぎわいが創出された。

７　気候変動への対応

海面上昇や台風の強大化など、気候変動への対応に向けて令和５年12月「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定し、整備目標や施設整備手法等を提示した。また、高潮対策における取組方針として「河川における高潮対策整備方針」を令和７年３月に策定した。

今後は、気候変動（２℃上昇）を考慮した伊勢湾台風級（930hPa）の高潮と海面上昇（0.6m）に対応していくため、河川ごとに堤防高さが不足する時期までに防潮堤嵩上げ等を推進していく。さらに、必要堤防高を確保するとともに景観や親水性を向上できるスーパー堤防について整備促進に向けた取組を進めていく。

８　防災船着場の整備と活用

災害時に寸断された陸上交通網を補完し、国や港湾区域の船着場と合わせて緊急輸送網の一層の充実を図るため、平成11年に「防災船着場整備計画」を策定し、東日本大震災を踏まえて平成28年１月に改定を行っている。この計画に基づき、都・国・区での役割分担の下、道路、鉄道との結節点や避難場所の隣接地等に、令和６年度末までに78箇所の防災船着場を整備してきた。（**第３・15表**、P.95）

また、災害時活用のための機能確保として、照明、サイン及び坂路等の整備を進めている。

さらに、災害等における円滑な活用を図るとともに、水辺のにぎわいを創出するため、これまで越中島防災船着場、明石町防災船着場、桜橋防災船着場、両国防災船着場（２箇所）、浜町防災船着場、箱崎町防災船着場を平常時に一般船舶が利用できるよう開放してきており、令和７年度は、新たに新川防災船着場を開放した。

なお、葛西臨海公園防災船着場については、令和４年度から夏期期間のみ開放している。

平成28年９月からは、両国防災船着場の夜間開放を開始し、令和５年５月からは、船着場予約管理システムを導入するなど、防災船着場の利用しやすい環境整備を進めている。（舟運事業者によ

る船着場の習熟利用を促進するため、令和６年４月１日から令和８年３月31日まで、船着場予約システムの予約による利用料金の割引を実施中。割引後の利用料金は１回当たり300円～2,500円で、営業船舶やプレジャーボートが利用している。）

第３・15表　防災船着場の整備　（単位：箇所、百万円）

整備主体		全体計画規模	令和６年度迄実績		令和７年度当初予算			令和８年度以降
			規模	整備率	規模	金額	整備率	規模
都管理河川	都	箇所 26	箇所 25	% 96	箇所 0 〔25〕	1,061	% 96	箇所 1
	区	44	34	77	0 〔34〕	0	77	10
その他		24	19	79	－ 〔19〕	－	79	5
計		94	78	83	0 〔78〕	1,061	83	16

注１：〔　〕内の数値は、当該年度までの累計である。整備率は累計で規模による。
注２：その他には、直轄河川及び民間整備箇所を含む。

第６　土砂災害対策事業

河川部計画課・防災課

１　概　　要

土砂災害のハード対策としては、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の３事業を実施している。（**第３・16表**、P. 97）

一方、ソフト対策としては、土砂災害に対する危険性の周知や警戒避難体制の整備等を推進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称：「土砂災害防止法」）に基づき、土砂災害のおそれのある区域を、土砂災害警戒区域等に指定している。

『人命の保護』を最優先に、災害対応力の向上・充実のため、区市町村等の協力の下、ハード対策とソフト対策を連携して事業を推進している。

２　砂防事業

砂防事業とは、大雨等により発生する土石流等の土砂災害を防止することを目的として実施する事業である。根拠法である砂防法の歴史は古く、明治29年制定の河川法に引き続き、明治30年に制定された。

東京都では、砂防法に基づき、多摩地域と島しょ地域において砂防事業を実施している。事業内容は、土石流災害のおそれのある渓流を砂防指定地に指定し、砂防堰堤や流路工などの砂防施設を整備することである。

多摩地域では、山地や丘陵地の渓流周辺まで宅地化が進み、土石流災害のおそれのある渓流が多数存在している。

島しょ地域では、急峻な山腹を流下する渓流の出口が貴重な平地となっており、人家等が集中している。また、伊豆諸島の多くは活火山であり、これらの島々では、通常の土石流対策に加え、火山灰による泥流等から下流部の保全対象を守ることを目的とした火山砂防事業を実施している。加えて、火山噴火時の被害を軽減するために緊急に実施する対策として火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定し、仮設堰堤用のブロック備蓄や火山噴火監視カメラの設置等を実施している。

砂防事業は、『人命の保護』を最優先にという観点に立ち、保全対象の重要度や災害発生の危険度等を考慮して計画的に事業を実施している。また、３Ｄ地形データを活用した早期に対策が必要な渓流の抽出や、早期に一定の安全性を確保する必要のある箇所について、土石流捕捉ネット等による簡易的な対策の実施等、効果的な対策を推進していく。

令和７年８月現在、190渓流（今年度着手予定含む）で事業を実施しており、このうち126渓流が概成している。

令和６年度は、本宿地区第一沢（檜原村）、大金沢（大島町）等45渓流で堰堤工等を実施した。

令和７年度は、喜代沢（青梅市）、芦川（八丈町）等61渓流で、約44億円の事業費をもって、堰堤工等を実施する予定である。

このうち、伊豆大島については、平成25年10月の台風26号により伊豆大島の元町地区に大きな被害をもたらした大金沢において、応急対策、短期対策、中長期対策の３つに区分し、対策を段階的に実施してきた。現在は通常の火山砂防事業として、砂防堰堤の整備等の中長期対策を実施している。

３　急傾斜地崩壊対策事業

東京都では、昭和30年代後半から台地や山間の急傾斜地（がけ地）周辺にまで宅地化が進み、台風、集中豪雨の際に急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害が生じるおそれのある地域が拡大している。

このような災害から国民の生命・財産を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）が施行され、東京都では昭和49年から、自然斜面で土地所有者等が急傾斜地崩壊対策を実施することが困難又は不適当と認められる場合に区市町村からの要望を受け、急傾斜地崩壊対策事業を行っている。

傾斜角度30度以上、がけ高５ｍ以上の急傾斜地において、保全人家等を踏まえ、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を実施している。

令和７年８月現在、71地区（今年度着手予定含む）で事業を実施しており、このうち62地区が概成している。

令和６年度は、七軒町地区（神津島村）等の11地区で、法枠対策工等を実施した。

令和７年度は、大久野新井地区（日の出町）等の10地区で、約28億円の事業費をもって、崩壊土砂捕捉工等を実施する予定である。

４　地すべり対策事業

地すべりとは、山地や丘陵の斜面において、地下水等に起因して地盤がすべる現象をいう。

地すべり対策は、古くは砂防法の中で行われてきたが、昭和33年に「地すべり等防止法」が施行され現在に至っている。

地すべりが発生するおそれのある箇所は、空中写真の判読や現地踏査等により特定することができ、特に危険度が高い箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施している。

令和７年８月現在、14地区（今年度着手予定含む）で事業を実施しており、13地区が概成している。

令和７年度は、長谷地区（小笠原村）等で約2億円の事業費をもって、抑止杭工等を実施する予定である。

５　ソフト・ハードの連携した土砂災害対策

土砂災害から都民の生命を守ることを最優先に、土砂災害に対する警戒避難体制を確立していくため、土砂災害防止法（平成13年４月１日施行）に基づき、危険箇所の地形や土地利用などを把握する基礎調査を都内全域で進め、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」等に指定している。

基礎調査については、平成29年度に完了し、速やかに土砂災害の危険性を住民に周知するため、調査結果の公表を平成30年度に完了した。また、土砂災害警戒区域等については、平成30年７月の西日本豪雨の教訓等を踏まえ、目標を半年前倒しし、令和元年９月に都内全域の指定が完了した。引き続き、おおむね５年ごとに行う二巡目以降の基礎調査を都内全域で進めていく。

なお、令和７年８月末時点で、15,702箇所の土砂災害警戒区域と、13,757箇所の土砂災害特別警戒区域を指定している。

また、避難の目安となる「土砂災害警戒情報」については、気象庁と共同発表しており、平成20年２月１日から運用を行っている。令和５年６月には、近年の降雨事例や土砂災害発生事例のデータを加えて土砂災害警戒情報の基準を見直し、新たな基準で運用を開始している。併せて、区市町村が整備する土砂災害ハザードマップの作成支援などにも取り組んでいる。

なお、土砂災害警戒区域内において、避難所等の重要施設がある箇所については、前述のハード対策の整備を優先的に行っている。

このようにソフト・ハード対策を連携し、総合的な土砂災害対策を進めている。

第３・16表　　砂防関係施設の整備状況　　（金額：百万円）

事業別	重点箇所数	令和5年度迄実績	令和6年度決算		令和7年度当初予算		令和8年度以降残
	規模	規模	規模	金額	規模	金額	規模
砂防事業	190渓流	123渓流	45渓流 〈3〉	2,610	61渓流 〈3〉	4,352	61渓流
急傾斜地崩壊対策事業	71地区	60地区	11地区 〈2〉	1,356	10地区 〈0〉	2,762	9地区
地すべり対策事業	14地区	13地区	0地区	46	1地区 〈0〉	175	1地区
海岸保全施設整備事業	19.4km	19.3km	0.0km	312	0.0km	476	0.1km
計				4,324		7,765	

注）１　重点箇所数は、これまでに事業完了した箇所に現在実施中の事業箇所を加えた数である。
なお、重点箇所数については、土砂災害警戒区域等の指定後に、区市町村による区域内の避難所の移転などの状況変化により変動するものである。

２　実績は、概成数を示すものであり、必要に応じて事業を再開する場合は再開後に実績から除き、再開事業が完了した際に改めて実績に加える。

３　規模の〈 〉書き数字は当該年度の概成（予定）数（内書き）である。

４　海岸保全施設整備事業の規模は護岸、人工リーフなどの合計延長である。

第７　海岸保全事業

河川部計画課・防災課

東京都の海岸は東京湾、伊豆諸島及び小笠原諸島にあり、その延長は約760㎞、全国総延長の約2.1％に相当する。

このうち、現在、建設局では、昭和31年に施行された海岸法に基づき、国直轄の沖ノ鳥島を除く26箇所延長約46㎞を海岸保全区域に指定し、「東京湾沿岸海岸保全基本計画（東京都区間）」及び「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき事業を実施してきている。

建設局所管の海岸保全区域は、伊豆諸島の25箇所と、東京湾内の葛西海岸１箇所である。

伊豆諸島及び小笠原諸島は、外洋に位置し台風や冬季の季節風等による厳しい波浪条件下にあるため、海岸線の侵食・後退が進行している。これらの島々では、住民は海岸に面したわずかな平地で生活を営んでいることから、海岸保全事業に対する要望が強い。

このような状況のもと、海岸侵食から国土を保全し、人家、公的施設の安全性を確保するため、海岸保全事業を実施してきている。

令和６年度は、沢尻・長浜海岸（神津島村）等で人工リーフ等を実施した。

令和７年度は、事業費約５億円をもって、沢尻・長浜海岸（神津島村）等で人工リーフ等を整備する予定である。

なお、国は、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、令和２年11月に海岸保全基本方針を変更した。これに伴い、都は「東京湾沿岸海岸保全基本計画（東京都区間）」について、令和５年３月に気候変動を踏まえた計画に改定した。また、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」についても、気候変動による海面上昇や台風強大化等を考慮した高潮、波浪等の検討を行い、令和７年３月に気候変動を踏まえた計画に改定した。

第８　河川環境の整備

１　概　　要

河川部計画課

近年、河川に対しては、治水機能の向上だけではなく、水に親しめる空間の整備や多様な生物の生息環境の創出など、都市に残された貴重な水辺空間として多種多様な期待が寄せられている。

河川環境の整備については、河川改修にあわせて、自然を活かした川づくりや河川の緑化、水辺の景観形成など、うるおいのある水辺の創出に取り組んでいる。

また、河川のしゅんせつや水質浄化施設の設置、下水道高度処理水や地下鉄等からの湧水の導水など、水質の改善、水量の確保も行っている。

さらに、再生可能エネルギーの活用を目的とし、河川の水位差に着目した小水力発電導入にも取り組んでいる。

２　河川のしゅんせつ

河川部防災課

東部低地帯の感潮河川では、河川水が滞留しやすいことから、汚濁物質も長時間滞留し、沈殿堆積するため悪臭発生の原因となっている。さらに、底泥の堆積は、治水上も影響を及ぼす場合がある。

これらの対策として、河川のしゅんせつを行い水質汚濁の一因となっている底泥を除去し、河川水質の浄化を図るとともに河積の確保等に取り組んでいる。

令和７年度の事業費は、約８億円、隅田川等の河川で、約10.1万m^3のしゅんせつを実施する予定である。

３　河川緑化の推進

河川部計画課・改修課・防災課

水と緑に囲まれた、自然を感じられるまちをつくるという目標に向けて、堤防法面や護岸、管理用通路などの緑化を推進することにより、うるおいのある水辺空間を創出する。

令和７年度は、中川、乞田川、大栗川、新河岸川の４河川で緑化を実施する予定である。

４　河川等の水質改善・水量確保

河川部計画課・防災課

(1) 外濠の水質改善

夏季にアオコや臭気が発生する外濠では、人々が憩う水辺の再生に向け、平成29年度から令和３

年度にかけて、東京2020大会開催に向け、底泥のしゅんせつを行うとともに、アオコを除去するための暫定対策と効果検証等を行った。令和４年度以降も、引き続きアオコ除去の暫定対策を実施するとともに、令和７年度は暫定対策や技術的助言を行っていく。

(2) 河川浄化施設

目黒川や呑川等における水質浄化施設の設置等、河川の水質改善に資する取組を区と連携して進めている。

(3) 平常水量の確保

渋谷川・古川、目黒川、呑川の城南三河川や神田川、善福寺川では下水道高度処理水を、野川や立会川等においては、地下構造物からの湧き水を導水し、水質改善や平常水量の確保を図っている。

(4) 他河川からの導水

隅田川の水質浄化を図るため、昭和39年から利根導水路を通して利根川の水を新河岸川、隅田川に導入している。

５　野川自然再生

河川部計画課・防災課

野川の第一・第二調節池では、地域と都とが『自然再生協議会』を組織し、昭和30年代にかつてあった田んぼや池等の多様な生き物の生息空間の再生に取り組み、人々が自然と触れ合える場を創出している。これまでに策定した第一次及び第二次実施計画に基づき、湿地、ため池、水路、田んぼ、河床等の整備を進め、多様な自然環境の再生を図っている。

６　再生可能エネルギー

河川部計画課・防災課

扇橋閘門及び北十間川樋門の耐震・耐水工事に合わせ、導水施設の一部に発電施設を付加し、小水力発電を行うことで、省エネルギーの推進を図っている。

令和７年度は、北十間川樋門において工事を実施する。

第９　河　川　維　持

河川部防災課

１　概　　要

河川の維持とは、河道及び河川管理施設を良好な状態に保持する行為であり、護岸、水門等を安全かつ適切に維持管理するため、令和７年度は事業費約61億円で、事業を実施する予定である。

２　護岸等

護岸の老朽化、河床の低下等により生じた変状箇所についての補修工事を行っている。また、河川敷地内の除草、清掃、転落防止柵等安全施設の維持修繕を行っている。

３　水門及び排水機場等

東京の低地帯を高潮による水害から守るため、水門12箇所、排水機場５箇所、閘門１箇所及び樋門２箇所の運転操作、点検及び修繕等の維持管理を行っている。上記施設のうち、河川法第99条により、令和７年度は水門２箇所、排水機場２箇所、樋門１箇所の運転操作及び日常点検を地元区に委託している。

また、平成23年度より稼働した水門管理システムによって、施設の監視・制御を水門管理センターで一元的に行っている。

４　砂防、海岸

砂防関係施設や海岸保全施設を良好な状態に保つため、護岸や流路等の変状個所についての補修工事を行っている。

５　調節池

洪水の一部を貯留し、水害を軽減するため、区部では７箇所のオープン式調節池と、11箇所の地下式調節池、多摩部では９箇所のオープン式調節池と、２箇所の地下式調節池が稼働している。

６　分水路

洪水の一部を分流し、水害を軽減するため、区部では５箇所、多摩部では３箇所の分水路を維持管理している。

７　防災船着場

隅田川等で、17箇所の防災船着場を維持管理している。

８　河川における水質異常事故対応

都が管理する河川において油流出及び魚浮上等

の水質異常事故が発生した場合、その被害拡大を防止する対応を実施している。

９　河川水面清掃

河川環境の保全のため、清掃船舶が航行できる29河川・延長約109kmを対象に、浮遊するゴミなどの除去を行っている。

10　河川管理施設の点検

平成25年12月の河川法及び河川法施行令の一部改正により、河川管理施設等を年に１回以上点検することが義務付けられた。それを受けて点検要領を改定し、「東京都堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道の点検要領」及び「同点検結果評価要領」に基づき、河川管理施設等を年に１回点検している。その点検結果を踏まえて計画的に補修を実施していくことで、より効率的かつ効果的な維持管理に取り組んでいる。

第10　河　川　防　災

河川部防災課

１　概　　要

本事業は、災害の発生を未然に防ぐため、崩壊のおそれのある既設護岸の局部的な改良などを行うものである。

具体的には、老朽化した護岸や、河床の低下により根入れ不足となった護岸の補修工事等を実施する。また、東部低地帯の治水上重要な水門及び排水機場等の設備の機器の更新等を行っている。

なお、令和７年度は事業費約91億円で、事業を実施する予定である。

２　護岸等

老朽化した護岸や河床の低下等が生じた箇所において、変状箇所の補修工事等を実施している。

３　水門及び排水機場等

水門・排水機場等において、劣化が進行する前に機器の更新等を実施している。

４　砂防・海岸

多摩地域、島しょ地域の砂防関係施設及び海岸保全施設の補強工事を実施している。

第11　予防保全型管理

河川部防災課

１　概　　要

河川施設等の多くは整備後長期間が経過しており、経年による劣化が生じている。既存施設に大規模な変状や劣化が進行する前に、予防保全的に補修を行うことで、施設の機能を確保しつつ、今後発生する補修費用を低減・平準化していくこととしている。

２　地下調節池・分水路

大規模構造物で治水上重要な施設の地下調節池・分水路は、再構築が困難であり、確実に長寿命化を図る必要がある。そのため、平成28年３月に地下調節池・分水路（土木）の予防保全計画を策定（令和４年３月改訂）した。また、平成30年３月に地下調節池（設備）の予防保全計画も策定し、予防保全型管理の対策に取り組んでいる。

令和７年度は、荏原調節池等３施設で土木補修工事を、神田川・環七地下調節池等５施設で設備補修工事を実施する予定である。

３　砂防施設

多くの施設が完成から50年以上が経過しており、劣化による変状等が確認されている。そのため、平成30年７月に予防保全計画を策定し、予防保全型管理に取り組んでいる。

令和７年度は、鴨川等９箇所で調査・設計・工事を実施する予定である。

４　急傾斜地崩壊防止施設・地すべり防止施設

昭和30年代・40年代より施設整備がされ、経年劣化による変状等が確認されている。

そのため、平成30年12月に予防保全計画を策定（令和６年３月改訂）し、予防保全型管理に取り組んでいる。

令和７年度は、初沢町地区等９箇所で調査・設計・工事を実施する予定である。

５　海岸保全施設

昭和30年代より施設整備がされ、経年劣化や台風などによる波浪の影響により、一部施設に変状が確認されている。そのため、平成30年７月に予防保全計画を策定（令和６年３月改訂）し、予防保全型管理に取り組んでいる。

令和７年度は、泉浜海岸等６箇所で調査・設計・

工事を実施する予定である。

６　堤防・護岸等

多くの施設が建設から相当年数が経過しており、経年劣化による変状等が確認されている。そのため、令和６年３月に予防保全計画を策定し、予防保全型管理に取り組んでいく。

令和７年度は、隅田川等９河川で調査・設計・工事を実施する予定である。

第12　公共土木施設災害復旧（国土交通省所管施設）

河川部防災課

災害復旧事業とは、台風や地震などの異常天然現象によって、公共土木施設が被害を受けた場合に地方公共団体がこれを復旧する事業をいう。

しかし、被災した公共土木施設の復旧には、多額な費用を要するため、一地方公共団体の財政能力を超えるものとなることから、国が特別の財政負担を行い、早期復旧を目指すこととしている。

被害を受けた地方公共団体は、国に対し、国庫負担申請を行い、被災した現地において査定を受け、復旧金額の決定をする。河川部では、都が所管する河川、海岸、砂防、道路等の公共土木施設の被災状況を総括して国へ申請しており、併せて区市町村の災害についても申請及び指導等を行っている。

平成25年度に申請した大島町の道路施設災害復旧事業については、平成29年度までに全て成功認定を実施し、事業完了となった。

また令和元年度台風第15号及び第19号により被災した道路・河川・下水道施設災害復旧事業については、令和４年度までに全て成功認定を実施し、事業完了となった。

第13　水　　防

河川部防災課

１　概　　要

水防活動は、洪水、高潮や津波から都民の生命、財産を守るため、都及び区市町村（水防管理団体）等の関係機関が行う活動であり、河川改修と並び水害の防止・軽減を図る手段として非常に重要である。

都及び区市町村等の関係機関の役割は水防法により定められており、区市町村は管内における河川の巡視や土のう積みなどの水防活動を行う責任を有する。都は、①洪水予報、水防警報等の発表②雨量、河川水位の監視　③河川水位、気象情報の伝達　④水防管理団体への水防資器材の供与⑤水防管理団体への技術的支援等を行っている。

２　東京都水防計画

水防業務の調整及び円滑な実施を図るため、水防法第７条により毎年４月に開催する東京都水防協議会（会長は都知事）に諮問した上で、決定し公表している。

３　東京都水防本部

気象庁の大雨・洪水警報の発表等に伴い、建設局長を本部長とする水防本部を河川部内に設置するほか、各建設事務所も警戒配備態勢をとっている。令和６年は、68回の水防態勢をとり、そのうち19回は水防本部を設置した。（**第３・17表**、P. 103）

４　東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会

平成27年９月の関東・東北豪雨や平成28年８月の北海道や東北地方へ相次いで上陸した台風により甚大な被害が発生したこと受け、平成29年５月に水防法等の一部が改正され、大規模氾濫減災協議会の創設が規定された。

都は、この法改正を受け、平成29年12月に「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」（会長は建設局長）を設置し、減災のための目標等を定め、平成30年６月には、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するため、都や区市町村等の関係機関が取り組む事項について取りまとめた「取組方針」を策定し、減災のための取組を推進している。

令和４年３月には、これまでの取組実施状況の総括を行うとともに、令和４年度以降における取組方針を改定し、減災のための取組を推進している。

令和７年５月には、要配慮者利用施設の避難確保計画に関する進捗状況を報告するとともに、減災に向けた取組事項について情報の共有を行った。

５　水防倉庫と水防資器材

主要な河川沿いなど59箇所に水防倉庫を設置し、水防管理団体が備蓄している水防資器材の不足等にも備えている。

都内には、これら水防倉庫（他局及び水防管理団体所管も含む478箇所）に、土のう約100万袋、

ショベル約３万丁、ツルハシ約６千丁などの資器材を備蓄している。

６　水防災総合情報システム

水防時の情報連絡を迅速かつ正確に行うことが出来るよう、平成３年度から水防災総合情報システムを導入しており、令和３年６月より再構築した新システムが稼働している。

このシステムにより、建設局が管理する雨量計（102箇所）・水位計（161箇所）及び区市管理の雨量計（47箇所）・水位計（57箇所）のデータを１分ごとに計測しているほか、水門・排水機場等の情報収集や、河川監視カメラによる映像監視を行っており、監視カメラの設置拡大に向けて取り組んでいる。

水防災総合情報システムに取り込んだ雨量計・水位計などのデータ、河川監視カメラの静止画（５分間隔）、調節池の貯留率、洪水予報等の氾濫危険情報などを24時間リアルタイムにホームページ上で広く都民に情報提供するとともに、YouTubeにおいて、河川監視カメラのリアルタイム動画配信を行っている。また、東京都防災X（旧Twitter）において水防情報について発信している。

更に、GPS機能を活用したスマートデバイス化や英語、中国語、韓国語を加えたホームページの多言語化により情報発信の向上を行っている。

東京都水防災総合情報システム

① ﾊﾟｿｺﾝ用ｻｲﾄ：https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosui/tsim0102g.html

② ｽﾏｰﾄﾌｫﾝｻｲﾄ：https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/s/tsim0401g.html

（スマートフォン（日本語））

東京都水防チャンネル

URL：https://www.youtube.com/channel/UCaydvLwWthLMbfKLEQSY2UQ

（二次元バーコード）

東京都防災X（旧Twitter）

ｱｶｳﾝﾄ：@tokyo_bousai（東京都防災）

URL：https://x.com/tokyo_bousai

（二次元バーコード）

７　洪水予報河川・水位周知河川・水位周知海岸

洪水や高潮発生時の自主避難の判断や、関係区市による円滑な水防活動及び避難情報発令の判断に活用してもらうため、防災情報を発表している。

洪水予報河川においては、気象庁の予測雨量に基づいて河川水位の上昇を予測し、河川が溢れるおそれのある場合に気象庁と共同で氾濫危険情報等を発表する。神田川、芝川・新芝川（埼玉県と共同）、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川、石神井川の10河川を指定しており、令和６年は、妙正寺川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川で８回の発表を行った。

水位周知河川においては、実況の河川水位が基準水位に達したときに、氾濫危険情報等を発表する。鶴見川、恩田川、真光寺川、境川、善福寺川、呑川、谷沢川、丸子川、白子川、柳瀬川、空堀川、奈良橋川、入間川の13河川を指定しており、令和６年は、白子川、谷沢川、空堀川、奈良橋川、境川で16回の発表を行った。

なお、近年頻発している豪雨災害を受け、未指定の河川においても適切に情報発表できるよう水位周知河川等の指定拡大を推進していく。

水位周知海岸においては、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したときに、高潮氾濫発生情報を発表する。令和２年度に東京湾沿岸（東京都区間）を指定して運用を始め、令和７年４月には高潮特別警戒水位の見直しを行っているが、これまで発表の実績はない。

８　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断に資するため、都と気象庁が共同で、相当する警戒レベルを追記して発表する防災情報である。

都では平成20年２月から運用を始めており、令和６年は、８月末の台風の際など、計８回の発表を行った。令和６年５月には、大雨による土砂災害危険度を地区別に提供するなど、区市町村の警戒避難体制への支援や、都民の自主避難の支援を目的に東京都土砂災害危険度情報の配信を開始している。

東京都土砂災害危険度情報

URL：https://d-keikai.metro.tokyo.lg.jp/

（二次元バーコード）

９　防災情報提供

水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川を対象に、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、河川の氾濫により浸水が想定される区域等を示した洪水浸水想定区域図の公表を進めてきたが、令和３年５月の水防法改正により対象が拡大されたことから、令和６年２月に改めて都管理河川全15区域の洪水浸水想定区域図を公表した。

このほか、水位周知海岸である東京湾沿岸（東京都区間）における高潮浸水想定区域図を平成30年３

月に公表、令和６年12月に改定しているが、上記の水防法改正に伴い、新たに島しょ部においても高潮浸水想定区域図の検討を進めている。

また、平成30年度より、洪水予報河川・水位周知河川の発表情報について、令和２年度より、土砂災害警戒情報、高潮氾濫発生情報（令和３年５月に高潮氾濫危険情報から名称変更）について、首長や区市町村防災担当部署等へ直接メールにて伝達するホットメールの仕組みを構築し、運用している。

さらに、洪水予報河川・水位周知河川の基準点水位が氾濫発生水位に到達した場合、あるいは、都管理河川において氾濫を確認した場合に、すでに氾濫が発生または切迫しているとする氾濫発生情報を発表することを令和６年度東京都水防計画に定めた。

１０　防災対策DX

風水害が激甚化する中、避難行動に繋がる水防災情報をより分かりやすく・迅速に・きめ細かに都民へ発信するため、河川監視カメラの設置拡大や、リアリティのある水防災情報の提供に向けて、令和２年度より水防災情報の発信強化やICT、AI等を活用した水門等操作支援の検討を開始した。

令和２年度当初、水防災総合情報システムにおいて公開している河川監視カメラは38か所であったが、河川監視カメラの設置拡大に伴い、令和７年３月末時点で174か所となった。令和３年６月からは、これまでの静止画に加えて、YouTubeを活用したリアルタイム動画の配信を開始した。

ICT、AI等を活用した水門等操作支援の検討については、都民の生命財産を守るため、水門開閉操作時の的確・迅速な判断を支援することを目的に、取組を進めている。

令和６年度においては、水門等操作支援システムの導入に向けた開発と各種テストを実施した。

令和７年度は、河川監視カメラの設置拡大について、新たに11か所程度を追加で公開していく予定である。

また、ICT、AI等を活用した水門等操作支援の取組については、システムの通年検証を実施する予定である。

第３・17表　令和６年　都の水防活動と降雨量の一覧表

通算	水防本部設置日	種別	23区東	23区西	多摩北	多摩西	多摩南	伊豆北	伊豆南	小笠原	水防態勢	時間最大雨量	総雨量
第１回	6月2日	集中豪雨	○	●							警戒配備態勢	内川 35 mm	内川 42 mm
第２回	6月3日	集中豪雨		●	○						警戒配備態勢	上用賀 41 mm	久我山 55 mm
第３回	7月6日	集中豪雨	○	●	○	○					警戒配備態勢	赤塚二中 55 mm	成増橋 91 mm
第４回	7月20日	集中豪雨	○	●	○	○	○				警戒配備態勢	奥多摩 77 mm	奥多摩 80 mm
第５回	7月22日	集中豪雨	○	●		●	○				警戒配備態勢	奥多摩 35 mm	奥多摩 35 mm
第６回	7月22日	集中豪雨		○	●	○					警戒配備態勢	梅郷 55 mm	梅郷 55 mm
第７回	7月23日	集中豪雨				●					警戒配備態勢	成木 7 mm	成木 7 mm
第８回	7月31日	集中豪雨	●	●	●	○	●				警戒配備態勢	赤塚 109 mm	志村五小 120 mm
第９回	8月6日	集中豪雨		●	●	●	○				警戒配備態勢	青梅 88 mm	青梅 130 mm
第10回	8月7日	集中豪雨	●	●	●	○	○			○	警戒配備態勢	辰巳 80 mm	辰巳 106 mm
第11回	8月9日	集中豪雨					●				警戒配備態勢	高尾 90 mm	高尾 93 mm
第12回	8月14日	集中豪雨		●	○		○			○	警戒配備態勢	数馬 59 mm	数馬 61 mm
第13回	8月15日	台風	●	●	●	●	●	●	●		警戒配備態勢	奥多摩 36 mm	日原 119 mm
第14回	8月21日	集中豪雨	○	●	●	○				○	警戒配備態勢	新宿 98 mm	新宿 98 mm
第15回	8月22日	集中豪雨	○	●	○					継続	警戒配備態勢	駒場 54 mm	駒場 54 mm
第16回	8月22日	集中豪雨	○	○	●					継続	警戒配備態勢	小平霊園 31 mm	小平霊園 33 mm
第17回	8月23日	集中豪雨		○	●	●	○				警戒配備態勢	梅郷 71 mm	御岳山 95 mm
第18回	8月29日	台風	○	●	●	●	●	○			警戒配備態勢	羽村 72 mm	蓬莱橋 449 mm
第19回	9月18日	集中豪雨				●	○				警戒配備態勢	日原 89 mm	日原 104 mm

注：●は大雨・洪水警報、○は大雨・洪水注意報

第14　そ　の　他

河川部計画課・管理課・防災課

１　河川整備計画

豊かでうるおいのある質の高い都民生活や、良好な環境を求める住民ニーズの増大等の最近の動きに的確に応えるため、平成９年の河川法改正では、「河川環境の整備と保全」を目的に追加し、地域の意見等も反映した計画制度（河川整備基本方針・河川整備計画の策定）が取り入れられた。

計画への住民意見を反映させるため、関係機関での閲覧・意見箱設置、ホームページでの意見募集のほか、流域連絡会に情報提供し、意見を聴取している。

平成11年度より順次河川整備計画等の策定を進め、令和７年８月現在で29圏域中28圏域（99河川）について策定が完了している。

２　流域連絡会の開催

都民と行政が共通の認識に基づき、協働・連携して、地域に活きた親しめる川づくりを進めるため、流域の住民や市民団体、区市町村及び都が、河川に係わる情報や意見の交換を行う場として流域連絡会を開催している。

意見交換の主な内容は、以下のとおりである。

①　河川に係る計画・工事・管理等
②　河川環境と歴史・文化
③　流域自治体の行政のうち河川に係るもの

現在、江東内部河川、平井川、野川など13の流域連絡会を設置している。

３　局所有船舶の活用

（１）水上バス「東京水辺ライン」の運航

都民に水辺に広く親しむ機会を提供するため、建設局が所有する３隻の船舶を用いて(公財)東京都公園協会が隅田川、荒川、臨海部を中心に水上バス「東京水辺ライン」を運航している。

水上バスは発災時には防災船として医療救護班等の移送の役割を担うことになるため、定期的に防災訓練を実施するなど都民の安全・安心の確保に努めつつ、観光スポットでもある両国や浅草、葛西臨海公園をはじめとした防災船着場等を結んで運航しており、気軽に水辺に親しめる交通手段として定着し、多くの方々に利用されている。

（２）防災船の建造

水上バスとして運航している３隻の船舶は、老朽化が進んでおり、災害対応の実効性を高めた防災船として、新たに４隻の建造を進めている。

令和７年度は、先行２隻が完成する予定である。

（３）指揮艇の更新

建設局が所有する指揮艇の更新にあわせて、環境配慮型船舶の建造を進めている。

令和７年度は、指揮艇が完成する予定である。

４　都民との協働・連携による維持管理

個々の河川の特徴に応じたきめ細かい維持管理を行うため、都民との協働・連携を進めている。

例として、柳瀬川の金山調節池で行政と市民ボランティアが協働して維持管理を実施している「金山調節池ワークショップ」、隅田川で沿川の町会や学校と連携してテラスの花壇整備や清掃活動を実施している「花守さん事業」等がある。

５　普及活動（河川愛護月間関連行事）

河川愛護月間は、身近な自然環境である河川への市民の関心の高まりに応えるため、良好な河川環境の保全・再生などの推進や、国民の河川愛護意識の醸成を目的とし、昭和49年に、国土交通省（旧建設省）が広報活動の一環として制定したものである。

都では、東京の川への親しみや愛着を持っていただくため、河川愛護月間の７月を中心に、川を歩こう、施設見学会、河川の清掃活動等、パネル展示、フォトコンテスト、シンポジウム等の各種行事を例年実施している。

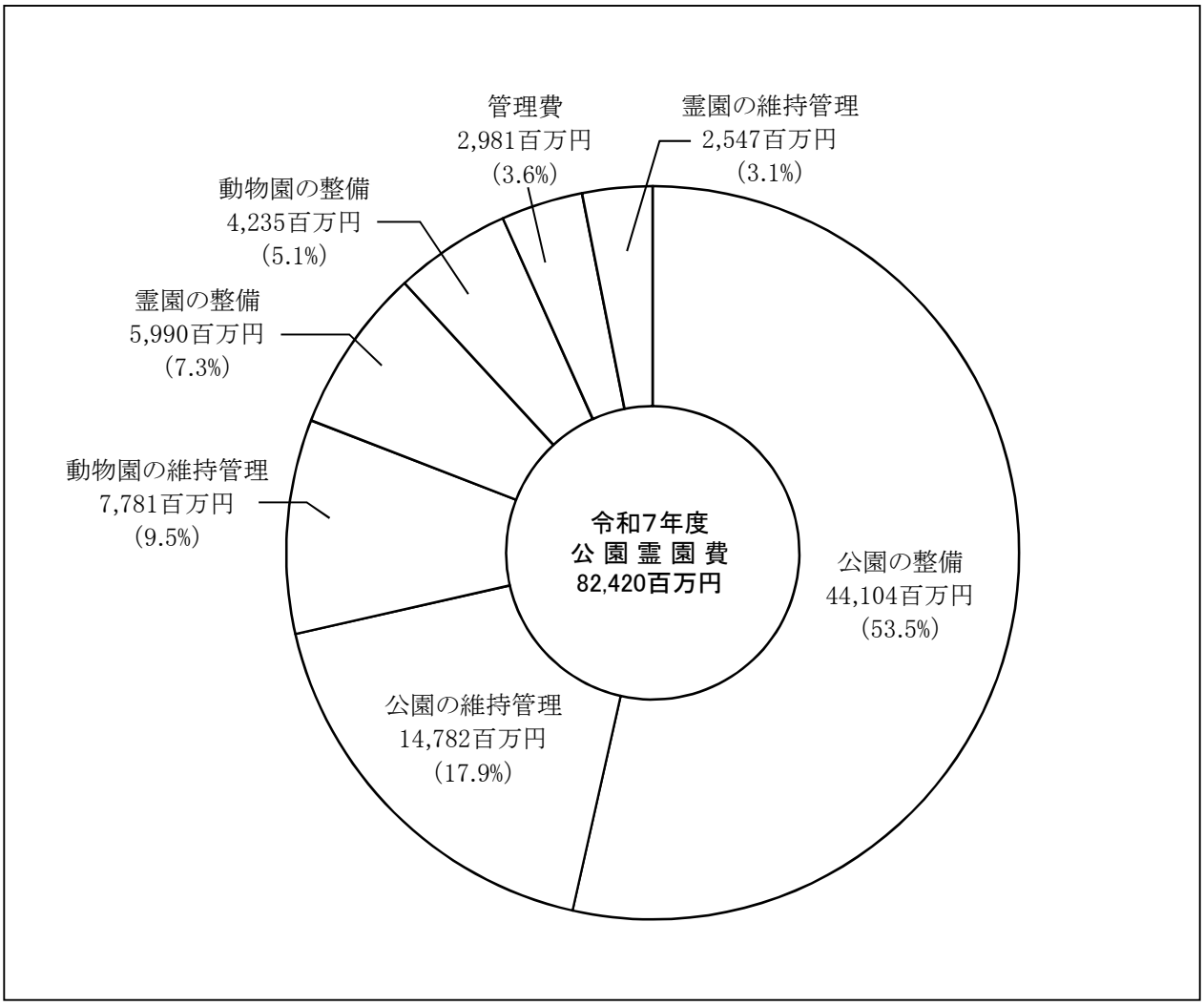
６　河川水辺の国勢調査

適正な河川環境の整備及び管理を推進するため、定期的・継続的・統一的な河川環境に関する基礎情報を収集することを目的とした調査を、東京都では平成７年度より行っている。

令和７年度には、隅田川外23河川で魚類調査、中川外９河川および鶴見川外２河川で底生動物調査、多摩川外12河川で植物調査を実施する。

第１　あらまし……　(108)
第２　都市公園……　(111)
第３　動物園・水族園……　(119)
第４　植物園等……　(122)
第５　文化財の保護……　(122)
第６　霊園事業……　(124)
第７　道路緑化・街路樹の充実……　(129)
第８　都市緑化……　(131)
第９　緑の保全……　(132)
第10　その他……　(133)

公園・霊園



第4・1図　東京都立公園・庭園　配置図（R7．5．1　現在）　※番号は開園順

［公園］

① 上野恩賜公園
② 芝公園
③ 日比谷公園
④ 井の頭恩賜公園
⑥ 台場公園
⑦ 横網町公園
⑧ 猿江恩賜公園
⑩ 狭山公園
⑪ 蘆花恒春園
⑯ 小金井公園
⑰ 戸山公園
⑲ 砧公園
⑳ 城北中央公園
㉑ 神代植物公園
㉒ 多摩動物公園
㉓ 石神井公園
㉔ 善福寺公園
㉕ 善福寺川緑地
㉖ 和田堀公園
㉗ 武蔵野公園
㉘ 明治公園
㉙ 駒沢オリンピック公園
㉚ 水元公園
㉛ 東綾瀬公園
㉜ 浮間公園
㉝ 篠崎公園
㉞ 代々木公園
㉟ 陵南公園
㊱ 青山公園
㊲ 浅間山公園
㊳ 潮風公園
㊴ 赤塚公園
㊵ 祖師谷公園
㊶ 夢の島公園
㊸ 東大和公園
㊹ 狭山・境緑道
㊺ 亀戸中央公園
㊻ 野川公園
㊼ 平山城址公園
㊽ 長沼公園
㊾ 大神山公園
㊿ 舎人公園
(51) 玉川上水緑道
(52) 光が丘公園
(53) 桜ヶ丘公園
(54) 中川公園
(55) 東白鬚公園
(56) 小宮公園
(57) 滝山公園
(58) 東大和南公園
(59) 東村山中央公園
(60) 野山北・六道山公園
(61) 秋留台公園
(62) 林試の森公園
(63) 葛西臨海公園
(64) 武蔵野中央公園
(65) 大泉中央公園
(66) 小山田緑地
(67) 八国山緑地
(68) 府中の森公園
(69) 木場公園
(70) 尾久の原公園
(71) 大島小松川公園
(72) 武蔵野の森公園
(74) 宇喜田公園
(75) 武蔵国分寺公園
(76) 小山内裏公園
(77) 汐入公園
(78) 六仙公園
(79) 東京臨海広域防災公園
(80) 大戸緑地
(81) 東伏見公園
(82) 中藤公園
(83) 高井戸公園
(84) 練馬城址公園

［庭園］

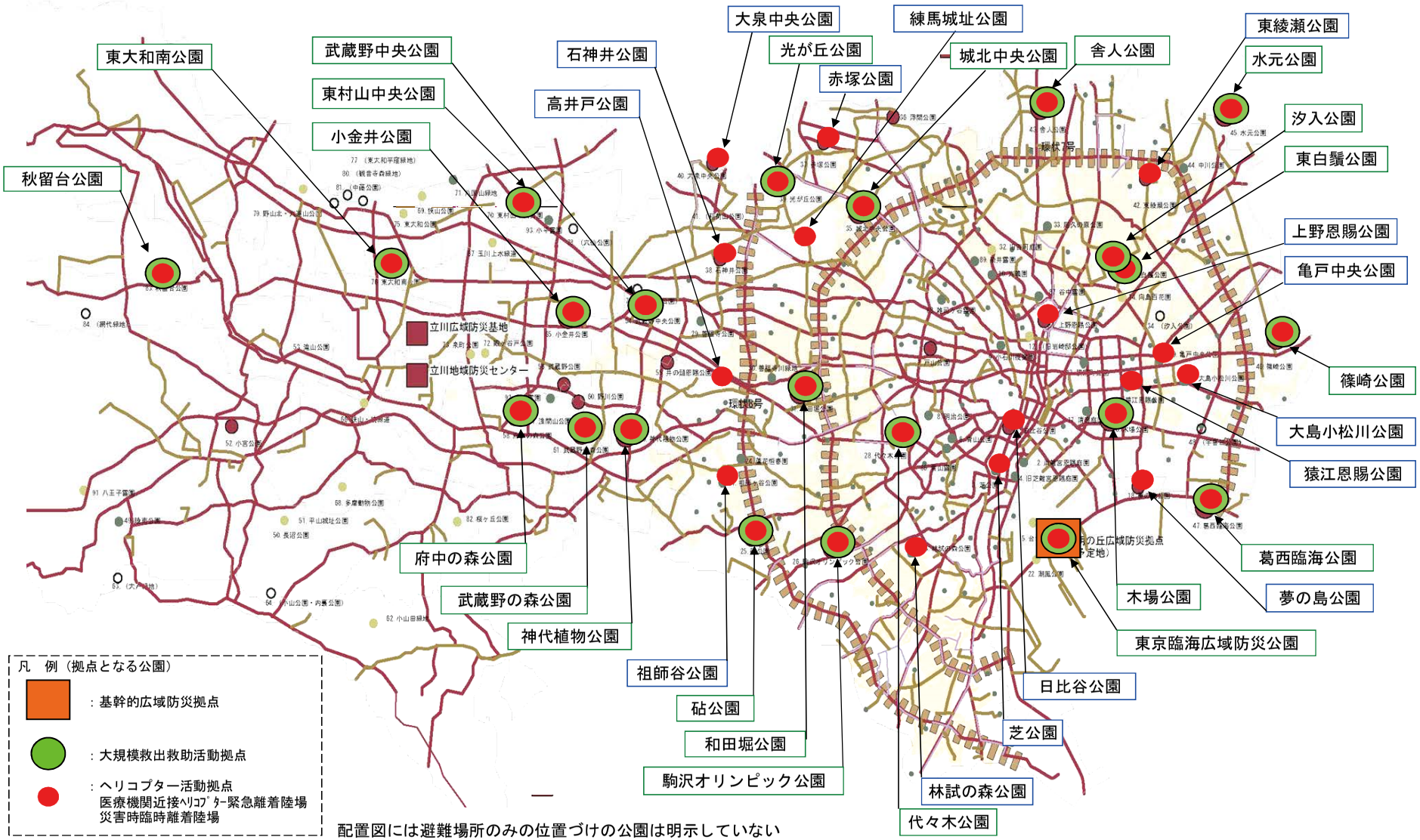
⑤ 旧芝離宮恩賜庭園
⑨ 清澄庭園
⑫ 小石川後楽園
⑬ 六義園
⑭ 向島百花園
⑮ 浜離宮恩賜庭園
⑱ 旧古河庭園
㊷ 殿ヶ谷戸庭園
(73) 旧岩崎邸庭園

奥多摩町　おくたま　青梅市　瑞穂町　日の出町　羽村市　檜原村　あきる野市　福生市　武蔵村山市　東大和市　東村山市　清瀬市　東久留米市　西東京市　小平市　立川市　たちかわ　昭島市　国分寺市　小金井市　武蔵野市　きちじょうじ　国立市　むさしこがねい　府中市　三鷹市　八王子市　はちおうじ　日野市　たかお　高尾山　多摩市　稲城市　調布市　狛江市　町田市　練馬区　板橋区　北区　足立区　かなまち　荒川区　豊島区　すがも　台東区　うえの　文京区　葛飾区　たかだのばば　新宿区　しんじゅく　なかの　中野区　杉並区　墨田区　千代田区　中央区　港区　江東区　渋谷区　しぶや　世田谷区　目黒区　品川区　しながわ　おおいまち　大田区　江戸川区

大島　三宅島　八丈島

翼島列島　父島列島　西之島　母島列島　北硫黄島　硫黄島　火山列島　南硫黄島

第4・2図　防災公園（拠点となる公園）配置図　（R7.6.1現在）



配置図には避難場所のみの位置づけの公園は明示していない

東京都地域防災計画上の位置づけ

第１　あ　　ら　　ま　　し

東京都の公園緑地施策は、環境、文化、産業、まちづくりなど多様な側面を持つ。建設局では、都市公園、地域制緑地（風致地区など）、霊園、街路樹を所管している。都市公園の中には所管事項として、一般的な開放型の公園の他、文化財庭園や、公園施設としての植物園、動物園、水族園、公会堂が、また霊園行政の一環として葬儀所、火葬場が包含される。

これらの公園・緑地は、都民にやすらぎ・レクリエーションの場を提供し、都市に季節感などの潤いや風格を与えるだけでなく、地球温暖化対策や、ヒートアイランド現象の緩和や生物の生息地の保全などによる都市環境の改善に加えて、発災時の救援部隊の活動拠点や避難場所となるなど防災空間の確保による安心・安全な都民生活の実現などに重要な役割を果たし、成熟都市東京にとって必要不可欠な存在である。（**第４・２図**、P107）

１　現在までの取組と課題

(1) 東京の緑の減少と都市公園が果たす役割

欧米の主要都市では、長い歴史の中で緑の多くが公園として確保されてきており、その景観は都市に風格を与えるとともに、重要な観光資源にもなっている。東京は、かつて武家屋敷や寺社などにより、緑にあふれた江戸であった。明治６年に公園制度が発足する一方で、民有地の緑は減少の一途をたどり、特に、高度経済成長期の人口流入に始まる市街地の拡大に伴い、昭和49年から平成15年までの約30年間で、農地や樹林地を中心に約１万haの緑が失われた。

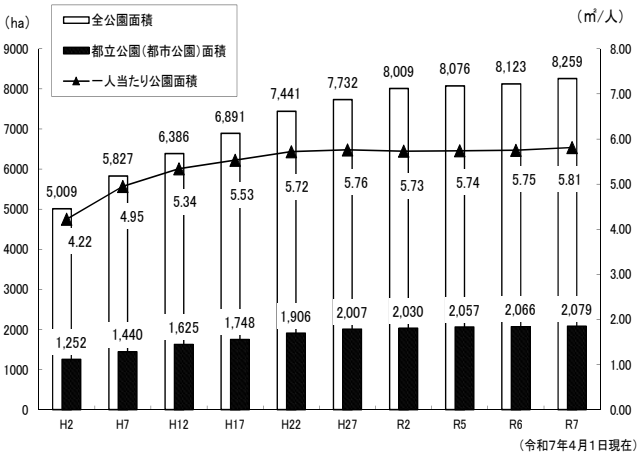
既存の緑が減少する中、これまでに都内全体で8,000haを超える公園が開園し、東京の風格や環境、都民生活へのうるおいに大きく貢献している。

このうち都立公園（都市公園）については、令和７年６月１日現在、約2,079ha（84公園）となっている。地方自治法の改正により、10ha未満の公園を特別区へ概ね移管した昭和50年当時の658ha（46公園）と比べ、３倍以上に増加した。

また、令和７年４月１日現在の区市町村立公園や国民公園なども含めた東京都全体の公園面積は約8,259ha、一人当たりの公園面積は5.81㎡となっている。**（第４・３図）**

しかし、これらは他都市や諸外国と比較すると依然として低い水準にあり、身近な自然の減少に加え、近年の地球環境問題の顕在化やヒートアイランド現象の進行、安全・安心なまちづくりの必要性等を背景として、都市公園をはじめとする公園緑地施策の重要性はますます高まっている。失われた緑の再生と風格ある都市づくりに向け、都民協働による取組や民間活力等を活かしつつ、公園緑地の更なる整備とともに、質の高い管理など、公園緑地施策を一層推進していく必要がある。

第４・３図　公園面積の推移



(2) 公園緑地に関する全体計画等について

令和７年３月に策定された「2050東京戦略」では、戦略19「緑と水」戦略09「共生社会」において公園に関する政策目標が位置付けられている。

戦略19「緑と水」においては、豊かな緑と水が織りなす潤いと安らぎの都市の実現に向けて、練馬城址公園等の都立公園の整備を推進し、2035年度までに累計2,188haを開園することを政策目標とした。また、民間活力を生かした公園のにぎわい創出など、2035年度までに15公園（施設）で多面的活用を進め、公園等の機能を強化していくこととした。このほか、花や水景等を生かした公園の魅力創出等に取り組んでいくこととしている。

戦略09「共生社会」においては、公園のバリアフリー化や施設更新により誰もが利用しやすい公園等の整備を行い、2035年度までに15公園で整備を完了させることとした。

また、戦略21「都市の強靭化」の一環として、震災時における避難者の安全確保や救援部隊の初動活動支援のため、防災計画等に位置づけのある63の都立公園で非常用発電設備等の防災関連施設整備により都立公園の防災機能強化を図るとともに、水害時の対応のため、篠崎公園では隣接する市街地とのつながりを考慮して広場の高

台化避難動線の確保を図ることとしている。

さらに、令和５年７月に始動した「東京グリーンビズ」において、公園事業は、緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組にそれぞれ位置付けられており、公園整備や魅力創出に取り組んでいくこととしている。

現在、政策目標の達成に向けて着実に事業を推進している。

都立霊園については、平成14年12月の東京都公園審議会答申「区部霊園の管理について」を受け、平成15年度より青山霊園、平成20年度より谷中霊園、平成29年度より染井霊園、令和４年度より雑司ケ谷霊園において、霊園と公園の共存を目指した霊園再生事業を進めている。郊外の霊園においては、平成20年２月の「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」答申を受け、新たな形式の墓地として樹林墓地、樹木墓地、小型芝生墓地の整備、供給を進めている。

２　パークマネジメントの推進

公園緑地部計画課

(1) パークマネジメントマスタープラン

東京が目指す公園づくりの方向性を示すとともに、都民、NPO、企業等の多様な主体と連携しながら利用者の視点にたった取組を進めるため、都立公園全体の整備、管理運営の指針となる「パークマネジメントマスタープラン」（平成 16 年８月）を策定した。平成 27 年の改定から 10 年近くが経過し、社会状況に大きな変化が生じていることから、東京都公園審議会答申（令和５年６月）、「東京グリーンビズ」、「『未来の東京』戦略」を踏まえて、令和６年３月に改定を行った。

本マスタープランでは、2040 年代の都立公園の３つの目指す姿を目標として定めた。目指す姿の実現に向けて、「まもる」「ふやす」「かえる」の３つの視点からマネジメントを推進するため、11 の施策と、施策を横断する４つの取組を進めていくこととしている（**第４・４図**、P.110）。

パークマネジメントの推進に当たっては、PDCA サイクルに基づいたマネジメントサイクルを構築し、適切に進行を管理していく。

(2) 公園別マネジメントプラン

公園別マネジメントプランは、マスタープランにおける東京の公園づくりの基本理念や目標、各公園の基本理念や時代の要請、これまでのマネジメントプランに基づく取組の成果などを踏まえ、今後 10 年間を見据えた目標を設定し、その実現に向けた計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めるものである。

平成 16 年度のマスタープラン策定を受け、平成 18 年度には公園別マネジメントプランを策定し、以降、マスタープランの改定や、指定管理者選定の時期に合わせて改定を行っている。

令和５年度のマスタープラン改定を受け、順次、公園別マネジメントプランを改定することとし、令和６年度は 42 公園について改定した。改定に当たっては、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりを目指して、共通編と個別公園編の２編構成として取りまとめた。共通編では、全ての都立公園の質を向上させるための取組内容を定め、個別公園編では、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や取組等を定めた。

第４・４図　パークマネジメントマスタープランの体系図



第２　都　　市　　公　　園

１　概　　要

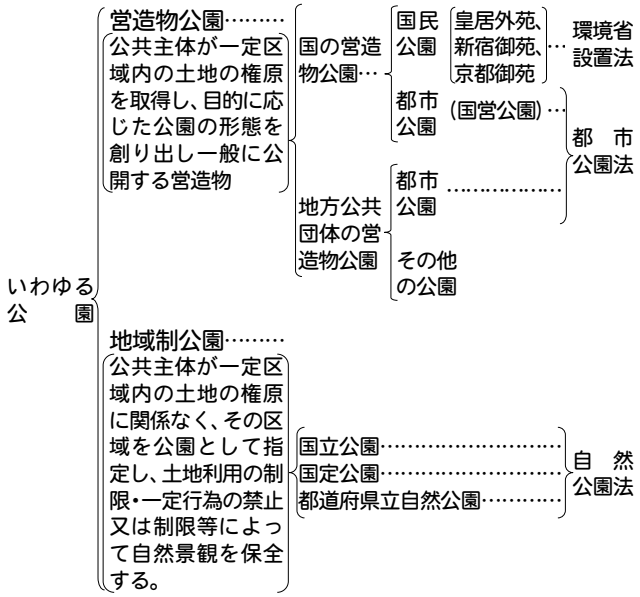
公園は制度上、営造物公園と地域制公園に分けられる。さらに営造物公園は都市公園法に基づき設置･管理される都市公園とその他の公園に分けられる（**第４・５図**）。建設局では、都市公園のうち、おおむね10ha以上の大規模公園や文化財庭園などについて設置･管理し、面積10ha未満の公園などは主に区市町村が設置･管理している。

東京都立公園条例では、１人当たりの都市公園面積の標準を10㎡以上としているが、地価の高さなどから特に市街地における公園用地の確保は難しく、令和７年４月１日現在１人当たりの都市公園面積は4.31㎡、国民公園等のその他公園を含めても１人当たりの公園面積は5.81㎡である。

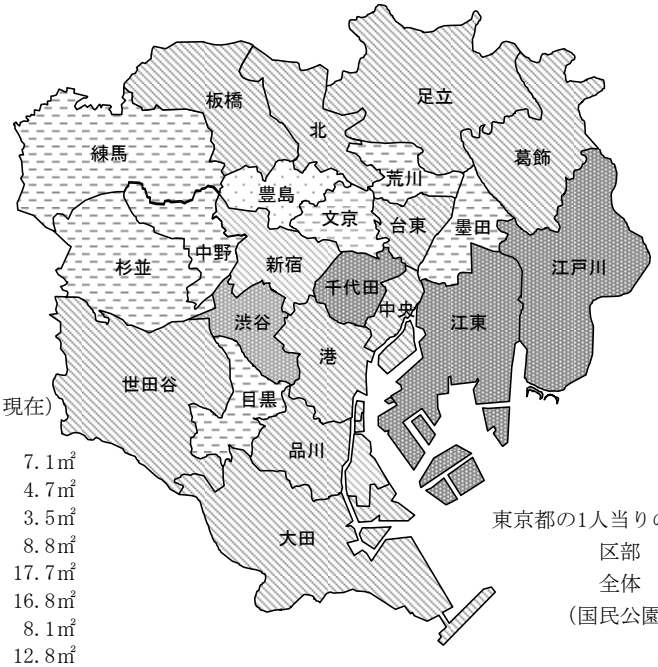
また、単純な比較はできないが、外国の諸都市と比べても、まだまだ公園が不足しているため、公園・緑地の拡大を進めている。

（**第４・６図**）（**資料第４－（１）**、P.231）（**資料第４－（２）**、P.232）

第４・５図　公園の分類



第４・６図　東京都23区の一人当たりの公園面積（Ｒ７．４．１現在）



［参考］
都市1人当たりの公園面積（Ｒ６．３.31現在）
（日本）

札幌市	12.7㎡	名古屋市	7.1㎡
仙台市	15.5㎡	京都市	4.7㎡
さいたま市	5.0㎡	大阪市	3.5㎡
千葉市	10.1㎡	堺市	8.8㎡
横浜市	5.0㎡	神戸市	17.7㎡
川崎市	4.0㎡	岡山市	16.8㎡
相模原市	5.1㎡	広島市	8.1㎡
新潟市	11.0㎡	北九州市	12.8㎡
静岡市	7.3㎡	福岡市	8.5㎡
浜松市	8.4㎡	熊本市	9.8㎡

（外国）

ニューヨーク（アメリカ）	18.6㎡
パリ（フランス）	11.6㎡
ベルリン（ドイツ）	27.9㎡
ロンドン（イギリス）	26.9㎡
ウィーン（オーストリア）	21.7㎡
ソウル（韓国）	11.3㎡

（国土交通省調べ）

東京都の1人当りの公園面積（Ｒ７．４．１現在）
区部　4.39㎡
全体　5.81㎡
（国民公園等の面積を含む）

１人当り	６㎡以上
〃	３～６㎡未満
〃	１～３㎡未満
〃	１㎡未満

（国民公園等の面積を含む）

２　都市計画公園・緑地の整備状況

令和６年４月現在、東京都全域で都市計画決定されている公園・緑地約11,014haのうち、供用されているのは48％に過ぎず、約5,720haが未供用となっている（**第４・１表**、P.113）。

計画的な事業執行のため平成18年３月に策定された「都市計画公園・緑地の整備方針」については、平成23年12月と令和２年７月の２回にわたり改定され、令和11年度までに優先的に事業を進める「優先整備区域」を設定し、効果的・効率的な公園整備を進めている。（**第４・２表**、**第４・７図**）

第４・２表

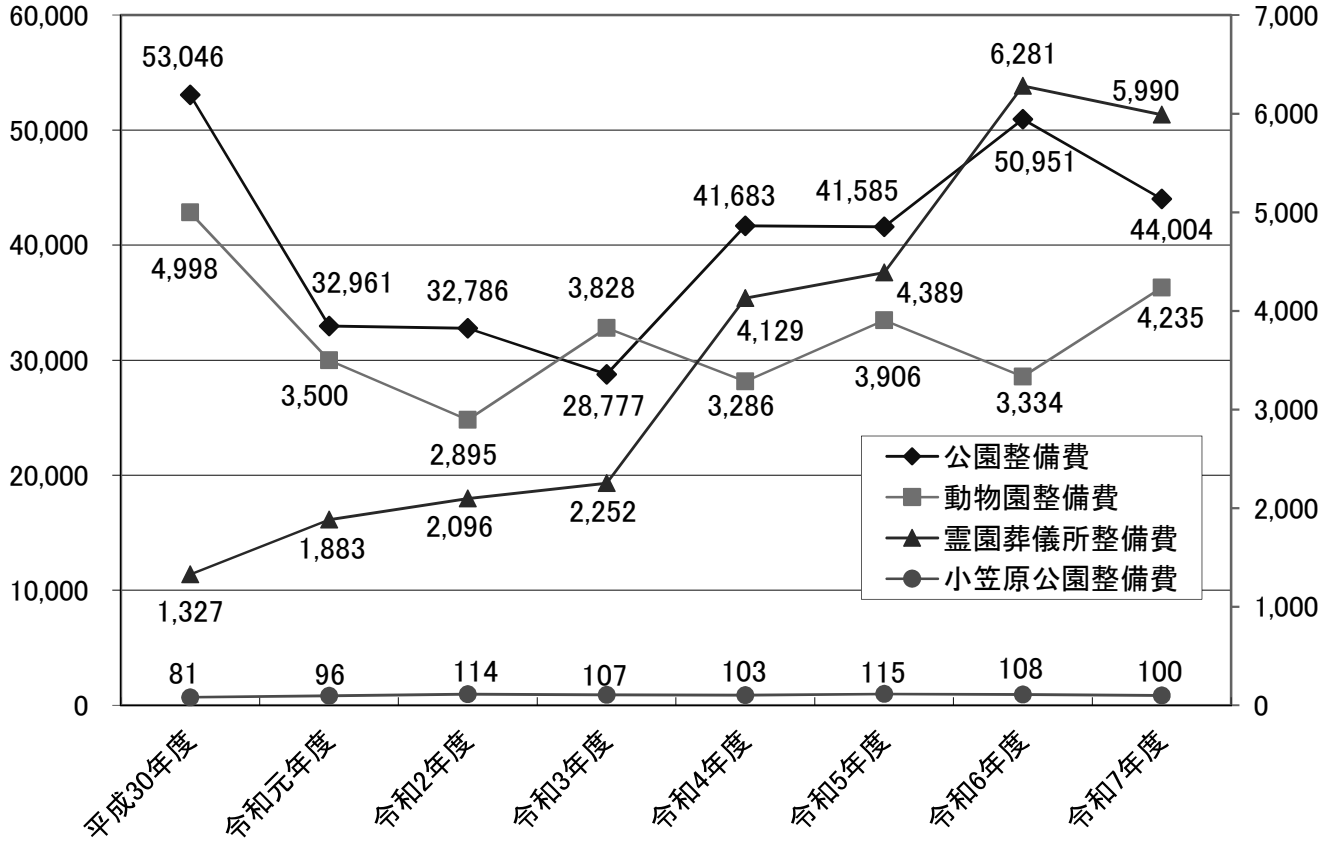
「重点公園・緑地」「優先整備区域」

事業主体	「重点公園・緑地」選定公園緑地数	「優先整備区域」設定面積
東京都	44か所	282ha
特別区	60か所	49ha
市・町	60か所	198ha
全　体	164か所	530ha

第４・７図　公園関係整備費当初予算推移

公園整備費
単位：百万円

動物園、霊園葬儀所
小笠原公園整備費
単位：百万円



第4．1表　都市計画公園・緑地・広場・墓園総括表（東京都全体）

令和6年4月1日現在

東京都	総人口	1,413.3	万人	(A)

都市計画区域内人口	1,412.6	万人	(A')

（総人口）　（都市計画区域内人口）

種別	計画決定		供用		未供用	当該都市計画に係る都市公園等の面積	供用率	一人当たり面積		一人当たり面積	
	箇所数	面積（B）	箇所数	面積（C）	面積（B－C）		（C／B）	計画（B／A）	供用（C／A）	計画（B／A'）	供用（C／A'）
	箇所	ha	箇所	ha	ha	ha	%	㎡／人	㎡／人	㎡／人	㎡／人
公園	**2,342**	**5,756.19**	**2,150**	**4,183.11**	**1,573.08**	**4,580.36**	**73**	**4.07**	**2.96**	**4.07**	**2.96**
住区基幹公園	2,140	1,323.89	1,969	1,078.94	244.95	1,130.87	81	0.94	0.76	0.94	0.76
街区公園	1,816	471.08	1,682	409.27	61.81	427.83	87	0.33	0.29	0.33	0.29
近隣公園	286	629.61	251	474.35	155.26	501.75	75	0.45	0.34	0.45	0.34
地区公園	38	223.20	36	195.32	27.88	201.29	88	0.16	0.14	0.16	0.14
都市基幹公園	110	1,971.54	102	1,335.91	635.63	1,356.74	68	1.39	0.95	1.40	0.95
総合公園	77	1,547.02	70	1,049.71	497.31	1,065.75	68	1.09	0.74	1.10	0.74
運動公園	33	424.52	32	286.20	138.32	290.99	67	0.30	0.20	0.30	0.20
風致公園	25	418.37	22	232.38	185.99	236.33	56	0.30	0.16	0.30	0.16
特殊公園	54	515.85	44	412.40	103.45	423.28	80	0.36	0.29	0.37	0.29
広域公園	13	1,526.54	13	1,123.48	403.06	1,433.15	74	1.08	0.79	1.08	0.80
緑地	273	5,258.42	227	1,111.09	4,147.33	1,139.32	**21**	**3.72**	**0.79**	**3.72**	**0.79**
公園緑地計	**2,615**	**11,014.61**	**2,377**	**5,294.20**	**5,720.41**	**5,719.68**	**48**	**7.79**	**3.75**	**7.80**	**3.75**
広場	**1**	**25.70**	**1**	**25.60**	**0.10**	**26.42**	**100**	**0.02**	**0.02**	**0.02**	**0.02**
墓園	**9**	**428.76**	**9**	**410.95**	**17.81**	**418.43**	**96**	**0.30**	**0.29**	**0.30**	**0.29**
都市施設計	**2,625**	**11,469.07**	**2,387**	**5,730.75**	**5,738.32**	**6,164.53**	**50**	**8.12**	**4.05**	**8.12**	**4.06**

３　公園整備事業

公園緑地部公園建設課・計画課

(1) ２つの柱～一般公園造成と既設公園の改修

都立公園の整備事業は、緑のネットワークの拠点となる都市公園の新規造成を実施し開園面積を着実にふやしていく「一般公園造成」と、防災機能の強化充実など社会の要請を踏まえた既開園地の改修を行う「既設公園の整備」を柱として進めている。

このほかに「世界をおもてなし」する文化財庭園の整備などを実施する。

令和７年度の予算額は約440億円（用地会計返還金と都市開発資金再取得を除く予算額は約409億円）となっている。

(2) 一般公園造成～開園拡大に向けて

新規に公園を整備する「一般公園造成」の令和７年度予算は約235億円（用地会計返還金及び都市開発資金再取得を除く予算額は約204億円である）である。

このうち、新規開園に直接つながる構築(整備工事)は、和田堀公園、林試の森公園、神代植物公園や中藤公園など19公園において実施する。

将来の整備・開園につながる用地取得については練馬城址公園、篠崎公園、城北中央公園、神代植物公園、小金井公園、東伏見公園など18公園において行う。

練馬城址公園の整備計画については、令和２年６月に東京都公園審議会に諮問し、令和３年４月に答申を得た。これを受け、令和３年６月に事業認可を取得するとともに、同年７月に土地所有者と施行協定を締結し、既存施設の撤去及び公園整備の工事を行った。また、令和４年度より用地取得を行っており、令和７年度も引き続き用地取得等を行う。用地を取得した公園南側用地について、令和７年度からは基本設計等を実施していく。

(3) 既設公園の整備

令和７年度は以下の事項等について約188億円かけて実施する。

① 都立公園の防災機能の強化充実

公園の防災性を更に高めるため、中川公園などで防災公園の整備を進めている。

具体的には、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための夜間照明の充実、非常用発電設備やソーラーパネル等による停電時の電源確保など防災公園整備に関わる工事を実施するとともに、震災時の都立公園の円滑な利用を図るため、震災時利用計画を修正する。

② その他の既設公園整備

令和７年度は代々木公園において引き続き水景施設の再整備工事や陸上競技場の改修を行い、日比谷公園では引き続き、再生整備を実施する。

さらに、六仙公園や秋留台公園等で遊具広場の改修工事を行い、ユニバーサルデザインに配慮された遊具の設置を行っていく。

(4)「世界をおもてなし」する庭園の再生

都立庭園の歴史的文化遺産としての価値を高めるとともに、国際観光拠点として一層の活用を図るため、令和７年度は、浜離宮恩賜庭園の園地改修工事、旧岩崎邸庭園の管路補修工事など、江戸時代等の名園の保存・修復等の整備を事業費約14億円かけて実施する。

(5) だれもが遊べる児童遊具広場整備補助

障がいの有無に関わらず、子ども達が安全に遊ぶことができる遊び場である「だれもが遊べる児童遊具広場」の拡充を図るため、都内の区市町村が実施するだれもが遊べる児童遊具広場事業に要する経費についての補助（上限3,000万円）を実施する。

４　小笠原公園整備事業

令和７年度は、小笠原諸島振興開発事業として、大神山公園の施設整備（園地整備・急傾斜地整備）を事業費約１億円かけて行う。

５　有料公園および有料施設

公園緑地部公園課

公園には、江戸時代や明治時代に造られ、現在文化財に指定されている庭園や、特別の利用のために造られた動物園や植物公園がある。

庭園は貴重な文化遺産であり、公園として一般に開放するとともにその姿を完全に保存し後世に伝える役割がある。また、動物園や植物公園は、利用者の知識の向上に寄与する設備を設置している。

そのため、利用者は、一般の公園に比べて特別な利益を享受していることから、受益者負担の考えに基づき入場料を徴収している。

このうち、庭園と植物公園については、都民に

広く開放するため、昭和47年４月１日に入場料を無料化したが、利用者の増大による維持管理レベルの低下、文化的価値の再認識、自然環境保全の視点の変化などにより、昭和54年４月１日から再度有料化した。

第４・３表　有料公園等の利用状況

	利用者数（人）		入園料収入額（円）	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
浜離宮恩賜庭園	627,188	671,116	144,193,450	157,592,820
旧芝離宮恩賜庭園	132,481	154,573	14,885,700	16,422,980
清澄庭園	236,602	262,388	26,224,270	30,543,400
小石川後楽園	321,997	384,434	67,670,070	83,444,640
六義園	450,748	521,243	79,276,010	95,739,330
向島百花園	84,196	91,209	6,581,310	7,557,490
旧古河庭園	293,055	252,916	26,811,380	25,223,960
旧岩崎邸庭園	153,488	148,542	38,290,000	38,758,160
殿ヶ谷戸庭園	70,544	70,855	6,423,950	6,634,790
小計	2,370,299	2,557,276	410,356,140	461,917,570
恩賜上野動物園	3,264,275	3,362,664	1,140,363,292	1,179,386,199
多摩動物公園	802,224	884,626	227,694,958	254,925,995
葛西臨海水族園	1,260,218	1,327,855	440,337,966	468,128,746
井の頭自然文化園	702,922	703,873	127,620,531	129,323,885
夢の島熱帯植物館	111,207	149,777	16,891,139	25,328,141
神代植物公園	636,301	702,481	147,634,850	157,807,822
小計	6,777,147	7,131,276	2,100,542,736	2,214,900,788
計	9,147,446	9,688,552	2,510,898,876	2,676,818,358

※９庭園については、平成17年度から、利用料金制の導入により、入場料収入額は指定管理者の収入となっている。

第４・４表　有料施設の利用状況

	箇所数		利用件数		収入額（円）	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
野球場	49面	49面	75,327	75,284	92,999,225	92,792,975
競技場	19面	19面	1,102	926	15,437,150	11,747,300
テニスコート	153面	157面	424,033	451,037	493,160,050	526,496,323
弓道場	3か所	3か所	39,151	33,668	8,880,000	8,352,800
サッカー場	5面	5面	6,136	7,212	17,891,850	23,321,400
集会場	17か所	17か所	3,157	3,106	17,656,900	17,717,900
陳列場	3か所	3か所	63	67	94,800	140,800
大音楽堂	1か所	1か所	457	371	44,157,853	29,490,340
小音楽堂	1か所	1か所	75	24	677,100	266,400
野外ステージ	4か所	4か所	790	862	12,462,250	13,512,950
公会堂	1か所	1か所	0	0	0	0
計			550,291	572,557	703,417,178	723,839,188

令和５年度・令和６年度の有料公園等の利用状況は、**第４・３表**（P. 115）のとおりである。

有料公園等における入場料は、施設利用者に提供するサービスの対価であることから、その維持管理の経費に充当するため都の収入としている。ただし、庭園においては、平成17年度から経済的なインセンティブにより指定管理者（当時は管理受託者）の自主的な経営努力を促し、施設の利用の向上を図ることを目的とした利用料金制を導入しており、入場料は指定管理者の収入となっている。

また、野球場や競技場などのスポーツ施設や集会場などでも、受益者負担の考えに基づき施設使用料を徴収している。

令和５年度・令和６年度の有料施設の利用状況は、**第４・４表**（P. 115）のとおりであり、この使用料は施設の維持管理のための経費にあてられている。

なお、有料公園等の入場料は小学生未満の者や都内在住・在学の中学生等であれば無料となる。

有料公園等における一層の利用促進及び活性化を図るため、平成15年４月１日から浜離宮恩賜庭園及び神代植物公園、同年７月19日から恩賜上野動物園、多摩動物公園及び井の頭自然文化園、平成16年７月１日から六義園及び葛西臨海水族園で１年間入場が可能な年間パスポートの試行販売を行い、平成17年度からは、小石川後楽園、旧芝離宮恩賜庭園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、旧岩崎邸庭園の７庭園、平成18年度には夢の島熱帯植物館を新たに加えて、すべての有料公園等において、年間を通じていつでも購入できる年間パスポートの本格販売を開始した。

現在、デジタルトランスフォーメーションの推進を目指し、都立公園内各施設におけるキャッシュレス化に取り組んでいる。

令和３年度までに、すべての有料公園、スポーツ施設等において入場料、使用料の支払いにキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、ＱＲコード）を導入した。

また、令和５年度にスポーツ施設予約管理システムの再構築が完了し、新たに「都立公園スポーツレクリエーション予約システム」が稼働した。これにより、利用者登録手続きのオンライン化やオンライン事前決済の導入、セキュリティの向上などを実現した。

有料公園等のうち、庭園の休園日については12月29日から１月１日まで（ただし、向島百花園は12月29日から１月３日まで。）となっている。

また、動物園・植物公園等の休園日については、12月29日から１月１日まで（ただし、夢の島熱帯植物館は12月29日から１月３日まで。）と毎週月曜日又は水曜日（祝日又は都民の日にあたる場合はその翌日）となっている。

運動施設については、12月31日から１月３日を除き、通年利用が可能となっている。

６　ドッグラン

公園緑地部公園課

ノーリードで犬を自由に遊ばせたいという要望に応えるとともに、犬の放し飼い対策として、ドッグランを設置している。

ドッグラン設置後は飼い主のマナー向上や犬のしつけ教室など、普及啓発の場として活用している。

ドッグランの設置にあたっては、①設置可能な場所②駐車場の確保③ボランティア団体等の協力④近隣住民の理解、を条件としている。

（第４・５表）

第４・５表
ドッグラン施設設置公園及び開設年月

公園名	開設年月	設置規模（㎡）
駒沢オリンピック公園	平14.12	1,200
神代植物公園	平14.12	1,500×2面
小金井公園	平17.6	3,180
舎人公園	平17.6	1,970
城北中央公園	平17.6	2,000
小山内裏公園	平18.6	2,636
代々木公園	平19.4	3,626
蘆花恒春園	平19.5	1,450
水元公園	平19.5	3,500
篠崎公園	平21.4	1,595
木場公園	平21.5	2,040
桜ヶ丘公園	平26.4	2,000

平成14年から、犬を連れた来園者が自由に利用できる広場として管理していたが、平成19年度に厚生労働省からの依頼を受け、ドッグランの利用者は公園管理所で利用登録を行うこととした。毎年更新手続きを行うものとし、令和６年度は12公園で約54,000頭が利用登録を行っている。

また、ドッグラン設置公園以外でも犬連れ利用のマナー向上の取組を行っている。

なお、令和５年度は、設置許可により、都立和田堀公園内に杉並区立ドッグランが設置された。

７　上野恩賜公園の再生整備等

公園緑地部公園建設課

上野恩賜公園を「文化の森」として再生していくことを目的として、学識経験者や公園内の文化施設管理者等を構成員とする検討会を設置し、検討結果を受けて、平成21年９月に「上野恩賜公園再生基本計画」を策定した。

本計画に基づき、順次再整備を進め、平成24年５月には、「文化の森」の中核となり、多様な文化イベントを開催できる広場として、オープンカフェや新しい噴水を備えた「竹の台広場」が完成した。また、平成28年３月には、袴腰エリアに上野恩賜公園の歴史性を感じられる壁泉を、平成29年５月に不忍池エリアに眺望を楽しめる散策路等を、平成30年３月に恩賜上野動物園の魅力を高める動物園正門前広場を整備した。令和２年12月には、公園口前広場を整備し、上野恩賜公園の再生整備が完了した。

令和７年度は、照明設備の拡充に向けた設計・工事を引き続き行う。

８　多様な生物が生息する都立公園づくり

公園緑地部計画課

市街化が進む東京において、都立公園は都民のレクリエーションの場としてだけでなく様々な生物の生息・生育空間としても重要であり、エコロジカルネットワークの中核・拠点でもある。

都立公園31公園において、多様な生物の生息空間としてのポテンシャルを活かし重点的に環境整備を行う。整備後も生物種のモニタリング等を継続しながら順応的管理を行い、多様な生物が安定して生息・生育できる環境を確保する。令和６年度末までに、26公園で保全利用計画を策定し、15公園で整備工事、14公園でモニタリング調査を実施した。

また、上記31公園以外の公園でも、神代植物公園多様性センターを核として、各公園の特色に応じた希少生物種の保全、生物情報の蓄積、保全技術の連携などを進め、都立公園における多様な生物の生息・生育空間の確保を推進する。

９　都立公園の多面的な活用

公園緑地部計画課・公園課

社会の成熟化による価値観の多様化やグローバル化が進む中、都立公園がポテンシャルを発揮し、新たなニーズに対応していくため、民間のア

イディアを取り入れた多面的な活用を推進している。

平成29年５月の東京都公園審議会答申「都立公園の多面的な活用の推進方策について」及び先行事例である駒沢オリンピック公園での取組を踏まえ、木場公園では令和２年８月、浮間公園では令和４年２月に公募により決定した事業者が飲食店をオープンした。今後、平成30年度及び令和元年度に実施したマーケットサウンディング調査の結果等を踏まえ、都立公園における多面的な活用の取組を更に推進していく。

また、明治公園及び代々木公園において、都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)を都としてはじめて活用し、公園の整備・管理運営を行う事業者を令和３年11月に決定し、令和４年１月に公募設置等計画を認定した。令和４年度より、公園整備工事を進め、明治公園においては、令和５年10月に広場や樹林地等の特定公園施設、令和６年１月にカフェやレストラン等の公募対象公園施設の供用を開始した。代々木公園においては、令和７年２月に広場や屋外アーバンスポーツパーク等の特定公園施設、令和７年３月にカフェやレストラン等の公募対象公園施設の供用を開始した。

そのほか、日比谷公園「旧公園資料館」等において、修復工事と魅力的なサービスの提供を行う事業者を公募、令和５年10月に決定し、令和６年６月より供用を開始した。

１０　都立公園への保育所等の設置

公園緑地部公園課

平成27年度の国家戦略特別区域法改正により、都市公園への保育所等の社会福祉施設の設置が解除され、令和６年４月までに８公園において保育所が開所した。

なお、平成29年６月に都市公園法が改正され、特区認定を受けずに、保育所等の社会福祉施設の設置が可能となった。

引き続き、地元自治体による保育所等の設置に協力していく。

１１　日比谷公園の整備事業

公園緑地部計画課

日比谷公園では平成29年10月より外部有識者を交えた日比谷公園グランドデザイン検討会で検討を進め、平成30年12月に日比谷公園の将来像とそれを実現するための方向性を示す『日比谷公園グランドデザイン～５つの提言～』を公表した。本提言を踏まえ、令和元年10月に東京都公園審議会に都立日比谷公園再生整備計画について諮問し、令和３年３月に答申を得て、同年７月に再生整備計画を策定した。また、本計画を実現するための事業計画として令和５年７月に「バリアフリー日比谷公園プロジェクト」を公表した。整備にあたっては公園をエリア分けして段階的に進めていくこととしており、整備が完了した第二花壇周辺エリアは令和６年９月に「芝庭広場」として利用を開始した。令和７年度は、大噴水・小音楽堂エリア、大音楽堂の再整備を進めるとともに、公会堂の設計を行っていく。

１２　花と光のムーブメント

公園緑地部公園建設課

都立公園に新たな魅力ある大規模花壇を創出し、ライトアップ等により、四季を通じた花と光の演出を行う「花と光のムーブメント」に取り組んでいる。

令和７年度は、小金井公園、舎人公園、葛西臨海公園、日比谷公園等において、事業を実施していく。

また、令和５年夏から６年秋にかけて、神代植物公園でロングライフ・ローメンテナンスをテーマとした第２回花壇コンテストを開催した。令和６年夏から７年秋にかけては、砧公園で第３回花壇コンテストを実施していく。

第３　動物園・水族園

公園緑地部計画課

１　概　　要

動物園・水族園は、憩いや安らぎの場を提供するだけでなく、多様な野生動物の行動や生態、生息環境を伝え、その保全に取り組む必要性を認識する場でもある。

東京都は平成23年９月に都立動物園・水族園の目指す姿とそれを実現するための取組の方向を示す「都立動物園マスタープラン」を公表した。本プランに基づき、野生動物の保全に貢献し、人々と野生動物の架け橋となり、賑わいを創出するための様々な取組を行ってきた。令和２年11月には、社会環境の変化や新たな課題に適切に対応し、持続可能な社会の実現を目指す方向性と取組を示すため、「第２次都立動物園マスタープラン」を新たに策定した。（計画期間：令和３年度から令和12年度まで）

また、平成18年４月から、指定管理者制度を導入し、管理運営を、（公財）東京動物園協会へ委ねており、平成28年度からは第２期目の指定管理期間が始まっている。

(1) 恩賜上野動物園

恩賜上野動物園は明治15年３月、農商務省所管の博物館付属施設として、日本で最初の動物園として開園した。同19年宮内省所管となり、大正13年に皇太子殿下（後の昭和天皇）のご成婚を記念して、東京市に下賜された。現在の敷地面積は約14ha、飼育動物は約290種約2,400点（令和７年５月31日現在）を数える。恩賜上野動物園は都立動物園であると同時に、日本を代表する動物園としての役割も果たしてきた。

令和６年は中国との共同プロジェクトで平成23年３月に来園したジャイアントパンダの「リーリー（力力）」と「シンシン（真真）」が中国へ返還された。２頭の間には平成29年に「シャンシャン（香香）」が、令和３年に双子「シャオシャオ（暁暁）」「レイレイ（蕾蕾）」が産まれた。希少野生動物の保護繁殖では、令和５年４月にスマトラトラが26年ぶり、令和７年３月にコビトカバが13年ぶりに繁殖した。

環境省の希少種保護増殖事業との連携で、希少野生動物種の保全に取組み、ライチョウは令和３年７月に、日本で初めて人工授精による飼育下繁殖に成功した。令和７年３月には初めてオガサワラカワラヒワを移送し、域外保全の取組を開始した。

サル山の施設改修工事のため、昭和７年（1932年）10月から90年以上続いてきたニホンザルの展示が令和６年11月に終了した。

(2) 多摩動物公園

戦後、恩賜上野動物園に次ぐ第二の動物園構想がもちあがり、昭和33年５月に多摩動物公園が開園した。当初約28haだった敷地面積は、現在は約60haに拡張している。

多摩動物公園は「無柵放養式展示」を日本で最初に大規模に取り入れた。昭和39年にオープンしたライオン園「ライオンバス」は、世界に先駆けて完成したサファリ形式展示として高い人気を誇る。飼育動物は、哺乳類から昆虫類まで含め約240種約17,000点（令和７年５月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、2007年より環境省の計画のもとトキの飼育を引き受け、翌年より繁殖に成功し、以降毎年放鳥用の雛を佐渡へ移送している。令和７年度は、トキの公開施設の整備を進めている。

アフリカ園では一部施設のリニューアルを進めており、令和４年４月にはキリン舎が、令和６年８月にシマウマ・オリックス舎が完成し、令和７年４月に観覧通路の利用を開始した。

(3) 井の頭自然文化園

昭和17年５月、井の頭自然文化園は、武蔵野の緑豊かな井の頭恩賜公園内に開設された。敷地面積は約11.6haあり、園内は動物の飼育展示施設のほか、資料館、彫刻園などが併設されており、多様な教育の場を提供している。長い間園の人気者であったアジアゾウの「はな子」は国内のアジアゾウ最年長記録を更新したが、平成28年５月26日に69歳で死亡した。展示は日本産の動物を中心とし、飼育動物は約160種約3,300点（令和７年５月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、環境省の保護増殖事業に協力して、天然記念物ツシマヤマネコやアマミトゲネズミ、小笠原諸島固有のアカガシラカラスバトや陸産貝類の保全に取り組んでいる。

園内の「いきもの広場」では、さまざまな野生の生き物が集まりやすい環境を整備し、子どもたちに、身近な生き物を観察し、体験できる機会を提供している。彫刻園では定期的に企画展を開催

し、保有文化資料の積極的な活用を図っている。

(4) 葛西臨海水族園

葛西臨海水族園は、恩賜上野動物園の開園100周年記念事業として計画され、平成元年10月、葛西臨海公園内に開園した。楽しみながら海の自然への認識、水族についての科学的認識が養われる「海と人間の交流」の場を基本理念として、世界初のマグロ類の群泳展示を行うほか、世界各地の多様な水生生物を展示しており、飼育動物は魚類・鳥類など約1,000種約40,000点（令和７年５月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、オウサマペンギン、フンボルトペンギンなど、多くの種について繁殖に成功している。平成27年度から開始した移動水族館車事業では、特別支援学校や福祉施設等を訪問し、障害や病気などのため来園が難しい方々に水族園の生き物と触れ合う機会を提供している。

開園から30年以上が経過し、社会状況の変化や施設の老朽化に対応するため、新たな水族園の整備を進めている。新たな水族園の整備と維持管理にはPFI－BTO手法、生物飼育等には指定管理者制度を活用し、両制度を併用することとした。令和４年12月に新たな水族園の整備等を行う民間事業者と契約を締結し、設計を開始した。なお、既存施設（水族園本館）は、新水族園オープン後も保存していくこととし、今後の保存や利用について、有識者との意見交換や調査検討等を進めている。

２　野生動物の保全

都立動物園・水族園では希少な野生動物の保護繁殖（生息域外保全）に積極的に取り組み、生息地の保全活動（生息域内保全）にも貢献している。

これまで、平成元年度に策定した「ズーストック計画」に基づき、種の保存のため、対象とする動物50種について、計画的な収集と飼育、繁殖を推進してきた。平成30年10月に、都立動物園・水族園を取り巻く状況の変化を踏まえ、「第２次ズーストック計画」を策定し、対象種を124種に増やし、種の保存、環境教育の場としての更なる機能強化を図っている。

平成18年４月には、都立動物園・水族園における調査研究機能を強化し、野生動物の保全活動を効果的に進めていくため、（公財）東京動物園協会が多摩動物公園内に野生生物保全センターを設置した。令和５年４月から、更なる機能強化を図るため、総務部所管の課に再編され、研究係と保全係の２係体制となった。研究係では、DNA解析や配偶子の保存、ホルモン測定、栄養学的研究などに取り組み、個体群管理と繁殖に役立てている。保全係では動物園・水族園内における飼育、繁殖による種の保存に加え、外部の研究者や保全活動に取り組む地域の人々などと連携した生息域内保全にも取り組んでいる。

また、希少種の保護増殖を目的とした「種の保存法」に基づく「希少種保全動植物園等」の認定を令和３年に葛西臨海水族園と井の頭自然文化園、令和４年に恩賜上野動物園、令和７年に多摩動物公園が環境省より受けた。

３　教育普及事業の充実

都立動物園・水族園は、多様な野生動物の生態や生息地の環境を伝え、来園者の興味や関心を呼び起こし、野生動物の保全活動の理解者と担い手を育むことを目指している。

動物園における小動物とのふれあいや水族園でのタッチプールなど、広く一般に向けたものから、講演会やフィールドプログラムなど専門性の高いものまで、幅広い教育プログラムを来園者に提供してきた。学校団体向けのプログラムや学校関係者向けのセミナーも開催するなど、学校教育との連携にも力を入れている。

また、樹木ボランティアによる植栽管理活動など都民等との協働事業の充実、環境への配慮の取組なども進めている。

４園の連携の更なる強化と、教育機能の充実を目的に、（公財）東京動物園協会は平成31年４月に教育普及センターを設置した。令和６年度は教員を対象とした「授業に活かせる『動物園・水族園』講座」について、モルモットの飼育方法をテーマにした講座を新設するとともに、過去に人気の高かった講座の実施回数を増やしたところ参加者数が大幅に増加した。

４　都立動物園・水族園の魅力向上

都立動物園・水族園４園の魅力向上と活性化を図り、より多くの方に来園を呼びかけるため、平成22年度から「Visit Zooキャンペーン（現Visit Zoo事業）」を展開している。季節を意識したイベントや様々なメディアを活用した広告宣伝等、

観光資源としての動物園・水族園の活性化を図っていく。

令和６年度における魅力向上に向けた取組として、４園の周遊を促すことを目的に「都立動物園・水族園 冬の周遊キャンペーン」を開催し、スマートフォンを利用したデジタルスタンプラリーや Instagram ハッシュタグキャンペーン等を実施した。恩賜上野動物園では国内の動物園と連携した普及啓発企画「世界ゴリラの日」を実施し、井の頭自然文化園では「ヤマネコまつり」などの日本産動物保全の普及啓発を目的とした催しを年間通じて開催した。

ICTを活用した取組として、令和３年７月に導入した入場券のオンライン決済およびキャッシュレス決済について、令和６年には多言語化やクレジットカードタッチ決済機能を追加するなど、サービスを刷新した。恩賜上野動物園では令和３年６月から、ホームページで「混雑マップ」の提供を開始し、混雑が予想されるエリアを確認できるようにした。令和５年度には、各園の見どころを紹介する「都立動物園・水族園見どころデジタルマップ」の充実を図った。令和６年にはインバウンド向けに13か国語に対応したタブレット端末による映像通訳サービスによる情報提供を行った。

平成24年度から、障害のある子どもたちとその家族を休園日や閉園後の動物園・水族園に招待する「ドリームナイト（デイ）・アット・ザ・ズー&アクアリウム」を開催している。近年は手話通訳の実施やセンサリーマップの作成、カームダウンスペースの設置など参加者が安心できる環境の充実を図っている。

第４　植物園等

公園緑地部計画課

植物園は、植物を楽しみながら学べる場であるとともに、展示植物の調査・研究、希少種の保護などの種の保存、自然の仕組みや人との係わり等の教育・普及を行っている。

(1) 神代植物公園

神代植物公園は、武蔵野の面影を残す調布市深大寺元町に昭和36年10月開園（神代緑地としては昭和32年４月に開園）した面積約50万㎡の植物公園である。園内には約4,800種10万本の植物が集められており、景色を楽しみながら植物に関する知識を得られるよう配慮されている。

令和５年度よりガーデンコンテスト「東京パークガーデンアワード」のコンテスト参加者とともに、矮性シオン「ジンダイ」の品種名について調査を行っていたが、神代植物公園で栽培していたシオンがアメリカに渡って親株となり、命名されて世界に紹介された経緯を解明した。神代植物公園がコンテスト会場となった令和６年度には、コンテストガーデンに植栽された「ジンダイ」とともに神代植物公園に保存しているシオンも併せて展示を行った。

ツバキやハナショウブ及びサクラソウなど江戸園芸品種の保存継承や、企画展などによる江戸園芸文化の普及啓発にも力を入れている。特にサクラソウは、江戸時代に作出された品種を含む、現在知られている約300品種のうち、293品種を収集・保全し、ほぼ完全なコレクションとなっている。平成30年６月には「神代植物公園サクラソウ品種コレクション」として、公的植物園では初めて、日本植物園協会が「野生種、栽培種に関わらず、日本で栽培されている文化財、遺伝子資源として貴重な植物を守り後世に伝えていく」ことを目的に認定制度を創設したナショナルコレクションに認定された。

平成27年には、チリ国立ビーニャ・デル・マル植物園との間で技術協力に関する協定を締結し、植物の交換、知識や技術の交流により、両植物園の友好関係を推進している。この協定に基づき、令和３年度には、神代植物公園からチリ国立ビーニャ・デル・マル植物園へサクラの種子について検疫の手続を行い、輸出した。

都内絶滅危惧植物の保全拠点、植物多様性保全に関する普及拠点として平成24年に開設した植物多様性センターでは、絶滅危惧植物の生育調査や無菌培養などによる保護増殖に取り組んでいる。植物多様性センターには、植物の魅力を紹介する「武蔵野ゾーン」、「奥多摩ゾーン」、「伊豆諸島ゾーン」の３つの見本園が整備されており、東京都の多様な植物環境を間近に観察できるようにしている。

(2) 夢の島熱帯植物館

都民が楽しみながら熱帯・亜熱帯の植物に親しみ、学ぶ場所として、昭和63年11月夢の島公園内に開館した。

隣接する清掃工場の廃熱を利用した大温室は、面積約1,500㎡、最高28メートルの高さを持ち、３つのドーム毎に、「木生シダと水辺の植物」「ヤシと人里の植物」「オウギバショウと小笠原の植物」の景観に分けられており、約1,000種類の植物を展示している。企画展示室等では、熱帯の植物に関する知識・情報を提供し、イベントホール及び前庭の芝生広場では季節ごとに変わる展示、イベントなどを行っている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時休園が続く中、令和２年７月30日より令和４年12月31日までコロナ禍の新たな試みとして、夢の島バーチャル植物館を実施した。自宅に居ながら、パソコンやスマホを利用してオンライン上で３Dビュー+バーチャル映像で実際に館内を歩くように植物を360°自由に観察し楽しむことができるコンテンツを提供した。

令和６年度は、「新木場&夢の島わくわくおさんぽアートフェス」を継続開催するとともに、「東京のごみ戦争」の歴史を共有する杉並区で実施された高井戸芸術祭と本イベントを連携してクロス展示を行うなど、他団体や周辺施設と連携したイベントを各種実施した。

第５　文化財の保護

公園緑地部管理課・公園建設課

建設局所管の公園や霊園の中には、**第４・６表**（P.124）の文化財の一覧のとおり、文化財保護法や東京都文化財保護条例に基づく特別史跡や特別名勝、史跡、名勝、旧跡等に指定されている多くの文化財がある。

このうち、浜離宮恩賜庭園をはじめとする都立庭園は、いずれも我が国を代表する名園であり、東京の風格ある街並みの形成に寄与するとともに、江戸の伝統文化を伝える東京の観光資源にも

なっている。維持管理を通じて培われた庭園技術の継承を図りながら、保存・復元に取り組んでおり、平成16年度から有識者の監修のもと「保存管理計画」を策定し、修復等を行っている。平成28年度には社会情勢の変化や文化庁の施策等を踏まえ、既定計画を改定し、「保存活用計画（共通編）」「保存活用計画（旧浜離宮庭園）」として策定した。平成29年度には小石川後楽園、平成30年度には旧芝離宮庭園及び六義園、令和元年度には旧古河庭園、令和３年度には向島百花園、令和５年度には殿ヶ谷戸庭園（随宜園）、令和６年度には旧岩崎邸庭園の「保存活用計画」を策定した。

特別史跡及び特別名勝に指定されている小石川後楽園では、平成30年度から唐門の復元工事に着手し、令和２年11月に復元工事を完了した。令和６年度には通天橋の修復に着手している。

また、特別名勝及び特別史跡に指定されている浜離宮恩賜庭園では、大泉水周りの「茶屋群」など建物等の復元・修復を平成22年度から進め、松の御茶屋、燕の御茶屋及び鷹の御茶屋の復元工事を平成29年度までに完了した。令和５年度にはお伝い橋の修復に着手している。

重要文化財である旧岩崎邸庭園では、令和３年度から管理所の新築工事に着手し、令和４年度は管理所周辺の整備工事を実施し、令和５年６月に開園した。

国の名勝に指定されている旧古河庭園では、令和５年度より洋館外壁の修復に着手し、令和６年度に修復工事を完了した。

また、各庭園では、多言語のパンフレットや庭園解説掲示等により、文化財の理解促進を図っている。

第４・６表　建設局所管の公園霊園内文化財一覧表

種　　目		文化財名称	指定年月日	公園名	管理者
国指定文化財	重要文化財	旧寛永寺五重塔	明治44年4月17日	上野恩賜公園(動物園)	東京都
	重要文化財	旧岩崎家住宅(東京都台東区池之端一丁目)	昭和36年12月28日	旧岩崎邸庭園	東京都
	特別史跡及び特別名勝	小石川後楽園	昭和27年3月29日	小石川後楽園	東京都
	特別名勝及び特別史跡	旧浜離宮庭園	昭和27年11月22日	浜離宮恩賜庭園	東京都
	特別名勝	六義園	昭和28年3月31日	六義園	東京都
	名勝及び史跡	向島百花園	昭和53年10月13日	向島百花園	東京都
	名勝	旧芝離宮庭園	昭和54年6月25日	旧芝離宮恩賜庭園	東京都
	名勝	旧古河氏庭園	平成18年1月26日	旧古河庭園	東京都
	史跡	品川台場	大正15年10月20日	台場公園	東京都
	史跡	滝山城跡	昭和26年6月9日	滝山公園	東京都
	史跡	玉川上水	平成15年8月27日	玉川上水緑道	東京都
	天然記念物	三宝寺池沼沢植物群落	昭和10年12月24日	石神井公園	東京都
	史跡	深大寺城跡	平成19年7月26日	神代植物公園	東京都
	名勝	殿ヶ谷戸庭園(随宜園)	平成23年9月21日	殿ヶ谷戸庭園	東京都
都指定文化財	名勝	清澄庭園	昭和54年3月31日	清澄庭園	東京都
	史跡	徳冨蘆花旧宅	昭和61年3月10日	蘆花恒春園	東京都
	史跡	茂呂遺跡	昭和44年3月27日	城北中央公園	東京都
	史跡	芝丸山古墳	昭和54年3月31日	芝公園	東京都、増上寺
	史跡	大宮遺跡	昭和54年3月31日	和田掘公園	東京都
	史跡	井の頭池遺跡群	昭和54年3月31日	井の頭恩賜公園	国、東京都、大盛寺
	史跡	小花作助墓	平成2年3月22日	谷中霊園	個人
	史跡	天王寺五重塔跡	昭和54年3月31日	谷中霊園	東京都
	史跡	石神井城跡	平成23年6月9日	石神井公園	東京都
	旧跡	大久保利通墓	昭和15年2月	青山霊園	個人
	旧跡	菊池容斎墓	昭和18年12月	谷中霊園	個人
	旧跡	大原重徳墓	昭和15年2月	谷中霊園	個人
	旧跡	ラファエル・ケーベルの墓	昭和29年11月3日	雑司ケ谷霊園	個人
	旧跡	徳丸ケ原	大正9年3月	赤塚公園	
	旧跡	井の頭池(神田上水水源地)	大正14年5月	井の頭恩賜公園	東京都
	旧跡	練馬城跡	大正15年4月	練馬城址公園	東京都、民有地
	有形文化財	木造四方四面仏坐像(旧寛永寺五重塔安置)	昭和39年11月21日	東京国立博物館(寄託中)	東京都
	有形文化財	旧日比谷公園事務所(東京都公園資料館)	平成2年3月22日	日比谷公園	東京都
	有形文化財	市政会館及び日比谷公会堂	令和5年3月16日	日比谷公園	東京都
	天然記念物	水元のオニバス	昭和59年3月22日	水元公園	東京都

※文化財名称は、都市公園名と一致しない場合がある。

第６　霊　　園　　事　　業

公園緑地部公園課

１　概　　要

東京都は、昭和18年、都制施行にあたり東京市の霊園事業を引き継ぎ現在に至っている。

都立霊園は、現在８か所（青山、谷中、雑司ケ谷、染井、八柱、八王子、多磨、小平）あり、総面積約 416万㎡、使用者は約30万6千人で、約145万体が埋葬されている。

区部の青山、谷中、雑司ケ谷、染井の４霊園は、いずれも明治７年開設という長い歴史を有している。区部霊園では、「霊園」と「公園」が共存した空間として活用できるよう、平成16年度から再整備の取組を行っている。

東京都が経営する霊園及び葬儀所の現況は、**第４・７表**のとおりである。

2　霊　　園

(1) 墓所供給の流れ

東京都の霊園は、使用者を公募により募集している。昭和62年度に八王子霊園の新規貸付を終了して以降は、八柱、八王子、多磨、小平の郊外４霊園において返還墓所の再貸付を行っている。都民の墓所需要は高く、また、墓所に関する意識も多様化しており、返還や無縁墓所の整理にとどまらず、新形式墓地の整備や施設変更制度の導入等により、安定的な墓所供給に取り組んでいる。また、青山、谷中、雑司ケ谷、染井の区部４霊園においては、平成14年度の東京都公園審議会答申を受け、霊園再生を進めている。

(2) 課題解決への取組

東京都では、都市への人口集中、核家族化、老年人口の増加等による墓地需要の逼迫に対処するため、昭和61年６月、知事の諮問機関として「東京都霊園問題調査会」が設置された。この調査会は、①墓地行政と公営墓地の制度・経営のあり方、②今後の墓地計画のあり方等について検討し、昭和63年３月に答申を得た。この答申を受けて、昭和63年８月、建設局長の諮問機関として「東京都新霊園等構想委員会」を設置した。この委員会においては、①整備計画基本方針、②新形式墓地・納骨堂、③既存霊園の活用等について検討し、平成２年４月に答申を得た。この答申を受けて供給したのが、壁型埋蔵施設及び長期収蔵施設である。

さらに、霊園行政を取り巻く新たな課題を解決するため、平成６年３月、知事の諮問機関として「東京都霊園管理問題等検討委員会」が設置された。この委員会においては、①都立霊園の役割、②都立霊園、葬儀所等の適正な使用料及び管理料、③既存霊園の整備及び活用などについて検討し、平成９年３月に答申を得た。

この答申を受け、単身者や子どものいない夫婦でも将来不安なく利用でき、生前にも申し込むことができる新しい形式の合葬埋蔵施設を八柱、多磨、小平の３霊園に整備した。

第４・７表　都立霊園・葬儀所の現況

（令和７年４月１日現在）

区分		開設	総面積	使用者数	区分		開設	面積	保管可能数
霊園	青山	明７年	263,564㎡	14,889人	多磨霊園みたま堂長期収蔵施設		平５年	3,518㎡	21,840体
	谷中	明７年	102,537㎡	7,563人					
	雑司ケ谷	明７年	106,110㎡	12,631人	雑司ケ谷崇祖堂短期収蔵施設		昭13年	1,958㎡	15,644体
	染井	明７年	67,911㎡	4,258人					
	八柱	昭10年	1,044,534㎡	87,398人	一時収蔵施設	雑司ケ谷崇祖堂	昭13年	229㎡	2,880体
	八王子	昭46年	644,305㎡	33,065人		八柱霊園納骨堂	昭12年	187㎡	2,843体
	多磨	大12年	1,280,237㎡	81,730人（うち、みたま堂 4,827人）		多磨霊園みたま堂	平５年	596㎡	7,500体
	小平	昭23年	653,545㎡	64,401人	葬儀所	区分	開設	敷地面積	建物面積
						青山	令和３年４月から休止中		
計			4,162,743㎡	305,935人		瑞江	昭13年	37,572㎡	4,325㎡

(3) 区部霊園再生の動き

区部４霊園については、将来の公園化を目指し、青山、谷中霊園は昭和35年８月以降、雑司ケ谷、染井霊園は昭和37年６月以降、空き墓所の再貸付を停止してきた。返還や無縁墓所の整理によって約15,000㎡の空き墓所が確保できたが、全面公園化は極めて長期間を要する事業であり、平成14年５月東京都公園審議会に「区部霊園の管理について」諮問をし、平成14年12月に答申を受けた。

答申では、区部霊園を130年の歴史に育まれた自然資源、歴史的人文資源、都民共有の財産ととらえ、都はこれらを活用し、広く都民が利用できるような「霊園」と「公園」が共存する空間として再生すべきと提言された。さらにリーディングプロジェクトとして青山霊園を取り上げ、将来像を実現するための方策として、墓所移転や返還促進、財源確保のための墓所貸付などが提案された。これを受け、平成15年度から青山霊園の再貸付を

開始するとともに、平成16年度から本格的に再生事業に着手し、墓所の移転、立体埋蔵施設や広場等の整備を進めている。

立体埋蔵施設は、一般墓所の対面墓参の利点と合葬埋蔵施設の利点を併せ持った新しい形式の墓所で、再生事業に伴う墓所移転先として使用するほか、新規貸付も行った。

また、平成17年５月には、東京都公園審議会から「谷中霊園再生のあり方について」答申を受け、平成19年度に再貸付を開始し、平成20年度から再生事業に着手した。

染井霊園においては、平成24年５月に、東京都公園審議会から「染井霊園再生のあり方について」答申を受け「さくらを育み、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間」を再生のテーマとし、平成29年度から再生事業を開始し、令和元年度より一般埋蔵施設の再貸付を開始し、令和３年度より立体埋蔵施設の新規貸付を開始した。

雑司ケ谷霊園においては、令和３年３月に、東京都公園審議会から「雑司ケ谷霊園再生のあり方について」答申を受け「地域と連携し土地の歴史や豊かな緑を未来に継承する」を再生のテーマとし、令和４年度から再生事業を開始し、令和５年度から再貸付を開始した。

(4) 新たな墓所供給と管理の推進

都は、東京都公園審議会の答申を受けて様々な施策を推進してきたが、都民の墓所需要は依然として高く、墓所のあり方への要望が多様化するなど霊園行政をめぐる環境は更に変化してきている。そこで、都民の墓地に対する多様な需要に応えるべく、平成19年３月、「都立霊園における新たな墓地の供給と管理について」東京都公園審議会に諮問を行った。

平成20年２月の答申では、墓所の供給については、都民の墓所需要に応えるため、当面、集合墓地の供給を中心に取り組んでいくことや、死後は安らかに自然に還りたいという思いに応えられる新たな墓所である樹林墓地や樹木墓地の供給、統一した景観や植栽にも配慮した小区画墓地の供給などが提言された。また、墓所の管理については、無縁墓所の整理をより一層促進するとともに、合葬式墓地において、柔軟な募集枠の設定を行うことなどが提言された。

これを受け、無縁墓所の整理や自主返還により生じた空き区画を再貸付することにより、一般墓所の貸付数を増加させている。また、小平霊園において、平成24年度から令和２年度に樹林型合葬埋蔵施設の貸付を行い、平成26年度から令和４年度に樹木型合葬埋蔵施設の貸付を行った。さらに、平成26年度から平成30年度に小区画墓地として小型芝生埋蔵施設の貸付を行った。多磨霊園においては、令和３年度から樹林型合葬埋蔵施設の新規募集を開始した。

霊園の使用状況及び公募状況は、**第４・８表、第４・９表**(P. 127)、**第４・10表**(P. 127)のとおりである。

第４・８表　都立霊園の使用状況（短期収蔵施設・一時収蔵施設を除く）

（各年度４月１日現在）

区分＼年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
使用者数（人）	275,904	277,819	281,149	283,956	285,632	287,445	297,085	300,821	303,779	299,216
使用可能埋蔵施設面積（㎡）	1,784,446	1,784,196	1,784,089	1,783,827	1,783,498	1,778,076	1,777,206	1,775,757	1,774,297	1,771,363
埋葬者数（体）	1,299,908	1,315,145	1,345,496	1,346,896	1,362,484	1,376,328	1,403,935	1,420,843	1,437,270	1,440,413

※　使用可能埋蔵施設面積は、長期収蔵施設・合葬式墓地・立体式墓地を含まない

第４・９表　霊園使用者の募集受付状況

（合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設・樹木型合葬埋蔵施設を除く）

（単位：箇所、件）

区分	一般埋蔵施設											
	青山霊園			谷中霊園			雑司ケ谷霊園			染井霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R2	54	701	13.0	67	551	8.2	－	－	－	36	286	7.9
R3	56	746	13.3	67	515	7.7	－	－	－	44	303	6.9
R4	55	719	13.1	66	459	7.0	－	－	－	80	364	4.6
R5	60	748	12.5	70	423	6.0	60	264	4.4	82	296	3.6
R6	60	772	12.9	65	393	6.0	60	258	4.3	75	268	3.6

区分	一般埋蔵施設									立体埋蔵施設			長期収蔵施設		
	八柱霊園			多磨霊園			小平霊園			染井霊園			多磨霊園・みたま堂		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R2	333	969	2.9	374	555	1.5	85	463	5.4	－	－	－	40	1,009	25.2
R3	315	790	2.5	321	497	1.5	100	466	4.7	30	215	7.2	51	875	17.2
R4	319	711	2.2	286	489	1.7	93	449	4.8	40	256	6.4	62	905	14.6
R5	325	623	1.9	300	512	1.7	100	462	4.6	25	301	12.0	－	－	－
R6	315	639	2.0	300	631	2.1	95	436	4.6	25	329	13.2	－	－	－

区分	芝生埋蔵施設								
	八柱霊園			八王子霊園			小平霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R2	24	203	8.5	95	295	3.1	17	95	5.6
R3	30	201	6.7	95	270	2.8	25	89	3.6
R4	33	213	6.5	110	275	2.5	15	86	5.7
R5	30	216	7.2	95	269	2.8	10	65	6.5
R6	－	－	－	120	225	1.9	5	64	12.8

第４・10 表　合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設・樹木型合葬埋蔵施設使用者の募集受付状況

（単位：体数）

区分	合葬埋蔵施設									樹林型合葬埋蔵施設						樹木型合葬埋蔵施設		
	八柱霊園			多磨霊園			小平霊園			多磨霊園			小平霊園			小平霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R2	2,000	1,376	0.7	－	－	－	800	8,012	10.0	－	－	－	719	10,337	14.4	400	449	1.1
R3	2,000	1,273	0.6	－	－	－	800	10,405	13.0	2,220	6,513	2.9	－	－	－	300	458	1.5
R4	2,000	1,270	0.6	－	－	－	800	10,826	13.5	2,220	6,380	2.9	－	－	－	300	512	1.7
R5	1,440	1,562	1.1	640	4,250	6.6	210	8,320	39.6	2,290	6,245	2.7	－	－	－	－	－	－
R6	1,440	2,373	1.6	640	5,169	8.1	300	9,365	31.2	2,360	7,186	3.0	－	－	－	－	－	－

３　納　骨　堂

都立の納骨堂には、雑司ケ谷霊園崇祖堂、八柱霊園納骨堂、多磨霊園みたま堂がある。

墓所や納骨堂を探している方のための一時収蔵施設（使用期間１年、更新可）は、この３か所のいずれの納骨堂にも設置しており、25～45％程度の利用状況である。

また、雑司ケ谷霊園崇祖堂には、昭和13年建設の短期収蔵施設がある。この施設では、遺骨を５年間預かり、更新することもでき、約96％の利用状況である。

多磨霊園みたま堂は、墓所として長期間使用するための長期収蔵施設（２・４・６体用、使用期間30年、更新可）であり、約86%の利用状況である。また、一時収蔵施設も併設されている。この施設は、墓地の立体化、集約化を図るために建設され、平成５年度から供給を開始した。

（文中の利用状況は令和７年４月１日現在）

４　葬　儀　所

都立の葬儀所は、青山葬儀所と、火葬施設としての瑞江葬儀所の２か所がある。

青山葬儀所は、格式ある大規模斎場として都民に親しまれ、主として会葬者が多い葬儀等に利用されていた。昭和49年の建設から45年以上が経過し、施設の老朽化が顕著であることから、令和３年４月１日から施設の使用を休止しており、令和６年度から新たな施設の整備工事に着手している。

瑞江葬儀所は、昭和13年、東京市における唯一の公営火葬場として開設して以来、清潔な施設と低廉な料金で、都民の利用に応えてきた。令和６年度の火葬件数は、約7,400件であった。

現在の施設は、昭和48年に改築工事を行い、昭和49年に工事竣工、昭和50年２月より操業を開始した。その際、燃料を重油から都市ガスに切り替えたほか、周辺地域が宅地化したことから、公害を防止し環境に配慮した施設とした。また、昭和57年度から順次火葬炉を更新し、昭和61年度に全て完了した。加えて、近年は、平成11年にお別れホール、平成15年に控室を改修するなど、施設の維持更新に努めている。火葬炉設備の老朽化等に伴い、新たな施設の整備工事に令和４年度から着手している。

平成23年３月11日に発生した東日本大震災における震災犠牲者や新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬を受け入れた。



多磨霊園みたま堂



青山葬儀所（令和３年４月から休止中）



瑞江葬儀所

第７　道路緑化・街路樹の充実

公園緑地部計画課

１　概　　要

道路の緑には、人にうるおいや安らぎを与えるほか、都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全、安全で円滑な交通への寄与など様々な役割がある。

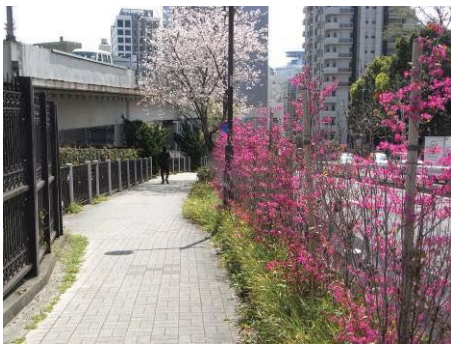
これらの道路の緑の役割が最大限に発揮できるよう、都民との協働や国・区市町村との連携を図りながら、道路緑化の推進に努めていく。

２　グリーンロード・ネットワークの形成・充実

平成19年６月、「緑の東京10年プロジェクト基本方針」が公表された。本方針では、緑あふれる東京の再生を目指し、新設道路での植栽に加え、既存道路での街路樹間への植栽等による「街路樹の充実」事業により平成27年度末までに街路樹を約48万本（平成17年度末）から倍の100万本に増やし、緑の拠点などをつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成を掲げた。また、平成23年12月の「2020年の東京」に基づき、「グリーンロード・ネットワークの充実」に向け、新たな植栽を行うとともに、植栽された街路樹や既存の緑を含め管理・育成の充実を図り、緑豊かな街路樹を実感できる「魅せる街路樹」づくりを行ってきた（**第４・８図**）。これらの取組により、平成27年度末に、都内街路樹100万本を達成した。今後とも、美しい景観を形成する緑の質を維持・向上させるため、街路樹・植樹帯の再生、きめ細やかな維持管理を継続して行っていく。

第４・８図　街路樹の充実　実施箇所図





外堀通り（赤坂見附）
中木：トキワマンサク



立川昭島線
中木：ホウキモモ

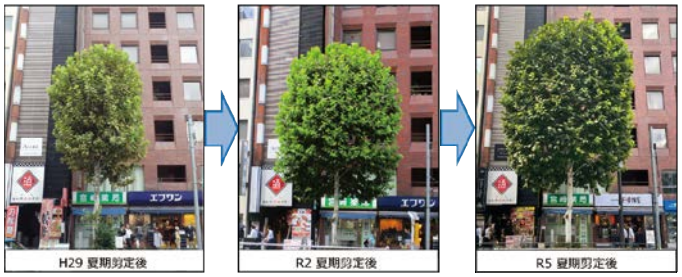


外堀通り（四谷）
中木：トキワマンサク

３　街路樹の緑陰確保に向けた取組

東京2020大会期間中、観覧者や競技者を夏の暑さから守るため、大会競技場周辺を中心に、樹冠を大きく仕立てる街路樹の計画的な緑陰の拡大と、植樹帯の再整備等を進めてきた。緑陰拡大に向けては、街路樹の現況や、歩車道幅員、周辺の土地利用状況など、各路線の環境特性を把握し、拡大が必要な箇所を抽出した。その上で、抽出した箇所の樹種ごとに維持管理計画書の作成を行い、本計画書に則った計画的な剪定を進めた。併せて平成30年度からは剪定水準の確保・向上に向け、入札参加者の技術力も評価した上で落札者を決定する契約方法を試行導入した。「2050東京戦略」への位置付けのもと、計画的な剪定により樹冠拡大による緑陰確保の推進に取り組んでいる。（第４・９図）

第４・９図　樹冠拡大による緑陰の確保



４　街路樹の防災機能強化

道路の樹木の安全性を高めるため、計画的に街路樹大径木の再生を行っている。近年の震災や台風等による経験を踏まえ、街路樹の倒木等により、災害時に緊急車両や物資輸送車両の通行を妨げることの無いよう、平成24年度から防災上重要な都道38路線において、幹回り90㎝以上に大径木化した街路樹を対象として、集中的に樹勢回復や更新を行い令和２年度に完了した。

引き続き、台風等の強風の影響による倒木事例の多い路線を対象に街路樹防災診断を実施し、更新等を行っていく。



根株の腐朽による倒木の状況
（H23年 新宿副都心５号線 ケヤキ）

５　道路緑化の現況と維持管理

東京の街路樹は、明治６年、銀座に近代的街路樹が誕生して以来150年余の歴史がある。

令和７年４月現在、東京都内には街路樹約100万本、歩道植樹帯や中央分離帯など道路に付属した緑地約480万㎡がある。このうち東京都は、街路樹の約65％にあたる約65万本、道路緑地では約48％にあたる約230万㎡の維持管理を行っている。（資料第４－（４）、P. 234）

限られた空間で生育している街路樹等は、歩道条件や沿道土地利用を考慮しつつ、植物の生育サイクルに合わせ、適切な時期に継続的な剪定や刈り込みなどの維持管理を行う必要がある。そのため、道路内の緑地については年間を通した切れ目のない維持管理作業（刈込、除草、清掃など）を実施している。街路樹については、道路条件を考慮し、限られた空間で最大限の効果を発揮できるよう剪定を行っている。

また、街路樹の健康を診断する「街路樹診断」を計画的に実施し、突然の倒木などを未然に防ぐように努めている。診断は平成10年度に作成した街路樹診断マニュアルに基づいて実施してきたが、最新の診断手法に対応するため、適時、改訂しており、直近では令和３年度に改訂を実施した。

６　街路樹管理台帳のデータベース化

効率的な維持管理を目指し、街路樹管理台帳のデータベース化を令和元年度から進めている。

令和６年度までに、高木と中木を中心に、樹種・樹高・幹周等の基礎的情報について、街路樹現況調査及びデータベース化を行い、区部及び多摩部まで完了した。「2050東京戦略」に掲げる街路樹事業へのICT活用に関連する取り組みとして、引き続き力を入れて取り組んでいく。

第８　都　市　緑　化

公園緑地部計画課

１　概　　要

都市緑化は、都市に安らぎと潤いを与え、ヒートアイランド現象の緩和や温暖化対策など、快適な都市環境を創るうえで重要である。都民やNPO、企業などの協力が不可欠であり、連携しながら緑化の推進に努めていく。

２　苗木の育成

明治以来の歴史を持つ都苗圃は、これまで道路・公園緑化のための苗木を大量に供給してきた。現在は、公共用緑化樹木市場の成熟や新規整備における使用数量の減少等を踏まえ、貴重種、希少種、特殊樹木、大径木、東京産苗木等市場性の低い植物材料の育成栽培を中心とした運営を水元公園・武蔵野公園・小宮公園の苗圃で行っている。また、建設局で実施している無電柱化工事などにより、支障となる街路樹について、一時的な預かりも行っている。

３　都民との協働

令和７年３月現在、都立の公園、庭園、動物園、霊園では、清掃、花壇づくり、自然環境の保全、普及啓発活動、解説ガイド、イベント活動など77箇所、228団体、7,642人が活動をしている。

都民が、公園の維持管理等に参加することにより、公園への愛着が増すとともに、NPO等の持つ専門性や地域性などを活かすことにより、多様な都民ニーズに対し効果的に対応することが可能となる。今後も引き続き都民との協働を推進していく。

４　東京都都市緑化基金

緑豊かで潤いのある街づくりを進めるためには、公共施設の緑化を推進するとともに、市街地の半分以上の面積を占める民有地の緑化を積極的に進める必要がある。

このため、昭和60年７月、東京都からの出捐金と企業などからの寄付により、（公財）東京都公園協会内に、都市緑化の推進を目的とする「東京都都市緑化基金」が設立され、同協会により運営されている。

基金は、広く都民や民間企業等からの募金活動や都からの出資金を原資とし、（令和７年３月末現在）基金積立額29億3,909万円に達し、その運用で得られた利子などの利金を活用し、民間の緑化事業への助成や都市緑化推進団体への活動支援などが行われ、東京の緑を増やす「緑化助成事業」を実施している。

５　全国「みどりの愛護」のつどい

全国「みどりの愛護」のつどいは、全国の公園緑地等の愛護団体や地域の緑化・緑の保全団体などの緑の関係者が一堂に集い、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進することを目的としており、国土交通省及び各自治体が主催となり、平成２年から毎年開催されている。

東京都では、平成11年に第10回が国営昭和記念公園で開催されたが、それ以降27年ぶりに、令和８年に行う第37回全国「みどりの愛護」のつどいを、東京都葛飾区で開催することが決定した。

令和８年春（４月から６月頃）の開催に向け、国土交通省、東京都、葛飾区で実行委員会を組織するなど、準備を進めている。

第９　緑　の　保　全

公園緑地部公園課

１　風　致　地　区

風致地区とは、都市の自然的景観を維持することを目的として、都市計画法に基づき指定される地域地区である。東京都が指定する風致地区は11特別区９市の地域にわたり27か所3,569.82haで、その内訳は第一種風致地区７か所684.44ha、第二種風致地区25か所2,885.38haとなっている。（**第４・11表**）

風致地区内においては、東京都及び各区市の風致地区条例により、建築物の新・改・増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為を対象として規制を行っている。

なお、平成12年４月１日に施行された特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、一定規模を超える建築物新築等の大規模な行為に関するものを除き、許可事務等を特別区が処理することとなった。（根拠法規：都市計画法、東京都風致地区条例、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例）

また、第二次一括法整備等政令により、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令が平成24年４月１日に改正され、平成26年４月１日に、２以上の区市にまたがる風致地区については、行為の制限に係る許可権限、２以上の区市にまたがらない風致地区については、行為の規制に係る条例の制定権限及び行為の制限に係る許可権限を区市へ移譲した。

第４・11表　東京都風致地区一覧表

（令和７年４月１日現在）

名称	指定面積合計	指定年月日	第一種風致地区	第二種風致地区	住所	内容
	ha		ha	ha		
明治神宮内外苑付近	274.00	大15. 9.14	69.80	204.20	新宿区、渋谷区、港区	神宮参道
洗足	26.40	昭 5.10.27		26.40	大田区	洗足池、桜山
善福寺	29.20	〃		29.20	杉並区	善福寺池、井草八幡
石神井	96.70	〃		96.70	練馬区	石神井公園、三宝寺池
江戸川	323.30	〃		323.30	葛飾区	水元緑地、山王台公園
多摩川	1,182.60	昭 8. 1.24	9.50	1,173.10	大田区、世田谷区	公園、浄水場、六郷用水
和田堀	151.30	〃		151.30	杉並区	公園、大宮八幡
大泉	359.60	〃		359.60	練馬区	八坂神社、稲荷山
芝	47.70	昭26.12.17		47.70	港区	公園、愛宕山、東照宮
弁慶橋	31.00	〃		31.00	千代田区、港区、新宿区	外濠、清水谷公園
市ヶ谷	27.00	〃		27.00	千代田区、新宿区	外濠公園
お茶の水	12.20	〃		12.20	千代田区、文京区	外濠公園、湯島聖堂
上野	102.00	〃		102.00	台東区	公園、東照宮、寛永寺
関口台	11.00	昭46.12. 1		11.00	文京区	新江戸川公園、椿山荘
多摩陵	36.10	昭 5. 4.10		36.10	八王子市	多摩陵参道、古戦場
五日市道	11.98	昭36.10. 5		11.98	立川市	武蔵野の野趣
廻田	47.00	〃	15.00	32.00	東大和市	〃
霞丘陵	383.14	〃	383.14		青梅市	丘陵、国宝塩舟観音
小山田	60.00	〃	60.00		町田市	〃、武蔵野の野趣
七国山	125.00	〃	112.00	13.00	町田市	〃、〃
玉川上水	11.65	〃		11.65	立川市	武蔵野の野趣
玉川上水	16.50	昭37. 7.26		16.50	小金井市、小平市	〃
玉川上水	46.60	〃		46.60	小平市	〃
北山	56.00	〃	35.00	21.00	東村山市	〃、丘陵
東京道	30.00	〃		30.00	小平市、東久留米市	〃
青梅街道	52.15	〃		52.15	小平市	〃
鈴木道	19.70	〃		19.70	小平市	〃
計　27か所	3,569.82		684.44	2,885.38		

第10　そ　の　他

1　指定管理者制度

公園緑地部管理課

地方自治法改正（平成15年６月改正、同年９月施行）により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設された。都立公園においても、本制度の導入により、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すこととなった。

平成16年３月、都立公園条例を改正し、同年７月新規開園の都立小山内裏公園に初めて同制度を適用し、民間事業者である日比谷アメニスグループを指定管理者に指定した。

加えて、平成18年４月には、公園、庭園、動物園、霊園、葬儀所等の83施設にも同制度を導入した。導入に当たり、都立公園については、スケールメリットを確保しつつ、施設の特性、地理的条件を考慮してグループ化を行った。

平成20年４月は４公園、平成21年４月は３公園に新たに同制度を導入した。

さらに、平成22年４月には新たに神代植物公園に、同年７月には新規開園の東京臨海広域防災公園に、平成23年４月には新規開園の大戸緑地に、平成25年４月には新規開園の東伏見公園に、平成28年４月には新規開園の中藤公園に、令和２年６月には新規開園の高井戸公園に、令和５年５月には新規開園の練馬城址公園に、同年10月には明治公園に、令和７年２月には代々木公園の新規開園部分（渋谷区神南一丁目北側）に同制度を導入した。

なお、工事等のため日比谷公会堂については平成28年度以降、青山葬儀所については令和３年度以降、指定管理者管理から外している。

令和７年８月現在、指定管理者制度を導入している施設は96施設であり、各施設の指定管理者は、**第４・12表**のとおりである。

指定管理者の管理運営については、第三者の視点を含めた評価を実施し、結果を公表している。

第４・12表　公園等指定管理者一覧

施　　設	指定管理者	指定期間	選定方法
都市部の公園・東部グループ(7公園)	アメニス東部地区グループ	R5.4.1～R10.3.31	公募
都市部の公園・南部グループ(6公園)	（公財）東京都公園協会	R5.4.1～R10.3.31	公募
都市部の公園・北部グループ(8公園)	（公財）東京都公園協会	R5.4.1～R10.3.31	公募
	※練馬城址公園のみR5.5.1から		
武蔵野の公園グループ(7公園)	武蔵野の公園パートナーズ	R5.4.1～R10.3.31	公募
多摩部の公園グループ(4公園)	多摩部の公園パートナーズ	R5.4.1～R10.3.31	公募
狭山丘陵グループ(6公園)	狭山丘陵パートナーズ	R5.4.1～R10.3.31	公募
多摩丘陵グループ(5公園)	（公財）東京都公園協会	R5.4.1～R10.3.31	公募
大神山公園	（公財）東京都公園協会	R5.4.1～R10.3.31	公募
夢の島公園・夢の島熱帯植物館	アメニス夢の島グループ	R5.4.1～R10.3.31	公募
防災公園グループ(21公園)	（公財）東京都公園協会	H28.4.1～R8.3.31	特命
文化財庭園グループ(9庭園)	（公財）東京都公園協会	H28.4.1～R8.3.31	特命
神代植物公園	（公財）東京都公園協会	H28.4.1～R8.3.31	特命
潮風公園・台場公園	東京臨海副都心グループ	H28.4.1～R8.3.31	特命
横網町公園	（公財）東京都慰霊協会	R3.4.1～R8.3.31	特命
東京臨海広域防災公園	（公財）東京都公園協会	R6.2.1～R10.1.31	特命
明治公園	Tokyo Legacy Parks㈱	R5.10.31～R15.2.28	特命
都立動物園(3動物園、1水族園)	（公財）東京動物園協会	H28.4.1～R8.3.31	特命
	※葛西臨海水族園のみR5.4.1から		
東京都霊園(8霊園)	（公財）東京都公園協会	H28.4.1～R8.3.31	特命
瑞江葬儀所	（公財）東京都公園協会	R7.5.1～R8.5.31	特命
日比谷公園大音楽堂	東京南部パークスグループ	R6.11.1～R7.9.30	特命
代々木公園（渋谷区神南一丁目北側）	代々木公園ＳＴＡＧＥＳ	R7.2.1～R15.12.31	特命

注）「代々木公園（渋谷区神南一丁目北側）」は、代々木公園（令和６年度新規開園部分）に指定管理者制度を導入したものであり、代々木公園（既開園部分）と合わせ１施設として計上

２　思い出ベンチ

公園緑地部公園建設課

思い出ベンチ事業は、公園施設の充実を図るとともに、公園に親しみを感じていただくため、寄付者のメッセージが入ったベンチを寄付受領する事業である。事業実施の目的は、①新しい公園管理制度の導入、②民間活力の導入、③公園ファンの拡大を図ることである。受領したベンチの設置工事に関しては都が実施している。

平成15年度に日比谷公園と井の頭恩賜公園で募集を開始し、その後、平成17年度からは、対象公園を広げ募集している。現在は、都立公園では芝公園・駒沢オリンピック公園・光が丘公園・水元公園・舎人公園・野川公園・小山内裏公園・桜ヶ丘公園・府中の森公園・東伏見公園などで、都立霊園では八柱霊園・多磨霊園・八王子霊園で募集している。

平成15年度から令和６年度までの間で、45公園７霊園３動物園、合計1,251基の寄付を受けている。

３　都立公園内におけるホームレス対策

公園緑地部公園課

都立公園では、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、ホームレスに対する生活支援・就労支援などの福祉施策と連携しながらホームレス対策に取り組んでいる。

特に、平成16年度から19年度にかけて、戸山公園など８公園で実施した「ホームレス地域生活移行支援事業」を通じ、ホームレスの自立を促した結果、都立公園全体のテント数は924（平成16年５月現在）から184（平成20年１月現在）まで大幅に減少した。

その後も、引き続き福祉施策と連携しつつ、巡回監視や退去指導の強化を図るなど、対策に取り組んでいる。なお、現在のテント数は19（令和７年１月現在）となっている。

令和７年度は引き続き、指定管理者に対する指導育成を通じた管理レベルの一層の向上を目指すとともに、区等と連携し、福祉施策を活用しながらホームレスの自立を促し、公園本来の機能を確保していく。

４　都立公園における屋台営業対策

公園緑地部公園課

都立公園ではかつて、屋台営業者が公園の一角に恒常的な出店を行い、公園利用が著しく阻害されるなど、様々な問題が発生していた。

屋台営業の適正化を図るため、平成17年度からは、上野恩賜公園等において、公園管理者、保健所及び警察の共同による指導を実施した。

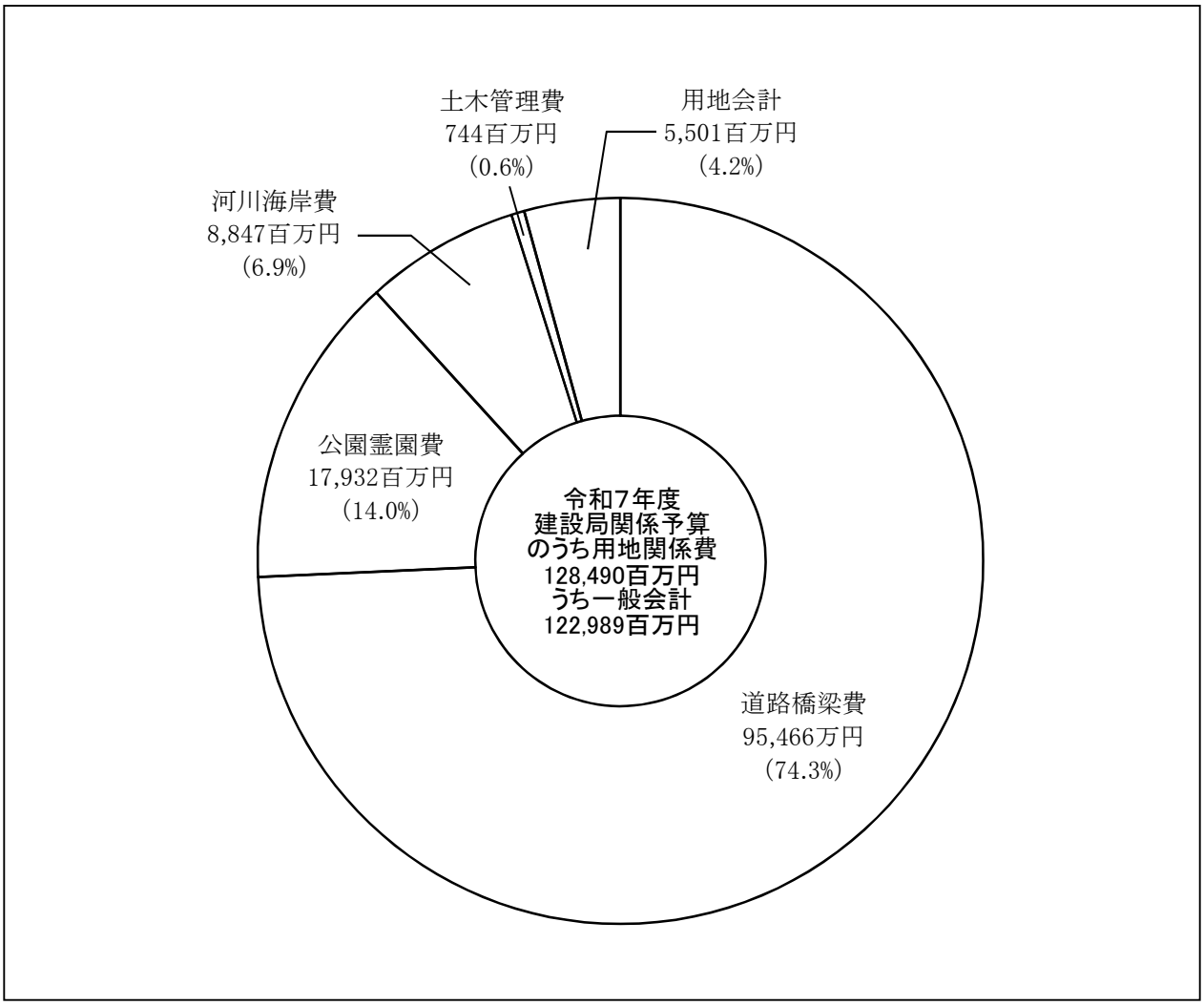
平成21年度からは、大規模イベントや桜花期等に合わせて取組を強化し、平成24年度を最後に、無許可での出店はなくなった。

また、代々木公園及び明治公園においては、平成19年３月から一定条件の下で屋台営業を認めることとしたが、明治公園では平成26年９月、代々木公園では平成31年２月に営業を終了し、屋台営業を目的とした特例的な占用許可は終了した。

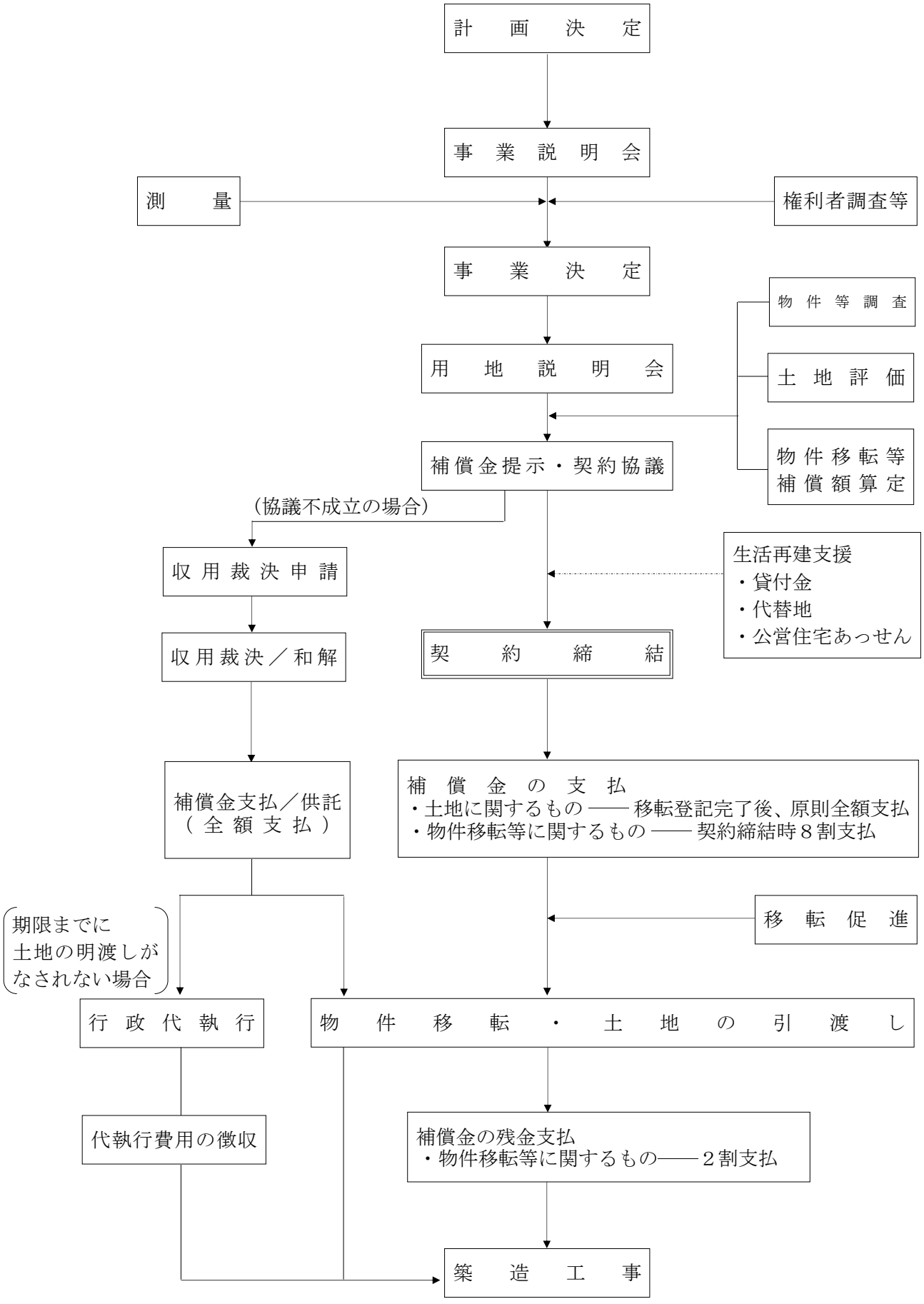
引き続き、巡回等を通じて、無許可による屋台営業の防止に取り組んでいく。

第１　あらまし……　(137)
第２　用地取得状況……　(138)
第３　用地取得の手順……　(144)
第４　補償……　(144)
第５　土地収用制度……　(146)
第６　生活再建支援制度……　(148)

用　　地



第５・１図　用地取得の流れ



第１　あ　　ら　　ま　　し

１　概　　要

快適安全な道路、潤いのある河川、緑豊かな公園などの都市基盤は、人々の暮らしと都市の機能がバランスよく調和し、活力に満ちた東京となるよう、着実に整備していく必要がある。

道路の整備、河川の改修、公園の整備を効果的に進めていくためには、将来を見据えた計画的・重点的な用地の取得を行っていくことが求められる。

このため、東京都の道路ネットワークとして重要な区部の環状道路、多摩地域の南北道路、区部と多摩地域を結ぶ東西方向の道路や、防災や生活環境の向上の観点から、重要性・緊急性の高い河川・公園などの用地取得に、関係権利者の理解と協力を得ながら積極的に取り組んでいる。

また、防災都市づくり推進計画で定められた整備地域を対象に、延焼遮断帯を形成し、「燃え広がらないまち」を実現するために、主要な都市計画道路（特定整備路線）の整備に必要な用地取得を重点的に進めている。

用地取得に当たっての主な課題とその取組状況については、次のとおりである。

２　主な課題

用地取得においては、マンションなどの共有物件の増加、単身高齢者の移転先の確保、土地境界未確定、相続税納税猶予農地の取得や関係権利者からの要求の多様化などの困難な課題に直面している。

また、特定整備路線について、短期間での事業完了が必要なことから、早期の事業用地確保が最大の課題である。特に本路線のある木密地域では、狭小で老朽化した住宅が多く、借地・借家により権利関係が複雑化しているなど課題が多岐にわたり、関係権利者との合意形成を速やかに進めるためには、生活再建に向けた支援を効果的に実施していくことが求められている。

さらに、現場の用地職員については、用地業務経験の浅い職員の実務能力向上など、人材育成が課題である。

３　取組状況

事業を進める上で、必要な用地の確保は不可欠であり、徹底した進行管理と用地取得事務の迅速化、職員のスキルアップを図りながら、効率的・計画的な用地取得を進めている。現在、用地取得事務の生産性を高め、より丁寧な権利者対応を実現するための「用地事務支援システム」の構築に向け、システムの入力項目や画面構成等を具体的に定める要件定義に着手しており、令和８年度以降、システムの運用を順次開始していく予定である。

また、（公財）東京都道路整備保全公社や（公財）東京都公園協会などの政策連携団体に用地取得を一部委託することで、その人材やノウハウを活用した、事業用地の早期確保を図っている。加えて、令和５年度からの３年間を試行期間とし、数路線において、補償説明を含めた用地取得事務の一部を民間事業者に委託する取組を実施している。

さらに、関係権利者の生活再建を支援し、移転の早期実現を図るため、低利・長期の移転資金の貸付、代替地のあっせん、公営住宅への入居あっせんを三本柱にした生活再建支援制度を活用しながら、きめ細かな折衝を行い、事業に対する理解と協力が早期に得られるように努めている。

特に特定整備路線については、民間事業者のノウハウを活用した「相談窓口」の設置や優遇金利による移転資金の貸付けに加えて、「相談窓口」への来所が困難な方を対象とした訪問型の生活再建支援を行うなど、関係権利者のニーズに応じて生活再建をきめ細かく支援している。

なお、任意契約に向けた取組を尽くしても契約合意ができず、事業効果の早期発現に支障がある場合等には、「建設局土地収用制度適用基準」により、都市計画事業については事業認可の告示があった日から５年を経過したとき又は用地取得率が80パーセントを超えたときに、土地収用制度を活用し事業の着実な推進を図っている（詳細P. 146）。

また、用地取得の現場では、マンションなど権利者多数、境界争い、相続未了など困難案件も多く、それらを解決するためには、補償に関する広範な知識と高い専門性が求められている。そのため、用地職員は短期間のうちに、プロフェッショナルとしての職務遂行能力を身に付ける必要がある。ベテラン職員が今まで培ってきた用地取得事務のノウハウを、若手職員や用地経験が浅い職員

に確実に伝達していくため、実務を中心とした研修や0JTなどを行い、総合的な人材育成に努めている。

第２　用地取得状況

用地部用地課

１　令和７年度予算の概要

令和７年度は約1,168億円の予算を計上し、

① 主要事業の計画的・重点的な用地取得

② 事業効果の早期発現に向けた効率的な用地取得

に取り組んでいる。

道路ネットワークとして重要な区部の放射・環状道路、多摩地域の南北・東西道路などの骨格幹線道路や、木密地域における特定整備路線、その他の主要な河川及び公園事業に予算を重点配分するとともに、工事に繋がる用地取得に努め、投資効果の早期発現を目指している。

２　用地取得の実績及び予定

道路･河川･公園の各事業に係る最近の用地取得実績（契約ベース）及び令和７年度の用地取得の予定は、**第５・１表**（P. 140）のとおりである。

また、各事業における主要事業箇所の用地取得状況は、**第５・２表**（P. 141）、特定整備路線の用地取得状況は、**第５・３表**（P. 142）、主な用地取得完了箇所は、**第５・４表**（P. 143）のとおりである。

(1) 道路事業

道路は、都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として重要な役割を担っており、交通渋滞の解消や防災性の向上、環境負荷の少ない都市を実現する上で、道路整備は非常に重要である。

用地取得に当たっては、補償金の不満、代替地の要求、相続問題、権利関係の争いなど課題があるが、その課題の早期解決に努め、関係権利者の理解と協力を得られるよう取り組んでいる。

(2) 河川事業

河川事業は、下流から工事を施工する必要があるため、一般的な用地取得の困難性のほか、順次下流から用地を取得していかなければならない制約がある。このため、事前に、問題点を整理し解決に努めることが、より重要である。

着実な用地取得を推進していくために計画・工事部門と一体となって、事業に対する関係権利者の理解と協力が早期に得られるように取り組んでいる。

(3) 公園事業

広い土地を必要とする公園事業にあっては、一般的に関係権利者の一宅地の全てを取得するため、住み慣れた地域を離れ、他の地域へ移転しなければならなくなる。このため、公園整備事業に対する社会的な要望は高いものの、関係権利者から用地取得への理解を得るのに時間を要することがある。

公園用地の取得に当たっては、それぞれの公園の整備の必要性に応じて、計画的・重点的な用地取得に取り組んでいる。

第５・１表　事業別用地取得実績

区分	年度	用地補償		合計（百万円）
		面積（㎡）	規模（棟）	
道路	令和３	71,839	420	61,634
	令和４	62,099	360	47,248
	令和５	70,238	393	54,089
	令和６	66,904	363	59,312
	令和７（当初予算）	131,690	1,046	94,736
河川	令和３	33,083	18	1,038
	令和４	70,896	11	966
	令和５	30,767	16	1,061
	令和６	104,697	15	1,897
	令和７（当初予算）	38,477	51	4,571
公園	令和３	91,053	61	10,730
	令和４	168,092	82	23,243
	令和５	44,975	58	14,372
	令和６	78,216	57	29,776
	令和７（当初予算）	91,448	72	17,529
合計	令和３	195,975	499	73,402
	令和４	301,087	453	71,457
	令和５	146,981	467	69,522
	令和６	249,817	435	90,985
	令和７（当初予算）	261,615	1,169	116,836

※　用地部用地課所管分（用地会計返還金、都市開発資金再取得を除く）

第5・2表　主要事業箇所用地取得状況

道路街路事業　　（令和7年3月31日時点）

事業箇所			事業区間	延長	事業認可取得	取得率
放射第7号線		大泉	練馬区大泉学園町二丁目ほか	2,000m	平成18年7月24日	98%
放射第25号線		若松	新宿区新宿七丁目ほか	860m	平成22年10月18日	86%
		筑土八幡	新宿区北町ほか	830m	平成25年11月25日	37%
放射第35号線		早宮・北町	練馬区早宮二丁目ほか	1,330m	平成16年12月28日	99%
放射第36号線ほか1路線			板橋区小茂根四丁目ほか	1,970m	平成23年12月1日	89%
環状第3号線		曙橋	新宿区舟町ほか	365m	平成11年3月12日	99%
		弁天町	新宿区原町一丁目ほか	580m	平成20年12月25日	98%
環状第4号線		富久町	新宿区富久町ほか	330m	平成23年2月14日	88%
		夏目坂	新宿区原町三丁目ほか	655m	平成30年2月28日	26%
		東向島	墨田区東向島三丁目ほか	600m	平成25年6月20日	62%
		目白台	新宿区西早稲田一丁目ほか	775m	平成13年5月31日	99%
		本駒込	文京区本駒込六丁目ほか	600m	平成26年8月13日	85%
		荒川	荒川区荒川一丁目ほか	380m	平成28年2月22日	54%
		港南・高輪	港区港南一丁目ほか	1,270m	令和元年7月29日	66%
		白金台	港区白金台二丁目ほか	800m	令和2年12月14日	9%
環状第5の1号線		神宮前	渋谷区神宮前三丁目ほか	640m	平成16年3月31日	97%
		神宮前Ⅱ期	渋谷区神宮前一丁目ほか	560m	平成28年3月15日	33%
		北参道	渋谷区神宮前一丁目ほか	900m	平成15年3月5日	99%
調布保谷線	西東京3・2・6号線	Ⅰ期	西東京市富士町一丁目ほか	3,085m	平成12年11月17日	99%
	西東京3・2・6号線	Ⅱ期	西東京市柳沢一丁目ほか	800m	平成14年1月10日	100%
	三鷹3・2・6号線		三鷹市野崎二丁目ほか	3,100m	平成14年7月3日	99%
府中・所沢・鎌倉街道	東村山3・3・8号線	久米川	東村山市久米川町四丁目ほか	1,740m	平成28年3月15日	76%
		本町	東村山市本町一丁目ほか	950m	平成25年11月25日	97%
	小平3・2・8号線		小平市小川町一丁目ほか	1,445m	平成25年7月30日	84%
	国分寺3・2・8号線		国分寺市東戸倉二丁目ほか	2,530m	平成19年11月26日	99%
	主要地方道第18号府中町田線	薬師池Ⅰ期	町田市金井一丁目ほか	740m	平成25年3月18日（区域決定）	47%
		薬師池Ⅱ期	町田市野津田町ほか	915m	平成28年2月17日	30%
		本町田Ⅰ期	町田市本町田	860m	平成21年4月16日（事業認定）	99%
		本町田Ⅱ期	町田市本町田	630m	平成21年4月16日（事業認定）	99%

河川事業　　（令和7年3月31日時点）

事業箇所		事業区間	延長	事業認可取得 河川予定地決定	取得率
石神井川	扇橋上流～本立寺橋下流	練馬区上石神井四丁目ほか	1,400m	平成21年11月25日	66%
	坂下橋下流～柳沢橋上流	西東京市東伏見一丁目ほか	300m	平成25年3月15日	85%
鶴見川	宮川橋上流～図師大橋上流	町田市図師町	350m	平成22年8月31日	79%
	図師大橋上流～日影橋上流	町田市図師町	520m	平成30年4月16日	75%

公園事業　　（令和7年3月31日時点）

事業箇所	事業区間	規模	事業認可取得	取得率
城北中央公園（板橋区、練馬区）	板橋区桜川一丁目ほか	9.2ha	平成8年3月7日	72%
東伏見公園（西東京市）	西東京市東伏見一丁目ほか	9.8ha	平成14年1月10日	81%

第5・3表　特定整備路線用地取得状況

（令和7年3年31日時点）

事業箇所		事業区間	延長	事業認可取得	取得率
放射第2号線	西五反田	品川区西五反田七丁目ほか	1,255m	平成27年1月28日	52%
補助第26号線	三宿	世田谷区三宿二丁目ほか	440m	平成20年12月11日	99%
	東北沢	目黒区駒場四丁目ほか	550m	平成18年12月15日	99%
補助第28号線	大井	品川区大井四丁目	520m	平成27年1月6日	93%
補助第29号線	大崎	品川区大崎三丁目	520m	平成26年3月24日	44%
	戸越	品川区戸越四丁目ほか	825m	平成26年9月19日	54%
	豊町	品川区豊町六丁目ほか	550m	平成26年3月24日	49%
	西大井	品川区二葉四丁目ほか	390m	平成26年9月19日	32%
	西大井東馬込	品川区西大井五丁目ほか	700m	平成27年1月28日	67%
補助第52号線	若林	世田谷区若林五丁目ほか	1,310m	平成27年1月28日	78%
補助第227号線	大和町	中野区大和町一丁目ほか	710m	平成25年12月5日	96%
補助第26号線	千早	豊島区千早四丁目ほか	460m	平成25年10月28日	95%
	南長崎	豊島区南長崎六丁目ほか	320m	平成26年3月24日	81%
補助第73号線	池袋本町	豊島区池袋本町二丁目ほか	1,070m	平成27年1月6日	58%
補助第81号線	南池袋	豊島区南池袋二丁目ほか	260m	平成17年11月16日	89%
	巣鴨	豊島区巣鴨五丁目ほか	930m	平成27年2月24日	46%
補助第82号線	上池袋	豊島区上池袋三丁目ほか	640m	平成27年1月6日	82%
	池袋本町	豊島区池袋本町三丁目ほか	490m	平成27年1月6日	81%
補助第172号線	長崎	豊島区長崎一丁目ほか	1,620m	平成27年1月6日	81%
放射第32号線	押上	墨田区押上三丁目ほか	860m	平成24年10月3日	81%
補助第142号線	南小岩	江戸川区南小岩四丁目ほか	560m	平成27年1月6日	81%
補助第143号線	東小岩	江戸川区南小岩八丁目ほか	620m	平成26年9月19日	86%
補助第144号線	平井	江戸川区平井二丁目	460m	平成27年2月24日	100%
補助第73号線	上十条	北区上十条二丁目	335m	平成27年2月24日	19%
	十条仲原	北区上十条二丁目ほか	560m	平成27年2月24日	25%
補助第86号線	赤羽西	北区赤羽西五丁目ほか	1,150m	平成27年2月24日	69%
補助第90号線	荒川	荒川区荒川一丁目ほか	1,230m	平成27年2月24日	72%
補助第136号線	本木	足立区扇一丁目ほか	840m	平成14年3月27日	98%
	関原	足立区関原一丁目ほか	490m	平成3年12月21日	99%
	梅田	足立区梅田四丁目ほか	580m	平成12年3月27日	100%
	足立	足立区足立一丁目ほか	630m	平成26年9月19日	96%
補助第138号線	興野	足立区興野一丁目ほか	350m	平成26年2月7日	99%

第５・４表　主な用地取得完了箇所

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	路線名（箇所名）	施行箇所	路線名（箇所名）	施行箇所	路線名（箇所名）	施行箇所
道路事業	国411	駒木	主18	尾根幹2工区	一233	保谷小前
	一216	三根Ⅱ期	特447	舟渡	一185	平井踏切
	一114	下連雀八丁目	補277	東水元		
	東村山3･4･15の2	上清戸	補26	豊町		
	西東京3･2･6	Ⅱ期	補136	梅田		
			補261	古千谷		
河川事業						

第３　用地取得の手順

用地部調整課

道路・河川・公園等の事業に係る用地取得に当たっては、土地所有者等の権利者の理解と協力を得て行っている。

その手順は、通常次のとおりである。（**第５・１図**、P.136）

(1) 事業説明会

事業予定地内の土地等の関係権利者及び地域の住民に対し、事業計画の概要、事業の進め方、測量や用地取得の日程等を説明し、事業の実施について協力をお願いする。

(2) 測量

取得する土地の区域や面積を確定するとともに、工事設計の基礎資料とするため、公有地と民有地との境界や民有地と民有地との境界、借地の範囲等について土地所有者や借地人等の権利者の立会いを求め、測量を実施する。

(3) 用地説明会

事業区域内の土地所有者等の権利者に対し、事業の概要、用地取得の手順、補償のあらまし、生活再建支援制度等について説明し、用地取得について理解と協力をお願いする。

(4) 物件等の調査

補償対象となる物件等を確認し、正しい権利者を確定することによって、適正な補償額算定を行うため、物件等の調査を行う。

建物等については、用途、構造、面積及び建築時期などについて調査し、併せて、所有者、その他の権利者を確認する。

また、借家人については、その実態を調査し、営業を行っている者については、その収益等を調査する。

この調査は、補償額算定の前提になるため、権利者の協力を得て、実施している。

(5) 土地評価・物件移転等の補償額算定

土地・物件の補償は、土地・物件の所有者、その他の権利者に対し個別に行うことを原則としている。

各種調査に基づき、取得する土地の価格を評価するとともに、建物や工作物、その他の補償額を算定する。

(6) 補償金提示・契約の締結

取得する土地の面積及び取得価額又は借地権消滅補償金、移転対象となる物件及びその補償金、土地引渡し期限等について説明した上で、関係権利者に個別に金額を提示する。説明の結果、納得が得られれば契約を締結する。

(7) 補償金の支払い・土地の引渡し

契約に基づき、土地の所有権移転登記を嘱託し、補償金を支払うとともに、関係権利者が物件等を移転して、土地の引渡しとなる。

第４　補　　償

用地部調整課

用地の取得補償（損失補償）の内容として、土地に対する補償、建物や工作物の移転に必要な移転料及びその他移転により通常生じる損失の補償などがあげられる。

具体的な補償の項目・内容は次のとおりである。

(1) 土地に対する補償

項　　目	補　　償　　内　　容	自分の土地を自ら使用している場合	土地に借地権等がある場合	
			借 地 人 等	土 地 所 有 者
土地取得価額	土地は、正常な取引価格で取得する。この価格は、不動産鑑定士の鑑定評価格を基準とし、相続税財産評価格等を参考として評価する。 なお、その土地に借地権がある場合は、土地所有者と借地人との間で決められた配分に従って補償する。	土地取得価額全　　額	借地権価額	土地取得価額から借地権価額を控除した額

(2) 物件移転に対する補償

項　　目	補　　償　　内　　容	自分の建物に住んでいる場合	建物を賃貸借している場合	
			建物所有者	借　家　人
建物移転補償	取得する土地に建物がある場合には、その移転等に通常要する費用を補償する。 （構造、経過年数、移転工法等により算定）	○	○	—
工作物移転補償	取得する土地に門、塀、庭石等がある場合には、その移転等に通常要する費用を補償する。 （撤去、運搬、再設置等の費用）	○	○	○
立木補償	取得する土地に立竹木がある場合には、その移転等に通常要する費用を補償する。	○	○	○
動産移転補償	家財道具、店頭商品、事務用備品等の移転に通常要する費用を補償する。 （運搬料）	○	—	○
仮住居補償	移転を要する建物の居住者が、建物移転期間中仮住居を必要とするときは、同程度の仮住居の借入に通常要する費用を補償する。ただし、借家人補償の対象となる場合を除く。 （借家のための権利金、家賃等）	△	—	△
借家人補償	建物の移転により借家人が、客観的にみて従来の家主と借家契約を存続することが著しく困難と認められる場合は、従来と同程度の家屋や部屋を借りるために通常要する費用を補償する。 （借家のための権利金、一定期間の家賃差額等）	—	—	○
営業補償	店舗や工場等が移転するため一時休業するときは、通常休業を必要とする期間中の収益減、固定的経費、従業員に対する休業手当相当額の補償をする。また営業再開後一時的に得意先が減ると認められるときは、そのために生じる損失額を補償する。	○	—	○
家賃減収補償	移転の対象となっている建物を賃貸している場合は、移転期間中家賃が入らないため通常生じる損失額を補償する。 （家賃収入相当額から管理費相当額を控除した額）	—	○	—
移転雑費補償	建物等の移転又は立ちのきに際し、その移転先を選定し、法令上の手続を行うため通常要する費用を補償する。	○	○	○

（注）1　○印を付したものが、それぞれ補償の対象となるもの

2　△印は、その必要があると認められた場合に補償の対象となるもの

第５　土地収用制度

用地部機動取得推進課

１　概　　要

道路・河川・公園等の事業の施行に伴い、

① 各種調査や折衝の拒否など、事業そのものに対する反対

② 相続の発生、法人の解散など権利者の不明及び権利者の所在や生死の不明、境界争いなどの権利内容の不明

③ 当事者間の借地権割合などの配分協議不調による権利割合の不明

④ 土地の価格、物件の移転料その他の補償金に対する不満

などの要因により、関係権利者との合意による用地取得が困難となる場合がある。

このような場合、事業の適正な執行を確保し、公共の利益を実現するため、土地収用制度を適用している。

２　土地収用制度

公共事業のために土地を取得しなければならない場合に、土地収用法により、権利者の意思に関わりなく土地を取得する土地収用制度が設けられている。制度の概要は以下のとおりである。

① 事業認定申請に際して、起業者は事前説明会を開催し関係権利者等に事業内容について周知を図ることが義務付けられている。

② 事業認定等の告示（収用手続が保留されているときは、手続開始の告示）の時点で土地の価格が固定される。

③ 権利者に対し、上記告示があったことにより発生する権利・義務を周知させるための措置がとられる。

④ 土地価格の固定に伴い、土地所有者・借地人などに、支払請求・裁決申請請求権が発生する。

⑤ 起業者は裁決申請を行うことができる。また、起業者、土地所有者及び関係権利者は明渡裁決の申立てを行うことができる。

⑥ 裁決による明渡期限が過ぎた後、物件の移転、土地の引渡などの義務が履行されない場合には、行政代執行法による代執行の手続をとることができる。

具体的な収用手続は、事業認定の告示（都市計画法で土地収用法が適用される場合を含む。）から始まり、土地・物件調書の作成、裁決申請、明渡裁決の申立て、意見書の提出、収用委員会での審理、裁決等その内容は多岐にわたっている。

令和７年度の事業施行箇所は、道路305、河川24、公園51、計380か所に及び、そのうち、収用手続が開始（都市計画事業による手続保留がされていないものを含む。）されている箇所は、231か所（総事業箇所の約61%）に達している。

いずれの事業箇所も、できる限り相手方の同意を得て、任意契約による用地取得に努めているが、前記１①～④等の要因により任意契約による解決が見込めない場合は収用制度を適用している。過去３年間における収用事件取扱件数は**第５・５表**（P.147）のとおりである。

また、令和４年度からの収用手続の開始されている箇所は**第５・６表**（P.147）に示すとおりである。

３　代執行の手続

(1) 代執行の請求

起業者 → 知事(財務局財産運用部長)

(2) 戒告書の発送

知事(財務局財産運用部長) → 移転義務者

移転義務者に対して物件の移転を履行するよう、行政代執行法第３条第１項の規定に基づき戒告する。

(3) 代執行令書による通知

知事(財務局財産運用部長) → 移転義務者

土地収用法第102条の２第２項及び行政代執行法第３条第２項の規定に基づき、移転すべき物件の表示、代執行を行う時期、代執行のために派遣する執行責任者及び代執行に要する費用の概算による見積額を移転義務者に通知する。

(4) 代執行の実施

収用地内の建物等移転すべき物件を解体し、これを収用地外に搬出することをもって、代執行は終了する。

なお、代執行に実際に要した費用は、移転義務者から徴収する。

第５・５表　収用事件取扱状況

項目／年度	収用事件数			主な争点の内容					処理件数（和解含む。）
	新規	継続	合計	補償金不満	権利配分	事業反対	権利者の所在不明	その他	
令和４	9	21	30	6	5	2	4	13	4
令和５	7	26	33	7	6	2	5	13	8
令和６	17	25	42	7	11	1	7	16	9
令和７（予定）	33	33	66						

（注）１　収用事件数とは、前年度からの継続事件と当該年度の新規事件の合計である。
２　「主な争点の内容」欄の「その他」の主なものは、以下の内容である。
(1) マンション等の多数権利者
(2) 移転先の確保困難
(3) 土地の境界、借地権の範囲等の紛争
(4) 権利者の折衝拒否
３　令和７年度の新規件数は、予定である。

（参考）　土地収用法第133条に基づく当事者訴訟事件数の推移

年　　度	令和４	令和５	令和６	令和７
訴訟事件数	1	0	0	0

（注）１　主な争点は補償金不満である。
２　令和７年度の事件数は、予定である。

第５・６表　収用手続開始状況

内訳／年度	新たな事業認可等		継続した事業認可等		計
	都市計画法上の認可・承認	土地収用法上の事業認定	手続開始	無保留	
令和４	6	0	3	224	233
令和５	9	0	0	225	234
令和６	9	0	0	212	221
令和７（予定）	5	2	0	224	231

（注）１　「手続開始」とは、手続保留によって一時停止させていた事業認可等の告示の時に生ずべき効果の一部を、手続開始の告示の時から発効させ、手続保留をしてきた起業地について、収用手続の進行を可能にする手続をいう。
２　「無保留」とは、事業認可等の申請時に収用の手続保留をせず、事業認可等の告示日から収用手続の進行が可能なものをいう。

第６　生活再建支援制度

用地部管理課

１　概　　要

用地取得の実施によって、関係権利者は生活環境の変化や、生活基盤の転換を余儀なくされる場合が少なくない。

このような場合、関係権利者が生活再建を図るのに際して、移転先の土地・建物の取得が難しい、再建計画に対する資金が不足する、従前のような低家賃の借家・アパートが少ないなどの課題が生じる。これらは、用地取得の円滑な推進を阻害する要因となっている。

そこで、権利者の生活再建の自主的努力を、可能な限り側面から支援するため、「貸付金制度」、「公営住宅あっせん制度」、「代替地制度」を設けている。

２　貸付金制度

関係権利者が、従前の生活基盤の回復を図る場合に、補償金のみでは資金不足を来すとき、低利・長期の資金貸付を行うことにより、自主的移転を支援している。

なお、貸付決定者は、貸付契約の締結時に１名以上の連帯保証人をたてることとしている。

過去３年間の貸付実績は**第５・７表**のとおりである。

第５・７表　貸付金貸付実績

年度	件数	金額(千円)
R４	1	7,500
R５	3	71,000
R６	1	6,000

債権現在高（令和７年３月31日現在）779百万円

(1) 令和７年度貸付金予算額

155,000千円

(2) 貸付の対象となる事業

東京都知事若しくは東京都が施行又は施行を委託している公共事業のうち、道路・河川・公園等の事業。

(3) 貸付の対象となる者

次の要件を全て備えていること。

① 貸付の対象となる事業施行区域内の移転補償契約の対象者であること。

② 原則として補償契約を締結した日から１年を経過していないこと。

③ 移転資金の調達が困難と認められること。

④ 貸付金の返済能力が十分であること。

(4) 貸付額

① 補償金総額（営業補償及び家賃減収補償等を除く）の２分の１以内で、最高限度額は、3,000万円（ただし、担保物件の担保価値の範囲内）。

② 前記 ①による額が、500万円に満たないときは、500万円まで増額できる。

③ 前記 ①、②による貸付金では移転が特に困難と認められるときに限り、返済能力及び担保価値の範囲内で、1,000万円まで加算できる。

④ 借家人等で担保物件を提供できない場合は物的担保の提供を免除することができ、その場合は500万円を限度とする。

(5) 貸付条件

① 利　　率：年利1.6％（令和７年度）
ただし、特定整備路線の整備に伴い移転等が必要となった方に、貸し付ける場合は、年利0.149％（令和７年度）

② 償還期限：２年間据え置き後、償還能力に応じ、物的担保がある貸付の場合は５年・10年・15年・20年、物的担保の提供を免除した貸付の場合は５年・10年、各々いずれかで設定

③ 償還方法：元利均等半年賦償還、若しくは元利均等月賦償還、又はこれらの併用による償還

④ 担　　保：土地・建物に第一順位の抵当権及び火災保険金請求権に第一順位の質権を設定（物的担保）。連帯保証人は１名または２名（人的担保）。

(6) 貸付金の徴収

貸付金の返済は、前記のとおり定められた償還期限及び償還方法により行われている。

しかし、社会経済状況の変化（景気低迷、高齢化等）により、返済が困難となっている者もいる。

都は、平成15年度から貸付金の徴収業務を全国の自治体で初めて、民間の債権回収会社に委託している。委託では、滞納が高額な者を中心に、担保物件の任意売却を求める一方、連帯保証人への催告を強化している。また、任意交渉では返済が困難な者、資力的に返済が困難な者については、担保物件に対する競売申立てを実施している。

3　公営住宅あっせん制度

移転先の選定が困難である次のような場合、公営住宅への入居あっせんを行っている。なお、都営住宅に関しては、入居資格（収入制限）により比較的所得の低い層が対象となっており、住宅政策本部から公共事業のための割当てを受けてあっせんしている。

① 低家賃の借家・アパートなどの居住者で、家族数が多く、これに比較して収入が少ない場合
② 高齢者・障害者世帯などで、将来にわたって収入の増加が見込めず、住居費の負担増に耐えられない場合
③ 家族数の割に居室が狭いなど、環境の悪いアパートの居住者が、公共事業による移転を契機に、より良質な公社住宅等へ入居を希望する場合

（公営住宅法・同法施行令・東京都営住宅条例）
（**第５・８表**）

第５・８表　公営住宅のあっせん状況

年度	単身用	世帯用	計
R４	17	5	22
R５	29	6	35
R６	20	3	23

4　代替地制度

(1) 予算

令和７年度の取得予算（宅地造成費等を含む）は、７億8,700万円を計上している。なお、過去３年間の代替地の取得及び売払いの状況は、**第５・９表**のとおりである(公共事業の施行に伴う代替地の売払に関する規則）。

(2) 取得・売払

関係権利者が、他へ移転先を求める必要がある場合、移転先地の取得が困難なことがある。

そこで、関係権利者が自主的努力を重ねたにもかかわらず、どうしても移転先地の入手ができなかった場合に、都が代替地を取得して売払う代替地提供制度を設けている。代替地に対する要望は、従来から強く、さらに近年では、将来の生活再建に不安をもつ関係権利者が多く、要望は一層強くなってきている。

平成12年度以降は、原則として売払予定者のある代替地のみを取得することとし、現在保有の代替地の売払いに努めている。また、公有地や用地取得に伴い発生する残地をはじめ事業施行地近隣の土地を積極的に取得するなど、多角的な取組により代替地の確保を推進していく。

なお、上記のような関係権利者とは別に、農地の所有者等を中心に、生産緑地などの営農を目的として代替地を要望する声も一部に根強い。これらの要望に対しては、三者契約方式により、できる限り対応することとしている。

第５・９表　代替地の取得及び売払状況

区　分	令　和　４　年　度	令　和　５　年　度	令　和　６　年　度
取　　得	（０件　　０㎡） １件　196.04㎡ 83,906千円	（１件　389.03㎡） １件　97.10㎡ 99,291千円	（３件　821.15㎡） ４件　1,849.66㎡ 324,008千円
売　　払	（１件　357.74㎡） ３件　146.67㎡ 71,782千円	（０件　０㎡） ２件　264.55㎡ 140,647千円	（０件　０㎡） ７件　1076.38㎡ 1,911,006千円

注１　（　）は無償による取得又は譲与、所管換で外書きである。
　２　取得額には管理費（宅地造成費等）は含まない。

(3) 一時貸付

事業用代替地という性格上、事業の関係権利者から買い受けの申込があれば対応できる状態でなければならない。しかし、事業執行上及び財産管理上支障のない代替地については、都有地利活用の観点から一時貸付を行っている。（**第５・10表**）

第５・10表　事業用代替地の一時貸付収入状況

区　　分	R４年度	R５年度	R６年度
予算額（歳入）	千円 16,602	千円 17,344	千円 17,657
決　算　額	千円 19,540	千円 20,246	千円 20,613
件　　数	件 13	件 14	件 21
面　　積	㎡ 2,520.13	㎡ 2,948.63	㎡ 2,867.17

注１）　面積は延べ面積である。

(4) 不動産情報の提供

関係権利者の移転先については、土地に加えて、新築・中古の建物付き物件や賃貸物件の需要も多い。これらの移転先選定を支援するため、最新かつ広範な市中の不動産物件情報を業者との契約によりオンラインで都が入手し、関係権利者に提供する情報サービスも実施している。

第１　公有財産の管理‥‥‥‥‥‥　(153)
第２　建設工事統計調査等‥‥‥‥‥　(156)
第３　技術管理‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　(157)
第４　災害対策の取組‥‥‥‥‥‥‥　(159)
第５　サイバーセキュリティ対策の取組（160)
第６　広報・広聴活動‥‥‥‥‥‥‥　(160)
第７　人材育成の取組‥‥‥‥‥‥‥　(162)

総　　務

第１　公有財産の管理

総務部用度課

１　公有財産の管理

公有財産は公用または公共用に供する行政財産とそれ以外の普通財産に分類される。

建設局所管の行政財産としては道路・公園等の事業用地及び庁舎等の建物、工作物等がある。また、普通財産としては建設局所管事業に係る関係人に対する生活再建対策等としての代替地及び行政財産を用途廃止したことによって生じた土地、建物等がある。

これらの建設局所管公有財産については東京都公有財産規則（以下「規則」という。）及び建設局所管公有財産管理要綱（以下「要綱」という。）等により、適正かつ効率的な管理に努めている。

２　公有財産現在額

建設局所管公有財産は規則及び要綱に基づき個々に公有財産台帳を備え付け、変動のあるたびに補正をして、現状の把握を行っている。

そして、これらの台帳に基づいて９月末及び３月末の異動状況等を会計管理局長に報告している。

令和７年３月末の現在数量は、土地約2,456ha、建物約321,133㎡等である。（**第７・１表**）

これらの公有財産は、公有財産台帳の電子化に伴い、平成18年４月より財産情報システムにより管理している。

なお、道路の用に供し、または供するものと決定した土地、施設または工作物及び道路の付属物については、規則第22条の規定により、第７・１表に含まれていない。

第７・１表　公有財産台帳現在額

種類	分類	令和7.3.31現在		令和6.3.31現在		増△減	
		数量(㎡)	価格(千円)	数量(㎡)	価格(千円)	数量(㎡)	価格(千円)
土地	行政財産	24,517,320.26	2,815,654,678	24,835,764.75	2,581,908,509	△318,444.49	233,746,169
	普通財産	45,008.52	14,780,809	42,701.20	14,310,124	2,307.32	470,685
	計	24,562,328.78	2,830,435,487	24,878,465.95	2,596,218,633	△316,137.17	234,216,854
建物	行政財産	316,806.67	44,479,188	314,355.33	43,010,101	2,451.34	1,469,087
	普通財産	4,326.03	10,788	2,187.77	6,836	2,138.26	3,952
	計	321,132.70	44,489,976	316,543.10	43,016,937	4,589.60	1,473,039
工作物	行政財産		45,976,475		45,128,748		847,727
	普通財産		38,181		60,128		△21,947
	計		46,014,656		45,188,876		825,780
立木	行政財産						
	普通財産						
	計						
船舶	行政財産	3隻	119,880	3隻	137,005	0	△17,125
	普通財産	3隻	0	3隻	0	0	0
	計	6隻	119,880	6隻	137,005	0	△17,125
浮さん橋	行政財産						
地上権等	行政財産		79,630		79,630		0
特許権等	普通財産		417,606		417,606		0
株券等	普通財産						
出資による権利	普通財産		1,732,000		1,732,000		0
合計	行政財産		2,906,309,851		2,670,263,993		236,045,858
	普通財産		16,979,384		16,526,694		452,690
	計		2,923,289,235		2,686,790,687		236,498,548

３　公有財産の使用許可・貸付

建設局所管公有財産のうち、行政財産については、規則第29条及び第29条の２の規定により、その用途、目的を妨げない限度において、これを貸付または使用許可することができる。

また、普通財産については、地方自治法第238条の５第１項の規定によりこれを貸し付けている。

令和６年度に使用許可または貸し付けたものの主な使用目的は、土地については、上下水道管の地下埋設及び駐車場等の公共用施設ならびに電気・ガス等の公益事業施設等221件、また、建物については、職員の福利厚生のための飲料水自動販売機等27件である。

４　公拡法等に基づく土地の買取り

「公有地の拡大の推進に関する法律」いわゆる公拡法及び「生産緑地法」に基づき、都市整備局及び財務局から照会のある土地の買取希望を調整している。

令和６年度の買取希望は３件である。

第７・２表　公拡法等に基づく土地の買取り

（令和６年度）

法律	主管局	種別	買取希望（件）				計
			無	有			
				成立	交渉中	不成立	
公拡法	都市整備局	届出	440				440
		申出	25				25
	財務局	届出	33				33
		申出	10	2	1		13
生産緑地	財務局	申出	159				159
計			667	2	1		670

５　財産の有効活用と適正管理

公有財産管理は、公有財産台帳の整備保管及び土地境界標、防護柵設置等の財産保全を中心に行われてきたが、行政需要の多様化に伴い、土地及び建物の多角的利用や事業予定地等の開放を図るなど、公有財産の効率的運用に努めている。

(1) 事業残地等の処分

局所管公有財産のうち、各事業の実施に伴い発生する事業残地等については、局内各事業間での有効活用を図り、その利用のない場合には処理対象財産として財務局に引継手続を行っている。

(2) 土地・建物の多角的利用

建設局所管の庁舎は、14事務所及び各事務所所属の所・工区あわせて58か所あり、都内全域に配備されている。建設局における事務所庁舎等の新設及び改築に際し、局内部はもとより、他局所管の財産を相互に調整した（例えば、都営住宅との共同使用や局内外の複数の事務所による合同庁舎）敷地及び建物は９か所である。（**第７・３表**、P. 155）

(3) 財産の利活用・適正化

建設局では、事業着手までに保有している用地を活用し、道路交通の円滑化、地域景観の向上、地域サービスの向上を図るため、平成７年度に未利用地の活用方針、平成13年度にその運用方針を定めた。

所管する事業予定地、残地等の利活用を推進するため、平成16年度から建設局「はぎれ地」活用推進会議を設置し、未利用財産の実態調査、利活用方針を策定のうえ、平成20年度までに計11回の会議を開催した。また、主に戦中戦後の混乱期に占拠された財産等について、「建設局財産等適正化推進委員会」を設置し処理方針等の検証を行い、関係人との協議及び是正指導など、適正化の推進を図ってきた。

平成21年からは、これら両会議を統合し、「建設局財産利活用等推進会議」を開催し、未利用地財産等の利活用に向けた取組を行い、平成23年から、所管する財産の適正化に向けた処理並びに利活用の推進を目的として「建設局管理不適正財産等調整会議」を開催している。

全庁的な取組として、「都有地活用推進本部」（事務局は財務局）において、保育所敷地等の整備をはじめ、都と区市町村が連携して取り組む広域的行政課題、区市町村が抱える地域固有の行政課題の解決のために提供可能な都有地を洗い出す調査を定期的に行っており、建設局では、令和６年度末現在、12箇所の土地を利活用可能として情報提供している。

第７・３表　土地・建物の多角的利用状況

（令和７年８月31日現在）

名称	所在地	敷地の所管及び面積（㎡）	施設内容		建築年月日
			事務室の所管及び面積（㎡）	他の施設の面積（㎡）	
第一建設事務所庁舎	中央区明石町２－４	建設局 1,920.13	建設局 2,961.64	都営住宅82戸 4,108.50	S47.10. 1
第二建設事務所 品川区総合庁舎	品川区広町 ２－１－36	品川区 6,995.20 建設局 1,774.58	建設局 2,841.77	品川区役所その他 25,725.66	S43. 5. 9
第三建設事務所 中野区合同庁舎	中野区中野 ４－11－19	中野区 7,733.31 建設局 824.07	建設局 2,402.63	中野区役所 22,536.25	R 6. 2.29
第四建設事務所庁舎	豊島区南大塚 ２－36－２	住宅政策本部 6,908.40	建設局 2,685.07	豊島区・都営住宅その他 31,762.31	S50. 3. 3
第五建設事務所 江東治水事務所 合同庁舎	葛飾区東新小岩 １－14－11	建設局 3,423.00	建設局 5,479.01	都営住宅78戸 3,858.24	R元. 6.21
第六建設事務所庁舎	足立区千住東 ２－10－10	住宅政策本部 3,924.33	建設局 3,913.64	都営住宅38戸 2,649.11	S51. 3. 5
南多摩西部建設事務所 都立多摩産業交流センター 東京都八王子合同庁舎 八王子市保健所	八王子市明神町 ３－19－２	産業労働局 10,499.18	産業労働局 2,276.15	産業労働局その他 17,879.44	R 4. 2.28
北多摩北部建設事務所庁舎	立川市柴崎町 2－15－19	住宅政策本部 8,428.93	建設局 4,889.50	都営住宅 77戸 6,366.26	H 7. 5.15
南多摩東部建設事務所 東京都町田合同庁舎	町田市中町 １－31－12	建設局 2,324.90	建設局 4,223.41	主税局 377.82	S60. 2.25
計	９か所	建設局 10,266.68 他局・区 44,489.35	建設局 29,396.67 他局 2,276.15		

６　建設局所管公有地等の境界確認・確定事務

建設局は所管する道路・河川に関する公有地及び国土交通省（旧建設省）所管国有地に隣接する土地所有者からの申出に基づき、土地境界確認・確定事務を行っている。

土地境界確認・確定事務は、資料収集（各財産管理者・公物管理者及び各関係局・区市町村に資料依頼・立会い依頼の日時設定等）に一定の期間を要し、更に土地の細分化や開発行為による地形地物の変化等による現地と資料との不一致、財産管理者・公物管理者及び申出者（実務取扱者）との調整等で申出から境界確認・確定まで数か月の期間を要している。

なお、平成20年度より、境界確認・確定の申出、土地境界図等の閲覧・証明事務は、各建設事務所管理課で行っている。

７　国有財産管理事務

平成19年４月より、これまで財務局財産運用部管理課で所管していた国土交通省所管の国有財産管理事務のうち、建設局所管事業に係わる事務が移管された。

８　公物の設置管理瑕疵及び工事に起因する事故処理

道路・公園・河川等の公物の設置・管理及び工事施行にあたっては、各部（所）において安全確保に鋭意努力を重ねているところである。

しかしながら、万一、公物の設置・管理瑕疵による事故、あるいは事業執行の過程における紛争等により損害賠償の問題が生じた場合は、速やかに的確な情報を収集し、円滑な解決を図る。

また、建設局施行の工事に起因する家屋等の損傷事故については、昭和57年４月に「建設局施行の工事に伴う家屋等損傷事故損害賠償額算定基準・同実施細目」を制定し、損害賠償事務の適正な運用を図っている。

なお、平成元年８月１日より、上記工事に起因する事故で、１件当りの賠償額が 100万円未満のものについては、総務局より決定権限の委譲が行われ、平成12年４月１日には、総務部より各所に決定権限の委譲が行われた。

工事に起因する事故で、令和６年度中に局が賠償額を決定した件数は29件、額は4,888,190円である。（**第７・４表**）

第７・４表　工事に起因する事故で局が賠償額を決定した件数・額

（令和６年度）

区　　分	件　　数（件）	金　　額（円）
道路整備	1	183,700
公園整備	0	0
河川整備	28	4,704,490
合　　計	29	4,888,190

第２　建設工事統計調査等

総務部用度課

建設工事統計調査は、統計法第２条４項３号に基づき、基幹統計に指定されている。

１　調査目的

建設業の実態・建設活動の内容、建設工事の受注動向等を明らかにし、各種経済・社会施策、建設行政等に資することを目的としている。

２　調査対象

東京都に主たる事業所を置く建設業者を調査対象とし、国土交通省が調査種類毎に資本金階層別及び業種別等を基に抽出する。（標本調査）

３　調査種類

(1) 建設工事受注動態統計調査　　月次調査
(2) 建設工事施工統計調査　　年次調査

４　調査方法

建設工事統計調査は、統計法施行令第４条により都が行う第一号法定受託事務に位置づけられており、都は国土交通省との連絡調整を図りながら、調査票の配布・取集・報告等を行っている。

また、令和６年度までは、調査票の配布・取集等による調査を行っていたが、令和７年度から、原則として国のシステムを利用した調査方法に変更となっている。

５　その他調査（国土交通省関係）

公共事業工事費投入調査　　５年毎調査

第３　技　術　管　理

総務部技術管理課、企画課

厳しい財政状況を背景に、受注をめぐる価格競争が激化し、低価格入札や不良工事の発生による公共工事の品質低下に関する懸念などから、「品確法」（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が平成17年４月に施行され、公共工事の品質確保について、価格及び技術力などを総合的に評価した契約を活用することとなった。

また、公共事業には、最近の著しい技術革新や関係法令の改正に適切に対応し、安全施工や環境保全のためのリサイクル推進等の社会的な要請に応え、良好な社会資本を形成していく責務がある。

さらに、令和６年４月から建設業においても時間外労働の上限規制が適用されたことも踏まえ、引き続き適正な工期設定等による働き方改革への対応や情報通信技術の活用等による生産性向上への取組、担い手の育成・確保など、様々な施策を広く講じる必要性があることから、技術管理業務の果たす役割はより一層重要なものとなっている。

１　工事の設計・施工等に関する基準類の整備等

総務部技術管理課

技術管理に係る連絡調整及び東京都工事施行規程に基づき、設計・積算・施工管理等に関する基準類の整備を行っている。

特に、積算基準は、技術の進歩や施工形態の変化等に適切に対応するため、国と連携して施工合理化調査を毎年実施し、これに基づき歩掛りを改定している。

また、他の基準類についても局内に技術管理委員会を設置し、国・各局等の動向や事務所の意見を踏まえた基準類の改定を行うとともに、適切な運用に向けた支援や指導に努めている。

２　工事安全対策の推進

総務部技術管理課

建設工事の大型化や複雑化に加え、公共工事への社会的関心の高まりなどから、工事現場における安全性の確保が従来にも増して求められている。

建設局では、事故の未然防止や類似事故の再発防止を図るため、「建設局工事安全対策委員会」を設置し、工事安全についての意識の向上、工事事故撲滅に向けた重点目標の設定及び工事安全パトロールの実施など、局事業の工事安全対策に取り組んでいる。

３　建設副産物対策の推進

総務部技術管理課

都市基盤施設の整備や更新等に伴い大量の建設副産物（建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コントリート塊、建設泥土等）が発生している。その多くは資材として再利用が可能なものである。また、PCB廃棄物やアスベスト含有建材など、有害な廃棄物の取扱いについて、関係法令等の最新情報を提供するとともに、適正な管理と処理に向けた支援や指導を行っている。資源の有効な活用を図り、生活環境の保全に資するため、「発生抑制」や「再使用及び再利用の促進」、「適正処理の徹底」等の建設副産物対策を各局と連携し推進している。

４　優良工事等の公表

総務部技術管理課

建設局では、受注者又は受託者の施行意欲を喚起し、もって局事業の円滑な推進に資することを目的として、局が施行する工事又は委託（以下、「工事等」という。）のうち、成績が特に優良な工事等を公表（工事・委託件名、受注者・受託者名、現場代理人名(委託は代理人名)、主任技術者名、監理技術者名等）し、表彰を行っている。

令和２年度からは、建設業の担い手確保や大規模災害からの復旧等の取組を評価する表彰制度、令和６年度からは成績が特に優良な工事のうち、低炭素化およびHTTの取組を推進した工事の表彰制度を創設している。

なお、これらの工事等については、工事概要、表彰理由等をホームページで公表している。

５　労務、資材単価の改定等

総務部技術管理課

労務単価については、毎年国と連携して公共事業労務費調査を実施するとともに、この結果に基づき適切かつ速やかに労務費の改定を行っている。

コンクリートや鉄筋などの主な資材単価については、市場における実勢価格の変動を調査し、各局と調整のうえ、毎月単価改定を実施している。

６　建設現場の生産性向上

総務部技術管理課、企画課

インフラ整備の担い手である建設業は、社会の

安全・安心の確保を担う地域の守り手でもあるが、技能労働者の高齢化や若手入職者の減少により、現場の生産性向上が求められている。

このため建設局では、国土交通省の取組を参考にICT建機等を活用した工事を導入し、順次工種の拡大を図っている。

令和７年度には、土工、舗装工、舗装修繕工、浚渫工、地盤改良工、法面工、土工（1,000m^3未満）、基礎工、擁壁工に加え、新たに小規模土工、橋梁上部工、橋台・橋脚工を追加した。（全12工種）

さらに、工事情報共有システムを活用した工事書類の電子化や遠隔臨場の取組により、受発注者双方の業務の効率化と負担軽減に努めているとともに、インフラ分野のDX推進に向けてBIM/CIM等の検討を進めている。

また、工事書類の削減・簡素化を推進するため、これまで書類の様式等に関する基準の改定を行い、受発注者双方の生産性向上に取り組んでいる。

７　「東京都魅力ある建設事業推進協議会」（CCI東京）

総務部技術管理課

平成４年度に建設事業のイメージアップや建設技能者の地位向上を目指して、学識経験者、国、東京都及び業界等からなる「東京都魅力ある建設事業推進協議会」（CCI東京）を設立した。

協議会では、建設事業のイメージアップに関わる事業を行っており、優れた技能をもつ熟練者を表彰する「技能者の顕彰」に加え、平成27年度からは建設事業の魅力をPRするための写真を表彰する「フォトコンテスト」を、令和２年度からは将来の担い手育成と入職促進に資するため、都内の建設工事等で活躍する若手や女性の技術者・技能者を表彰する「建設業若手・女性活躍大賞」の開催など、建設事業のより一層の魅力発信に向け取り組んでいる。

８　業務委託の活用

総務部技術管理課

局事業の執行にあたり、より一層、業務の効率化を図るとともに、工事の品質、安全を確保するため、業務委託を活用している。このうち、工事監督補助業務委託は、平成17年度より建設コンサルタンツへの試行を開始し、平成20年度から本格実施している。また、政策連携団体である公益財団法人（東京都道路整備保全公社、東京都公園協会）に対しても、平成19年度より試行を行い、平成21年度から本格実施している。

９　庁舎等の整備及び管理

総務部技術管理課

庁舎や河川施設に係る建築物は、都民サービスを確保するために重要な施設である。

令和３年度に策定された「第三次主要施設10か年維持更新計画」に基づき、老朽化した庁舎の建替及び改修を実施している。

また、河川施設に係る建築物は、長期的な維持管理に向け、予防保全計画の策定を進めている。

10　技術支援の取組及び技術情報の蓄積・提供

総務部技術管理課

局事業における、計画、設計、施工、維持管理までの各段階で直面する技術上の課題に対し、直接サポートして解決策を見出す技術支援を業務の柱のひとつとしており、現場と直結した技術支援として、事業実施部署の円滑、かつ確実な事業執行を支えている。技術支援は、建設局内のみならず他局、区市町村からの土木技術に関する相談等の要請に応えている。

また、都市基盤の整備や維持管理等の施策を進めていくなかで、様々な課題に対応していく必要があることから、計画的・継続的に調査・開発を進めている。

さらに、地盤情報、河川水位・流量や地下水位などの観測及び水準測量や公共基準点の管理等を継続して行ってきており、得られた数値情報や解析結果をホームページで公表するなど、多方面に提供している。

加えて、技術の継承と各部所が蓄積してきた各種技術資料を効率的に活用し、事業執行に役立てることを目的として、土木技術情報ライブラリーを開設している。

なお、技術支援及び技術情報の蓄積・提供に係る事務の一部は、公益財団法人東京都道路整備保全公社に業務委託を行い、連携して取り組んでいる。

11　新技術の評価選定と活用

総務部技術管理課

コスト縮減、安全安心の確保、環境に配慮したエコ材料の活用など建設行政の効率的効果的な推進を図るためには、民間で新たに開発された優れた新材料や新工法などの積極的な活用を図ることが重要である。

このため、開発者等から提案された新技術については、ニーズや経済性、安全性、施工性、新規性、独自性、生産性の向上等の視点から、新技術評価選定会議において選定し、局事業への活用を周知するなどの取組を行っている。

また、新技術情報データベースを公開し、局内外に情報を提供している。

第４　災害対策の取組

総務部企画課、職員課

建設局は、道路、公園、河川などの整備と維持管理を担っており、災害時にこれら施設への被害を最小限にとどめ、都民の安全・安心を確保することが重要な課題となっている。

令和６年度、令和７年度の主な災害対策の取組は以下のとおりである。

１　訓練の実施

総務部企画課

(1) 東京都総合防災訓練への参加

東京都総合防災訓練は、震災時における防災活動を円滑に行うため、訓練を通して災害対応の習熟を図るとともに、都民・区市町村及び関係機関との協力体制の確立を目的に実施するものである。

令和６年度は、東京都が九都県市合同防災訓練の幹事都市となり、板橋区と合同で行政及び各防災機関の実践的な訓練を実施して、都全体の災害対応能力を向上させるとともに、都民の積極的な参加等を通じ、その防災意識の向上を図ることを目的とし、建設局は道路障害物除去訓練、災害対策に関するパネル展示などへ参加した。

令和７年度は、８月29日（金）、８月31日（日）に羽村市・日の出町と合同で実施する。

(2) 建設局初動対応訓練の実施

災害発生直後における職員の参集・情報連絡などの災害対応力向上を図るため、毎年、局独自の初動対応訓練を実施している。

訓練内容としては、災害発生直後を想定し、職員の徒歩参集、局及び事務所災害対策本部開設、業務用MCA無線やWeb会議システム等を使用した情報連絡、現場への点検出動等を実施するものである。

令和７年度は、２月頃実施する予定である。

(3) 定期通信訓練の実施

建設局では、災害が発生し、又は災害の発生する恐れがある場合に迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図ることを目的に、本庁各部及び事務所において、毎月MCA無線機の通信訓練を実施している。また、本庁各部・事務所・協力団体・東京都道路整備保全公社間においても、隔月でMCA無線機の訓練を実施している。

(4) その他の局内訓練の実施

建設局では、その他の訓練として災害対策本部開設訓練や発電機操作訓練、車両移動訓練など、年間を通して実践的な訓練を行い、実施結果の検証や訓練内容の見直しを持続的に行うことで災害対応力の強化を図っている。

２　被災地の支援

総務部職員課

建設局では、平成23年３月11日の東日本大震災発災後、被災地に職員を派遣して、いち早く各県の要望を把握するとともに現地事務所の開設準備を行い、一方で、震災犠牲者の火葬協力等を実施した。

また、これまで培ってきたノウハウと人材を活用して被災地の災害復旧業務を長期的に支援するため、平成23年度から令和５年度までに宮城県・岩手県・福島県の東北３県のほか、熊本県、倉敷市、愛媛県、君津市及び北海道に延159名の技術職員及び事務職員を派遣した。

令和６年度からは、令和６年１月１日の能登半島地震及び令和６年７月25日の山形県大雨災害発災後、復旧・復興対策のため、石川県、輪島市及び山形県へ職員の派遣を行っている。

建設局は、上記のとおり被災地の復旧・復興を支援する一方、大震災の教訓を活かし、安全・安心な高度防災都市東京の実現を目指していく。

第５　サイバーセキュリティ対策の取組

総務部企画課

世界的にサイバー攻撃による脅威が高まっている。情報流出等の発生は業務の円滑な遂行を妨げるだけでなく、都民サービスへの影響も大きく、サイバーセキュリティ対策の重要性は増している。

こうした中、DXを梃子とした働き方改革や生産性の向上を着実に推進するには、情報資産の安全を確保するためのサイバーセキュリティ対策が必要不可欠である。

１　概要

建設局では、東京都サイバーセキュリティポリシーを遵守し、東京都CSIRT（デジタルサービス局総務部情報セキュリティ課）と連携して、組織的・人的・技術的なサイバーセキュリティ対策に取り組んでいる。さらに、個人情報漏えい等の事故を防止するため、建設局サイバーセキュリティ安全管理措置を策定し、IT機器の活用ルールを徹底するなどセキュリティ対策に取り組んでいる。

２　研修・監査等の実施

令和７年度も引き続き、研修計画に基づくサイバーセキュリティ研修を実施し、職員の情報セキュリティに対するリテラシーの向上を図っていく。

また、セキュリティ監査計画に基づく内部監査、外部監査及びリスク評価等を実施し、情報セキュリティ事故の撲滅に向けた情報資産の適正な管理と情報セキュリティ対策の強化・徹底を進めていく。

さらに、訓練実施計画に基づく非常時訓練を実施し、事故などの非常時におけるシステム障害等への対応を検証することで、危機管理の充実を図っていく。

第６　広　報・広　聴　活　動

総務部総務課

１　概　　要

都民本位の都政、都民に密着した都政を目指し、都民の理解と協力を得ながら、局事業を円滑に推進するために広報・広聴活動は不可欠である。

「伝わる広報」を念頭に、様々な機会と媒体を活用し、都民目線での情報発信を推進することで都民等への訴求効果を高めていく。

(1) 局事業の広報

建設局は災害に強く快適で住みよい都市の実現を目指し、都市基盤の整備に努めている。事業の内容、効果等のPRにあたっては、伝わる広報を念頭に戦略的かつ効果的な広報を展開することで、事業に対する都民の理解を高め、事業の円滑な推進を図っている。

また、建設局が管理する公園、河川、道路橋梁などの施設は、観光資源としても魅力のある施設であり、都民が親しみを持てるよう、広報活動を積極的に行っている。

(2) 建設局都民の声窓口

「身近でわかりやすい都政」を実現するため、職員一人ひとりが苦情、要望等を聴き、都政に反映する窓口となることを目指し、「建設局都民の声窓口」を平成９年９月１日に開設した。

２　報道機関に対する情報提供によるPR

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して「報道発表」あるいは「お知らせ」の形で、局関係事務事業についての情報提供を行い、広く都民に対するPRに努めている。なお、政策企画局が所管する都の自主媒体（テレビ・ラジオの提供番組、広報東京都など）も積極的に利用しPRに努めている。

令和６年度中に行った報道機関に対する発表件数は319件であった。内訳は**第７・５表**のとおりである。

第７・５表　報道発表件数

（単位：件）

区分／年度	道路		公園・庭園・霊園・動物園等	河川		その他	計
	一般	通行止め		一般	水防本部		
令和６年度	31	24	124	50	67	23	319

３　建設局の自主媒体によるPR

(1)「建設局ホームページ」

ホームページによる情報提供により、都民等が「いつでも」「どこでも」情報に接することができ、このような即時性・利便性のある広報活動を通して、行政サービスの向上を目指している。

提供内容は、局の組織や事業の紹介、報道発表、公園・動物園などのイベント情報、申請様式のダウンロードサービス、都道の通行止め情報、水防情報、Web版「東京のまちづくり」等となっている。

平成17年度には全事務所のホームページを開設し、個別の工事の概要やイベントの案内など、より地域に密着した情報の提供を行っている。

建設局ホームページアドレス

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/

(2)「東京都建設局SNS」

情報発信をより一層強化するため、平成25年11月から、Facebookの公式アカウントを取得し、報道発表を中心に、都民生活に密接に関連する情報や、集客を目的とするイベント等の情報など、様々な都政情報をタイムリーに発信している。X（旧Twitter）に関しては、平成24年12月から、局独自のアカウント（@tocho_kensetsu）を運用していたが、令和５年２月に、都全体でアカウントの再編が行われた。再編後は、主に、「東京都インフラ・まちづくり（@tocho_kouwan）」にて情報を発信している。また、Youtubeに関しても、令和４年10月から、東京都建設局公式チャンネルを開設し、東京都建設局及び関係団体の事業に関する動画を配信し、情報を発信している。

(3)「建設局概要～未来を創ろう　みち・水・緑～」

建設局事業に対し、より一層の理解と協力を得るため、昭和62年度から局事業概要のダイジェスト版を発行している。

写真、イラスト、図表等を多く取り入れ、広範な局の事業を分かりやすくコンパクトに編集した内容となっている。局概要は、住民説明会等で活用するほか、区市町村、図書館等にも配布している。また、令和４年度までは隔年、令和５年度からは毎年度、英語版の作成も行っており、海外からの視察団等に配布を行っている。

(4)「東京のまちづくり（建設局ニュース）」

広範な局の事業を都民に分かりやすく紹介し、事業への理解と協力を得るため、タイムリーな情報、主要な事業の特集、イベント情報等を幅広い層に理解してもらえるように、昭和62年３月から都民向けに広報紙を発行している。

都民にとってより身近な広報紙として、年６回（隔月）発行しており、都立公園、区市町村、図書館等で配布している。また、建設局ホームページにWEB版を公開しており、電子媒体でも広く都民にアピールしている。

(5) パンフレット、チラシ等

土木工事など事業の実施に際しては、騒音や振動の発生、あるいは交通規制など地元住民の生活に支障を及ぼすおそれがあるため、事業目的、工事内容、区域、期間などを掲載したパンフレット等を作成・配布し、地元住民の理解と協力を得ながら事業を進めるよう努めている。

(6) 職員報「けんせつ局報」の発行

事務事業の複雑化や都民ニーズの多様化の中で事業を効率的かつ迅速に行うには、局内職員間相互の意思疎通が不可欠である。

職員間のコミュニケーションを密にし、局が一丸となって事業の推進にあたるため、昭和39年度から職員報「けんせつ局報」を発行している。

平成15年度から、TAIMS個人端末が各職員に配置されたことに合わせ、局報を紙媒体から電子媒体に移行し、カラー写真やイラストを多用することで、より分かりやすいものとしている。

原則、毎月１回発行することとし、イベント情報や緊急な課題については、臨時号を随時発行している。

４　苦情、要望等への対応

令和６年度中に建設局都民の声窓口へ寄せられた苦情、要望等は、3,249件で、内訳は**第７・６表**のとおりである。

内容は、局事業全般にわたっているが、公園事業と道路事業に関するものが多く、特に、公園施設の利用や工事に伴う騒音・振動や街路樹の管理など、都民生活に直接結びつくものが寄せられている。

第７・６表　建設局都民の声窓口の処理件数

（単位：件）

区分／年度	道路	公園	河川	その他	計
令和６年度	1,046	1,597	190	416	3,249

このほか各部、各事業所にも文書や電話等による多くの苦情、要望等が寄せられている。このうち、回答可能なものについては速やかに本人あてに回答を行うなど、事業について理解と協力を求めている。

なお、局においては、「建設局都民の声推進会議」を開催し、各部・事務所で受け付けた件数や対応事例を共有するなど、組織的な対応が図られるよう努めている。（**資料第１－(11)**、P.183）

第７　人材育成の取組

総務部職員課

建設局においては、「2050東京戦略」や「TOKY0強靭化プロジェクト」で示された事業を推進していくため、事業執行の迅速化や執行力の強化を図っていかなければならない。

また、「シン・トセイＸ」で掲げられた、都民が「実感」できるサービスの質の向上を実現するため、局の構造改革を推進するとともに、職員の意識改革を図らなければならない。

こうした直面する課題を解決するためには、職員一人ひとりがプロ職員として柔軟な視点、幅広い視野、高い視座を持ちながら、高度な専門性を発揮していく必要がある。

建設局では、「現場第一主義」に立ち、技術力の継承・研鑽と専門性の育成・活用に努めるとともに、「自由闊達な議論のできる職場」を醸成し、新たな発想で自ら積極的に発言・行動することができる職員を育成するため、「建設局0JT取組方針」、「建設局技術研修実施方針」、建設局事業改革・推進戦略「人材育成手法の検討」での取組事項を踏まえ、人材育成施策の更なる展開を図っていく。

１　技術人材育成

技術職員の人材育成として技術職員の能力開発や技術力向上を目指す「技術研修」とベテラン技術者のノウハウ等を次世代に引き継ぐ「技術継承」に取り組んでいる。

技術研修では、業務及び職級に応じて構成した６つのコースの研修を実施し、局事業に即した能力開発や実務的な技術力向上を図っている。

技術継承では、平成21年度に「建設技術マイスター制度」を構築するなど、技術力の維持向上を図るとともに、これまで培ってきた知識や技術ノウハウを次世代へ継承していく取組を行っている。また、ベテラン職員の退職や職務経験の少ない若手職員の増加に対応するため、若手職員を対象に、職員に求められる知識・技術を見える化した「スキルシート」を運用し、組織内のコミュニケーションの活性化を図るとともに、組織一体となった0JTを実施している。

２　職員研修

○　総務局人事部との連携を図り、その役割分担を踏まえて、各職層に応じた研修を実施する。また、局全体の人材育成の視点に立った研修を実施する局と、各部・所の事業執行に求められる能力や人材を育成する部・所との役割分担を踏まえ、実務に即した研修を実施する。

実施に当たっては、研修項目・内容を目的のみならず緊急性や効率性等といった多面的な視点で検証し、短期間で最大の効果が発揮できる充実した研修となるよう努める。

○　公務員として身につけておくべき倫理観、人権感覚を磨くための研修を充実させるとともに、ICT・サイバーセキュリティ・個人情報保護等に関する研修を実施する。また、厳しい職場環境の中での過労やストレスから職員をケアし、組織をあげてこの問題に取り組むための研修を引き続き実施する。

○　引き続き、現場での経験・体験を通じた研修を行うとともに、職員が時間や場所にとらわれずに研修を受講できるよう、オンライン型、オンデマンド型、リーディング（eラーニング）型研修のベストミックスを図りながら、柔軟に取り組んでいく。

○　職員の研修受講環境の整備を図るため、建設局ポータルサイトのナレッジマネジメントシステムやYouTube「建設局人材育成チャンネル」を運用していく。

資　料　編

１．総務関係

(1)「2050東京戦略」予算化状況 …… (165)
(2) 令和７年度歳入歳出予算事項別財源別総括表 …… (168)
(3) 令和６年度予算・決算一覧表 …… (170)
(4) 貸借対照表 …… (172)
(5) 行政コスト計算書 …… (173)
(6) キャッシュ・フロー計算書 …… (174)
(7) 市町村土木補助 …… (175)
(8) 建設局関係目的税根拠法令一覧 …… (176)
(9) 事業種別ごとの国庫補助率と根拠法令 …… (177)
(10) 令和７年度建設局研修実施計画 …… (180)
(11) 令和６年度に寄せられた主な苦情・要望等 …… (183)

２．道路関係

(1) 東京都公道延長面積表 …… (184)
(2) 国道・都道路線別一覧表 …… (186)
(3) 東京都通称道路名一覧表 …… (212)
(4) 主要な事業（道路）の進捗状況 …… (218)
(5) 令和６年度都市計画道路事業認可年度延伸箇所調書 …… (220)
(6) 令和６年度都市計画道路事業認可箇所調書 …… (221)
(7) 令和７年度道路工事（調整結果）施工者別調書 …… (222)
(8) 東京都共同溝一覧表 …… (223)
(9) 駐車場管理事業 …… (224)
(10) 交通安全施設整備事業の年度別実績および予定 …… (225)

３．河川関係

(1) 東京都管内河川一覧表 …… (226)
(2) 河川の管理区分 …… (228)
(3) 主要な事業（河川）の進捗状況 …… (229)
(4) 調節池設置箇所別調書 …… (230)

４．公園・霊園関係

(1) 東京都立公園一覧表 …… (231)
(2) 令和７年度主要公園整備事業箇所 …… (232)
(3) 都市計画公園・緑地　事業認可一覧 …… (233)
(4) 都内街路樹等管理者別数量調書 …… (234)

資料第1-(1)「2050東京戦略」予算化状況(1)

総務部計理課
(単位:百万円)

計画事業名	事業区分	令和7年度	令和6年度
○新交通システム・都市モノレール施設の改修	道路維持・道路補修	7,025	5,787
○橋梁の予防保全型管理の推進	橋梁整備	19,684	19,994
○都道での遮熱性舗装等の推進	道路補修	5,501	5,453
○山岳道路の防災力向上	道路災害防除	2,424	1,602
○先進の通信技術を活用した道路の防災力強化	道路補修	1,158	302
○トンネルの予防保全型管理の推進	道路補修	1,529	1,515
○道路施設の予防保全型管理の推進	道路補修	989	820
○ICTを活用したインフラ維持管理の高度化	道路維持・道路補修・道路災害防除	178	356
○無電柱化の推進	交通安全施設	40,582	34,447
○自転車通行空間の整備	交通安全施設	1,193	1,358
○道路のバリアフリー化	交通安全施設	418	330
○新宿歩行者専用道の整備	交通安全施設	20	36
○交差点改良(交差点すいすいプラン)	交通安全施設	2,664	2,234
○東京ストリートヒューマン1st事業	交通安全施設	499	445
○連続立体交差事業の推進	街路整備	52,001	54,490
○木密における特定整備路線の整備推進	生活再建資金貸付・代替地購入・街路整備	39,171	45,627
○首都東京の強靭化と国際競争力の強化を図る道路の整備	道路整備・街路整備・橋梁整備	79,631	80,031
○災害に対する地域の防災力を高め都民の生命・財産を守る道路の整備	土木補助・道路整備・街路整備・橋梁整備・小笠原道路整備	13,544	12,777
○多摩地域の潜在力を引き出し活力を高める道路の整備	土木補助・道路整備・街路整備	10,949	11,004
○高齢者やだれもが安全で安心して暮らすための道路の整備	道路整備・街路整備・橋梁整備	29,702	26,345
○鉄道ネットワークの整備	街路整備	1,541	650
○首都圏三環状道路の整備促進	道路整備	90	88
○風格ある緑豊かな都市をつくる都市公園の整備	土木補助・公園管理・公園整備	18,329	30,068
○都民のいのちを守る公園・緑地の整備	公園整備・霊園葬儀所整備	2,689	2,858
○多様な生物が生息する都立公園の整備	公園整備	279	289
○世界に誇る東京の歴史と文化を伝える都立公園の再生	公園整備	4,345	3,340
○公園の自然的景観の保全・再生	公園管理・動物園管理・霊園葬儀所管理・公園整備	1,439	1,069
○世界に魅せる東京の植物園	公園整備	694	1,208
○誰もが利用しやすい公園等の整備	公園整備・動物園管理・公園整備	8,886	6,452
○だれもが遊べる児童遊具広場の整備	公園整備	1,078	1,283
○民間活力を導入した都立公園の賑わい創出	公園整備	12	1,217

資料第1-(1)「2050東京戦略」予算化状況(2)

総務部計理課
(単位:百万円)

計画事業名	事業区分	令和7年度	令和6年度
○”世界をおもてなし”する庭園の再生	公園整備	1,357	973
○世界に発信する首都東京の動物園整備	動物園整備	2,301	1,561
○ニーズを反映した墓地供給	霊園葬儀所整備	2,465	2,481
○街路樹防災機能の強化	道路補修	242	242
○街路樹の充実	道路維持	7,640	7,223
○街路樹事業へのICTの活用	道路補修	41	43
○中小河川の豪雨対策	中小河川	77,020	56,909
○東部低地帯における河川施設の耐震・耐水対策	高潮防御	24,549	23,668
○低地河川の高潮、地震対策	高潮防御	6,954	6,779
○総合的な土砂災害対策の強化	河川防災・砂防海岸・小笠原河川整備	7,704	8,127
○災害時利用に向けた防災船着場の整備	高潮防御	1,061	1,048
○河川における防災情報の発信・充実	河川維持・河川防災・中小河川	629	622
○AI等を活用した水位予測による水門等の操作支援	河川防災	0	260
○河川における戦略的維持管理の推進	河川維持・河川防災	4,094	4,810
○水辺の魅力を活かした東京の顔づくり	高潮防御	1,057	1,773
○河川・水辺空間における緑化の推進	河川環境	762	979
○魅力ある水辺空間の創出に資する水質改善	河川環境	763	834
○液状化予測図の更新	土木技術	32	24
○ポストコロナ社会における道路空間の利活用(※)	道路管理・道路補修・交通安全施設・道路整備	13	19
○災害各場面におけるドローン・ロボットの活用(※)	管理(土木管理)・道路補修・河川防災	1	4
○利用者ニーズに対応した都立葬儀所の整備	霊園葬儀所整備	3,451	3,780
○島しょ地域の海岸保全施設の整備	砂防海岸	477	563
○スポーツに親しむ快適な運動施設の整備	公園整備	780	1,082
○脱炭素化の推進	河川防災・高潮防御・公園整備	3,246	1,327
○火山災害対策の推進(※)	道路維持・砂防海岸	30	22
○TOKYO強靭化プロジェクト推進に向けた気運醸成(※)	交通安全施設	0	0
○高速道路網の整備(建設)	街路整備	141	315
○個性を生かした都立公園の創出	公園管理・公園整備	3,384	2,140
○道路・河川・公園等における危機管理体制の強化	管理(土木管理)	27	51
○未来型オフィス(本庁)のバージョンアップ【建設局】	管理(土木管理)	7	3
○用地取得事務の効率化	管理(土木管理)	62	41

(※):他計画と重複する予算額は除いてある。

資料編

資料第1-(2)　令和7年度歳入歳出

区分	令和7年度予算額	特定				
		特別交付金	分担金及負担金	使用料及手数料	国庫支出金	財産収入
10 一般会計（土木費）	656,728,000	1,262,486	12,109,361	32,437,318	42,920,041	985,445
補助	88,020,573	0	3,483,072	0	42,920,041	0
公共	39,409,073	0	3,463,072	0	19,775,191	0
交付金	48,611,500	0	20,000	0	23,144,850	0
単独	568,707,427	1,262,486	8,626,289	32,437,318	0	985,445
01 土木管理費	24,146,000	0	0	8,772	17,623	966,529
補助	17,623	0	0	0	17,623	0
公共	17,623	0	0	0	17,623	0
交付金	0	0	0	0	0	0
単独	24,128,377	0	0	8,772	0	966,529
02 道路橋梁費	404,132,000	1,262,486	11,605,293	14,909,558	32,249,300	0
補助	64,381,083	0	3,463,072	0	32,249,300	0
公共	38,757,583	0	3,463,072	0	19,420,950	0
交付金	25,623,500	0	0	0	12,828,350	0
単独	339,750,917	1,262,486	8,142,221	14,909,558	0	0
03 河川海岸費	146,030,000	0	499,717	3,669,263	8,266,638	18,855
補助	16,519,907	0	20,000	0	8,266,638	0
公共	578,907	0	0	0	309,138	0
交付金	15,941,000	0	20,000	0	7,957,500	0
単独	129,510,093	0	479,717	3,669,263	0	18,855
04 公園霊園費	82,420,000	0	4,351	13,849,725	2,386,480	61
補助	7,101,960	0	0	0	2,386,480	0
公共	54,960	0	0	0	27,480	0
交付金	7,047,000	0	0	0	2,359,000	0
単独	75,318,040	0	4,351	13,849,725	0	61
用地会計	5,501,000	0	0	0	0	0
道路事業	2,635,000	0	0	0	0	0
河川事業	162,000	0	0	0	0	0
公園事業	2,704,000	0	0	0	0	0
建設局関係計	662,229,000	1,262,486	12,109,361	32,437,318	42,920,041	985,445

資料編

予算事項別財源別総括表

総務部計理課
（単位：千円）

財源					差引	令和６年度	増（△）減
寄附金	繰入金	諸収入	都債	計	一般財源	予算額	
10,000	95,622,033	10,442,648	123,426,000	319,215,332	337,512,668	636,558,000	20,170,000
0	10,910,600	0	8,332,000	65,645,713	22,374,860	75,079,097	12,941,476
0	9,669,600	0	2,228,000	35,135,863	4,273,210	29,295,684	10,113,389
0	1,241,000	0	6,104,000	30,509,850	18,101,650	45,783,413	2,828,087
10,000	84,711,433	10,442,648	115,094,000	253,569,619	315,137,808	561,478,903	7,228,524
0	1,388,895	126,603	0	2,508,422	21,637,578	25,469,000	△1,323,000
0	0	0	0	17,623	0	16,947	676
0	0	0	0	17,623	0	16,947	676
0	0	0	0	0	0	0	0
0	1,388,895	126,603	0	2,490,799	21,637,578	25,452,053	△1,323,676
0	78,231,233	2,718,966	44,378,000	185,354,836	218,777,164	399,016,000	5,116,000
0	9,926,600	0	2,250,000	47,888,972	16,492,111	53,147,144	11,233,939
0	9,669,600	0	2,228,000	34,781,622	3,975,961	27,648,231	11,109,352
0	257,000	0	22,000	13,107,350	12,516,150	25,498,913	124,587
0	68,304,633	2,718,966	42,128,000	137,465,864	202,285,053	345,868,856	△6,117,939
0	13,200,936	1,164	68,209,000	93,865,573	52,164,427	125,442,000	20,588,000
0	984,000	0	3,753,000	13,023,638	3,496,269	15,441,006	1,078,901
0	0	0	0	309,138	269,769	1,576,506	△997,599
0	984,000	0	3,753,000	12,714,500	3,226,500	13,864,500	2,076,500
0	12,216,936	1,164	64,456,000	80,841,935	48,668,158	110,000,994	19,509,099
10,000	2,800,969	7,595,915	10,839,000	37,486,501	44,933,499	86,631,000	△4,211,000
0	0	0	2,329,000	4,715,480	2,386,480	6,474,000	627,960
0	0	0	0	27,480	27,480	54,000	960
0	0	0	2,329,000	4,688,000	2,359,000	6,420,000	627,000
10,000	2,800,969	7,595,915	8,510,000	32,771,021	42,547,019	80,157,000	△4,838,960
0	302	0	2,866,000	2,866,302	2,634,698	5,710,000	△209,000
0	302	0	0	302	※ 2,634,698	1,231,000	1,404,000
0	0	0	162,000	162,000	0	141,000	21,000
0	0	0	2,704,000	2,704,000	0	4,338,000	△1,634,000
10,000	95,622,335	10,442,648	126,292,000	322,081,634	340,147,366	642,268,000	19,961,000

※道路事業については繰越金

上段(　):決算 / 下段:予算

区分	歳出							
	当初予算額	補正予算額	継続費及繰越事業費繰越額	予備費支出及流用増減	計	特別交付金	分担金及負担金	使用料及手数料
一般会計	636,558,000	△73,632,305	31,807,463	7,733	(498,873,391)	(671,961)	(11,002,857)	(29,245,675)
					594,740,891	1,312,311	11,530,822	30,619,246
土木費	636,558,000	△73,632,305	31,807,463	0	(498,865,730)	(671,961)	(11,002,857)	(29,245,675)
					594,733,158	1,312,311	11,530,822	30,619,246
補助	75,079,097	△16,641,000	3,278,448	15,376,891	(76,513,369)	(0)	(3,658,350)	(0)
					77,093,436	0	1,781,093	0
単独	561,478,903	△56,991,305	28,529,015	△15,376,891	(422,352,361)	(671,961)	(7,344,507)	(29,245,675)
					517,639,722	1,312,311	9,749,729	30,619,246
土木管理費	25,469,000	59,552	312,878	0	(23,284,429)	(0)	(23,675)	(9,287)
					25,841,430	0	0	8,572
道路橋梁費	399,016,000	△52,610,416	14,498,500	0	(303,305,816)	(671,961)	(10,672,138)	(15,143,457)
					360,904,084	1,312,311	11,058,384	14,567,434
河川海岸費	125,442,000	△18,331,784	13,654,701	0	(97,869,735)	(0)	(222,779)	(3,706,192)
					120,764,917	0	385,833	3,645,653
公園霊園費	86,631,000	△2,749,657	3,341,384	0	(74,405,750)	(0)	(84,265)	(10,386,739)
					87,222,727	0	86,605	12,397,587
諸支出金	0	0	0	7,733	(7,661)	(0)	(0)	(0)
					7,733	0	0	0
用地会計	5,710,000	0	83,187	0	(3,050,566)	(0)	(0)	(0)
					5,793,187	0	0	0
道路事業	1,231,000	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)
					1,231,000	0	0	0
河川事業	141,000	0	3,367	0	(62,057)	(0)	(0)	(0)
					144,367	0	0	0
公園事業	4,338,000	0	79,820	0	(2,988,509)	(0)	(0)	(0)
					4,417,820	0	0	0
建設局関係計	642,268,000	△73,632,305	31,890,650	7,733	(501,923,957)	(671,961)	(11,002,857)	(29,245,675)
					600,534,078	1,312,311	11,530,822	30,619,246

予算・決算一覧表

総務部計理課

（単位：千円）

特定財源							差引一般財源
国庫支出金	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	都債	計	
(39,525,075)	(2,894,072)	(10,000)	(49,815,415)	(6,738,549)	(68,836,520)	(208,740,124)	(290,133,267)
29,906,643	1,133,590	10,000	119,721,517	6,758,932	161,022,000	362,015,061	232,725,830
(39,525,075)	(2,894,072)	(10,000)	(49,815,415)	(6,738,549)	(68,836,520)	(208,740,124)	(290,125,606)
29,906,643	1,133,590	10,000	119,721,517	6,758,932	161,022,000	362,015,061	232,718,097
(39,525,075)	(0)	(0)	(2,366,836)	(0)	(4,054,761)	(49,605,022)	(26,908,347)
29,906,643	0	0	7,701,351	0	6,434,000	45,823,087	31,270,349
(0)	(2,894,072)	(10,000)	(47,448,579)	(6,738,549)	(64,781,759)	(159,135,102)	(263,217,259)
0	1,133,590	10,000	112,020,166	6,758,932	154,588,000	316,191,974	201,447,748
(16,214)	(2,874,155)	(0)	(3,968,492)	(154,750)	(0)	(7,046,573)	(16,237,856)
16,947	1,115,339	0	6,550,622	129,615	0	7,821,095	18,020,335
(27,484,676)	(1,384)	(0)	(35,894,491)	(2,207,528)	(42,530,393)	(134,606,028)	(168,699,788)
19,099,768	0	0	89,698,696	2,123,028	88,930,000	226,789,621	134,114,463
(10,239,008)	(18,466)	(0)	(7,011,141)	(3,236)	(20,240,287)	(41,441,109)	(56,428,626)
9,008,178	18,193	0	16,886,159	1,247	51,644,000	81,589,263	39,175,654
(1,785,177)	(67)	(10,000)	(2,941,291)	(4,373,035)	(6,065,840)	(25,646,414)	(48,759,336)
1,781,750	58	10,000	6,586,040	4,505,042	20,448,000	45,815,082	41,407,645
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(7,661)
0	0	0	0	0	0	0	7,733
(0)	(2,566)	(0)	(0)	(0)	(3,048,000)	(3,050,566)	(0)
0	0	0	210	0	4,561,000	4,561,210	1,231,977
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
0	0	0	210	0	0	210	※ 1,230,790
(0)	(1,057)	(0)	(0)	(0)	(61,000)	(62,057)	(0)
0	0	0	0	0	144,000	144,000	367
(0)	(1,509)	(0)	(0)	(0)	(2,987,000)	(2,988,509)	(0)
0	0	0	0	0	4,417,000	4,417,000	820
(39,525,075)	(2,896,638)	(10,000)	(49,815,415)	(6,738,549)	(71,884,520)	(211,790,690)	(290,133,267)
29,906,643	1,133,590	10,000	119,721,727	6,758,932	165,583,000	366,576,271	233,957,807

※道路事業については繰越金

資料第１－(４) 貸借対照表

（令和7年3月31日現在）　　総務部計理課

科　　目	金額（円）	科　　目	金額（円）
資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産	778,202,173	Ⅰ　流動負債	134,323,145,013
現金預金	0	還付未済金	384,255
収入未済	663,875,962	都債	132,020,281,600
不納欠損引当金	△ 82,721,141	短期借入金	0
基金積立金	0	他会計借入金	0
財政調整基金	0	基金運用金	0
減債基金	0	その他短期借入金	0
短期貸付金	197,047,352	リース債務	0
貸倒引当金	0	未払金	0
その他流動資産	0	支払繰延	0
Ⅱ　固定資産	17,848,702,130,351	未払保証債務	0
１　行政財産	2,720,377,075,794	その他未払金	0
１　有形固定資産	2,720,297,445,846	賞与引当金	2,302,479,158
建物	44,529,289,828	その他流動負債	0
工作物	45,976,783,558	Ⅱ　固定負債	2,376,074,876,400
立木	0	都債	2,356,853,284,400
船舶	119,880,004	長期借入金	0
航空機	0	他会計借入金	0
浮標等	2	基金運用金	0
土地	2,629,671,492,454	その他長期借入金	0
２　無形固定資産	79,629,948	リース債務	0
地上権	79,629,948	退職給与引当金	19,221,592,000
その他無形固定資産	0	その他引当金	0
２　普通財産	16,329,390,359	その他固定負債	0
１　有形固定資産	15,911,784,234	預り保証金	0
建物	10,787,742	その他固定負債	0
工作物	38,181,367		
立木	0		
船舶	3		
航空機	0		
浮標等	0		
土地	15,862,815,122		
２　無形固定資産	417,606,125		
地上権	0		
その他無形固定資産	417,606,125		
３　重要物品	4,752,363,546		
４　インフラ資産	14,341,088,413,034		
１　有形固定資産	14,326,169,426,649		
建物	11,025,894,464		
工作物	1,622,755,655,598		
浮標等	0		
土地	12,692,387,876,587		
２　無形固定資産	14,918,986,385	負債の部合計	2,510,398,021,413
地上権	14,918,986,385		
その他無形固定資産	0	正味財産の部	
５　ソフトウェア	664,441,880	正味財産	15,339,082,311,111
６　リース資産	0	（うち当期正味財産増減額）	300,270,992,268
７　建設仮勘定	761,760,646,465		
８　ソフトウェア仮勘定	0		
９　投資その他の資産	3,729,799,273		
有価証券	0		
出資金及出捐金	1,732,000,000		
投資損失引当金	0		
公営企業会計出資金	0		
長期貸付金	1,795,914,727		
貸倒引当金	0		
その他債権	201,884,546		
基金積立金	0		
減債基金	0		
特定目的基金	0		
定額運用基金	0	正味財産の部合計	15,339,082,311,111
その他投資等	0		
資産の部合計	17,849,480,332,524	負債及び正味財産の部合計	17,849,480,332,524

資料編

資料第１－(５) 行政コスト計算書

自　令和6年4月　1日
至　令和7年3月31日

総務部計理課

科　　目	金額（円）
通常収支の部	
Ⅰ　行政収支の部	△ 307,901,525,093
1　行政収入	65,619,072,994
都税	0
地方消費税（清算前）	0
地方譲与税	0
地方特例交付金	0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0
税諸収入	0
国庫支出金	21,825,610,390
交通安全対策特別交付金	0
事業収入（特別会計）	0
分担金及負担金	10,790,375,250
使用料及手数料	29,286,129,719
財産収入	41,065,783
諸収入（受託事業収入）	1,870,537,575
諸収入	322,583,567
寄附金	10,000,000
繰入金	1,472,770,710
その他行政収入	0
2　行政費用	373,520,598,087
税連動経費	0
給与関係費	23,243,315,145
物件費	1,567,331,404
維持補修費	62,351,156,941
扶助費	0
補助費等（地方消費税清算金）	0
補助費等（その他）	230,626,160
投資的経費補助	42,946,028,690
投資的経費単独	171,609,812,636
投資的経費国直轄	28,801,268,604
出捐金	0
繰出金	0
減価償却費	39,002,766,174
債務保証費	0
不納欠損引当金繰入額	75,859,446
貸倒引当金繰入額	0
賞与引当金繰入額	2,302,479,158
退職給与引当金繰入額	1,389,953,729
その他引当金繰入額	0
その他行政費用	0
Ⅱ　金融収支の部	△ 24,019,503,744
1　金融収入	0
受取利息及配当金	0
2　金融費用	24,019,503,744
公債費（利子）	23,424,658,822
都債発行費	346,213,122
都債発行差金	248,631,800
他会計借入金利子等	0
通常収支差額	△ 331,921,028,837
特別収支の部	16,349,856,430
1　特別収入	17,758,580,127
固定資産売却益	1,767,695,290
その他特別収入	15,990,884,837
2　特別費用	1,408,723,697
固定資産売却損	30,857,351
固定資産除却損	425,008,919
災害復旧費	225,000
不納欠損額	55,435,855
貸倒損失	0
その他特別費用	897,196,572
当期収支差額	△ 315,571,172,407
一般財源共通調整	0
一般財源充当調整	263,370,287,129
一般会計繰入金	0
一般会計繰出金	0
再計（一般財源調整及び一般会計繰入金繰出金調整後）	△ 52,200,885,278

資料第1－(6) キャッシュ・フロー計算書

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

総務部計理課

科　　目	金額（円）
Ⅰ　行政サービス活動	
税収等	0
都税	0
地方消費税（清算前）	0
地方譲与税	0
地方特例交付金	0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0
税諸収入	0
国庫支出金等	21,825,610,390
国庫支出金	21,825,610,390
交通安全対策特別交付金	0
業務収入その他	43,634,644,584
事業収入（特別会計）	0
分担金及負担金	10,790,375,250
使用料及手数料	29,245,674,991
財産収入	41,065,783
諸収入（受託事業収入）	1,870,537,575
諸収入	204,220,275
寄附金	10,000,000
繰入金	1,472,770,710
金融収入	0
受取利息及配当金	0
税連動経費	0
税連動経費	0
行政支出	328,830,317,103
給与関係費	21,378,489,106
物件費	1,567,331,404
維持補修費	62,351,156,941
扶助費	0
補助費等（地方消費税清算金）	0
補助費等（その他）	238,287,180
投資的経費補助	42,946,028,690
投資的経費単独	171,547,755,178
投資的経費国直轄	28,801,268,604
繰出金	0
金融支出	0
公債費（利子・手数料）	0
他会計借入金利子等	0
特別支出	225,000
災害復旧事業支出	225,000
行政サービス活動収支差額	△ 263,370,287,129

科　　目	金額（円）
Ⅱ　社会資本整備等投資活動	
国庫支出金等	18,152,812,551
国庫支出金	17,699,464,810
分担金及負担金	212,481,898
繰入金等	240,865,843
財産収入	2,853,113,114
財産売払収入	2,853,113,114
基金繰入金	0
財政調整基金	0
減債基金	0
特定目的基金	0
定額運用基金	0
貸付金元金回収収入等	198,864,671
保証金収入	0
社会資本整備支出	170,016,349,371
物件費	5,647,700
補助費等	0
投資的経費補助	33,519,222,544
投資的経費単独	136,491,479,127
基金積立金	0
財政調整基金	0
減債基金	0
特定目的基金	0
定額運用基金	0
貸付金・出資金等	26,500,000
出資金及出捐金	0
繰出金（他会計）	0
貸付金	26,500,000
保証金支出	0
社会資本整備等投資活動収支差額	△ 148,838,059,035
行政活動キャッシュ・フロー収支差額	△ 412,208,346,164
Ⅲ　財務活動	
財務活動収入	0
都債	0
他会計借入金等	0
基金運用金借入	0
繰入金	0
財務活動支出	0
公債費（元金）	0
他会計借入金等償還	0
基金運用金償還	0
財務活動収支差額	0
収支差額合計	△ 412,208,346,164
一般財源共通調整	0
一般財源充当調整	412,208,346,164
行政サービス活動	263,370,287,129
社会資本整備等投資活動	148,838,059,035
財務活動	0
一般会計繰入金	0
行政サービス活動	0
社会資本整備等投資活動	0
財務活動	0
一般会計繰出金	0
行政サービス活動	0
社会資本整備等投資活動	0
財務活動	0
前年度からの繰越金	0
形式収支	0

資料編

資料第1－(7) 市町村土木補助

総務部計理課

多摩・島しょ地域のまちづくりの推進を図るため、市町村が行う道路の改修や交通安全施設の整備、準用河川の改修、公園の整備事業などに対して、財政的、技術的支援を行う。

1 令和7年度予算

区分 （ ）補助率	令和７年度予算			令和６年度予算			増 △ 減		
	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費
		千円	千円		千円	千円		千円	千円
道路事業 （3/10・1/2・3/4）	278	14,276,508	4,999,954	258	13,461,614	4,999,954	20	814,894	0
交通安全施設事業 （ 1/3 ・ 1/2 ）	12	376,305	140,920	11	356,760	140,920	1	19,545	0
河川事業（1/2）	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000	0	0	0
公園事業（1/2）	26	1,334,416	450,489	22	1,256,133	450,489	4	78,283	0
計	317	16,017,229	5,606,363	292	15,104,507	5,606,363	25	912,722	0
指導監督費		—	2,637		—	2,637		—	0
合計		—	5,609,000		—	5,609,000		—	0

2 過去の実績（平成28年度～令和6年度）

区分	令和６年度			令和５年度			令和４年度		
	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費
		千円	千円		千円	千円		千円	千円
道路事業	244	8,871,563	3,225,152	249	12,016,151	4,025,267	264	13,970,940	4,353,631
交通安全施設事業	9	75,609	28,755	9	188,250	86,649	12	195,009	72,094
河川事業	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000
公園事業	16	2,695,192	1,000,489	16	1,226,796	450,489	12	1,543,605	491,686
計	270	11,672,364	4,269,396	275	13,461,197	4,577,405	289	15,739,554	4,932,411

区分	令和３年度			令和２年度			令和元年度		
	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費
		千円	千円		千円	千円		千円	千円
道路事業	228	11,775,663	3,702,151	221	10,072,892	3,519,597	247	10,244,690	3,869,899
交通安全施設事業	10	108,722	38,777	8	144,288	49,012	11	348,780	139,260
河川事業	1	30,000	15,000	1	15,370	7,685	1	30,000	15,000
公園事業	15	1,383,755	450,489	14	1,635,081	541,679	16	1,555,406	450,489
計	254	13,298,140	4,206,417	244	11,867,631	4,117,973	275	12,178,876	4,474,648

区分	平成30年度			平成29年度			平成28年度		
	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費	件数	事業費	補助費
		千円	千円		千円	千円		千円	千円
道路事業	273	11,474,266	4,230,358	275	9,577,881	3,498,320	267	10,491,299	3,856,807
交通安全施設事業	9	230,057	88,461	11	127,846	54,151	13	163,555	68,245
河川事業	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000	1	30,000	15,000
公園事業	20	1,432,195	450,489	18	1,339,668	450,489	19	1,363,332	450,489
計	303	13,166,518	4,784,308	305	11,075,395	4,017,960	300	12,048,186	4,390,541

資料第１－(８)　建設局関係目的税根拠法令一覧

総務部計理課

税　　別	根拠法令	使　　途	課　　税　　額　　等
都市計画税	地方税法 (第702条)	都市計画事業	課税等……都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋の価額の0.3／100（1/3・2/3の軽減の特例措置あり）
航空機燃料譲与税	航空機燃料譲与税法	航空機の騒音障害防止事業・空港及びその周辺の整備事業	課税額……航空機燃料（国際線用積込を除く）１キロリットルにつき26,000円 ※ 譲与状況……令和５年度の全国譲渡額（28.6億円）に対する都譲渡割合は0.0461である。 ※特例措置により令和７年度から令和８年度まで15,000円
事業所税	地方税法 (第701条の30)	道路、公園、上下水道、学校、病院、防災、公害防止事業など大都市の環境整備事業	課税等……事業所等の床面積を対象とする資産割と従業者の給与総額を対象とする従業者割とがある。 資産割　事業所床面積×１㎡につき600円 従業者割　従業者給与総額×0.25/100

資料編

資料第１－(９) 事業種別ごとの国庫補助率と根拠法令

総務部計理課

(1) 国庫負担金

区　　分	補助率	根拠法令(制定年月日)	
市町村指導監督費	10/10	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条	(昭30. 8.27)
街路整備費			
国際競争拠点	1/2	道路法第56条 同施行令第28条	(昭27. 6.10)
連続立体交差	1/2	同 上	
IC アクセス	1/2	同 上	
地域高規格道路	1/2	同 上	
小笠原道路整備費	3/5	小笠原諸島振興開発特別措置法施行令第1条	(昭45. 3. 9)
道路災害復旧費			
一般	0.667	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条	(昭26. 3.31)
離島	4/5	離島振興法第7条	(昭28. 7.22)
関連	1/2	公共土木施設災害復旧事業査定方針第19	(昭32. 7.15)
中小河川整備費			
特定洪水対策等推進事業	1/2	河川法第60条2、河川法第62条	(昭39. 7.10)
小笠原河川整備費			
砂防	1/2	小笠原諸島振興開発特別措置法第 8条	(昭44.12.8)
河川災害復旧費			
一般	0.667	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条	(昭26. 3.31)
離島	4/5	離島振興法第7条	(昭28. 7.22)

資料編

（2）国庫補助金

区　　分	補助率	根拠法令（制定年月日）	
道路補修費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
防災・安全交付金	1/2･3/5	同上	
交通安全施設費			
防災・安全交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
無電柱化推進計画事業補助	1/2･3/5	無電柱化推進計画事業補助制度要綱第3	(令2.4.1)
道路災害防除費			
小笠原	3/5	小笠原諸島振興開発特別措置法施行令第1条	(昭45.3.9)
防災・安全交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
道路整備費			
社会資本整備総合交付金	1/2･3/5	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
防災・安全交付金	1/2	同上	
無電柱化推進計画事業補助	1/2	無電柱化推進計画事業補助制度要綱第3	(令2.4.1)
道路メンテナンス事業補助	1/2	道路メンテナンス事業補助制度要綱第3	(令2.4.1)
街路整備費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
防災・安全交付金	1/2	同上	
無電柱化推進計画事業補助	1/2	無電柱化推進計画事業補助制度要綱第3	(令2.4.1)
橋梁整備費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
防災・安全交付金	1/2	同上	
道路メンテナンス事業補助	1/2	道路メンテナンス事業補助制度要綱第3	(令2.4.1)
河川維持費			
地域環境保全対策費補助金	9/10	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第29条	(平21.7.15)
		地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱第3条	(平27.2.3)
河川しゅんせつ費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
中小河川整備費			
防災・安全交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)

区　　分	補助率	根拠法令（制定年月日）	
高潮防御施設費			
社会資本整備総合交付金	1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
防災・安全交付金	1/2	同上	
砂防費			
防災・安全交付金	5.5/10 ・1/2	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
海岸保全施設費			
社会資本整備総合交付金	1/3	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
急傾斜地崩壊対策事業費			
防災・安全交付金	1/2・1/3	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
公園整備費			
防災・安全交付金	1/2・1/3	社会資本整備総合交付金交付要綱第6	(平22.4.1)
小笠原公園整備費	1/2	小笠原諸島振興開発特別措置法第8条	(昭44.12.8)

資料第1－(10) 令和7年度建設局研修実施計画

局研修　　総務部職員課

区分	研修種目			研修名	計画 回数	計画 日数	計画 人数
職層別研修	新任研修			●新任研修Ⅰ	1	1	110
				●新任研修Ⅱ	3	3	110
				●新任研修Ⅲ	1	1	110
				●キャリア活用採用者フォローアップ科	1	1	10
	現任研修			●現任研究科Ⅰ	1	－	100
				●現任研究科Ⅱ	1	－	80
				●現任研究科(技術職) ※他局共催	1	－	50
				●入都3年目	3	3	90
				●キャリアデザイン研修(入都4年目)(仮称)	2	2	50
				●主任研究科	2	2	60
				●組織支援力向上科(入都25年目研修)	1	1	10
	監督者研修			●OJTマネジメント科(仮称)	2	2	50
	管理者研修			●業績評価科	1	1	170
小計					*20*	*17*	*1,000*
職能別研修	実務研修			●文書実務科	1	1	50
				●情報公開・個人情報保護制度科	1	1	50
				●契約実務科	1	1	50
				●応対力向上科(会計年度任用職員)	1	－	30
				●交渉力向上科	1	－	30
				●公務災害防止科(技能系・業務系職員)	1	－	20
				●産業廃棄物処理科	1	－	160
	計				*7*	*3*	*390*
	実務研修	技術研修	基礎コース	●道路実務基礎科 ※ ☆	1	3	50
				●河川実務基礎科 ※ ☆	1	2	50
				●公園緑地基礎科 ※ ☆	1	2	50
				●技術系システム科(土積編)	1	1	80
				●施工管理基礎科 ※ ☆	1	1	50
				●土木設計基礎科 ※ ☆	1	2	30
				●道路維持管理科 ※ ☆	1	2	30
				●公園設計・施工基礎科	1	1	30
				●ICT等活用科 ☆	1	1	30
				●土壌汚染対策科	1	1	100
				●住民対応科	1	1	30
			設計実務コース	●河川構造物設計科	1	2	20
				◎仮設設計科 ※ ☆	1	1	30
				○耐震設計科(道路橋の耐震設計) ※ ☆	0	0	0
				●道路設計科 ※ ☆	1	1	50
				●道路設計図面作成科	1	1	30
			体験実務コース	●道路交通振動・騒音測定科 ※ ☆	2	1	20
				●工事安全対策科	2	1	50
				●コンクリート材料試験科	1	1	20
				●測量科 ※ ☆	2	1	100
				●構造物維持管理科 ☆	1	1	20
				●技術系システム科(CAD)	1	1	100
				●現場を視る！	1	1	30
				●道路舗装科	1	2	10
				●まちづくり政策科	2	1	20
				●設計書照査科	1	2	30

資料編

局研修　　総務部職員課

区分	研修種目			研修名	計画 回数	計画 日数	計画 人数
職能別研修	実務研修	技術研修	応用コース	●災害対策科 ※ ☆	1	2	50
				●公園施設科 ※ ☆	1	1	20
				●設備技術科 ※ ☆	1	1	20
				◎コンクリート科 ※ ☆	1	1	30
				●発注事務科 ※ ☆	1	1	50
				●公園緑地経営科 ※ ☆	1	1	20
			指導者育成コース	●課長代理育成科	1	1	30
				●管理職科	1	1	30
			資格取得支援コース	●資格取得支援科（資格案内編） ※ ☆	1	1	30
				●資格取得支援科（技術士編）	4	1	30
	計				42	45	1,370
小計					49	48	1,760
必須課題				●人権問題科 （管理職）	2	2	60
				●人権・同和問題科 （課長代理級以下）	4	4	600
				●コンプライアンス推進科 （管理職）	1	1	120
				●コンプライアンス推進科 （課長代理級以下）	60	60	1,800
				●ハラスメント防止科 （管理職）	1	－	230
				●ハラスメント防止科 （課長代理級以下）	2	2	400
				●建設局の防災対策＜eラーニング＞	1	―	3,000
				●メンタルヘルスⅠ（セルフケア）	2	2	300
				●メンタルヘルスⅡ（ラインケア）	2	2	300
				●公文書等管理研修【統括課長代理級以下全職員】＜eラーニング＞	1	－	2,600
				●人事考課基礎研修【局長級を除く全管理職】＜eラーニング＞	1	－	200
				●人事考課制度科【局長級を除く全管理職】＜eラーニング＞	1	－	200
				●現地機動班研修【現地機動班要員】＜eラーニング＞	1	－	10
				●政策法務研修【主任級職昇任1年目職員】＜eラーニング＞	1	－	60
				●ハラスメント対策研修（仮称）＜eラーニング＞	1	－	3,400
				●標的型攻撃メール訓練対応力向上研修【訓練メールを開封した職員】＜eラーニング＞	1	－	―
				●東京都のサイバーセキュリティ＜eラーニング＞	1	－	3,400
				●東京都の個人情報保護＜eラーニング＞	1	－	3,400
				●東京都環境マネジメントシステム科研修＜eラーニング＞	1	－	3,400
				●東京の防災＜eラーニング＞	1	－	3,400
				●デジタル10か条eラーニングスタンダード＜eラーニング＞	1	－	3,400
				●コンプライアンス推進研修＜eラーニング＞	1	－	3,000
				●障害者差別解消、東京都手話言語条例及び心のバリアフリーに関する研修＜eラーニング＞	1	－	3,400
				●東京の様々な人権課題＜eラーニング＞	1	－	3,400
				●都職員のための契約の基礎知識＜eラーニング＞	1	－	3,400
				●転入科	1	1	100
小計					92	74	43,580
講師養成研修				●コンプライアンス推進科	1	1	20
小計					1	1	20
公開講座等				●土木技術講習会 ※ ☆	1	1	400
				●土木技術支援・人材育成センター発表会 ※ ☆	1	1	200
				●派遣研修報告会（国際都市研究学院）	1	1	20
				●国際競争力強化PJ報告会	1	1	100
小計					4	4	720
合計					166	144	47,080

派遣研修	道路・河川・公園事業等	51回	121日	173人

*網かけは今年度実施しないもの。

● 毎年実施
◎ 隔年実施（奇数年度）
○ 隔年実施（偶数年度）

※ 聴講制度あり
☆ 他局募集あり

注：「未定」分はカウントしていない

現時点の計画であり諸事情により変更となる場合があります。

資料編

部署研修

区分	研修種目	研修名	計画		
			回数	日数	人数
部署研修	総務部	損害賠償事務	1	1	50
		第37回建設局技術業務体験発表会	1	1	400
		設計書照査科	1	1	60
		財産管理基礎科	1	−	資料配布
		境界確認・確定事務着任研修(前期)	1	1	20
		境界確認・確定事務着任研修 (後期)	1	1	20
		マイスター専門技術セミナー	1	1	30
		令和7年度マイスターの技術経験を聴く	1	1	250
	用地部	用地補償基礎科(新任悉皆)	1	2	90
		用地補償基礎科(希望する職員)	1	2	オンデマンド
		マンション敷地取得実践科	1	1	オンデマンド
		物件補償科(初級編)	2	6	オンデマンド
		土地評価科	1	3	オンデマンド
		用地問題解決科	1	1	30
		土地収用科(基礎編)	1	1	オンデマンド
		公共用地取得の税務	1	1	オンデマンド
		土地収用科(解説編)	1	1	オンデマンド
		物件補償科(演習編)	1	2	90
		用地折衝科(仮)	1	1	150
		用地取得に係る事例発表会	1	1	300
	道路管理部	道路管理基礎科	1	−	オンデマンド
		道路管理科(実務編)	1	−	オンデマンド
		危機管理科	2	2	200
		電線共同溝整備科	1	2	150
	公園緑地部	公園管理基礎科	1	2	60
	河川部	東京の川を考えるシンポジウム2025	1	1	未定
		河川管理基礎科	1	1	40
合計			***29***	***37***	***1,940***

資料編

資料第１－(11) 令和6年度に寄せられた主な苦情・要望等

総務部総務課

区　分	主　な　内　容
道　　路 に関すること (1,046 件)	・工事の実施に伴う騒音・振動、交通渋滞について ・路面の損傷（へこみ等)に起因する振動・騒音について ・道路付属物の損傷等（街路灯の不点灯等）について ・道路施設等の不正使用について （道路上の不法看板、放置自転車、不法投棄等） ・歩道の段差解消等のバリアフリー化について ・電線類の地中化について ・街路樹の管理（枝の剪定等）
公　　園 に関すること (1,597 件)	・公園や動物園に係る事業計画について ・雑草の草刈りについて ・公園スポーツ施設の運営について ・公園内の喫煙について
河　　川 に関すること (190 件)	・水害対策の推進について ・川の水質改善や清掃など、河川管理について ・河川工事に伴う騒音等の解消について ・隅田川テラスの整備について
そ　の　他 (416 件)	・工事・施工に関する手続き等について ・職員の対応について

資料２－（１） 東京都公道延長面積表

道路管理者 / 行政区	全公道合計（実延長面積）		東京都管理道路計		一般国道（指定区間外）		主要地方道		一般都道	
	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡
合計	24,774,900	190,897,264	2,238,452	42,038,539	74,258	1,216,646	952,186	21,022,581	827,820	11,412,857
千代田区	175,728	2,789,661	25,084	838,479	－	－	9,690	334,821	－	－
中央区	195,275	3,050,722	21,822	841,443	－	－	13,037	528,061	－	－
港区	305,891	4,520,130	49,796	1,629,441	480	14,309	19,066	594,995	－	－
新宿区	356,874	3,425,806	50,937	1,356,372	－	－	31,108	805,202	－	－
文京区	207,484	1,956,742	26,108	651,096	－	－	7,500	228,276	－	－
台東区	258,528	2,627,167	21,319	547,851	－	－	8,808	209,984	－	－
墨田区	297,011	2,963,316	26,718	624,191	－	－	9,336	229,148	－	－
江東区	397,611	5,769,246	55,082	1,736,316	－	－	29,986	1,013,298	－	－
品川区	392,346	4,036,843	27,928	870,091	－	－	17,253	630,641	－	－
目黒区	359,992	2,333,203	22,084	491,812	－	－	12,230	348,753	－	－
大田区	851,770	7,632,776	43,167	1,219,219	3,559	98,040	34,261	1,039,410	659	10,616
世田谷区	1,187,948	8,290,165	70,419	1,113,585	2,907	71,644	35,663	715,320	5,411	49,737
渋谷区	271,726	2,787,663	25,865	703,338	－	－	11,699	357,665	－	－
中野区	369,093	2,172,473	26,340	494,102	－	－	12,352	274,768	－	－
杉並区	689,541	4,640,606	56,678	1,055,872	－	－	37,996	847,621	1,597	18,831
豊島区	308,382	2,407,903	16,036	448,828	－	－	8,997	266,928	－	－
北区	375,546	3,033,805	32,059	747,438	6,311	193,017	7,808	219,704	2,050	41,573
荒川区	215,350	1,668,003	16,366	393,978	－	－	13,123	330,065	－	－
板橋区	740,262	5,856,448	27,219	735,895	－	－	9,034	266,549	－	－
練馬区	1,145,521	7,528,417	75,891	1,351,509	－	－	36,388	703,857	9,403	133,569
足立区	1,077,909	10,068,236	73,690	1,782,598	－	－	23,955	744,274	22,675	478,467
葛飾区	754,902	5,751,991	44,070	787,430	－	－	21,703	510,745	8,966	110,715
江戸川区	1,088,893	9,408,188	65,391	1,485,716	4,632	75,399	30,110	931,571	6,128	92,572
区部計	12,023,583	104,719,510	900,069	21,906,600	17,889	452,409	441,103	12,131,656	56,889	936,080
八王子市	1,553,696	14,902,431	137,091	2,299,958	6,313	67,423	45,138	878,312	85,640	1,354,223
立川市	297,420	2,629,166	36,869	716,735	－	－	27,336	444,017	9,533	272,718
武蔵野市	149,339	1,161,839	21,246	319,409	－	－	14,435	226,274	6,811	93,135
三鷹市	297,063	1,964,453	27,884	429,920	－	－	6,090	157,153	21,794	272,767
青梅市	936,978	4,776,854	114,235	1,461,525	17,683	233,306	58,984	826,712	37,568	401,507
府中市	487,932	3,858,178	36,746	722,955	－	－	22,895	532,725	13,851	190,230
昭島市	258,545	1,880,609	25,099	432,687	－	－	13,540	224,397	11,559	208,290
調布市	441,767	2,739,597	23,164	393,653	－	－	9,512	228,690	13,652	164,963
町田市	1,360,855	8,757,204	77,598	1,260,417	－	－	53,972	893,416	23,626	367,001
小金井市	179,215	1,089,058	17,212	285,469	－	－	6,509	117,037	10,703	168,432
小平市	276,551	2,070,399	36,481	481,935	－	－	20,944	294,445	15,537	187,490
日野市	497,640	3,369,767	32,364	589,446	－	－	6,068	108,552	26,296	480,894
東村山市	305,578	1,827,896	25,449	290,906	－	－	12,030	192,324	13,419	98,582
国分寺市	240,922	1,336,447	13,492	172,419	－	－	5,210	74,440	8,282	97,979
国立市	153,150	1,301,817	10,237	163,892	－	－	2,512	54,591	7,725	109,301
福生市	152,567	1,153,003	17,270	255,694	－	－	12,126	182,905	5,144	72,789
狛江市	128,473	827,778	10,574	167,445	－	－	6,651	110,673	3,923	56,772
東大和市	235,902	1,572,099	25,806	283,731	－	－	12,164	198,950	13,642	84,781
清瀬市	190,481	1,157,204	13,074	190,466	－	－	11,358	171,832	1,716	18,634
東久留米市	257,733	1,671,579	20,510	282,379	－	－	14,081	191,977	6,429	90,402
武蔵村山市	272,598	1,565,882	18,971	279,103	－	－	15,657	242,058	3,314	37,045
多摩市	331,994	3,463,016	37,545	1,006,818	－	－	20,567	511,944	16,978	494,874
稲城市	262,060	2,078,144	22,731	545,891	－	－	20,526	521,470	2,205	24,421
羽村市	164,676	1,332,803	16,461	275,872	－	－	7,646	105,430	8,815	170,442
あきる野市	743,700	3,533,314	64,553	976,624	5,479	92,937	31,249	554,345	27,825	329,342
西東京市	279,054	1,866,110	34,151	463,477	－	－	19,909	301,674	14,242	161,803
市部計	10,455,889	73,886,647	916,813	14,748,826	29,475	393,666	477,109	8,346,343	410,229	6,008,817
瑞穂町	244,037	1,493,231	17,938	257,377	－	－	8,907	134,210	9,031	123,167
日の出町	142,767	907,639	25,376	304,876	－	－	4,256	71,156	21,120	233,720
檜原村	120,133	1,022,352	50,090	846,081	－	－	14,418	225,499	35,672	620,582
奥多摩町	307,066	1,629,891	82,685	1,096,158	26,894	370,571	6,393	113,717	49,398	611,870
郡部計	814,003	5,053,113	176,089	2,504,492	26,894	370,571	33,974	544,582	115,221	1,589,339
大島町	498,365	2,050,008	60,326	570,633	－	－	－	－	60,326	570,633
利島村	27,706	127,434	8,803	58,934	－	－	－	－	8,803	58,934
新島村	142,788	658,600	16,408	167,361	－	－	－	－	16,408	167,361
神津島村	86,627	364,496	15,089	159,662	－	－	－	－	15,089	159,662
三宅村	135,024	888,145	34,466	483,669	－	－	－	－	34,466	483,669
御蔵島村	21,353	229,012	14,993	204,389	－	－	－	－	14,993	204,389
八丈町	482,183	2,088,346	53,667	605,550	－	－	－	－	53,667	605,550
青ヶ島村	37,140	157,550	6,367	58,369	－	－	－	－	6,367	58,369
小笠原村	50,239	674,403	35,362	570,054	－	－	－	－	35,362	570,054
島部計	1,481,425	7,237,994	245,481	2,878,621	－	－	－	－	245,481	2,878,621

資料編

※独立専用自歩道を含む　令和6年4月1日現在

特例都道		一般国道（指定区間）		東・中日本高速道路(株)		首都高速道路(株)		区市町村道	
延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡
384,188	8,386,455	248,924	7,528,664	78,238	3,971,561	201,878	5,509,471	22,007,408	131,849,029
15,394	503,658	10,279	399,747	−	−	9,958	234,063	130,407	1,317,372
8,785	313,382	5,151	161,904	−	−	11,841	325,910	156,461	1,721,465
30,250	1,020,137	15,135	545,487	−	−	20,207	485,921	220,753	1,859,281
19,829	551,170	4,257	126,393	−	−	5,230	128,182	296,450	1,814,859
18,608	422,820	8,173	202,824	−	−	2,281	55,425	170,922	1,047,397
12,511	337,867	6,548	251,841	−	−	2,105	39,693	228,556	1,787,782
17,382	395,043	6,574	184,394	−	−	9,504	209,661	254,215	1,945,070
25,096	723,018	9,839	371,071	−	−	16,899	565,664	315,791	3,096,195
10,675	239,450	18,714	494,755	−	−	17,351	576,315	328,353	2,095,682
9,854	143,059	882	35,504	−	−	5,026	180,321	332,000	1,625,566
4,688	71,153	17,630	528,004	−	−	16,286	543,555	774,687	5,341,998
26,438	276,884	10,128	320,046	5,556	193,366	6,390	123,550	1,095,455	6,539,618
14,166	345,673	4,509	210,060	−	−	10,614	285,024	230,738	1,589,241
13,988	219,334	−	−	−	−	2,328	82,644	340,425	1,595,727
17,085	189,420	4,327	178,337	1,059	21,149	4,615	102,705	622,862	3,282,543
7,039	181,900	4,697	162,807	−	−	4,907	128,505	282,742	1,667,763
15,890	293,144	692	15,845	−	−	3,565	61,070	339,230	2,209,452
3,243	63,913	1,049	36,055	−	−	−	−	197,935	1,237,970
18,185	469,346	17,202	598,192	−	−	12,631	273,305	683,210	4,249,056
30,100	514,083	2,522	77,085	4,700	152,990	−	−	1,062,408	5,946,833
27,060	559,857	7,601	254,034	−	−	17,490	461,126	979,128	7,570,478
13,401	165,970	8,080	226,716	922	20,909	6,530	209,739	695,300	4,507,197
24,521	386,174	6,374	232,046	3,025	112,614	16,120	437,093	997,983	7,140,719
384,188	8,386,455	170,363	5,613,147	15,262	501,028	201,878	5,509,471	10,736,011	71,189,264
−	−	38,607	896,012	29,758	2,185,514	−	−	1,348,240	9,520,947
−	−	−	−	−	−	−	−	260,551	1,912,431
−	−	−	−	−	−	−	−	128,093	842,430
−	−	−	−	1,924	72,207	−	−	267,255	1,462,326
−	−	−	−	5,715	140,141	−	−	817,028	3,175,188
−	−	6,710	130,454	7,178	283,866	−	−	437,298	2,720,903
−	−	3,810	72,004	−	−	−	−	229,636	1,375,918
−	−	6,740	131,850	4,879	146,292	−	−	406,984	2,067,802
−	−	5,393	213,447	537	42,725	−	−	1,277,327	7,240,615
−	−	−	−	−	−	−	−	162,003	803,589
−	−	−	−	−	−	−	−	240,070	1,588,464
−	−	5,103	134,467	4,494	184,465	−	−	455,679	2,461,389
−	−	−	−	−	−	−	−	280,129	1,536,990
−	−	−	−	−	−	−	−	227,430	1,164,028
−	−	2,373	73,093	1,973	164,395	−	−	138,567	900,437
−	−	3,575	90,763	−	−	−	−	131,722	806,546
−	−	−	−	−	−	−	−	117,899	660,333
−	−	−	−	−	−	−	−	210,096	1,288,368
−	−	−	−	962	41,075	−	−	176,445	925,663
−	−	−	−	−	−	−	−	237,223	1,389,200
−	−	−	−	−	−	−	−	253,627	1,286,779
−	−	−	−	−	−	−	−	294,449	2,456,198
−	−	−	−	−	−	−	−	239,329	1,532,253
−	−	430	10,556	175	4,435	−	−	147,610	1,041,940
−	−	−	−	4,362	175,838	−	−	674,785	2,380,852
−	−	−	−	−	−	−	−	244,903	1,402,633
−	−	72,741	1,752,646	61,957	3,440,953	−	−	9,404,378	53,944,222
−	−	5,820	162,871	−	−	−	−	220,279	1,072,983
−	−	−	−	1,019	29,580	−	−	116,372	573,183
−	−	−	−	−	−	−	−	70,043	176,271
−	−	−	−	−	−	−	−	224,381	533,733
−	−	5,820	162,871	1,019	29,580	−	−	631,075	2,356,170
−	−	−	−	−	−	−	−	438,039	1,479,375
−	−	−	−	−	−	−	−	18,903	68,500
−	−	−	−	−	−	−	−	126,380	491,239
−	−	−	−	−	−	−	−	71,538	204,834
−	−	−	−	−	−	−	−	100,558	404,476
−	−	−	−	−	−	−	−	6,360	24,623
−	−	−	−	−	−	−	−	428,516	1,482,796
−	−	−	−	−	−	−	−	30,773	99,181
−	−	−	−	−	−	−	−	14,877	104,349
−	−	−	−	−	−	−	−	1,235,944	4,359,373

資料編

指定区間国道　１／２

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
	１号	中央区 大阪府大阪市	中央区 千代田区 港区 品川区 大田区	18,324	594,281	中央通り 永代通り 日比谷通り 晴海通り 内堀通り 桜田通り 第二京浜	放２１ 環１ 放１６ 補１０１ 放１ 補２ 補１１	
	４号	中央区 青森県青森市	中央区 千代田区 台東区 荒川区 足立区	14,500	544,168	中央通り 江戸通り 昭和通り 日光街道	放１２ 放２８ 補９９	
	６号	中央区 宮城県仙台市	中央区 台東区 墨田区 葛飾区	14,867	390,908	中央通り 江戸通り 水戸街道	放１３ 放２８ 補１０８ 環３ 補９９	
	１４号	中央区 千葉県千葉市	中央区 墨田区 江東区 江戸川区	9,137	300,183	中央通り 江戸通り 靖国通り 京葉道路	放２８ 補９９ 放１５	管理者重複路線
	１５号	中央区 神奈川県横浜市	中央区 港区 品川区 大田区	18,535	603,595	中央通り 第一京浜	放１９ 放２８	
	１６号	神奈川県横浜市 神奈川県横浜市	町田市 八王子市 昭島市 福生市 羽村市 瑞穂町	37,425	1,095,111	東京環状 甲州街道 八王子バイパス 瑞穂バイパス 新奥多摩街道 野猿街道	町田３・３・１０ 八王子３・３・１０ 八王子３・３・４１ 八王子３・３・１ 八王子３・４・５０ 昭島３・４・１８ 昭島３・４・５ 昭島３・４・１０ 福生３・４・１０ 福生３・３・２７ 町田３・３・４３	
	１７号	中央区 新潟県新潟市	中央区 千代田区 文京区 豊島区 北区 板橋区 練馬区	19,542	679,790	中央通り 本郷通り 旧白山通り 白山通り 中仙道 新大宮バイパス	放２８ 環２ 放１０ 放９ 放３５	
	２０号	中央区 長野県塩尻市	中央区 千代田区 新宿区 渋谷区 杉並区 世田谷区 調布市 府中市 国立市 日野市 八王子市	56,380	1,345,529	中央通り 永代通り 日比谷通り 晴海通り 内堀通り 新宿通り 甲州街道 日野バイパス	放１９ 放１６ 環１ 放５ 補２１８ 調布３・４・１ 府中３・４・１ 国立３・４・１ 日野３・４・１ 八王子３・３・１	

資料編

指定区間国道　２／２　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
	２４６号	千代田区 静岡県沼津市	千代田区 港区 渋谷区 目黒区 世田谷区 町田市	16,414	644,973	青山通り 玉川通り	放４ 放２２ 町田３・２・２の１ 町田３・２・２の２	管理者重複路線
	２５４号	文京区 長野県松本市	文京区 豊島区 板橋区 練馬区	15,222	422,213	春日通り 川越街道	放８	
	２９８号	埼玉県和光市 千葉県市川市	葛飾区	916	48,612		放１３	
	３５７号	千葉県千葉市 神奈川県横須賀市	江戸川区 江東区 港区 品川区 大田区	27,662	859,301	湾岸道路	東京湾環状線	
計	（12路線）			248,924	7,528,664			

指定区間外国道　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
	１４号		江戸川区	4,632	75,399	千葉街道	補１４０ 補１４２ 放１４	管理者重複路線
	１２２号	栃木県日光市 豊島区	北区 豊島区	6,311	193,017	北本通り 明治通り	放１０ 環５－１	
	１３０号	東京港 港区芝一丁目	港区	480	14,309	旧海岸通り	補１９６	
	１３１号	羽田空港 大田区大森東二丁目	大田区	3,559	98,040	産業道路 環八通り	放１７ 環８	
	１３９号	静岡県富士市 奥多摩町	奥多摩町	2,365	30,009			
	２４６号		世田谷区	930	17,830	玉川通り		管理者重複路線
	４１１号	八王子市 山梨県甲府市	八王子市 あきる野市 青梅市 奥多摩町	54,004	734,228	滝山街道 吉野街道 青梅街道	秋多３・４・１０ 青梅３・４・１ 青梅３・５・２８ 青梅３・５・１２ 青梅３・４・４	
	４６６号	世田谷区	世田谷区	1,977	53,814	環八通り	環８	管理者重複路線
計	（ 8路線）			74,258	1,216,646			

資料編

主要地方道　１／６

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
2	東京丸子横浜線	品川区西五反田七丁目 神奈川県横浜市神奈川区	品川区 大田区	7,210	205,875	中原街道	放２ 補１５２	
3	世田谷町田線	世田谷区三軒茶屋二丁目 町田市	世田谷区 狛江市 町田市	18,494	322,737	世田谷通り 鶴川街道 鎌倉街道	補５１ 調布３・４・３ 町田３・４・１８ 町田３・４・３３ 町田３・４・１３ 町田３・４・３５	
4	東京所沢線	新宿区新宿三丁目 埼玉県所沢市	新宿区 中野区 杉並区 練馬区 東村山市 東久留米市 西東京市	26,478	579,134	明治通り 靖国通り 青梅街道 所沢街道	環５ 放２４ 放６ 西東京３・３・３ 西東京３・４・８ 東村山３・４・１１ 東村山３・３・８	
5	新宿青梅線	新宿区 青梅市	西東京市 小平市 東久留米市 東村山市 東大和市 武蔵村山市 瑞穂町 青梅市	49,715	814,180	明治通り 靖国通り 青梅街道 新青梅街道	環５ 放２４ 放６ 西東京３・３・３ 西東京３・４・８ 西東京３・５・４ 西東京３・４・７ 東村山３・４・４ 立川３・４・４ 福生３・４・４ 青梅３・４・４ 青梅３・５・２８ 小平３・４・４	
6	東京大師横浜線	大田区大森東二丁目 神奈川県横浜市鶴見区	大田区	763	33,885	産業道路	放１７	
7	杉並あきる野線	杉並区 あきる野市	杉並区 武蔵野市 西東京市 小金井市 小平市 国分寺市 立川市 福生市 あきる野市	59,238	899,221	五日市街道 井ノ頭通り 睦橋通り 新武蔵境通り 東京環状	補１３０ 補１３２ 補２７６ 環８ 武蔵野３・４・１０ 武蔵野３・４・３ 武蔵野３・３・６ 武蔵野３・１・１２ 西東京３・２・６ 小金井３・１・６ 国分寺３・４・１０ 立川３・３・３ 福生３・４・３の１ 福生３・３・１ 秋多３・３・３ 秋多３・５・１５ 放２３ 福生３・４・３の２ 小平３・１・２	
8	千代田練馬田無線	千代田区 西東京市	千代田区 新宿区 文京区 中野区 豊島区 練馬区 西東京市	27,008	592,815	目白通り 新目白通り 富士街道	放７ 補７６ 補１５６ 放２６ 環３	

資料編

主要地方道　２／６　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
9	川崎府中線	神奈川県川崎市 府中市	府中市 稲城市	10,292	262,799	府中街道 川崎街道 稲城大橋通り	多摩３・３・１０ 多摩３・３・１３ 府中３・４・７ 府中３・４・２２ 府中３・４・３	
10	東京浦安線	中央区日本橋一丁目 千葉県浦安市	中央区 江東区 江戸川区	16,828	530,026	明治通り 永代通り 清洲橋通り 葛西橋通り 清砂大橋通り	放１６ 補１１６ 放２９ 補１１１	
11	大田調布線	大田区東蒲田二丁目 調布市	大田区 世田谷区 調布市 狛江市	25,202	271,695	世田谷通り 多摩堤通り 旧甲州街道 狛江通り	補２８ 補３６ 補１２５ 補２１４ 環８ 補１１ 調布３・４・７ 調布３・４・４ 調布３・４・２ 調布３・４・１８	
12	調布田無線	調布市 西東京市	武蔵野市 三鷹市 調布市 西東京市	9,825	174,495	武蔵境通り 連雀通り	三鷹３・２・６ 三鷹３・４・７ 調布３・２・６ 武蔵野３・４・２２ 西東京３・４・２０	
14	新宿国立線	渋谷区 国立市	渋谷区 中野区 杉並区 三鷹市 府中市 調布市 小金井市	23,060	607,967	井ノ頭通り 方南通り 東八道路 人見街道	放５ 放２３ 補６２ 環６ 三鷹３・２・２ 府中３・２・２の１ 府中３・２・２の２ 小金井３・２・２	
15	府中清瀬線	府中市八幡町一丁目 清瀬市	府中市 小金井市 小平市 清瀬市 東久留米市	15,763	235,766	小金井街道 新小金井街道	小金井３・４・１３ 小平３・４・１７ 東村山３・４・７ 小金井３・４・１４ 府中３・５・１７ 府中３・４・１８ 東村山３・４・１９	
16	立川所沢線	立川市 埼玉県所沢市	立川市 小平市 東村山市 国分寺市	11,660	192,472	青梅街道 府中街道 所沢街道 立川通り	東村山３・３・８ 東村山３・４・１１ 立川３・５・２８ 立川３・４・２４ 立川３・４・２５ 小平３・３・８	
17	所沢府中線	埼玉県所沢市 府中市	府中市 小平市 国分寺市	9,078	171,797	府中街道 所沢街道 新府中街道	府中３・３・８ 小平３・３・８ 東村山３・４・１１ 東村山３・３・８ 国分寺３・４・１４ 府中３・４・２２	
18	府中町田線	府中市 町田市	府中市 町田市 多摩市	27,052	586,286	鎌倉街道 新府中街道 南多摩尾根幹線道路	府中３・３・８ 府中３・４・２２ 町田３・３・８ 町田３・４・２２ 多摩３・３・８ 町田３・４・１８	

資料編

主要地方道　３／６

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
19	町田調布線	町田市 調布市	調布市 町田市 稲城市 多摩市	18,838	417,744	鶴川街道 南多摩尾根幹線道路	調布３・２・６ 調布３・４・４ 多摩３・４・１５ 町田３・４・３５ 町田３・４・２３	
20	府中相模原線	府中市 神奈川県相模原市	八王子市 日野市 多摩市 府中市 国立市	17,312	488,011	府中街道 川崎街道 野猿街道 鎌倉街道 東京環状	府中３・４・３ 府中３・３・２４ 八王子３・４・８ 多摩３・３・８ 多摩３・３・１０	
24	練馬所沢線	練馬区 埼玉県所沢市	練馬区 西東京市 清瀬市 東久留米市	12,902	195,381	目白通り 小金井街道	放７ 補１５６ 東村山３・４・１５の２ 西東京３・３・14	
25	飯田橋石神井新座線	新宿区 埼玉県新座市	新宿区 中野区 杉並区 練馬区 西東京市	22,507	327,166	早稲田通り 旧早稲田通り	補７２ 補７３ 補７４ 補１６９ 西東京３・４・１３	
28	青梅飯能線	青梅市 埼玉県飯能市	青梅市	8,999	112,453	小曽木街道 成木街道 旧青梅街道	青梅３・５・１２	
29	立川青梅線	立川市 青梅市	立川市 青梅市 昭島市 福生市 あきる野市 羽村市	36,371	541,077	奥多摩街道 新奥多摩街道	立川３・４・２ 立川３・４・５ 昭島３・４・２ 青梅３・５・５ 福生３・４・５ 昭島３・４・１８ 昭島３・４・５	
31	青梅あきる野線	青梅市 あきる野市	青梅市 日の出町 あきる野市	8,932	154,268	秋川街道	青梅３・４・２５ 秋多３・５・７	
32	八王子五日市線	八王子市 あきる野市大字五日市	八王子市 あきる野市	13,369	162,761	秋川街道	八王子３・５・５３	
33	上野原あきる野線	山梨県上野原市 あきる野市	あきる野市 檜原村	20,945	319,156	檜原街道	秋多３・３・３	
36	保谷志木線	西東京市 埼玉県志木市	西東京市	1,886	18,652			
40	さいたま東村山線	埼玉県さいたま市 東村山市	東村山市 清瀬市	8,602	140,931	志木街道	東村山３・４・７	
41	稲城日野線	稲城市 日野市	日野市 多摩市 稲城市	9,946	206,545	川崎街道	日野３・４・１１ 日野３・５・１３ 日野３・４・３ 多摩３・３・１０	
43	立川東大和線	立川市 東大和市	立川市 国立市 東大和市	10,450	234,317	芋窪街道	立川３・３・３０ 立川３・５・２８	
44	瑞穂富岡線	西多摩郡瑞穂町 青梅市富岡三丁目	青梅市 瑞穂町	8,403	99,846	岩蔵街道	青梅３・４・１３	

資料編

主要地方道　４／６　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
45	奥多摩青梅線	西多摩郡奥多摩町 青梅市	青梅市 奥多摩町	16,793	240,253	吉野街道 多摩川南岸道路	青梅３・５・２４ 青梅３・４・１	
46	八王子あきる野線	八王子市 あきる野市	八王子市 あきる野市	10,285	223,410	滝山街道 高尾街道 新滝山街道	八王子３・４・６３	
47	八王子町田線	八王子市 町田市	八王子市 町田市	26,660	434,431	町田街道	八王子３・４・６３ 町田３・４・３８ 町田３・３・３６ 町田３・４・４６	
48	鍛冶谷相模原線	町田市相原町 神奈川県相模原市	町田市	131	1,418			
49	足立越谷線	足立区 埼玉県越谷市	足立区	286	7,058	日光街道	放１２	
50	東京市川線	中央区 千葉県市川市	中央区 墨田区 江東区 江戸川区	13,219	398,496	新大橋通り	放３１ 補２８７	
51	町田厚木線	町田市 神奈川県厚木市	町田市	723	13,712			
52	相模原町田線	神奈川県相模原市 町田市	町田市	1,713	30,351	鎌倉街道	町田３・３・８	
53	青梅秩父線	青梅市 埼玉県秩父市	青梅市	12,050	158,649	成木街道 小曽木街道	青梅３・５・２４	
54	松戸草加線	千葉県松戸市 埼玉県草加市	葛飾区	968	24,471		放１３	
55	所沢武蔵村山立川線	埼玉県所沢市 立川市	立川市 武蔵村山市 東大和市	6,006	81,446	青梅街道	立川３・４・３９	
56	目黒町町田線	神奈川県横浜市瀬谷区 町田市	町田市	3,170	47,702		町田３・４・３７	
57	相模原大蔵町線	神奈川県相模原市 町田市大蔵町	町田市	5,484	93,901	芝溝街道	町田３・４・１８	
58	台東川口線	台東区 埼玉県川口市	台東区 北区 荒川区 足立区	11,810	429,225	尾久橋通り 江北橋通り	放１１	
59	八王子武蔵村山線	八王子市 武蔵村山市	八王子市 立川市 昭島市 武蔵村山市	11,061	205,621	多摩大橋通り	八王子３・４・９ 昭島３・４・９ 昭島３・４・２ 立川３・４・９	
60	市川四ツ木線	千葉県市川市 葛飾区四つ木二丁目	葛飾区 江戸川区	5,416	102,432	蔵前橋通り 平和橋通り 奥戸街道	補１４１ 放１４ 補１４０	
61	山田宮の前線	あきる野市大字山田 八王子市元八王子町三丁目	八王子市 あきる野市	13,050	270,763	山田通り 美山通り	八王子３・４・６７	

資料編

主要地方道　５／６

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
63	青梅入間線	青梅市 埼玉県入間市	青梅市	7,303	88,479	旧青梅街道	青梅３・５・１２	
67	葛飾吉川松伏線	葛飾区 埼玉県北葛飾郡松伏町	葛飾区	374	7,040			
68	練馬川口線	練馬区 埼玉県川口市	板橋区 練馬区	3,345	34,729	笹目通り 新大宮バイパス		
301	白山祝田田町線	文京区白山五丁目 港区三田三丁目	千代田区 港区 文京区	9,216	324,136	内堀通り 白山通り 旧白山通り	放９ 放２１ 環１ 補１７８	
302	新宿両国線	新宿区 中央区	千代田区 中央区 新宿区	9,894	324,206	靖国通り	放６ 放１５ 放２４ 環１	
304	日比谷豊洲埠頭東雲町線	千代田区有楽町一丁目 江東区東雲二丁目	千代田区 中央区 江東区	8,029	368,836	晴海通り 有明通り	放３４	
305	芝新宿王子線	港区 北区王子一丁目	港区 新宿区 渋谷区 豊島区	14,649	391,868	明治通り	環５ 補５ 補１１ 環５－１ 放４ 補１７１	
306	王子千住夢の島線	北区王子二丁目 江東区夢の島一丁目	台東区 墨田区 江東区 北区 荒川区	17,244	439,678	明治通り	環４ 環５－２ 補１１６	
308	千住小松川葛西沖線	足立区足立一丁目 江戸川区臨海町一丁目	足立区 葛飾区 江戸川区	16,997	368,981	平和橋通り 船堀街道	補１４０ 補１１３	
311	環状八号線	大田区羽田空港三丁目 北区岩淵町	大田区 世田谷区 杉並区 北区 板橋区 練馬区	31,832	950,581	環八通り	環８	
312	白金台町等々力線	港区白金台一丁目 世田谷区玉堤二丁目	港区 品川区 目黒区 世田谷区	10,658	264,765	目黒通り	放３	
313	上野尾竹橋線	台東区根岸二丁目 足立区千住桜木二丁目	台東区 荒川区 足立区	3,785	67,669	尾竹橋通り	補１００	
314	言問大谷田線	台東区浅草七丁目 足立区谷中二丁目	台東区 荒川区 足立区 葛飾区	7,227	148,256	川の手通り	補１０９	

資料編

主要地方道　６／６　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
315	御徒町小岩線	台東区台東二丁目 江戸川区西小岩一丁目	台東区 墨田区 江東区 葛飾区 江戸川区	10,590	286,066	蔵前橋通り	放１４	
316	日本橋芝浦大森線	中央区日本橋本町三丁目 大田区大森南一丁目	中央区 港区 品川区 大田区	22,203	1,081,263	昭和通り 海岸通り 旧海岸通り	放１２ 放１８ 補１４６ 放１９ 補２８ 補１１６	
317	環状六号線	品川区東品川二丁目 板橋区氷川町	新宿区 品川区 目黒区 渋谷区 中野区 豊島区 板橋区	23,036	725,317	山手通り 旧山手通り	補２５ 環６	
318	環状七号線	大田区東海三丁目 江戸川区臨海町六丁目	目黒区 大田区 世田谷区 中野区 杉並区 北区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区	56,865	1,798,378	環七通り	環７	
319	環状三号線	港区 江東区	港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区	22,986	689,536	目白通り 水戸街道 言問通り 三ツ目通り 外苑東通り 新目白通り	放７ 環３ 補９５	
計	(65路線)			952,186	21,022,581			

一般都道　１／８

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
102	平方東京線	埼玉県越谷市大字平方 足立区青井三丁目	足立区	3,708	58,983			
103	吉場安行東京線	埼玉県さいたま市緑区大字大間木 足立区島根一丁目王子金町江戸川線交点	足立区	3,388	52,827	尾竹橋通り	補１００ 補２６２	
104	川口草加線	埼玉県川口市 埼玉県草加市	足立区	1,391	25,219	尾久橋通り	放１１ 補２６２	
106	東京鳩ケ谷線	足立区江北二丁目王子金町江戸川線交点 埼玉県川口市南鳩ヶ谷	足立区	4,855	102,942	鳩ヶ谷街道	補２５２	
107	東京川口線	足立区江北二丁目東京鳩ヶ谷線交点 埼玉県川口市	足立区	2,808	74,192		補１１３ 補１１３支１	
108	東京朝霞線	練馬区土支田二丁目練馬川口線交点 埼玉県朝霞市	練馬区	2,797	47,657		補２３３	
110	府中三鷹線	府中市 三鷹市	三鷹市 府中市 調布市	10,180	107,620	人見街道 新小金井街道	府中３・４・１２ 三鷹３・５・４	
111	大田神奈川線	大田区下丸子一丁目大田調布線交点 神奈川県横浜市神奈川区	大田区	659	10,616		補２８	
112	ひばりケ丘停車場線	ひばりヶ丘駅 東京所沢線交点	西東京市	3,112	47,087		西東京３・４・２０ 西東京３・４・１１	
113	杉並武蔵野線	杉並区上荻四丁目東京所沢線交点 武蔵野市吉祥寺本町二丁目杉並あきる野線交点	杉並区 武蔵野市	2,285	24,018	吉祥寺通り	補２２８ 武蔵野３・４・１１	
114	武蔵野狛江線	武蔵野市吉祥寺本町二丁目杉並あきる野線交点 狛江市世田谷町田線交点	武蔵野市 三鷹市 調布市 狛江市	13,330	181,493	吉祥寺通り 松原通り	武蔵野３・４・１６ 三鷹３・４・１２ 三鷹３・４・１４ 調布３・４・１７ 調布３・４・４	
115	吉祥寺停車場線	吉祥寺駅 武蔵野狛江線交点	武蔵野市	172	2,718		武蔵野３・４・４	
116	関町吉祥寺線	練馬区関町三丁目東京所沢線交点 武蔵野市吉祥寺東町二丁目杉並武蔵野線交点	練馬区 武蔵野市	1,618	21,193	吉祥寺通り	補１３５ 武蔵野３・４・１６	
117	世田谷三鷹線	世田谷区給田四丁目一般国道２０号交点 三鷹市新川三丁目武蔵野狛江線交点	世田谷区 三鷹市	2,509	25,564	吉祥寺通り		
118	調布経堂停車場線	調布市仙川町二丁目一般国道２０号交点 経堂駅	世田谷区 調布市	5,651	48,286		補５４	
119	北浦上石原線	調布市国領町二丁目一般国道２０号交点 調布市上石原一丁目府中調布線交点	調布市	2,356	24,425	旧甲州街道		
120	下石原小島線	調布市多摩川五丁目 調布市小島町一丁目北浦上石原線交点	調布市	450	4,829		調布３・４・４	

資料編

一般都道　２／８　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
121	武蔵野調布線	武蔵野市吉祥寺北町四丁目杉並あきる野線交点 調布市布田二丁目北浦上石原線交点	武蔵野市 三鷹市 調布市	7,191	106,630	三鷹通り	武蔵野３・５・１９ 三鷹３・４・１７ 調布３・４・２６	
123	境調布線	武蔵野市境四丁目杉並あきる野線交点 調布市上石原一丁目府中調布線交点	武蔵野市 三鷹市 調布市	6,381	99,219	天文台通り	武蔵野３・４・２４ 武蔵野３・４・７ 武蔵野３・５・２１ 三鷹３・４・２０ 調布３・４・３２	
124	稲城読売ランド前停車場線	稲城市町田調布線交点 読売ランド前駅	稲城市	2,205	24,421		多摩３・４・１２	
125	東久留米停車場線	東久留米駅 前沢保谷線交点	東久留米市	424	9,711			
127	秋津停車場線	秋津駅 さいたま東村山線交点	東村山市	642	3,297		東村山３・４・２７	
128	東村山東大和線	東村山市立川所沢線交点 東大和市新宿青梅線交点	東村山市 東大和市	4,156	33,701		東村山３・４・９ 立川３・４・２６	
129	東村山東久留米線	東村山市立川所沢線交点 東久留米市東京所沢線交点	東村山市 東久留米市	4,614	47,626		東村山３・４・７ 東村山３・４・５ 東村山３・４・１１	
131	小川停車場線	小川駅 新宿青梅線交点	小平市	797	4,794			
132	小川山田無線	小平市喜平町一丁目杉並あきる野線交点 西東京市新宿青梅線交点	小平市 西東京市	4,516	56,025		小平３・４・６ 小平３・４・１８	
133	小川山府中線	小平市上水南町三丁目杉並あきる野線交点 府中市宮西町二丁目府中調布線交点	小平市 国分寺市 府中市	4,485	62,623	新府中街道 国分寺街道 東八道路 旧甲州街道	小平３・４・１８ 国分寺３・４・１１ 府中３・４・２１	
134	恋ケ窪新田三鷹線	国分寺市東恋ヶ窪六丁目所沢府中線交点 三鷹市牟礼三丁目府中三鷹線交点	三鷹市 小金井市 国分寺市 小平市 武蔵野市	10,211	109,816	連雀通り	三鷹３・４・７ 国分寺３・４・６ 小金井３・４・１ 小金井３・４・３ 小金井３・４・４	
135	武蔵小金井停車場線	武蔵小金井駅 府中清瀬線交点	小金井市	101	1,439		小金井３・４・４	
136	武蔵小金井停車場貫井線	武蔵小金井駅 小金井市貫井北町五丁目恋ヶ窪新田三鷹線交点	小金井市	1,414	21,748		小金井３・４・４	
137	上麻生連光寺線	神奈川県川崎市麻生区上麻生 多摩市連光寺四丁目稲城日野線交点	多摩市	2,012	22,731			
139	真光寺長津田線	町田市真光寺町町田調布線交点 神奈川県横浜市緑区長津田町	町田市	2,683	43,663	鶴川街道	町田３・４・２３	
140	川崎町田線	神奈川県川崎市 町田市原町田二丁目目黒町町田線交点	町田市	3,496	42,426	成瀬街道	町田３・３・７ 町田３・４・６	
141	辻原町田線	町田市鶴間一般国道２４６号交点 町田市金森目黒町町田線交点	町田市	3,528	49,626	町田街道	町田３・３・３６ 町田３・４・３１	

資料編

一般都道　３／８

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
144	中島十番線	小平市中島町新宿青梅線交点 小平市中島町立川所沢線交点	小平市	625	8,285		小平３・４・２４	
145	立川国分寺線	立川市錦町一丁目立川所沢線交点 国分寺市本多一丁目恋ヶ窪新田三鷹線交点	立川市 府中市 国分寺市 国立市	6,370	76,259	多喜窪通り 国分寺街道	国分寺３・４・４ 国立３・４・１３ 国立３・４・７ 国分寺３・４・３ 国立３・４・６ 立川３・４・８ 国分寺３・４・１１	
146	国立停車場谷保線	国立駅 国立市大字谷保八王子国立線交点	国立市	2,198	40,759		国立３・１・１１	
149	立川日野線	立川市 日野市	立川市 日野市	2,700	57,495	多摩モノレール通り	立川３・３・２７ 日野３・４・１２	
151	東中神停車場線	東中神駅 立川昭島線交点	昭島市	190	1,837		昭島３・２・１１	
152	中神停車場線	中神駅 立川青梅線交点	昭島市	826	7,491			
153	立川昭島線	立川市 昭島市	立川市 昭島市	10,932	329,229		昭島３・４・８ 昭島３・４・２ 立川３・２・１１ 立川３・５・２８ 立川３・１・３４ 昭島３・５・１２	
155	町田平山八王子線	町田市 八王子市	町田市 多摩市 日野市 八王子市	14,359	266,831	平山通り	町田３・４・４０ 日野３・４・８ 八王子３・３・３１ 日野３・４・１８ 八王子３・４・３２ 八王子３・４・９	
156	町田日野線	町田市 日野市	町田市 多摩市 八王子市 日野市	11,039	281,069	多摩モノレール通り 南多摩尾根幹線道路	多摩３・１・６	
157	乞田東寺方線	多摩市乞田府中町田線交点 多摩市府中相模原線交点	多摩市	2,420	62,075		多摩３・４・１９	
158	小山乞田線	町田市小山ヶ丘二丁目相模原立川線交点 多摩市乞田府中町田線交点	町田市 八王子市 多摩市	15,827	512,653	多摩ニュータウン通り 多摩モノレール通り 南多摩尾根幹線道路	町田３・４・４１ 多摩３・１・６ 多摩３・２・３ 八王子３・２・５	
159	豊田高幡線	日野市豊田三丁目町田平山八王子線交点 日野市万願寺六丁目稲城日野線交点	日野市	1,636	12,641			
160	下柚木八王子線	八王子市下柚木二丁目府中相模原線交点 八王子市横山町一般国道２０号交点	八王子市	5,307	124,057	野猿街道 八王子バイパス	八王子３・３・１３	

一般都道　４／８　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
162	三ツ木八王子線	武蔵村山市三ツ木一丁目新宿青梅線交点 八王子市左入町一般国道１６号交点	八王子市 立川市 昭島市 武蔵村山市	8,714	111,554	奥多摩街道 多摩大橋通り	立川３・４・４０ 昭島３・４・１６	
163	羽村瑞穂線	羽村市立川青梅線交点 西多摩郡瑞穂町新宿青梅線交点	羽村市 瑞穂町	3,722	64,105	羽村街道	福生３・４・１２ 福生３・４・１３	
165	伊奈福生線	あきる野市大字伊奈杉並あきる野線交点 福生市大字福生一般国道１６号交点	福生市 あきる野市 日の出町	10,211	133,895	永田橋通り	秋多３・４・６	
166	瑞穂あきる野八王子線	西多摩郡瑞穂町一般国道１６号交点 八王子市横山町一般国道２０号交点	八王子市 福生市 あきる野市 羽村市 瑞穂町	14,149	188,006	五日市街道 東京環状	八王子３・５・４９ 福生３・４・１０ 福生３・３・３０	
167	羽村停車場線	羽村駅 羽村瑞穂線交点	羽村市	55	439		福生３・４・１３	
168	東秋留停車場線	東秋留駅 杉並あきる野線交点	あきる野市	789	7,789			
169	淵上日野線	あきる野市大字淵上杉並あきる野線交点 日野市日野本町四丁目八王子国立線交点	あきる野市 八王子市 日野市	11,049	301,607	滝山街道 多摩大橋通り 新滝山街道 八王子バイパス	八王子３・４・４１ 日野３・４・４０ 八王子３・４・４０	
173	上館日野線	八王子市館町八王子町田線交点 日野市南平三丁目稲城日野線交点	八王子市 日野市	11,911	159,101	北野街道	日野３・４・３ 八王子３・４・１４ 八王子３・３・１３	
174	長沼北野線	八王子市長沼町上館日野線交点 八王子市北野町下柚木八王子線交点	八王子市	1,405	30,150		八王子３・４・３７ 八王子３・３・２	
176	楢原あきる野線	八王子市楢原町八王子五日市線交点 あきる野市大字野辺東秋留停車場線交点	八王子市 あきる野市	4,463	62,376	高尾街道		
179	所沢青梅線	埼玉県所沢市 青梅市新町五丁目新宿青梅線交点	青梅市 瑞穂町	5,602	75,010		福生３・４・２１ 青梅３・４・８	
181	藤橋小作線	青梅市藤橋二丁目青梅入間線交差点 羽村市小作台一丁目	青梅市 羽村市	2,938	56,274	青梅街道	青梅３・４・１７ 青梅３・４・１５	
184	奥多摩あきる野線	西多摩郡奥多摩町大字氷川一般国道４１１号交点 あきる野市大字菅生一般国道４１１号交点	青梅市 あきる野市 日の出町 奥多摩町	28,507	244,927	秋川街道 永田橋通り 多摩川南岸道路	秋多３・５・７ 秋多３・４・６	
185	山田平井線	あきる野市大字山田 西多摩郡日の出町大字平井	日の出町 あきる野市	1,885	22,037	山田通り	秋多３・４・１４	
186	高月楢原線	八王子市高月町 八王子市楢原町	八王子市	3,580	18,113	高尾街道		
187	多摩御陵線	多摩御陵 八王子市	八王子市	844	25,023		八王子３・４・６１	

一般都道　５／８

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
189	高尾山線	八王子市 一般国道２０号交点	八王子市	3,133	17,107			
193	下畑軍畑線	埼玉県飯能市下畑 青梅市沢井一丁目一般国道４１１号交点	青梅市	9,755	118,942	成木街道		
194	成木河辺線	青梅市成木二丁目 青梅市河辺町六丁目	青梅市	6,585	67,127	小曽木街道	青梅３・４・１９	
195	富岡入間線	青梅市富岡一丁目青梅飯能線交点 埼玉県入間市	青梅市	459	4,966			
196	青梅停車場線	青梅駅 青梅市本町青梅飯能線交点	青梅市	95	3,701		青梅３・３・２７	
199	梅郷日向和田線	青梅市梅郷五丁目奥多摩青梅線交点 青梅市日向和田三丁目一般国道４１１号交点	青梅市	601	9,334		青梅３・４・３０	
200	柚木二俣尾線	青梅市柚木町二丁目奥多摩青梅線交点 青梅市二俣尾四丁目一般国道４１１号交点	青梅市	674	5,282			
201	十里木御嶽停車場線	あきる野市大字戸倉上野原あきる野線交点 青梅市御嶽駅前一般国道４１１号交点	青梅市 あきる野市	15,533	105,364	吉野街道		
202	上成木川井線	青梅市成木七丁目青梅秩父線交点 西多摩郡奥多摩町川井一般国道４１１号交点	青梅市 奥多摩町	7,075	33,237			
204	日原鍾乳洞線	西多摩郡奥多摩町日原鍾乳洞 西多摩郡奥多摩町氷川一般国道４１１号交点	奥多摩町	10,859	101,665	日原街道		
205	水根本宿線	西多摩郡奥多摩町大字境一般国道４１１号交点 西多摩郡檜原村字本宿上野原あきる野線交点	檜原村 奥多摩町	22,866	213,031			
206	川野上川乗線	西多摩郡奥多摩町大字川野一般国道４１１号交点 西多摩郡檜原村字南郷上野原あきる野線交点	檜原村 奥多摩町	38,030	839,410	檜原街道 奥多摩周遊道路		
207	大島公園線	大島町元町 元町港	大島町	13,738	114,732	三原山登山道路 大島一周道路		
208	大島循環線	大島町元町大島公園線交点 大島町元町一丁目大島公園線交点	大島町	43,293	418,760	大島一周道路		
209	川の道岡田港線	大島町岡田大島循環線交点 岡田港	大島町	1,773	25,101			
210	下地波浮港線	大島町差木地大島循環線交点 波浮港	大島町	1,522	12,040			

資料編

一般都道　６／８　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
211	若郷新島港線	新島村若郷 新島港	新島村	11,778	133,897	新島本道		
212	三宅循環線	三宅村神着 三宅村神着	三宅村	32,488	455,053	三宅一周道路		
213	中郷坪田港線	三宅村坪田三宅循環線交点 坪田港	三宅村	867	9,529			
214	伊豆大久保港線	三宅村伊豆三宅循環線交点 大久保港	三宅村	1,111	19,087			
215	八丈循環線	八丈町大賀郷 八丈町大賀郷	八丈町	43,196	471,350	八丈一周道路	八丈３・４・１	
216	神湊八重根港線	神湊港 八重根港	八丈町	7,552	105,184	八丈中央道路 八丈空港道路		
217	汐間洞輪沢港線	八丈町末吉八丈循環線交点 洞輪沢港	八丈町	2,919	29,016			
218	二本木飯能線	西多摩郡瑞穂町大字二本木所沢青梅線交点 埼玉県飯能市	瑞穂町	212	1,540		福生３・４・２６	
219	狭山下宮寺線	西多摩郡瑞穂町一般国道１６号交点 埼玉県入間市宮寺	瑞穂町	974	7,223			
220	昭島停車場熊川線	昭島駅 福生市大字熊川杉並あきる野線交点	昭島市 福生市	2,059	34,603			
221	原市場下成木線	埼玉県飯能市原市場 青梅市成木一丁目下畑軍畑線交点	青梅市	278	1,358			
222	国立停車場恋ケ窪線	国立駅 国分寺市東恋ヶ窪五丁目所沢府中線交点	国分寺市 国立市	2,439	23,362		国分寺３・４・７ 国分寺３・４・１２	
223	御蔵島環状線	御蔵島港 御蔵島村	御蔵島村	14,993	204,389	御蔵島本道		
224	神戸山多幸線	神津島村字神戸山 神津島村字榎木が沢	神津島村	15,089	159,662	神津本道		
226	東村山清瀬線	東村山市栄町三丁目立川所沢線交点 清瀬市府中清瀬線交点	東村山市 清瀬市	5,113	56,362	所沢街道	東村山３・４・２６	
227	小平停車場野中新田線	小平駅 小平市花小金井四丁目府中清瀬線交点	小平市 東久留米市	2,408	25,155		小平３・４・１４	
228	利島環状線	利島港 利島村	利島村	8,803	58,934	利島一周道路		
229	府中調布線	府中市本宿町二丁目一般国道２０号交点 調布市下石原一丁目一般国道２０号交点	調布市 府中市	7,432	91,115	旧甲州街道	府中３・４・９	
230	小平停車場小川新田線	小平駅 小平市仲町新宿青梅線交点	小平市	769	4,900			

一般都道　７／８

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
233	東大泉田無線	練馬区東大泉四丁目練馬所沢線交点 西東京市東京所沢線交点	練馬区 西東京市	4,615	40,593	伏見通り	西東京３・２・６ 西東京３・４・１６ 西東京３・２・１２	
234	前沢保谷線	東久留米市東京所沢線交点 西東京市千代田練馬田無線交点	西東京市 東久留米市	7,192	89,713	伏見通り	西東京３・４・１１	
235	豊田停車場線	豊田駅 八王子国立線交点	日野市	1,324	30,997	日野バイパス	日野３・３・２１	
236	青ヶ島循環線	青ヶ島港 青ヶ島港	青ヶ島村	6,367	58,369	青ヶ島本道		
237	式根島循環線	新島村式根島 新島村式根島	新島村	4,630	33,464	式根本道		
238	大久野青梅線	西多摩郡日の出町大字大久野 青梅市日向和田三丁目	青梅市	2,296	36,739			
239	足立川口線	足立区 埼玉県川口市	足立区	1,964	90,608	鳩ヶ谷街道	補１１３	
240	父島循環線	小笠原村父島字西町 小笠原村父島字奥村	小笠原村	21,842	369,185	湾岸通り 小港道路 夜明道路		
241	沖港北港線	小笠原村母島字元地 小笠原村母島字衣館	小笠原村	13,520	200,869			
245	杉並田無線	杉並区 西東京市	杉並区 練馬区 西東京市	6,557	102,514	新青梅街道	西東京３・５・４ 補７６	
247	府中小金井線	府中市 小金井市	小金井市	1,614	29,349		府中３・４・１６ 小金井３・４・１１	
248	府中小平線	府中市 小平市	府中市 小金井市 小平市	8,273	175,099	新小金井街道	府中３・４・３ 府中３・４・７ 小金井３・４・７	
249	福生青梅線	福生市 青梅市	青梅市 福生市 羽村市	5,956	146,634	西多摩産業道路 吉野街道	福生３・３・３０ 福生３・３・３３ 青梅３・３・２	
250	あきる野羽村線	あきる野市 羽村市	あきる野市 羽村市	2,217	41,636		秋多３・３・９ 福生３・４・１２	
251	青梅日の出線	青梅市 西多摩郡日の出町	日の出町	3,215	29,539			
253	保谷狭山自然公園自転車道線	西東京市 東村山市	小平市 東大和市 武蔵村山市 東村山市 西東京市	21,644	112,224	多摩湖自転車歩行者道		
255	足立さいたま自転車道線	足立区 埼玉県さいたま市	足立区	605	2,738			

資料編

一般都道　８／８　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
256	八王子国立線	八王子市 国立市	八王子市 日野市 立川市 国立市	8,922	154,570	甲州街道	八王子３・３・１ 日野３・４・１	
501	王子金町市川線	北区王子一丁目 千葉県市川市	北区 足立区 葛飾区 江戸川区	21,100	315,818	明治通り 水戸街道 環七通り 柴又街道 江北橋通り	環７ 補９１ 補９３ 放１３ 補８８ 補２６９ 補２７７ 補１４３ 補１１３	
503	相模原立川線	神奈川県相模原市 立川市錦町五丁目立川青梅線交点	八王子市 町田市 日野市 立川市	10,397	180,771	多摩モノレール通り 甲州街道 南多摩尾根幹線道路	八王子３・４・３３ 日野３・４・８	
506	八王子城山線	八王子市八幡町一般国道２０号交点 神奈川県相模原市城山町	八王子市 町田市	7,502	105,679		八王子３・５・５２ 八王子３・４・１６	
516	浅川相模湖線	八王子市一般国道２０号交点 神奈川県相模原市相模湖町	八王子市	6,242	36,068			
521	上野原八王子線	山梨県上野原市 八王子市追分町一般国道２０号交点	八王子市	18,977	167,911	陣馬街道	八王子３・４・２３	
計	(121路線)			827,820	11,412,857			

資料編

特例都道　１／５

整理番号	路線名	起点 終点	都内経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
401	麹町竹平線	千代田区麹町一丁目 千代田区一ツ橋一丁目	千代田区	2,049	60,928	内堀通り 靖国通り	環１ 放６	
402	錦町有楽町線	千代田区神田錦町三丁目 千代田区有楽町二丁目	千代田区	2,549	70,112		補９４ 補９６	
403	大手町湯島線	千代田区大手町一丁目 文京区湯島一丁目	千代田区 文京区	1,822	61,135	本郷通り 日比谷通り	放１０	
404	皇居前東京停車場線	千代田区皇居外苑 千代田区丸の内一丁目	千代田区	364	26,514		補１９７	
405	外濠環状線	港区新橋一丁目 港区新橋二丁目	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区	13,162	451,184	外堀通り	環２ 補１ 補９６の１ 補９４ 補９６	
406	皇居前鍛冶橋線	千代田区皇居外苑 中央区八重洲二丁目	千代田区 中央区	760	31,965		補１０１	
407	丸の内室町線	千代田区丸の内三丁目 中央区日本橋室町四丁目	千代田区 中央区	1,758	49,181	江戸通り	補９９ 補９７ 補９８	
408	八重洲宝町線	中央区八重洲一丁目 中央区京橋一丁目	中央区	366	16,203		放３３	
409	日比谷芝浦線	千代田区有楽町一丁目 港区海岸三丁目	千代田区 港区	3,612	120,324	日比谷通り	放２０ 補１４７	
412	霞ヶ関渋谷線	千代田区霞ヶ関二丁目 渋谷区渋谷三丁目	千代田区 港区 渋谷区	4,865	218,093	六本木通り	放２２ 放１	
413	赤坂杉並線	港区赤坂二丁目 杉並区松庵一丁目	港区 世田谷区 渋谷区 杉並区	11,628	224,126	井ノ頭通り	補１９４ 放２３ 補５	
414	四谷角筈線	新宿区四谷一丁目 新宿区西新宿一丁目	港区 新宿区 渋谷区	5,908	187,587		補５７	
415	高輪麻布線	港区高輪二丁目 港区六本木一丁目	港区	3,469	118,213		放１ 補１３	
416	古川橋二子玉川線	港区南麻布二丁目 世田谷区玉川一丁目	港区 目黒区 世田谷区 渋谷区	9,695	190,748	明治通り 駒沢通り	環５－１ 補４９ 補５ 補８	
418	北品川四谷線	品川区北品川三丁目 新宿区富久町	港区 新宿区 品川区 渋谷区	8,568	230,708	外苑西通り	放２ 環４	
420	鮫洲大山線	品川区東品川四丁目 板橋区氷川町	新宿区 品川区 目黒区 世田谷区 渋谷区 中野区 豊島区 板橋区	23,217	347,231	中野通り	補２６	

資料編

特例都道　２／５　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
421	東品川下丸子線	品川区東品川三丁目 大田区千鳥三丁目	品川区 大田区	7,481	134,071	池上通り	補２８	
423	渋谷経堂線	渋谷区神泉町 世田谷区経堂一丁目	目黒区 世田谷区	5,151	61,092	淡島通り	補５２	
426	上馬奥沢線	世田谷区上馬町三丁目 世田谷区奥沢三丁目	目黒区 世田谷区	3,837	41,287	自由通り	補１２７	
427	瀬田貫井線	世田谷区瀬田四丁目 練馬区貫井二丁目	世田谷区 中野区 杉並区 練馬区	14,879	149,612	中杉通り	補１２８ 補１３３ 補２１２	
428	高円寺砧浄水場線	杉並区梅里一丁目 世田谷区喜多見四丁目	世田谷区 杉並区	8,979	60,547			
430	新宿停車場前線	新宿区四谷四丁目 新宿区西新宿一丁目	新宿区	338	12,477	新宿通り	補６６	
431	角筈和泉町線	新宿区西新宿三丁目 杉並区和泉二丁目	新宿区 渋谷区 杉並区	3,653	46,839		補６１	
432	淀橋渋谷本町線	新宿区西新宿六丁目 渋谷区本町三丁目	新宿区 渋谷区	478	7,824	方南通り	補６２	
433	神楽坂高円寺線	新宿区神楽坂五丁目 杉並区高円寺南二丁目	新宿区 中野区 杉並区	7,748	116,097	大久保通り	放２５ 補７１	
434	牛込小石川線	新宿区新小川町 文京区後楽一丁目	新宿区 文京区	1,001	28,965		放２５	
435	音羽池袋線	文京区音羽一丁目 豊島区東池袋一丁目	文京区 豊島区	2,186	73,732		放２６ 環４ 補７７	
436	小石川西巣鴨線	文京区小石川一丁目 豊島区西巣鴨一丁目	文京区 豊島区	4,410	89,691		補７９ 補８２	
437	秋葉原雑司ヶ谷線	千代田区外神田一丁目 文京区目白台二丁目	千代田区 文京区 台東区	8,483	199,930	中央通り 不忍通り	環４ 放２８ 補９４	
438	向井町新町線	杉並区本天沼二丁目 杉並区善福寺一丁目	杉並区	2,759	32,671	早稲田通り	補７４	
439	椎名町上石神井線	豊島区南長崎六丁目 練馬区上石神井一丁目	中野区 練馬区	8,763	150,571	千川通り	補２２９	
440	落合井草線	新宿区西落合一丁目 杉並区井草四丁目	新宿区 中野区 杉並区	6,058	94,682	新青梅街道	補７６	
441	池袋谷原線	豊島区東池袋一丁目 練馬区谷原一丁目	豊島区 板橋区 練馬区	7,104	158,591	要町通り 明治通り	放３６ 補７６ 環８	
442	北町豊玉線	練馬区北町八丁目 練馬区豊玉南二丁目	練馬区	4,821	32,782		放３５	

特例都道　３／５

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
443	南田中町旭町線	練馬区南田中二丁目 練馬区旭町一丁目	練馬区	8,516	234,731	笹目通り	補１３４ 補１７２ 補２３０	
444	下石神井大泉線	練馬区下石神井四丁目 練馬区石神井町八丁目	練馬区	2,938	29,064		補１３２	
445	常盤台赤羽線	板橋区東新町一丁目 北区赤羽一丁目	北区 板橋区	3,799	54,591		補８５ 補８６	
446	長後赤塚線	板橋区坂下一丁目 板橋区赤塚新町二丁目	板橋区	7,961	257,583	高島通り	補２０１ 補２０３ 補２０４	
447	赤羽西台線	北区赤羽北二丁目 板橋区相生町	北区 板橋区	7,326	175,075	高島通り	補１５７ 補２０２ 補２０４	
449	新荒川堤防線	北区志茂五丁目 江東区東砂八丁目	北区 足立区 墨田区 江戸川区 江東区	24,221	435,291	ゆりのき橋通り 墨堤通り	補１１８ 補１２２ 補１２０	
450	新荒川葛西堤防線	足立区江北二丁目 江戸川区篠崎町三丁目	足立区 葛飾区 江戸川区	24,750	475,487	清砂大橋通り 江北橋通り 平和橋通り 篠崎街道	放１６ 補１１３	
451	江戸川堤防線	葛飾区東金町八丁目 江戸川区篠崎町三丁目	葛飾区 江戸川区	9,649	91,957	篠崎街道		
452	神田白山線	千代田区外神田二丁目 文京区本駒込一丁目	千代田区 台東区 文京区	4,482	80,079	中央通り	補９２ 補９４ 補１７８	
453	本郷亀戸線	文京区本郷四丁目 江東区亀戸三丁目	文京区 台東区 墨田区 江東区	6,141	155,445	春日通り 清澄通り 浅草通り	補１０３ 補１１０ 放８ 補１０２	
455	本郷赤羽線	文京区弥生一丁目 北区赤羽西六丁目	文京区 豊島区 北区	9,283	213,727	本郷通り	放１０ 補８３ 補８５	
457	駒込宮地線	文京区千駄木三丁目 荒川区西日暮里一丁目	文京区 台東区 荒川区	1,384	27,408	道灌山通り	環４	
458	白山小台線	文京区本駒込一丁目 足立区小台二丁目	文京区 北区 荒川区 足立区	4,680	83,266		補９３ 補９３支１	
460	中十条赤羽線	北区中十条一丁目 北区赤羽一丁目	北区	2,797	35,317		補７３ 補８３	
461	吾妻橋伊興町線	墨田区吾妻橋一丁目 足立区東伊興二丁目	墨田区 足立区 荒川区	10,865	248,062	尾竹橋通り 墨堤通り	補１００ 補１１９	
462	蔵前三ノ輪線	台東区蔵前四丁目 台東区三ノ輪一丁目	台東区	2,807	95,914	国際通り	放３０	

特例都道　４／５　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
463	上野月島線	台東区東上野三丁目 中央区勝どき一丁目	台東区 墨田区 江東区 中央区	8,776	270,319	浅草通り 清澄通り	補１０３ 補１１０ 補３０５	
464	言問橋南千住線	台東区浅草六丁目 荒川区南千住七丁目	台東区 荒川区	2,364	57,179		補１０８	
465	深川吾嬬町線	江東区東陽三丁目 墨田区京島一丁目	墨田区 江東区	5,445	128,118	四ッ目通り	放３２	
466	内匠橋花畑線	足立区南花畑三丁目 足立区花畑八丁目	足立区	2,958	23,209			
467	千住新宿町線	足立区足立一丁目 葛飾区新宿二丁目	足立区 葛飾区	5,515	88,782	江北橋通り	補１３６	
471	金町線	葛飾区金町三丁目 葛飾区東金町五丁目	葛飾区	994	25,651		放１３	
473	新富晴海線	中央区新富二丁目 中央区晴海一丁目	中央区	2,012	84,775		補１５３	
474	浜町北砂町線	中央区日本橋浜町三丁目 江東区北砂二丁目	中央区 江東区	3,839	93,054	清洲橋通り	補１１１	
475	永代葛西橋線	江東区永代二丁目 江戸川区西葛西二丁目	中央区 江東区 江戸川区	4,288	129,772	葛西橋通り	放２９ 補１１２	
476	南砂町吾嬬町線	江東区南砂四丁目 墨田区立花四丁目	墨田区 江東区	4,164	107,747	丸八通り	環４	
477	亀戸葛西橋線	江東区亀戸九丁目 江東区東砂六丁目	江東区	0 ※新荒川堤防線と全線重用	0		補１４４	
480	品川埠頭線	港区港南一丁目 品川区東品川二丁目	港区 品川区	2,221	95,278		補１６	
481	新橋日の出ふ頭線	港区新橋二丁目 港区海岸二丁目	港区	2,904	135,008			
482	台場青海線	港区台場二丁目 江東区青海二丁目	港区 江東区	2,541	109,098		補２９８	
484	豊洲有明線	江東区豊洲二丁目 江東区有明三丁目	江東区	3,164	143,854	環二通り	環２	
	新宿副都心二号線	新宿区西新宿三丁目 新宿区西新宿三丁目新宿副都心十三号線交点	新宿区	493	15,983			
	新宿副都心三号線	新宿区西新宿一丁目新宿副都心八号線交点 新宿区西新宿二丁目新宿副都心十三号線交点	新宿区	661	22,374			
	新宿副都心四号線	新宿区西新宿一丁目四谷角筈線交点 新宿区西新宿二丁目新宿副都心十二号線交点	新宿区	954	39,656			

資料編

資料第２－（２） 国道・都道路線別一覧表

特例都道　５／５　　※放：放射線、環：環状線、補：補助線　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
	新宿副都心五号線	新宿区西新宿一丁目新宿副都心八号線交点 新宿区西新宿六丁目新宿副都心十三号線交点	新宿区	854	28,705			
	新宿副都心八号線	新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目東京所沢線交点	新宿区	497	12,732			
	新宿副都心九号線	新宿区西新宿一丁目 新宿区西新宿一丁目東京所沢線交点	新宿区	515	15,945			
	新宿副都心十号線	新宿区西新宿二丁目新宿副都心二号線交点 新宿区西新宿二丁目新宿副都心五号線交点	新宿区	441	13,235			
	新宿副都心十一号線	新宿区西新宿二丁目新宿副都心二号線交点 新宿区西新宿二丁目新宿副都心五号線交点	新宿区	434	13,029			
	新宿副都心十二号線	新宿区西新宿三丁目 新宿区西新宿六丁目東京所沢線交点	新宿区	978	40,480			
	新宿副都心十三号線	新宿区西新宿三丁目 新宿区西新宿六丁目東京所沢線交点	新宿区	1,349	34,743			
	一七六号線（中央官衙）	千代田区霞ヶ関永田町二丁目一般国道２４６号交点 千代田区霞ヶ関一丁目	千代田区	1,145	35,193			
	二四七号線（中央官衙）	千代田区霞ヶ関永田町一丁目一七六号線交点 中央区銀座八丁目	千代田区 中央区	637	24,600			
	二五五号線（中央官衙）	千代田区永田町二丁目一般国道２４６号交点 港区赤坂二丁目外濠環状線交点	千代田区 港区	525	9,226		補２１ 補２２	
	二五七号線（中央官衙）	千代田区永田町一丁目一般国道２４６号交点 港区赤坂一丁目外濠環状線交点	千代田区 港区	0	0 ※一般国道２４６号と全線重用			
計	（79路線）			384,188	8,386,455			

資料編

自動車専用道路等　１／３　（東・中日本高速道路(株)管理道路）　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な 通称道路名	関係する主な 都市計画路線名	備考
	東北縦貫自動車道	東京都練馬区 青森県青森市	練馬区	1,482	50,798			東日本高速道路
	東関東自動車道	東京都練馬区 茨城県水戸市	葛飾区	922	20,909			東日本高速道路
	関越自動車道	東京都練馬区 新潟県新潟市	練馬区 清瀬市	4,180	143,267			東日本高速道路
	第一東海自動車道	東京都世田谷区 小牧市	世田谷区 町田市	3,757	177,856			中日本高速道路
	中央自動車道	東京都杉並区 兵庫県西宮市	杉並区 世田谷区 三鷹市 調布市 府中市 国立市 日野市 八王子市	39,723	2,070,652			中日本高速道路
	一般国道１４号	東京都江戸川区 千葉県千葉市	江戸川区	3,025	112,614	京葉道路		東日本高速道路 管理者重複路線
	一般国道４６６号	東京都世田谷区 神奈川県横浜市	世田谷区	633	22,849	第三京浜		東日本高速道路 管理者重複路線
	一般国道４６８号	神奈川県横浜市 千葉県木更津市	八王子市 あきる野市 青梅市 羽村市 日の出町	24,516	1,372,616			東日本高速道路 中日本高速道路
計	（ 8路線）			78,238	3,971,561			

資料編

自動車専用道路等　２／３　（首都高速道路(株)管理道路）　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
	首都高速一号線	台東区北上野一丁目 大田区羽田旭町	千代田区 中央区 港区 台東区 品川区 大田区	21,900	524,329			
	首都高速二号線	中央区銀座八丁目 品川区戸越一丁目	中央区 港区 品川区 渋谷区	8,518	173,948			
	首都高速二号分岐線	港区麻布十番四丁目（首都高速二号線） 港区六本木三丁目（首都高速三号線）	港区	1,518	31,487			
	首都高速三号線	千代田区隼町 世田谷区上用賀五丁目	千代田区 港区 目黒区 世田谷区 渋谷区	14,567	294,764			
	首都高速四号線	中央区八重洲二丁目 杉並区上高井戸三丁目	千代田区 中央区 港区 新宿区 渋谷区 杉並区	18,600	437,414			
	首都高速四号分岐線	千代田区大手町二丁目（首都高速四号線） 中央区日本橋小網町（首都高速六号線）	千代田区 中央区	1,030	26,649			
	首都高速五号線	千代田区一ツ橋一丁目 板橋区三園一丁目	千代田区 新宿区 文京区 豊島区 板橋区	17,800	398,758			
	首都高速六号線	中央区日本橋兜町（首都高速一号線） 足立区加平一丁目	中央区 墨田区 足立区 葛飾区	15,603	417,359			
	首都高速七号線	墨田区千歳一丁目 江戸川区谷河内二丁目	墨田区 江東区 江戸川区	10,415	197,419			
	首都高速八号線	中央区銀座一丁目（首都高速一号線） 中央区銀座一丁目	中央区	142	2,787			
	首都高速九号線	中央区日本橋箱崎町 江東区辰巳二丁目	中央区 江東区	5,252	153,404			
147	高速横浜羽田空港線	神奈川県横浜市中区 大田区羽田旭町	大田区	864	19,152			
242	高速葛飾川口線	葛飾区 埼玉県川口市	足立区 葛飾区	11,800	330,943			
243	高速足立三郷線	足立区 埼玉県三郷市	足立区	1,806	44,025			

資料編

自動車専用道路等　３／３　（首都高速道路(株)管理道路）　　令和6年4月1日現在

整理番号	路線名	起点 終点	都内 経過地	延長 m	面積 ㎡	関係する主な通称道路名	関係する主な都市計画路線名	備考
294	高速湾岸線	神奈川県横浜市金沢区 千葉県市川市	港区 江東区 品川区 大田区 江戸川区	23,103	1,075,566			
	首都高速葛飾江戸川線	葛飾区四つ木三丁目 江戸川区臨海町一丁目	葛飾区 江戸川区	11,200	298,205			
254	高速板橋戸田線	板橋区 埼玉県戸田市	板橋区	700	13,141			
	首都高速湾岸分岐線	大田区昭和島一丁目 大田区東海二丁目	大田区	1,855	42,779			
	首都高速十一号線	港区海岸二丁目 江東区有明二丁目	港区 江東区	5,000	152,576			
	首都高速板橋足立線	板橋区板橋二丁目 足立区江北二丁目	板橋区 北区 足立区	7,100	140,663			
	首都高速目黒板橋線	目黒区青葉台四丁目 板橋区熊野町	目黒区 渋谷区 新宿区 中野区 豊島区 板橋区	11,005	370,098			
	首都高速晴海線	中央区築地一丁目 江東区有明二丁目	中央区 江東区	2,700	67,223			
	首都高速品川目黒線	品川区八潮三丁目 目黒区青葉台四丁目	品川区 目黒区	9,400	296,782			
計	(23路線)			201,878	5,509,471			

資料編

資料第２－（３）　東京都通称道路名一覧表

	設定公告整理番号	通称道路名	（Ｒｏａｄｎａｍｅ）	起　　点	終　　点
あ	169	青ヶ島本道	Aogashima-hondo Ave.	青ヶ島村	青ヶ島村西郷
	12	青山通り	Aoyama-dori Ave.	千代田区永田町一丁目	渋谷区渋谷三丁目
	57	秋川街道	Akigawa-kaido Ave.	青梅市青梅	八王子市八木町
	7	浅草通り	Asakusa-dori Ave.	台東区東上野四丁目	江東区亀戸三丁目
	137	有明通り	Ariake-dori Ave.	中央区晴海二丁目	江東区有明二丁目
	139	淡島通り	Awashima-dori Ave.	渋谷区神泉町	世田谷区若林二丁目
い	50	池上通り	Ikegami-dori Ave.	品川区南品川五丁目	大田区千鳥三丁目
	35	五日市街道	Itsukaichi-kaido Ave.	杉並区梅里一丁目	あきる野市館谷
	145	稲城大橋通り	Inagiohashi-dori Ave.	稲城市東長沼	府中市押立町三丁目
	33	井ノ頭通り	Inokasira-dori Ave.	渋谷区宇田川町	武蔵野市関前五丁目
	103	芋窪街道	Imokubo-kaido Ave.	立川市栄町三丁目	東大和市蔵敷二丁目
	107	岩蔵街道	Iwakura-kaido Ave.	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎	青梅市富岡三丁目
う	1	内堀通り	Uchibori-dori Ave.	千代田区霞が関一丁目	千代田区霞が関一丁目
え	41	永代通り	Eitai-dori Ave.	千代田区大手町一丁目	江東区新砂三丁目
	26	江戸通り	Edo-dori Ave.	千代田区大手町二丁目	台東区花川戸二丁目
お	17	青梅街道	Ome-kaido Ave.	新宿区歌舞伎町一丁目	西多摩郡奥多摩町留浦
	37	大久保通り	Okubo-dori Ave.	新宿区下宮比町	杉並区高円寺南一丁目
	115	大島一周道路	Oshima-isshudoro Ave.	大島町元町元町港	大島町元町
	59	奥多摩街道	Okutama-kaido Ave.	青梅市勝沼一丁目	立川市錦町五丁目
	165	奥多摩周遊道路	Okutama-shuyudoro Ave.	西多摩郡奥多摩町川野	西多摩郡檜原村数馬
	74	奥戸街道	Okudo-kaido Ave.	葛飾区立石一丁目	江戸川区西小岩二丁目
	70	尾久橋通り	Ogubashi-dori Ave.	台東区根岸二丁目	足立区舎人四丁目
	109	小曽木街道	Osogi-kaido Ave.	青梅市森下町	青梅市富岡
	71	尾竹橋通り	Otakebashi-dori Ave.	台東区根岸三丁目	足立区東伊興二丁目
か	82	外苑西通り	Gaiennishi-dori Ave.	新宿区富久町	港区白金台五丁目
	46	外苑東通り	Gaienhigashi-dori Ave.	港区麻布台二丁目	新宿区早稲田鶴巻町
	44	海岸通り	Kaigan-dori Ave.	港区東新橋一丁目	大田区平和島六丁目
	79	葛西橋通り	Kasaibashi-dori Ave.	江東区永代二丁目	江戸川区東葛西三丁目
	19	春日通り	Kasuga-dori Ave.	豊島区東池袋一丁目	墨田区横川五丁目
	140	要町通り	Kanamecho-dori Ave.	豊島区要町一丁目	板橋区小茂根一丁目
	66	鎌倉街道	Kamakura-kaido Ave.	町田市森野五丁目	府中市本町一丁目
	20	川越街道	Kawagoe-kaido Ave.	豊島区東池袋一丁目	板橋区成増二丁目
	63	川崎街道	Kawasaki-kaido Ave.	日野市日野本町一丁目	稲城市矢野口
	132	川の手通り	Kawanote-dori Ave.	荒川区南千住三丁目	足立区谷中四丁目
	56	環七通り	Kannana-dori Ave.	大田区東海一丁目	江戸川区臨海町四丁目
	138	環二通り	Kanni-dori Ave.	港区虎ノ門二丁目	江東区有明二丁目
	87	環八通り	Kanpachi-dori Ave.	大田区羽田空港一丁目	北区岩淵町
き	105	北野街道	Kitano-kaido Ave.	日野市南平四丁目	八王子市館町
	53	北本通り	Kitahon-dori Ave.	北区王子一丁目	北区岩淵町
	91	吉祥寺通り	Kichijoji-dori Ave.	練馬区関町三丁目	世田谷区給田四丁目

資料編

令和6年4月1日現在

	設定公告整理番号	通称道路名	（Ｒｏａｄｎａｍｅ）	起　　点	終　　点
き	129	旧青梅街道	Kyuome-kaido Ave.	青梅市東青梅二丁目	青梅市上町
	126	旧海岸通り	Kyukaigan-dori Ave.	港区芝四丁目	品川区東品川一丁目
	99	旧甲州街道	Kyukoshu-kaido Ave.	調布市国領町二丁目	府中市本宿町二丁目
	124	旧白山通り	Kyuhakusan-dori Ave.	文京区白山二丁目	文京区白山五丁目
	125	旧山手通り	Kyuyamate-dori Ave.	渋谷区猿楽町	渋谷区神泉町
	127	旧早稲田通り	Kyuwaseda-dori Ave.	杉並区下井草一丁目	練馬区石神井台五丁目
	136	清砂大橋通り	Kiyosunaohashi-dori Ave.	江東区新砂三丁目	江戸川区東葛西九丁目
	48	清洲橋通り	Kiyosubashi-dori Ave.	台東区北上野二丁目	江東区東砂五丁目
	40	清澄通り	Kiyosumi-dori Ave.	墨田区吾妻橋一丁目	中央区勝どき六丁目
く	47	蔵前橋通り	Kuramaebashi-dori Ave.	文京区湯島二丁目	江戸川区北小岩一丁目
け	28	京葉道路	Keiyo-doro Ave.	墨田区両国一丁目	江戸川区篠崎町二丁目
こ	15	甲州街道	Koshu-kaido Ave.	新宿区内藤町	八王子市南浅川町
	119	神津本道	Kozu-hondo Ave.	神津島村長浜	神津島村多幸
	131	江北橋通り	Kohokubashi-dori Ave.	足立区宮城二丁目	葛飾区亀有二丁目
	69	小金井街道	Koganei-kaido Ave.	府中市宮町一丁目	清瀬市中里二丁目
	134	国際通り	Kokusai-dori Ave.	台東区蔵前三丁目	台東区三ノ輪一丁目
	146	国分寺街道	Kokubunji-kaido Ave.	小平市上水南町二丁目	府中市府中町一丁目
	39	言問通り	Kototoi-dori Ave.	文京区弥生一丁目	台東区浅草六丁目
	100	狛江通り	Komae-dori Ave.	狛江市東和泉一丁目	調布市国領町一丁目
	32	駒沢通り	Komazawa-dori Ave.	渋谷区広尾一丁目	世田谷区玉川一丁目
	122	小港道路	Kominato-doro Ave.	小笠原村父島扇浦	小笠原村父島小港
さ	8	桜田通り	Sakurada-dori Ave.	千代田区霞ヶ関一丁目	品川区西五反田二丁目
	90	笹目通り	Sasame-dori Ave.	練馬区南田中四丁目	板橋区三園二丁目
	55	産業道路	Sangyo-doro Ave.	大田区大森東二丁目	大田区羽田二丁目
し	94	志木街道	Shiki-kaido Ave.	東村山市秋津町三丁目	清瀬市下清戸五丁目
	118	式根本道	Shikine-hondo Ave.	新島本村泊	新島本村式根ヶ沢
	76	篠崎街道	Shinozaki-kaido Ave.	江戸川区東小岩三丁目	江戸川区江戸川三丁目
	38	不忍通り	Shinobazu-dori Ave.	文京区目白台二丁目	台東区上野二丁目
	75	柴又街道	Shibamata-kaido Ave.	葛飾区金町三丁目	江戸川区江戸川一丁目
	152	芝溝街道	Shibamizo-kaido Ave.	町田市根岸町	町田市大蔵町
	51	自由通り	Jiyu-dori Ave.	大田区雪谷大塚町	世田谷区駒沢一丁目
	24	昭和通り	Showa-dori Ave.	港区新橋一丁目	台東区根岸五丁目
	85	新青梅街道	Shin-ome-kaido Ave.	新宿区西落合三丁目	西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎
	42	新大橋通り	Shin-ohashi-dori Ave.	中央区銀座八丁目	江戸川区江戸川三丁目
	89	新大宮バイパス	Shin-omiya Bypass	練馬区北町三丁目	板橋区新河岸三丁目
	104	新奥多摩街道	Shin-okutama-kaido Ave.	立川市錦町五丁目	福生市熊川
				福生市熊川	青梅市河辺町六丁目
	101	新小金井街道	Shinkoganei-kaido Ave.	府中市是政三丁目	清瀬市下清戸一丁目
	14	新宿通り	Shinjuku-dori Ave.	千代田区麹町一丁目	新宿区歌舞伎町一丁目
	160	新滝山街道	Shintakiyama-kaido Ave.	あきる野市牛沼	八王子市左入町

資料第２－（３）　東京都通称道路名一覧表

	設定公告整理番号	通称道路名	（Ｒｏａｄｎａｍｅ）	起　　点	終　　点
し	61	陣馬街道	Jinba-kaido Ave.	八王子市追分町	八王子市上恩方町
	148	新府中街道	Shinfuchu-kaido Ave.	府中市住吉町四丁目	小平市小川町一丁目
	143	新武蔵境通り	Shinmusashisakai-dori Ave.	武蔵野市境南町一丁目	武蔵野市関前三丁目
	84	新目白通り	Shinmejiro-dori Ave.	文京区関口一丁目	新宿区中落合三丁目
せ	31	世田谷通り	Setagaya-dori Ave.	世田谷区三軒茶屋二丁目	狛江市東和泉四丁目
	86	千川通り	Senkawa-dori Ave.	豊島区南長崎六丁目	練馬区上石神井一丁目
そ	2	外堀通り	Sotobori-dori Ave.	中央区八重洲二丁目	中央区八重洲二丁目
た	5	第一京浜	Daiichikeihin Ave.	港区東新橋一丁目	大田区東六郷三丁目
	9	第二京浜	Dainikeihin Ave.	品川区西五反田七丁目	大田区多摩川二丁目
	111	高尾街道	Takao-kaido Ave.	八王子市高尾町	八王子市戸吹町
	88	高島通り	Takashima-dori Ave.	板橋区坂下二丁目	板橋区三園一丁目
	147	多喜窪通り	Takikubo-dori Ave.	府中市武蔵台三丁目	国分寺市南町二丁目
	58	滝山街道	Takiyama-kaido Ave.	青梅市友田町二丁目	八王子市左入町
	102	立川通り	Tachikawa-dori Ave.	立川市錦町六丁目	小平市小川町一丁目
	154	多摩大橋通り	Tamaohashi-dori Ave.	八王子市大和田町二丁目	武蔵村山市本町一丁目
	13	玉川通り	Tamagawa-dori Ave.	渋谷区桜丘町	世田谷区玉川一丁目
	164	多摩川南岸道路	Tamagawa-nangandoro Ave.	西多摩郡奥多摩町棚澤	西多摩郡奥多摩町氷川
	95	多摩湖自転車歩行者道	Tamako-jitenshahokoshado Path	西東京市田無町三丁目	東村山市多摩湖町三丁目
	43	多摩堤通り	Tamazutsumi-dori Ave.	大田区蒲田四丁目	世田谷区喜多見七丁目
	106	多摩ニュータウン通り	Tama-Newtown-dori Ave.	多摩市乞田	町田市小山町
	150	多摩モノレール通り	Tama-Monorail-dori Ave.	多摩市南野二丁目	立川市柴崎町四丁目
ち	54	千葉街道	Chiba-kaido Ave.	江戸川区松島一丁目	江戸川区北小岩三丁目
	6	中央通り	Chuo-dori Ave.	港区新橋一丁目	台東区上野六丁目
つ	65	鶴川街道	Tsurukawa-kaido Ave.	町田市原町田六丁目	調布市下石原一丁目
て	144	天文台通り	Tenmondai-dori Ave.	武蔵野市境二丁目	調布市上石原一丁目
と	135	道灌山通り	Dokanyama-dori Ave.	文京区千駄木三丁目	荒川区西日暮里一丁目
	60	東京環状	Tokyo-kanjo Ave.	西多摩郡瑞穂町二本木	町田市相原町
	97	東八道路	Tohachi-doro Ave.	三鷹市牟礼一丁目	国立市谷保
	68	所沢街道	Tokorozawa-kaido Ave.	西東京市田無町一丁目	東村山市久米川五丁目
	170	利島一周道路	Toshima-isshudoro Ave.	利島村	利島村
な	52	中杉通り	Nakasugi-dori Ave.	杉並区阿佐谷南三丁目	練馬区貫井二丁目
	22	中仙道	Nakasendo Ave.	豊島区西巣鴨三丁目	板橋区舟渡三丁目
	159	永田橋通り	Nagatabashi-dori Ave.	西多摩郡日の出町大久野	福生市福生
	34	中野通り	Nakano-dori Ave.	渋谷区笹塚二丁目	新宿区西落合四丁目
	10	中原街道	Nakahara-kaido Ave.	品川区西五反田七丁目	大田区田園調布本町
	110	成木街道	Nariki-kaido Ave.	青梅市東青梅二丁目	青梅市成木七丁目
	153	成瀬街道	Naruse-kaido Ave.	町田市成瀬	町田市原町田二丁目
に	117	新島本道	Niijima-hondo Ave.	新島本村若郷	新島本村新町
	157	西多摩産業道路	Nishitama-sangyodoro Ave.	福生市武蔵野台一丁目	青梅市末広町二丁目
	25	日光街道	Nikko-kaido Ave.	台東区根岸五丁目	足立区西保木間四丁目

令和6年4月1日現在

	設定公告整理番号	通称道路名	（Ｒｏａｄｎａｍｅ）	起　　点	終　　点
に	114	日原街道	Nippara-kaido Ave.	西多摩郡奥多摩町氷川	西多摩郡奥多摩町日原
は	21	白山通り	Hakusan-dori Ave.	千代田区一ツ橋一丁目	豊島区西巣鴨三丁目
	161	八王子バイパス	Hachioji Bypass	八王子市宇津木町	町田市相原町
	166	八丈一周道路	Hachijo-isshudoro Ave.	八丈町大賀郷	八丈町大賀郷
	168	八丈空港道路	Hachijo-kukodoro Ave.	八丈町三根	八丈町大賀郷
	167	八丈中央道路	Hachijo-chuodoro Ave.	八丈町三根	八丈町大賀郷
	130	鳩ヶ谷街道	Hatogaya-kaido Ave.	足立区江北二丁目	足立区入谷九丁目
	158	羽村街道	Hamura-kaido Ave.	羽村市神明台一丁目	西多摩郡瑞穂町南平一丁目
	30	晴海通り	Harumi-dori Ave.	千代田区日比谷公園	江東区東雲二丁目
ひ	98	人見街道	Hitomi-kaido Ave.	杉並区浜田山三丁目	府中市若松町四丁目
	149	日野バイパス	Hino Bypass	国立市谷保	八王子高倉町
	113	檜原街道	Hinohara-kaido Ave.	あきる野市五日市	西多摩郡檜原村数馬
	29	日比谷通り	Hibiya-dori Ave.	千代田区大手町一丁目	港区芝四丁目
	155	平山通り	Hirayama-dori Ave.	八王子市堀之内三丁目	八王子市大和田町二丁目
ふ	128	富士街道	Fuji-kaido Ave.	練馬区高野台四丁目	西東京市田無町一丁目
	142	伏見通り	Fushimi-dori Ave.	西東京市北町三丁目	武蔵野市八幡町二丁目
	67	府中街道	Fuchu-kaido Ave.	稲城市大丸	東村山市久米川五丁目
	77	船堀街道	Funabori-kaido Ave.	江戸川区東小松川一丁目	江戸川区臨海町一丁目
へ	73	平和橋通り	Heiwabashi-dori Ave.	足立区足立一丁目	江戸川区松島二丁目
ほ	83	方南通り	Honan-dori Ave.	新宿区西新宿五丁目	杉並区大宮二丁目
	72	墨堤通り	Bokutei-dori Ave.	墨田区吾妻橋一丁目	足立区千住桜木二丁目
	23	本郷通り	Hongo-dori Ave.	千代田区神田錦町一丁目	北区滝野川一丁目
ま	62	町田街道	Machida-kaido Ave.	八王子市東浅川町	町田市鶴間
	141	松原通り	Matsubara-dori Ave.	調布市仙川町三丁目	狛江市元和泉三丁目
	78	丸八通り	Maruhachi-dori Ave.	墨田区立花四丁目	江東区新砂三丁目
み	171	御蔵島本道	Mikurajima-hondo Ave.	御蔵島村	御蔵島村南郷
	156	瑞穂バイパス	Mizuho Bypass	西多摩郡瑞穂町高根	西多摩郡瑞穂町むさし野三丁目
	92	三鷹通り	Mitaka-dori Ave.	武蔵野市中町三丁目	調布市国領町一丁目
	45	三ツ目通り	Mitsume-dori Ave.	江東区辰巳二丁目	墨田区向島一丁目
	27	水戸街道	Mito-kaido Ave.	墨田区向島二丁目	葛飾区金町三丁目
	151	南多摩尾根幹線道路	Minamitamaone-kansendoro Ave.	町田市小山町	稲城市百村
	116	三原山登山道路	Miharayama-tozandoro Ave.	大島町元町	大島町湯場
	120	三宅一周道路	Miyake-isshudoro Ave.	三宅村神着	三宅村神着
	163	美山通り	Miyama-dori Ave.	八王子市上川町	八王子市元八王子町三丁目
む	93	武蔵境通り	Musashisakai-dori Ave.	西東京市田無町一丁目	調布市小島町一丁目
	108	睦橋通り	Mutsumibashi-dori Ave.	福生市熊川	あきる野市淵上
め	3	明治通り	Meiji-dori Ave.	港区南麻布二丁目	江東区夢の島
	11	目黒通り	Meguro-dori Ave.	港区白金台一丁目	世田谷区玉堤二丁目
	18	目白通り	Mejiro-dori Ave.	千代田区九段北一丁目	練馬区三原台二丁目
や	64	野猿街道	Yaen-kaido Ave.	八王子市横山町	国立市谷保

資料第２－（３）　東京都通称道路名一覧表

	設定公告整理番号	通称道路名	（Ｒｏａｄｎａｍｅ）	起　　点	終　　点
や	16	靖　国　通　り	Yasukuni-dori Ave.	中央区東日本橋二丁目	新宿区歌舞伎町一丁目
	162	山　田　通　り	Yamada-dori Ave.	西多摩郡日の出町平井	八王子市上川町
	4	山　手　通　り	Yamate-dori Ave.	品川区東品川一丁目	板橋区氷川町
ゆ	133	ゆりのき橋通り	Yurinokibashi-dori Ave.	墨田区東向島六丁目	江戸川区小松川三丁目
よ	123	夜　明　道　路	Yoake-doro Ave.	小笠原村父島奥村	小笠原村父島小曲
	112	吉　野　街　道	Yoshino-kaido Ave.	羽村市羽	西多摩郡奥多摩町小丹波
	49	四　ツ　目　通　り	Yotsume-dori Ave.	墨田区京島一丁目	江東区東陽四丁目
れ	96	連　雀　通　り	Renjaku-dori Ave.	三鷹市牟礼六丁目	国分寺市東恋ヶ窪四丁目
ろ	81	六　本　木　通　り	Roppongi-dori Ave.	千代田区霞ヶ関二丁目	渋谷区渋谷二丁目
わ	36	早　稲　田　通　り	Waseda-dori Ave.	千代田区九段北二丁目	杉並区上井草四丁目
	80	湾　岸　道　路	Wangan-doro Ave.	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目
	121	湾　岸　通　り	Wangan-dori Ave.	小笠原村父島西町	小笠原村父島洲崎

※　設定公告　整理番号　　１～　44　昭和37年　４月25日　東京都公報（号外）
　　45～　69　昭和38年　６月18日　東京都公報（号外74）
　　70～ 129　昭和59年　５月１日　東京都公報
　　130～ 171　平成26年　４月１日　東京都公報

資料編

資料第２－（４）　主要な事業（道路）の進捗状況

道路建設部道路橋梁課・街路課

路線名			箇所	規模 幅員(m)	規模 延長(m)	総事業費(百万円)	事業年度	６年度までの執行率（%）	事業認可年月日
都市の骨格を形成する幹線道路の整備	都市計画道路	放射第７号線	練馬区大泉学園町二丁目～西大泉五丁目	25	2,000	24,327	H18 ～ R9	94	H18.7.24
		放射第３５号線	練馬区早宮二丁目～北町五丁目	40～50	1,330	37,725	H16 ～ R12	89	H16.12.28
		放射第３６号線他１	板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目	40～50	1,970	47,370	H23 ～ R12	57	H23.12.1
		環状第３号線	新宿区舟町～市谷本村町	27	365	3,635	H10 ～ R11	96	H11.3.12
			新宿区市谷薬王寺～市谷柳町	27	400	16,819	H14 ～ R11	97	H15.1.10
			新宿区原町一丁目～弁天町	27	580	16,060	H20 ～ R8	99	H20.12.25
		環状第４号線	港区港南一丁目～高輪三丁目	25.6～33.5	1,270	87,550	R元 ～ R14	26	R元.7.29
			新宿区富久町～余丁町	27	330	6,803	H22 ～ R8	90	H23.2.14
		環状第５の１号線	渋谷区神宮前三丁目～六丁目	27	640	60,146	H15 ～ R8	94	H16.3.31
			渋谷区神宮前一丁目～千駄ヶ谷五丁目	27～30	900	22,439	H14 ～ R12	97	H15.3.5
			渋谷区千駄ヶ谷五丁目～新宿区内藤町	14～35	805	77,002	H2 ～ R7	94	H3.1.10
		西東京３・２・６号線	西東京市柳沢一丁目～北町三丁目	36	3,900	73,410	H12 ～ R9	97	H12.11.17
		三鷹３・２・６号線	三鷹市野崎二丁目～武蔵野市関前一丁目	36	3,100	63,345	H14 ～ R8	99	H14.7.3
		国分寺３・２・８号線	府中市武蔵台三丁目～国分寺市東戸倉二丁目	36	2,530	50,296	H19 ～ R8	99	H19.11.26
		多摩３・１・６号南多摩尾根幹線	多摩市南野三丁目～稲城市東長沼	29～58	9,530	66,247	H27 ～ R11	20	R2.2.20
		国道４１１号	青梅市長淵七丁目～駒木町三丁目	16	1,190	3,614	H17 ～ R7	69	H25.8.8（Ⅱ期区間）
地域幹線道路の整備	都市計画道路	補助第１１号線	渋谷区恵比寿一丁目～三丁目	20	980	12,179	H10 ～ R7	63	H10.7.10
		補助第７４号線	新宿区大久保三丁目～高田馬場四丁目	28	650	22,714	H5 ～ R10	99	H5.4.14
		補助第８８号線	北区豊島二丁目～五丁目	20	780	8,525	H14 ～ R10	96	H14.5.15
		小金井３・４・１１号線	小金井市中町二丁目～梶野町五丁目	18	420	3,123	H18 ～ R9	90	H18.9.27
		町田平山八王子線	町田市下小山田町	20	700	2,986	H18 ～ R12	32	
		八王子町田線	八王子市狭間町～東浅川町	18	680	3,154	H4 ～ R10	64	H24.12.7
		大田調布線	狛江市中和泉五丁目～調布市国領町八丁目	16	1,050	5,964	H17 ～ R7	90	
	都市計画道路外	千代田練馬田無線	練馬区高野台四丁目～五丁目	12	550	3,102	H10 ～ R9	82	

資料編

路線名			箇所	規模		総事業費（百万円）	事業年度	６年度までの執行率（％）	事業認可年月日
				幅員（m）	延長（m）				
山間島しょの道路	都市計画道路外	上野原あきる野線	あきる野市乙津	9.75	420	309	H26 ～ R11	40	
		大島循環線	大島町泉津	9.5	800	1,160	H27 ～ R9	75	
		三宅循環線	三宅村坪田	12	450	1,950	H22 ～ R19	82	
		三宅循環線	三宅村伊ヶ谷	9.25	1,000	8,040	R2 ～ R14	8	
		神湊八重根港線	八丈町大賀郷	13	760	4,492	H25 ～ R8	79	
橋梁の整備		高浜橋	港区芝浦四丁目～港南一丁目	27.0	39.0	7,198	H21 ～ R8	76	
		若潮橋	品川区東品川五丁目～八潮一丁目	24.5	167.4	6,560	H18 ～ R10	92	
		等々力大橋（仮称）	世田谷区玉堤二丁目～川崎市中原区宮内一丁目	30.85	385.9	14,876	H27 ～ R12	55	
		小原橋	江東区亀戸八丁目～墨田区立花三丁目	4.0	21.1	2,569	H28 ～ R7	66	
		東雲橋	江東区東雲一丁目～豊洲五丁目	36.0	118.5	17,579	H30 ～ R18	5	
		本宿橋（仮称）	檜原村本宿	9.75	285.0	7,030	H2 ～ R8	39	
		日野橋	日野市大字日野～立川市錦町六丁目	16.0	332.0	9,267	R2 ～ R14	41	
		関戸橋	府中市住吉町五丁目～多摩市関戸二丁目	27.75	380.0	19,189	H25 ～ R13	67	

資料第２－（５）　令和６年度都市計画道路事業認可年度延伸箇所調書

道路建設部計画課

番号	路線名	起　点	終　点	延長（m）	幅員（m）	当初認可告示	事業年度	事業計画変更認可告示	所管事務所
1	補助第74号線	新宿区大久保三丁目	新宿区高田馬場四丁目	650	28	H5.4.14	H5 ～ R10	R7.3.3	三建
2	環状第3号線支線1	江東区塩浜二丁目	江東区枝川一丁目	230	40	H8.8.22	H8 ～ R13	R7.3.3	五建
	環状第3号線支線2	江東区塩浜二丁目	江東区枝川一丁目	120	36				
3	調布3･4･17号線	調布市若葉町三丁目	調布市仙川町一丁目	645	16	H9.11.28	H9 ～ R9	R7.3.3	北南建
4	補助第11号線	渋谷区恵比寿三丁目	渋谷区恵比寿四丁目	390	20	H10.7.10	H10 ～ R6	R7.3.3	二建
5	環状第3号線	新宿区舟町	新宿区市谷本村町	365	27	H11.3.12	H10 ～ R11	R7.3.3	三建
6	補助第261号線	足立区古千谷一丁目	足立区伊興四丁目	1,040	15～16	H12.12.27	H12 ～ R8	R7.3.5	六建
7	放射第16号線	江東区南砂一丁目	江東区新砂三丁目	545	30～35	H13.3.30	H12 ～ R7	R7.3.25	五建
	補助第116号線	江東区南砂三丁目	江東区南砂一丁目	390	25～30				
8	環状第3号線、放射第25号線	新宿区市谷薬王寺町	新宿区市谷柳町	400	27	H15.1.10	H14 ～ R11	R7.3.24	三建
9	環状第5の1号線	渋谷区神宮前一丁目	渋谷区千駄ヶ谷五丁目	900	27～30	H15.3.5	H14 ～ R12	R7.3.5	二建
10	武蔵野3･4･24号線	武蔵野市境南町四丁目	武蔵野市境二丁目	480	16	H15.3.5	H14 ～ R9	R7.3.5	北南建
11	補助第81号線	豊島区南池袋二丁目	豊島区東池袋四丁目	260	25	H17.11.16	H17 ～ R12	R7.3.24	四建
12	補助第27号線	大田区大森西四丁目	大田区大森西二丁目	440	20	H20.5.30	H20 ～ R13	R7.3.3	二建
13	東村山3･4･15の2号線	清瀬市中清戸一丁目	清瀬市上清戸二丁目	660	18	H20.10.1	H20 ～ R11	R7.3.5	北北建
14	八王子3･4･28号線	八王子市石川町	八王子市石川町	515	16～32	H21.1.23	H20 ～ R11	R7.3.5	南西建
15	補助第172号線	練馬区早宮三丁目	練馬区早宮四丁目	390	16	H24.6.15	H24 ～ R12	R7.3.10	四建
16	福生3･4･4号線、立川3･2･4号線	西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添	西多摩郡瑞穂町大字武蔵	1,430	30	H24.7.4	H24 ～ R12	R7.3.3	西建
17	補助第74号線	中野区中野四丁目	中野区野方一丁目	950	20	H24.10.3	H24 ～ R13	R7.3.10	三建
18	環状第1号線	千代田区九段南一丁目	千代田区一ツ橋一丁目	580	30	H24.12.7	H24 ～ R12	R7.3.10	一建
19	東村山3･4･11号線	東村山市青葉町二丁目	東村山市久米川町一丁目	780	16	H24.12.7	H24 ～ R13	R7.3.10	北北建
20	補助第11号線	港区白金一丁目	港区白金二丁目	120	20	H25.2.15	H24 ～ R12	R7.3.10	一建
21	放射第17号線	大田区大森東三丁目	大田区大森南一丁目	800	30～35	H25.2.15	H24 ～ R12	R7.3.7	二建
22	国分寺3･4･6号線	国分寺市東恋ヶ窪三丁目	国分寺市西恋ヶ窪一丁目	470	16.5～29	H25.4.16	H25 ～ R12	R7.3.24	北北建
23	補助第26号線	豊島区千早四丁目	豊島区要町三丁目	460	20	H25.10.28	H25 ～ R12	R7.3.24	四建
24	補助第227号線	中野区大和町一丁目	中野区大和町四丁目	710	16	H25.12.5	H25 ～ R12	R7.3.24	三建
25	都市高速鉄道第10号線付属14号	世田谷区上祖師谷一丁目	世田谷区南烏山五丁目	305	6	H26.2.28	H25 ～ R10	R7.3.25	鉄道関連事業
26	都市高速鉄道第10号線付属15号	世田谷区上北沢三丁目	世田谷区上北沢三丁目	130	6	H26.2.28	H25 ～ R10	R7.3.25	鉄道関連事業
27	都市高速鉄道第10号線付属16号	世田谷区桜上水五丁目	世田谷区桜上水五丁目	405	6	H26.2.28	H25 ～ R10	R7.3.25	鉄道関連事業
28	都市高速鉄道第10号線付属17号	世田谷区松原三丁目	世田谷区松原三丁目	115	6～10	H26.2.28	H25 ～ R10	R7.3.25	鉄道関連事業
29	補助第26号線	豊島区南長崎六丁目	豊島区長崎五丁目	320	20	H26.3.24	H25 ～ R12	R7.3.24	四建
30	補助第136号線	足立区足立一丁目	足立区足立三丁目	630	15～18	H26.9.19	H26 ～ R12	R7.3.24	六建
31	補助第144号線	江戸川区平井二丁目	江戸川区平井二丁目	460	15	H27.2.24	H26 ～ R12	R7.3.24	五建
32	西東京3･3･14号線	西東京市北町六丁目	西東京市北町二丁目	445	18	H30.3.22	H29 ～ R13	R7.3.24	北南建
33	町田3･4･18号線	町田市野津田町字綾部前	町田市野津田町字松葉	425	20	H30.10.10	H30 ～ R13	R7.3.25	南東建

資料第２－（６）　令和６年度都市計画道路事業認可箇所調書

道路建設部計画課

番号	路線名	起　点	終　点	延長（m）	幅員（m）	当初認可告示	事業年度	所管事務所
1	都市高速道路第1号線、都市高速道路第4号線	中央区築地一丁目	中央区八重洲二丁目	1,330	26.6	R6.6.18	R6 ～ R17	道建
2	環状第4号線	墨田区八広一丁目	墨田区京島三丁目	590	25	R7.1.30	R6 ～ R15	五建
3	八王子3･3･74号線	八王子市川口町	八王子市西寺方町	1,570	22～24	R7.2.28	R6 ～ R18	南西建
4	青梅3･4･13号線	西多摩郡瑞穂町大字長岡下師岡	青梅市新町六丁目	1,075	16	R7.2.28	R6 ～ R15	西建
	青梅3･4･8号線	青梅市新町六丁目	青梅市今井五丁目	235	16			
5	補助第133号線	練馬区向山四丁目	練馬区春日町三丁目	1,240	16	R7.3.18	R6 ～ R18	四建

資料第２－（７） 令和7年度道路工事（調整結果）施工者別調書

道路管理部監察指導課

施工者名	主要路線		主要外路線		多摩		合計	
	件数	延長　m	件数	延長　m	件数	延長　m	件数	延長　m
道路管理部	445	178,480	214	95,750	427	159,626	1,086	433,856
道路建設部	41	13,125	103	39,593	169	57,700	313	110,418
公園緑地部	5	4,647	5	3,653	0	0	10	8,300
河川部	18	7,616	5	805	0	0	23	8,421
都市整備局	3	320	52	19,370	1	580	56	20,270
水道局	633	102,503	470	90,568	380	113,879	1,483	306,950
下水道局	578	121,924	416	83,431	18	4,304	1,012	209,659
交通局	116	13,464	41	5,239	0	0	157	18,703
東日本電信電話㈱	233	104,412	106	27,345	81	21,119	420	152,876
東京電力パワーグリッド㈱	249	88,801	112	29,560	131	41,766	492	160,127
東京ガスネットワーク㈱	196	21,230	242	30,082	183	17,715	621	69,027
首都高速道路㈱	96	42,162	69	26,154	0	0	165	68,316
東京地下鉄㈱	78	9,181	27	945	0	0	105	10,126
東日本旅客鉄道㈱	59	4,763	52	4,362	1	10	112	9,135
青梅ガス㈱	0	0	0	0	4	232	4	232
昭島ガス㈱	0	0	0	0	1	31	1	31
武陽ガス㈱	0	0	0	0	9	3,465	9	3,465
独立行政法人都市再生機構	1	52	0	0	0	0	1	52
市町村（水道）	0	0	0	0	13	3,695	13	3,695
市町村（下水道）	0	0	0	0	99	21,274	99	21,274
区市町村（道路）	26	895	21	565	30	3,402	77	4,862
その他	49	5,522	47	8,406	25	1,586	121	15,514
合計（A）	2,826	719,097	1,982	465,828	1,572	450,384	6,380	1,635,309
前年度合計（B）	3,030	692,897	1,957	423,142	1,622	447,092	6,609	1,563,131
対前年度比（A／B）%	93.3%	103.8%	101.3%	110.1%	96.9%	100.7%	96.5%	104.6%

※対前年度比は少数第2位を四捨五入した値を表記

資料第２－(8)　東京都共同溝一覧表

道路管理部監察指導課

（令和７年４月１日現在）

路線名	共同溝名	延長（m）	区間	施工年度	占用企業名	備考
都道　東京所沢線（青梅街道）　４号	淀橋共同溝	65.5	新宿区西新宿一丁目	昭和35年～36年	ＮＴＴ、東京電力、東京ガス、水道局	
都道　日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）　304号	日比谷 〃	371	千代田区有楽町二丁目 〃　日比谷公園	昭和37年～40年	ＮＴＴ、東京電力、水道局、ＫＤＤＩ	
都道　高輪麻布線（放射１号　桜田通り）　415号	放　１ 〃	1,120	港区南麻布一丁目 〃　白金一丁目	昭和41年～43年	ＮＴＴ、東京電力、ＫＤＤＩ	通称名 港共同溝
都道　四谷角筈線（新宿副都心）　414号	新宿西口 〃	548	新宿区西新宿一丁目	昭和37年～41年	ＮＴＴ、東京電力、東京ガス、水道局、下水道局	
都道　白山祝田田町線（白山通り）　301号	白　山 〃	2,910	文京区後楽一丁目 〃　千石一丁目	昭和42年～50年	ＮＴＴ、東京電力、水道局、ＫＤＤＩ	
都道　日比谷芝浦線（日比谷通り）　409号	芝 〃	3,150	千代田区有楽町一丁目 港区芝五丁目	昭和43年～54年	ＮＴＴ、東京電力、東京ガス、下水道局、ＫＤＤＩ	
都道　音羽池袋線（放射26号）　435号	東池袋 〃	591	豊島区南池袋二丁目 〃　南池袋四丁目	昭和47年～52年	ＮＴＴ、東京電力、ＫＤＤＩ	
都道　新宿両国線（靖国通り）　302号	靖　国 〃	1,750	千代田区九段北一丁目 〃　神田淡路町一丁目	昭和47年～55年	ＮＴＴ、東京電力、水道局、ＫＤＤＩ	
都道　池袋谷原線（補助78号）（放射36号）　441号	西池袋 〃	1,364	豊島区西池袋三丁目 〃　要町二丁目	昭和51年～61年	同　上	一部 豊島区と共用管理
都道　新宿両国線（靖国通り）　302号	九　段 〃	990.9	千代田区九段北一丁目 〃　九段北四丁目	昭和58年～平成３年	同　上	
都道　立川東大和線　43号	立　川 〃	2,575	立川市緑町 〃　泉町	平成11年～15年	同　上	一部 立川市と共用管理
合　計	11箇所	15,435.4				

資料第２－(９)　駐車場管理事業

道路管理部管理課

（令和７年４月１日現在）

駐車場名	開　設	収容台数	年間利用台数			利用料(30分)	利用料（定期）			
			令和４年度	令和５年度	令和６年度		全　日（１か月）	平　日（１か月）	昼　間（１か月）	夜　間（１か月）
	昭和	台				円	円	円	円	円
八　重　洲	35.5	265	95,567	178,337	163,813	250	67,000	47,000	45,000	39,000
日　本　橋	39.9	190	95,199	－	124,001	200	62,000	44,000	43,000	38,000
宝　　町	39.9	190	118,590	124,822	132,159	200	62,000	44,000	43,000	38,000
新　京　橋	39.9	220	138,413	147,466	154,883	200	62,000	44,000	43,000	38,000
東　銀　座	39.9	180	117,554	120,732	36,295	250	67,000	47,000	45,000	39,000
	平成									
板橋四ツ又	14.4	200	64,535	63,389	54,603	180	25,000	－	－	－
計	－	1,245	629,858	634,746	665,754	－	－	－	－	－

注）１　八重洲駐車場は大規模改修のため、令和２年２月19日より令和４年８月15日まで閉鎖

２　日本橋駐車場は大規模改修のため、令和４年10月18日より令和６年６月18日まで閉鎖

３　東銀座駐車場は大規模改修のため、令和６年７月18日より閉鎖

４　板橋四ツ又駐車場は道路附属物駐車場

資料編

資料第2－(10) 交通安全施設整備事業の年度別実績および予定

道路管理部安全施設課

(単位：百万円)

事項 / 年度	歩道の整備		無電柱化		交差点改良		道路照明		防護柵		道路標識		立体横断施設		その他	計
	規模 (km)	金額 (百万円)	規模 (km)	金額 (百万円)	規模 (箇所)	金額 (百万円)	規模 (本)	金額 (百万円)	規模 (km)	金額 (百万円)	規模 (本)	金額 (百万円)	規模 (箇所)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
41～元	1,094.7	71,742.1	4.2	2,236.0	535	4,880.6	50,930	5,637.9	826.2	5,061.5	25,856	4,721.0	509	5,796.1	33,013.1	133,088.3
2	9.1	5,550.5	1.7	1,349.3	17	2,377.5	1,611	783.3	62.5	880.6	1,704	765.7	0	0.0	9,880.6	21,587.5
3	5.5	6,236.7	2.6	1,039.5	31	2,187.1	1,606	828.7	62.6	1,078.3	1,139	732.8	1	13.0	3,644.2	15,760.3
4	5.3	7,079.0	1.7	1,029.7	16	1,440.2	1,926	1,184.4	58.3	1,073.0	1,159	841.6	1	7.6	3,311.6	15,967.1
5	5.1	5,800.5	2.4	1,257.8	16	2,060.7	1,522	924.0	60.5	1,094.7	1,267	700.0	1	48.6	2,712.9	14,599.2
6	7.6	4,996.6	2.3	1,634.4	21	2,795.1	1,404	827.3	34.7	711.3	799	658.3	0	36.4	4,274.1	15,933.5
7	7.2	4,965.2	1.3	1,297.7	22	4,089.8	1,308	705.4	32.2	571.0	1,311	1,237.5	1	524.4	6,098.1	19,489.1
8	6.1	6,945.1	3.6	1,415.6	28	9,243.7	1,085	585.6	15.8	381.7	906	956.9	2	319.5	6,152.6	26,000.7
9	4.2	4,339.9	3.9	1,740.5	15	7,848.8	683	338.6	7.4	173.7	666	607.9	0	87.6	4,209.0	19,346.0
10	2.9	9,859.4	3.4	1,577.7	24	9,109.4	650	362.0	6.0	119.7	618	450.7	1	328.2	2,801.0	24,608.1
11	5.2	5,468.1	3.0	1,578.5	17	8,850.2	672	337.8	3.6	95.0	517	451.9	1	540.0	2,212.5	19,534.0
12	4.4	3,231.8	3.3	1,538.3	30	6,804.9	470	187.9	4.3	71.1	410	350.4	0	0.0	1,886.9	14,071.3
13	6.4	3,702.5	3.0	1,094.9	28	6,292.5	448	155.2	4.2	86.9	320	334.4	0	0.0	1,315.8	12,982.2
14	4.4	4,369.5	2.9	1,364.5	34	5,844.2	341	150.0	3.0	47.4	310	247.2	0	0.0	1,651.5	13,674.3
15	9.7	3,967.7	4.4	2,171.6	36	5,974.9	473	141.7	3.4	69.1	505	224.3	0	0.0	1,662.8	14,212.1
16	7.6	3,907.2	7.3	2,976.2	29	5,222.4	870	218.0	3.6	73.3	285	139.0	0	1.6	1,709.6	14,247.3
17	5.7	3,494.4	8.6	4,258.1	31	4,104.1	416	206.5	0.9	27.9	158	172.7	1	90.3	1,593.2	13,947.2
18	5.3	3,479.6	9.6	4,203.4	24	3,511.0	408	168.3	2.7	57.5	606	210.5	0	0.0	1,656.7	13,287.0
19	5.4	3,568.3	9.6	5,021.1	43	3,343.4	466	198.8	4.3	79.2	466	198.8	0	0.0	1,586.9	13,996.5
20	6.0	3,687.4	8.6	6,320.6	27	4,589.8	786	385.1	5.1	96.8	723	230.8	0	18.9	1,663.7	16,993.1
21	2.2	4,419.0	12.0	8,537.2	21	4,944.3	510	311.8	4.4	110.7	523	220.5	2	321.3	2,216.7	21,081.5
22	3.4	3,805.6	18.6	9,806.5	18	3,783.4	480	284.1	3.8	200.8	340	185.2	1	267.7	2,292.8	20,626.1
23	3.0	3,366.9	22.1	12,489.3	21	3,343.4	392	226.4	5.0	209.1	599	446.9	1	109.0	2,452.5	22,643.5
24	3.2	2,985.8	23.1	13,142.6	16	2,979.1	445	132.9	5.3	146.8	417	295.3	1	91.6	2,153.2	21,927.3
25	2.4	2,488.3	27.5	14,826.0	15	2,205.1	145	105.2	3.8	204.6	596	418.1	1	113.3	1,838.4	22,199.0
26	1.3	1,807.1	21.3	16,350.8	12	1,978.4	181	180.8	3.3	267.0	1,395	648.5	1	88.0	2,306.5	23,627.1
27	0.9	1,388.1	19.2	15,612.9	12	2,082.7	70	88.6	4.1	210.2	1,642	777.4	3	263.0	3,137.8	23,560.7
28	1.9	1,490.0	16.8	17,033.4	9	1,912.3	126	171.3	1.6	204.7	1,905	906.9	0	201.8	1,329.1	23,249.5
29	0.9	6,615.2	15.0	18,522.5	8	1,538.7	137	186.0	3.2	255.2	1,915	740.8	0	9.5	4,868.6	32,736.5
30	1.0	1,900.1	15.6	19,648.1	13	1,035.5	68	213.0	4.6	304.2	2,277	944.4	0	2.5	4,843.1	28,890.8
元	1.0	2,070.6	24.1	19,881.4	6	1,059.5	142	184.4	4.6	340.6	2,776	1,229.1	0	11.8	5,089.4	29,866.8
2	1.1	1,737.7	13.8	21,165.9	8	806.3	128	196.7	3.3	235.9	528	417.4	0	27.5	3,947.5	28,534.8
3	1.2	1,181.0	12.9	18,266.6	6	612.7	30	137.4	1.3	224.8	112	98.5	0	65.0	3,777.4	24,363.4
4	1.0	1,009.3	12.6	20,644.9	5	722.0	35	48.0	2.3	494.1	191	192.9	0	41.4	2,995.5	26,148.1
5	0.7	911.1	23.9	23,762.6	4	1,099.9	50	129.5	3.0	865.1	208	283.5	0	223.3	2,382.2	29,657.2
6	0.5	1,764.4	26.0	26,022.1	8	1,246.5	73	100.5	2.9	707.6	284	388.6	1	304.0	2,300.1	32,833.8
7(予算)	1.1	3,266.1	53.7	40,581.7	35	2,985.9	82	121.7	2.7	351.0	220	251.0	1	50.0	3,066.6	50,674.0

資料

一級

利根川水系

番号	河川名	延長
		km
1	*江戸川*	10.80
2	***旧江戸川***	9.36
3	新川	3.68
4	***中川***	22.20
5	***綾瀬川***	11.03
6	**新中川**	7.84
7	大場川	2.42
8	伝右川	0.57
9	垳（がけ）川	2.25
10	**毛長川**	6.97
計		77.12

鶴見川水系

番号	河川名	延長
		km
1	**鶴見川**	12.78
2	**恩田川**	5.50
3	**真光寺川**	1.87
4	**麻生川**	0.60
計		20.75

荒川水系

番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
		km			km
1	*荒川*	32.80	21	江古田川	1.64
2	旧中川	6.68	22	善福寺川	8.84
3	**隅田川**	23.50	23	**石神井川**	25.20
4	月島川	0.53	24	**新河岸川**	8.00
5	大横川	6.52	25	白子川	10.11
6	大島川西支川	0.82	26	**黒目川**	4.60
7	大島川東支川	0.78	27	**落合川**	3.60
8	大横川南支川	0.42	28	**柳瀬川**	7.25
9	北十間川	3.24	29	**空堀川**	15.00
10	横十間川	3.66	30	**奈良橋川**	2.85
11	大横川支川	0.096	31	**霞川**	5.50
12	仙台堀川	1.94	32	**成木川**	12.67
13	平久川	1.13	33	**黒沢川**	7.12
14	古石場川	0.64	34	**北小曽木川**	4.80
15	小名木川	4.64	35	旧綾瀬川	0.43
16	竪川	5.15	36	芝川	0.33
17	**神田川**	25.48	37	新芝川	1.60
18	日本橋川	4.84	38	**直竹川**	0.52
19	亀島川	1.06			
20	妙正寺川	9.05	計		253.036

一級水系	大臣直轄管理	知事管理	計
	km	km	km
利根川水系	22.10	55.02	77.12
荒川水系	33.10	219.936	253.036
多摩川水系	76.12	334.86	410.98
鶴見川水系	0	20.75	20.75
計	131.32	630.566	761.886

級別	河川数	延長
		km
一級河川	92	761.886
二級河川	15	95.17
計	107	857.056

資料編

河川一覧表

河川部指導調整課

令和７年８月31日現在

河川					
多摩川水系					
番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
		km			km
1	***多摩川***	98.65	21	**御霊谷川**	0.75
2	**海老取川**	1.04	22	**山入川**	5.00
3	谷沢川	3.70	23	**小津川**	4.00
4	**野川**	20.23	24	**醍醐川**	3.80
5	**仙川**	20.90	25	**残堀川**	14.46
6	丸子川	7.27	26	**谷地川**	12.90
7	**入間川**	1.75	27	**秋川**	33.57
8	**三沢川**	5.67	28	**養沢川**	7.30
9	***大栗川***	15.29	29	**北秋川**	10.40
10	**乞田川**	4.43	30	**平井川**	16.45
11	**大田川**	1.69	31	**氷沢川**	1.10
12	**程久保川**	3.80	32	**鯉川**	3.00
13	***浅川***	30.15	33	**玉の内川**	1.50
14	**湯殿川**	8.90	34	**北大久野川**	5.50
15	**兵衛川**	2.80	35	**大荷田川**	3.10
16	**山田川**	4.80	36	**鳶巣川**	2.50
17	**川口川**	14.09	37	**日原川**	9.00
18	**南浅川**	8.11	38	**小菅川**	2.11
19	**案内川**	8.00	39	**大沢川**	3.50
20	**城山川**	7.10	40	**三沢川分水路**	2.67
			計		410.98

二級河川		
その他の水系		
番号	河川名	延長
		km
1	目黒川	7.82
2	蛇崩川	5.11
3	北沢川	5.50
4	烏山川	11.70
5	呑川	14.42
6	九品仏川	2.61
7	古川	4.35
8	渋谷川	2.40
9	**境川**	28.51
10	内川	1.55
11	立会川	7.41
12	越中島川	0.94
13	築地川	0.75
14	汐留川	0.90
15	**八ツ瀬川**	1.20
計		**95.17**

太字：都管理河川
　　ただし斜字は国管理区間あり。
　　下線は特別区管理区間あり。
斜字：国管理河川
細字：特別区管理河川

資料第3－(2)　河川の管理区分

河川部指導調整課

区分＼管理者	国土交通大臣の行う管理	都道府県知事の行う管理	
			国土交通大臣の認可等を要するもの
一級河川（指定区間内）	（河川法４条、９条、河川法施行令２条） ①一級河川の水系、河川、指定区間の指定 （河川法施行令２条） ②　河川台帳の調製及び保管 ③　河川整備基本方針の策定・変更 ④　特定水利使用（一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的）に関する処分及び権限行使 ⑤　ダム設置者に対する洪水調節のための指示、異常渇水時の水利使用の調整に関する斡旋・調停 ⑥　国土交通省直轄区間の改良工事施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体施行する必要があるものの施行	（河川法９条２項ほか） 次に掲げる管理その他の国土交通大臣の行う管理以外の管理（区管理河川・区間においては各特別区が行う管理を除く。） ①　河川区域、河川保全区域及び河川予定地等の指定 ②　河川整備計画の策定・変更 ③　河川工事・河川の維持 ④　流水占用、土地占用、土石の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等 ⑤　河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等	（河川法 79 条１項、河川法施行令 45 条） ①　河川整備計画の策定・変更 ②　堤高 15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事 ③　地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ④　準特定水利使用（発電、水道、鉱工業、灌漑目的で特定水利使用に準ずる規模）に関する処分 ⑤　ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で治水上又は利水上の影響が著しいものに係る処分 ⑥　河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可
区管理河川・区間※	（河川法 79 条の２） 洪水、高潮等による災害発生、異常渇水による水利使用困難、汚水流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	各特別区が行う管理※ 次に掲げる管理その他の条例に定める管理 ①　河川の維持修繕・維持管理 ②　流水占用、土地占用、土石の採取、工作物の新築、土地の掘削等の許可等 ③　河川保全区域の掘削の許可等	
二級河川	（河川法 79 条の２） 洪水、高潮等による災害発生、異常渇水による水利使用の困難、汚水流入等による河川環境の保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示	（河川法 10 条ほか） 二級河川の指定その他の全ての管理（区管理河川・区間においては各特別区が行う管理を除く。）	（河川法 79 条２項） ①　河川整備基本方針及び河川整備計画の策定・変更 ②　河川工事のうち、堤高 15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事 ③　地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること ④　特定水利使用（一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的）に関する処分

※「区管理河川・区間」「各特別区が行う管理」　特別区に存する河川（一級河川（指定区間内に限る。）、二級河川及びこれらの河川に係る河川管理施設）の管理の一部は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、河川が所在する各特別区が行うこととされている。ただし、旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川、海老取川、水門、排水機場、地下調節池及び分水路に関する事務、河川法 79 条の規定により国土交通大臣の認可を要する事務、機械力による浚渫工事の施行並びに市又は他の県の区域に係る事務は都に留保されている。

資料第３－（３） 主要な事業（河川）の進捗状況

河川部計画課・防災課

事業名	全体計画	令和５年度迄実績	令和６年度決算				令和７年度予算	
	規模	規模	当該年度規模	累積規模	進捗率 %	事業費百万円	当該年度規模	事業費百万円
中小河川整備								
50㎜降雨に対する整備	324.0km	221.6km	0.7km	222.3km	69	15,916	1.0km	22,621
高潮防御施設整備								
防潮堤	106.9km	103.2km	0.1km	103.3km	97	295	0.0km	1,076
護岸	61.7km	56.6km	0.0km	56.6km	92	393	0.0km	447
ｽｰﾊﾟｰ堤防等の整備								
隅田川ｽｰﾊﾟｰ堤防	23.4km	16.4km	0.1km	16.5km	71	508	0.0km	2,412
隅田川テラス	47.5km	47.0km	0.0km	47.0km	99	1,077	0.1km	1,044
その他河川	5.9km	2.9km	0.4km	3.3km	56	1,289	0.2km	709
江東内部河川整備								
西側河川								
耐震護岸	23.1km	19.2km	0.1km	19.3km	84	296	0.0km	86
東側河川								
河道整備	27.2km	21.7km	0.0km	21.7km	80	1,810	0.7km	1,183
河川施設の耐震・耐水対策								
堤防の耐震対策（第一期）	85.8km	65.1km	－	－	－	－	－	－
水門等の耐震・耐水対策（第一期）	22施設	13施設	－	－	－	－	－	－
堤防の耐震対策（第二期）	56.8km	6.9km	5.0km	11.9km	21	15,340	5.3km	21,542
水門等の耐震・耐水対策（第二期）	9施設	6施設	1施設	7施設	78	4,158	2施設	2,847
砂防海岸整備								
砂防事業	181渓流	116渓流	2渓流	116渓流	64	2,394	2渓流	4,089
急傾斜地	71地区	60地区	2地区	62地区	87	1,356	0地区	2,762
地すべり防止	12地区	12地区	0地区	12地区	100	6	0地区	25
海岸事業	19.4km	19.3km	0.0km	19.3km	99	312	0.0km	476
小笠原河川整備								
砂防事業	9渓流	7渓流	1渓流	8渓流	89	216	1渓流	263
地すべり防止	2地区	1地区	0地区	1地区	50	40	0地区	150
河川しゅんせつ								
しゅんせつ土量	825.4千m^3	192.7千m3	83.1千m3	275.8千m3	33	695	101.3千m3	789

資料編

資料第3－(4)　調節池設置箇所別調書

河川部計画課

区　分	河川名	名　　称	敷地面積 (㎡)	貯留量 (m^3)	設置場所	完成年度※1
稼働中 13河川 29箇所※2	石神井川	富士見池調節池	21,000	33,800	練馬区	S47 (H19拡張)
		芝久保調節池	10,000	11,000	西東京市	S55
		南町調節池	8,000	12,000	西東京市	S55
		向台調節池	30,000	81,000	西東京市	S58
	善福寺川	和田堀公園調節池	9,700	17,500	杉並区	R 6
		和田堀第六調節池	15,400	48,000	杉並区	S58 (H19拡張)
		善福寺川調節池	3,600	35,000	杉並区	H29
	野　川	野川第一調節池	14,800	21,000	小金井市	S58
		野川第二調節池	16,900	28,000	小金井市	H元
		野川大沢調節池	43,100	158,000	三鷹市	H13 (R5拡張)
	白子川	比丘尼橋上流調節池	22,000	34,400	練馬区	S60
		比丘尼橋下流調節池	15,400	212,000	練馬区	H14
		白子川地下調節池		212,000	練馬区	H30
	妙正寺川	妙正寺川第一調節池	11,000	30,000	新宿区・中野区	S61
		北江古田調節池	15,600	17,000	中野区	S61
		落合調節池	9,600	50,000	新宿区	H 7
		妙正寺川第二調節池	11,300	100,000	中野区	H 7
		上高田調節池	16,600	160,000	中野区	H 9
		鷺宮調節池	10,000	35,000	中野区	H25
	神田川	神田川・環七地下調節池		540,000	中野区・杉並区	H19
		下高井戸調節池	7,300	30,000	杉並区	整備中
	目黒川	船入場調節池	2,900	55,000	目黒区	H 2
		荏原調節池	11,400	200,000	品川区	H13
	柳瀬川	金山調節池	31,500	46,000	清瀬市	H 5
	霞　川	霞川調節池	13,300	88,000	青梅市	H18
	古　川	古川地下調節池		135,000	港区・渋谷区	H29
	黒目川	黒目橋調節池	14,000	221,000	東久留米市	H30
	落合川	下谷橋調節池	12,200	9,500	東久留米市	整備中
	残堀川	残堀川調節池	50,000	60,000	立川市・昭島市	H30
	(小計)			2,680,200		
整備中 4河川 8箇所※2	神田川	下高井戸調節池		—	杉並区	
	環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）			681,000	中野区・練馬区	
	石神井川	城北中央公園調節池（一期）		90,000	練馬区・板橋区	
		城北中央公園調節池（二期）		160,000	練馬区・板橋区	
		石神井川上流地下調節池		293,000	西東京市・武蔵野市	
	境　川	境川金森調節池		151,000	町田市	
		境川木曽東調節池		49,000	町田市	
		境川木曽西調節池		50,000	町田市	
	落合川	下谷橋調節池		—	東久留米市	
	(小計)			1,474,000		
合　計	14河川	35箇所※2		4,154,200		

※1　完成年度は事業完了年度を表す。

※2　下高井戸調節池及び下谷橋調節池は、現在稼働中であるが、一部整備は継続しているため、箇所数については稼働中、整備中の双方に計上する。（合計箇所数については重複計上しない。）

資料第４－(１)　東京都立公園一覧表

公園緑地部公園課

(令和７年６月１日現在)

所在	公園名	面積（㎡）	開園年月日	所在	公園名	面積（㎡）	開園年月日
千代田	日比谷公園	161,636.66	明36. 6. 1	足立	東綾瀬公園	158,969.79	昭41. 7.11
中央	浜離宮恩賜庭園	250,215.72	昭21. 4. 1		舎人公園	649,645.09	昭56. 6. 1
港	芝公園	122,501.09	明 6.10.19		中川公園	120,698.72	昭61. 6. 1
	旧芝離宮恩賜庭園	43,175.36	大13. 4.20	葛飾	水元公園	966,814.23	昭40. 4. 1
	台場公園	29,963.40	昭 3. 7. 7	江戸川	篠崎公園	312,744.18	昭42. 7.26
	青山公園	44,750.46	昭45. 6. 1		葛西臨海公園	816,177.05	平元. 6. 1
新宿	戸山公園	186,471.81	昭29. 8.16		大島小松川公園	249,282.77	平 9. 8. 1
文京	小石川後楽園	70,847.17	昭13. 4. 3		宇喜田公園	59,812.58	平14. 4. 1
	六義園	87,809.41	昭13.10.16	八王子	陵南公園	59,533.66	昭43. 4. 1
台東	**上野恩賜公園**	538,761.46	明 6.10.19		長沼公園	367,024.29	昭55. 6. 1
	旧岩崎邸庭園	20,709.25	平13.10. 1		平山城址公園	120,013.58	昭55. 6. 1
墨田	横網町公園	19,579.53	昭 5. 9. 1		小宮公園	257,238.58	昭61. 6. 1
	向島百花園	10,885.88	昭14. 7. 8		滝山公園	363,543.35	昭61. 6. 1
	東白鬚公園	103,127.60	昭61. 6. 1	武蔵野	武蔵野中央公園	112,440.33	平元. 6. 1
江東	猿江恩賜公園	145,088.43	昭 7. 4.29	三鷹	**井の頭恩賜公園**	428,389.99	大 6. 5. 1
	清澄庭園	81,091.27	昭 7. 7.24	府中	武蔵野公園	255,864.29	昭39. 8. 1
	夢の島公園	433,612.23	昭53.10. 1		浅間山公園	88,829.87	昭45. 6. 1
	亀戸中央公園	106,795.87	昭55. 6. 1		府中の森公園	171,483.43	平 3. 6. 1
	木場公園	238,711.13	平 4. 6. 1	調布	神代植物公園	514,039.70	昭32. 4. 1
	東京臨海広域防災公園	65,197.12	平22. 7. 1		野川公園	403,181.67	昭55. 6. 1
品川	潮風公園	154,542.41	昭49. 6. 1		武蔵野の森公園	385,750.34	平12. 4. 1
	林試の森公園	123,396.87	平元. 6. 1	町田	小山田緑地	445,188.10	平 2. 6. 1
世田谷	蘆花恒春園	80,304.43	昭13. 2.27		小山内裏公園	459,211.09	平16. 7. 1
	砧公園	391,777.35	昭32. 4. 1		大戸緑地	294,964.15	平23. 4. 1
	駒沢オリンピック公園	413,573.09	昭39.12. 1	小金井	小金井公園	804,902.97	昭29. 1.14
	祖師谷公園	94,902.81	昭50. 6. 1	小平	狭山・境緑道	84,561.55	昭54. 6. 1
渋谷	代々木公園	544,711.27	昭42.10.20		玉川上水緑道	146,708.97	昭56. 6. 1
	明治公園	61,342.46	昭39.10. 1	日野	多摩動物公園	602,513.37	昭33. 5. 5
杉並	善福寺公園	80,264.47	昭36. 6.16	東村山	狭山公園	234,915.33	昭12. 4.29
	善福寺川緑地	181,408.46	昭39. 8. 1		東村山中央公園	121,098.87	昭63. 6. 1
	和田堀公園	262,570.59	昭39. 8. 1		八国山緑地	371,680.18	平 2. 6. 1
	高井戸公園	109,435.93	令 2. 6. 1	国分寺	殿ヶ谷戸庭園	21,123.59	昭54. 4. 1
北	旧古河庭園	30,780.86	昭31. 4.30		武蔵国分寺公園	114,608.43	平14. 4. 1
荒川	尾久の原公園	61,841.28	平 5. 6. 1	東大和	東大和公園	187,670.16	昭54. 6. 1
	汐入公園	129,369.83	平18. 4. 1		東大和南公園	98,719.71	昭61. 6. 1
板橋	浮間公園	117,330.24	昭42. 7.26	東久留米	六仙公園	76,241.69	平18. 4. 1
	赤塚公園	262,442.97	昭49. 6. 1	武蔵村山	中藤公園	60,697.25	平28. 4. 1
練馬	城北中央公園	258,915.20	昭32. 4. 1	瑞穂町	野山北・六道山公園	2,055,651.30	昭63. 6. 1
	石神井公園	226,232.99	昭34. 3.11	多摩	桜ヶ丘公園	339,946.30	昭59. 6. 1
	光が丘公園	607,823.73	昭56.12.26	あきる野	秋留台公園	118,447.07	昭63. 6. 1
	大泉中央公園	103,000.00	平 2. 6. 1	西東京	東伏見公園	52,754.51	平25. 4. 1
	練馬城址公園	32,218.15	令 5. 5. 1	小笠原	大神山公園	153,125.94	昭56. 4.30

合計	84か所	20,795,324.26㎡

※所在欄は、1つの公園が複数の区市町村にまたがる場合、面積の占める割合の大きいものを記載

※**太字**は都直営管理公園

資料編

資料第4－(2) 令和7年度主要公園整備事業箇所

公園緑地部公園建設課

公園名	施行位置 (区市町)	主な事業内容
日比谷公園	千代田区	施設改修
浜離宮恩賜庭園	中央区	施設改修
芝公園	港区	園地整備、施設改修
青山公園	港区	施設改修
戸山公園	新宿区	園地整備、施設改修
小石川後楽園	文京区	施設改修
上野恩賜公園	台東区	施設改修
旧岩崎邸庭園	台東区	施設改修
横網町公園	墨田区	施設改修
猿江恩賜公園	江東区	施設改修
清澄庭園	江東区	施設改修
夢の島公園	江東区	施設改修
亀戸中央公園	江東区	施設改修
木場公園	江東区	施設改修
潮風公園	品川区	施設改修
林試の森公園	品川区、目黒区	園地整備
砧公園	世田谷区	施設改修
駒沢オリンピック公園	目黒区	施設改修
祖師谷公園	世田谷区	園地整備
代々木公園	渋谷区	施設改修
善福寺川緑地	杉並区	園地整備
和田堀公園	杉並区	用地取得、園地整備、施設改修
旧古河庭園	北区	施設改修
尾久の原公園	荒川区	施設改修
浮間公園	北区、板橋区	施設改修
赤塚公園	板橋区	施設改修
城北中央公園	板橋区、練馬区	用地取得、園地整備
石神井公園	練馬区	園地整備、施設改修
光が丘公園	板橋区、練馬区	施設改修
練馬城址公園	練馬区	用地取得、園地整備
東綾瀬公園	足立区	施設改修
舎人公園	足立区	園地整備、施設改修
中川公園	足立区	施設改修
水元公園	葛飾区	園地整備、施設改修
篠崎公園	江戸川区	用地取得、園地整備、施設改修
大島小松川公園	江戸川区	施設改修
長沼公園	八王子市	園地整備
滝山公園	八王子市	用地取得、施設改修
井の頭恩賜公園	武蔵野市、三鷹市	施設改修
武蔵野公園	府中市、小金井市	用地取得
府中の森公園	府中市	用地取得、施設改修
神代植物公園	調布市	用地取得、園地整備、施設改修
野川公園	調布市、小金井市、三鷹市	施設改修
小山田緑地	町田市	用地取得、施設改修
大戸緑地	町田市	用地取得、園地整備
小金井公園	武蔵野市、小金井市、西東京市	用地取得、園地整備、施設改修
玉川上水緑道	福生市、昭島市、立川市、小平市、三鷹市、武蔵野市、杉並区	施設改修
狭山公園	東村山市	施設改修
八国山緑地	東村山市	用地取得、施設改修
東伏見公園	西東京市	用地取得、園地整備、施設改修
東大和公園	東大和市	用地取得
東大和南公園	東大和市	施設改修
六仙公園	東久留米市	用地取得、施設改修
野山北・六道山公園	武蔵村山市、瑞穂町	用地取得、園地整備、施設改修
中藤公園	武蔵村山市	用地取得、園地整備
桜ヶ丘公園	多摩市	施設改修
秋留台公園	あきる野市	用地取得、施設改修

資料編

資料第4－(3) 都市計画公園・緑地 事業認可一覧

令和7年8月31日現在

No.	名 称	面積 ha	告示年月日 番 号	当初事業認可 告示年月日 番 号	当初事業認可 面積 ha	最終事業認可 告示年月日 番 号	最終事業認可 面積 ha	施行期間
1	芝公園	33.0	昭和43年10月17日 建 3106	平成1年8月10日 建 1415	0.1	令和5年2月20日 関 37	0.32	平成1年8月10日 ～令和10年3月31日
2	清澄公園	9.66	昭和32年12月21日 建 1689	平成10年1月8日 建 19	0.38	令和5年2月20日 関 38	0.44	平成10年1月8日 ～令和10年3月31日
3	目黒公園	14.2	平成31年3月8日 都 267	令和5年4月3日 建 118	1.82	令和5年4月3日 関 118	1.82	令和5年4月3日 ～令和11年3月31日
4	善福寺公園	10.89	昭和32年12月21日 建 1689	昭和27年12月19日 建 1471	2.01	令和3年1月5日 関 003	0.27	昭和27年12月19日 ～令和11年3月31日
				令和5年2月17日 関 35	0.36	令和5年2月17日 関 35	0.36	令和5年2月17日 ～令和9年3月31日
5	善福寺川緑地	28.58	昭和35年3月31日 建 796	昭和35年3月31日 建 796	18.4	令和4年3月17日 関 106	18.8	昭和35年3月31日 ～令和11年3月31日
6	和田堀公園	54.4	昭和51年12月24日 都 1256	昭和32年11月25日 建 1483	5.79	令和3年1月5日 関 004	25.96	昭和32年11月25日 ～令和12年3月31日
				平成25年6月14日 関 301	0.3	令和6年3月19日 関 105	0.3	平成25年6月14日 ～令和11年3月31日
				平成28年8月31日 関 281	4.3	平成28年8月31日 関 281	4.3	平成28年8月31日 ～令和8年3月31日
7	祖師ヶ谷公園	53.33	昭和32年12月21日 建 1689	平成1年3月20日 建 665	4.03	令和4年3月16日 関 99	7.37	平成1年3月20日 ～令和10年3月31日
				平成30年4月18日 関 165	0.73	令和5年2月20日 関 39	0.73	平成30年4月18日 ～令和10年3月31日
				令和4年1月25日 関 023	0.1	令和4年1月25日 関 023	0.1	令和4年1月25日 ～令和8年3月31日
8	上板橋公園	43.6	昭和51年7月13日 都 686	平成8年3月7日 建 393	0.4	令和4年3月17日 関 105	4.2	平成8年3月7日 ～令和13年3月31日
				平成26年4月18日 関 225	4.97	令和6年3月19日 関 106	4.97	平成26年4月18日 ～令和16年3月31日
9	石神井公園	41.8	令和4年10月3日 都 1313	平成25年6月14日 関 302	0.3	令和6年3月19日 関 107	0.3	平成25年6月14日 ～令和11年3月31日
				昭和28年3月30日 建 367	1.99	令和2年2月5日 関 29	9.0	昭和28年3月30日 ～令和9年3月31日
10	練馬城趾公園	26.66	昭和32年12月21日 都 1689	令和3年6月8日 関 216	13.42	令和3年6月8日 関 216	13.42	令和3年6月8日 ～令和16年3月31日
11	舎人公園	69.5	平成8年8月23日 都 981	昭和51年10月6日 建 1354	5.0	令和3年1月5日 関 005	65.9	昭和51年10月6日 ～令和8年3月31日
12	浮間公園	12.75	昭和32年12月21日 建 1689	昭和35年12月9日 建 2596	12.15	令和3年1月27日 関 21	0.2	昭和35年12月9日 ～令和9年3月31日
13	赤塚公園	32.1	平成11年2月26日 都 184	平成2年9月11日 建 1555	0.5	令和5年2月20日 関 40	0.75	平成2年9月11日 ～令和10年3月31日
14	水元公園	145.0	平成16年8月13日 都 1288	昭和62年4月11日 建 957	3.2	令和4年3月16日 関 100	106	昭和46年12月2日 ～令和10年3月31日
				昭和46年12月2日 建 1921	6.3			
15	篠崎公園	86.5	平成27年10月2日 都 1485	平成27年7月31日 関 304	1.0	令和4年3月17日 関 104	1.0	平成27年7月31日 ～令和12年3月31日
				平成5年1月12日 建 46	0.42	令和7年3月4日 関 65	6.5	平成5年1月12日 ～令和12年3月31日
				平成30年4月18日 建 166	7.88	平成30年4月18日 建 166	7.88	平成30年4月18日 ～令和15年3月31日
16	宇喜田公園	20.0	昭和32年12月21日 都 1689	平成18年3月22日 関 126	0.6	令和4年3月16日 関 98	0.32	平成18年3月22日 ～令和10年3月31日
17	滝山公園	56.4	昭和46年11月9日 都 1232	令和2年12月8日 関 304	8.52	令和2年12月8日 関 304	8.52	令和2年12月8日 ～令和10年3月31日
18	武蔵野公園	51.4	平成27年10月2日 都 1486	昭和32年11月25日 建1483	51.57	平成31年3月26日 関69	46.32	昭和32年11月25日 ～令和8年3月31日
19	府中の森公園	17.2	昭和62年11月25日 都 1254	平成9年3月21日 建 802	1.1	令和6年3月19日 関 108	0.4	平成9年3月21日 ～令和10年3月31日
20	神代公園	100.32	昭和32年12月21日 建 1689	昭和51年10月6日 関 1353	9.12	令和4年3月17日 関 107	17.4	昭和51年10月6日 ～令和11年3月31日
				令和7年3月25日 関129	1.7	令和7年3月25日 関129	1.7	令和7年3月25日 ～令和17年3月31日
21	小山田緑地	146.8	昭和62年8月13日 都 902	昭和62年11月5日 建 1879	24.0	平成31年3月26日 関 70	49.1	昭和62年11月5日 ～令和8年3月31日
				令和5年4月3日 関 122	0.27	令和5年4月3日 関 122	0.27	令和5年4月3日 ～令和10年3月31日
22	大戸緑地	117.0	平成30年10月4日 都 1390	平成29年4月3日 関 167	5.3	令和5年2月20日 関 41	5.3	平成29年4月3日 ～令和9年3月31日
				平成27年3月13日 関 100	3.9	令和2年3月11日 関 102	3.9	平成27年3月13日 ～令和8年3月31日
				平成31年4月1日 関 152	8.7	平成31年4月1日 関 152	8.7	平成31年4月1日 ～令和8年3月31日
				令和7年3月25日 関 130	0.1	令和7年3月25日 関 130	0.1	令和7年3月25日 ～令和12年3月31日
23	小金井公園	146.9	平成16年4月22日 都 772	昭和27年12月19日 建 1471	47.31	令和2年2月5日 関 32	92.16	昭和27年12月19日 ～令和10年3月31日
24	八国山緑地	39.2	平成11年2月26日 都 194	平成1年8月10日 建 1416	23.7	令和3年1月27日 関 22	39.2	平成1年8月10日 ～令和11年3月31日
25	東大和緑地	22.8	平成12年12月20日 都 1436	平成27年7月31日 関 305	2.0	令和2年2月5日 関 31	2.0	平成27年7月31日 ～令和9年3月31日
26	六仙公園	15.0	平成7年9月8日 都 1065	平成26年2月3日 関 027	5.3	令和5年2月20日 関 43	5.3	平成26年2月3日 ～令和14年3月31日
				平成13年6月18日 関 253	1.4	令和6年3月19日 関 111	6.6	平成13年6月18日 ～令和13年3月31日
27	中藤公園	57.7	平成5年12月2日 都 1308	平成26年3月25日 関 096	28.41	令和2年2月5日 関 33	28.41	平成26年3月25日 ～令和10年3月31日
28	桜ヶ丘公園	123.5	昭和59年11月19日 都 1091	平成3年10月30日 建 1836	4.7	令和2年2月5日 関 34	2.0	平成3年10月30日 ～令和8年3月31日
29	秋留台公園	15.3	平成5年2月1日 都 97	昭和62年11月5日 建 1878	12.4	令和3年1月5日 関 006	0.4	昭和62年11月5日 ～令和11年3月31日
30	東伏見公園	13.7	平成16年4月22日 都 721	平成14年1月10日 関 11	1.0	令和6年3月19日 関 109	6.6	平成14年1月10日 ～令和11年3月31日
				平成25年3月15日 関 83	1.6	令和6年3月19日 関 110	1.6	平成25年3月15日 ～令和11年3月31日
				令和5年4月3日 関 119	1.56	令和5年4月3日 関 119	1.56	令和5年4月3日 ～令和15年3月31日
31	野山北・六道山公園	260.0	平成11年8月27日 都 993	昭和62年11月5日 建 1877	59.4	令和4年3月17日 関 108	236.61	昭和62年11月5日 ～令和11年3月31日
				平成27年3月13日 関 101	2.6	令和2年2月5日 関 30	2.6	平成27年3月13日 ～令和9年3月31日
32	大神山公園	17.4	昭和63年3月10日 都 242	昭和53年8月9日 建 1327	12.7	令和3年1月27日 関 23	12.75	昭和53年8月9日 ～令和8年3月31日

資料第4－(4) 都内街路樹等管理者別数量調書

令和7年4月1日現在

樹種名	合計規模 順位	合計規模 本数	合計規模 %	地区別規模計 順位	地区別規模計 区部	地区別規模計 順位	地区別規模計 多摩部他	都道 区部	都道 多摩部他	都道 順位	都道 合計	都道 %	国道 区部	国道 多摩部	国道 順位	国道 合計	区道 順位	区道 合計	市町村道 順位	市町村道 合計
アオギリ		4,714	0.47		4,264		450	2,887	331		3,218	0.49	30	0		30		1,347		119
アキニレ		4,142	0.41		3,608		534	1,050	23		1,073	0.16	9	0		9		2,549		511
イチョウ	2	57,841	5.78	1	37,332	3	20,509	18,923	8,575	1	27,498	4.20	4,774	2,383	1	7,157	3	13,635	3	9,551
ウバメガシ		4,660	0.47		4,160		500	1,371	412		1,783	0.27	7	0		7		2,782		88
エンジュ類		9,174	0.92		5,423		3,751	3,486	574	9	4,060	0.62	158	90		248		1,779	8	3,087
クスノキ	7	18,548	1.85	6	13,076	6	5,472	3,489	2,903	7	6,392	0.98	69	37		106	4	9,518		2,532
ケヤキ	5	28,415	2.84	7	12,972	5	15,443	4,013	6,656	5	10,669	1.63	914	476	4	1,390	5	8,045	5	8,311
サクラ類	3	42,373	4.23	2	26,156	4	16,217	3,563	3,991	6	7,554	1.15	299	49	9	348	1	22,294	2	12,177
シンジュ		135	0.01		38		97	25	0		25	0.004	0	0		0		13		97
プラタナス類	6	20,388	2.04	4	18,979		1,409	13,121	709	4	13,830	2.11	1,569	9	3	1,578		4,289		691
トウカエデ	4	35,401	3.53	5	14,595	2	20,806	6,515	10,747	3	17,262	2.63	650	648	5	1,298	6	7,430	4	9,411
トチノキ		4,336	0.43		1,488		2,848	333	693		1,026	0.16	92	0		92		1,063		2,155
トネリコ		337	0.03		325		12	60	0		60	0.01	2	0		2		263		12
ニセアカシヤ		566	0.06		234		332	32	83		115	0.02	0	0		0		202		249
ハナミズキ	1	59,640	5.95	3	25,886	1	33,754	6,372	13,134	2	19,506	2.98	875	278	6	1,153	2	18,639	1	20,342
フウ		2,878	0.29		2,408		470	1,963	0		1,963	0.30	0	0		0		445		470
外来ポプラ類		92	0.01		87		5	29	0		29	0.004	0	0		0		58		5
マテバシイ	8	15,357	1.53	8	10,959	9	4,398	2,953	1,626	8	4,579	0.70	1,432	204	2	1,636	9	6,574		2,568
モミジバフウ		7,796	0.78		5,948		1,848	2,980	795		3,775	0.58	2	74		76		2,966		979
シダレヤナギ		2,167	0.22		2,064		103	799	10		809	0.12	158	0		158		1,107		93
ヤマモモ	9	12,838	1.28	9	10,258		2,580	2,994	915	10	3,909	0.60	405	12	8	417	7	6,859		1,653
ユリノキ		8,585	0.86		4,998	12	3,587	1,397	768		2,165	0.33	454	0	7	454		3,147	10	2,819
ウメ類		934	0.09		610		324	56	174		230	0.04	0	2		2		554		148
クワ		102	0.01		65		37	0	0		0	0.000	0	2		2		65		35
コブシ	10	10,667	1.07		5,778	8	4,889	2,193	901		3,094	0.47	204	53	10	257		3,381	6	3,935
サルスベリ類		10,507	1.05		6,512		3,995	887	994		1,881	0.29	16	1		17	10	5,609	9	3,000
サザンカ類		4,834	0.48		4,274		560	117	6		123	0.02	0	0		0		4,157		554
ツバキ類		9,055	0.90	10	6,816		2,239	35	1,654		1,689	0.26	0	13		13	8	6,781		572
シラカシ		7,323	0.73		4,498		2,825	882	453		1,335	0.20	110	90		200		3,506		2,282
ビロウ		5,263	0.53		0	7	5,263	0	1,932		1,932	0.29	0	0		0		0	7	3,331
その他		612,479	61.15		394,084		218,395	322,916	190,715		513,631	78.39	5,850	1,451		7,301		65,318		26,229
街路樹 街路樹本数 合計		1,001,547 (本)			627,895		373,652	405,441	249,774		655,215		18,079	5,872		23,951		204,375		118,006
街路樹 (百分率)		100.0 (%)			62.7		37.3	40.5	24.9		65.4		1.8	0.6		2.4		20.4		11.8
街路樹 街路樹植栽延長		3,697.7 (km)			2,305.0		1,392.7	846.6	528.6		1,375.2		156.7	39.9		196.6		1,301.7		824.2
道路緑地 面積 合計(①+②)		4,763,510 (㎡)			2,788,150		1,975,360	1,244,828	1,059,623		2,304,451		256,813	77,687		334,500		1,286,509		838,050
道路緑地 (百分率)		100.0 (%)			58.5		41.5	26.1	22.2		48.4		5.4	1.6		7.0		27.0		17.6
道路緑地 ①歩道植樹帯		2,988,483 (㎡)			1,722,405		1,266,078	651,893	502,478		1,154,371		149,966	52,211		202,177		920,546		711,389
道路緑地 ②その他道路緑地		1,775,026 (㎡)			1,065,744		709,282	592,935	557,145		1,150,080		106,847	25,476		132,323		365,962		126,661

索　引

あ　荒川水系 …… 河川　計画課 …… 80
い　一般都道 …… 道管　路政課 …… 49
　井の頭自然文化園 …… 公園　計画課 …… 119
う　上野恩賜公園の再生整備 …… 公園　公園建設課 …… 117
え　沿道環境の整備 …… 道管　管理課 …… 64
お　小笠原公園整備事業 …… 公園　公園建設課 …… 114
　思い出ベンチ …… 公園　公園建設課 …… 134
　恩賜上野動物園 …… 公園　計画課 …… 119
か　海岸保全事業 …… 河川　計画課・防災課 …… 98
　街路樹の緑陰確保に向けた取組 …… 公園　計画課 …… 130
　葛西臨海水族園 …… 公園　計画課 …… 120
　貸付金制度 …… 用地　管理課 …… 148
　河川愛護月間関連行事 …… 河川　計画課 …… 104
　河川維持 …… 河川　防災課 …… 99
　河川管理者 …… 河川　指導調整課 …… 81
　河川区域内の占用 …… 河川　指導調整課 …… 82
　河川敷地の適正管理 …… 河川　指導調整課 …… 82
　河川施設の耐震・耐水対策 …… 河川　計画課・改修課 …… 89
　河川水面清掃 …… 河川　防災課 …… 100
　河川整備計画 …… 河川　計画課 …… 104
　河川のしゅんせつ …… 河川　防災課 …… 98
　河川等の水質改善・水量確保 …… 河川　計画課・防災課 …… 98
　河川の分類 …… 河川　指導調整課 …… 81
　河川防災 …… 河川　防災課 …… 100
　河川水辺の国勢調査 …… 河川　計画課 …… 104
　河川緑化の推進 …… 河川　計画課・改修課・防災課 …… 98
　かちどき　橋の資料館 …… 道管　保全課 …… 62
　幹線道路網の整備 …… 道建　計画課 …… 40
き　技術継承及び職員の技術力の維持・向上への取組 …… 総務　職員課 …… 8
　技術研修 …… 総務　職員課 …… 162
　技術支援の取組及び技術情報の蓄積・提供 …… 総務　技術管理課 …… 158
　技術職員の人材育成 …… 総務　職員課 …… 162
　急傾斜地崩壊対策事業 …… 河川　計画課・防災課 …… 96
　境界確認・確定 …… 総務　用度課 …… 155
　業務委託の活用 …… 総務　技術管理課 …… 158

橋梁の維持補修 …… 道管　保全課 …… 61
橋梁の整備 …… 道建　道路橋梁課 …… 43
く　グリーンロード・ネットワークの形成・充実 …… 公園　計画課 …… 129
け　建設技術マイスター制度 …… 総務　職員課 …… 8
建設現場における環境対策への取組 …… 総務　技術管理課 …… 8
建設現場の生産性向上 …… 総務　技術管理課・企画課 157
建設工事統計調査 …… 総務　用度課 …… 156
建設副産物対策の推進 …… 総務　技術管理課 …… 157
こ　公営住宅あっせん制度 …… 用地　管理課 …… 149
公園整備事業 …… 公園　公園建設課 …… 114
公園の防災機能の強化充実 …… 公園　公園建設課 …… 114
公共工事の品質確保に向けた取組 …… 総務　技術管理課 …… 8
公共土木施設災害復旧 …… 河川　防災課 …… 101
交差点付近の大気浄化対策 …… 道管　管理課 …… 66
工事安全対策の推進 …… 総務　技術管理課 …… 157
工事施行の適正化推進 …… 総務　技術管理課 …… 8
工事の設計・施工等に関する基準類の整備等 …… 総務　技術管理課 …… 157
洪水ハザードマップ …… 河川　計画課 …… 87
交通安全施設の整備 …… 道管　安全施設課 …… 68
江東内部河川の整備 …… 河川　計画課・改修課 …… 89
公有財産の管理 …… 総務　用度課 …… 153
さ　災害対策の取組 …… 総務　企画課・職員課 …… 159
サイバーセキュリティ対策の取組 …… 総務　企画課 …… 160
砂防事業 …… 河川　計画課・防災課 …… 96
三環状道路の整備 …… 三環　整備推進課ほか …… 40
山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備 …… 道建　道路橋梁課 …… 43
し　事業評価委員会 …… 総務　企画課 …… 9
地すべり対策事業 …… 河川　計画課・防災課 …… 97
市町村土木補助事業 …… 道建　道路橋梁課ほか …… 48
指定管理者制度 …… 総務　企画課ほか …… 7・76・133
自転車通行空間の整備 …… 道管　安全施設課 …… 74
遮熱性舗装 …… 道管　保全課 …… 59
渋滞対策 …… 道管　安全施設課 …… 71
首都圏中央連絡自動車道 …… 三環　整備推進課 …… 40
新技術の評価選定と活用 …… 総務　技術管理課 …… 159
浸水予想区域図 …… 河川　計画課 …… 87
神代植物公園 …… 公園　計画課 …… 122

索引

シンボルロードの整備 …… 道管　安全施設課 …… 75
す　水上バス「東京水辺ライン」の運航 …… 河川　管理課 …… 104
水防 …… 河川　防災課 …… 101
水防倉庫と水防資器材 …… 河川　防災課 …… 100
水門及び排水機場等 …… 河川　防災課 …… 99
スーパー堤防等の整備 …… 河川　計画課・改修課 …… 89
せ　生活再建支援制度 …… 用地　管理課 …… 148
そ　葬儀所 …… 公園　公園課 …… 128
た　代替地制度 …… 用地　管理課 …… 149
大気汚染訴訟に関わる連絡会 …… 道管　路政課 …… 67
（東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会）
代執行の手続 …… 用地　機動取得推進課 …… 146
第４次交差点すいすいプラン …… 道管　安全施設課 …… 71
高潮防御施設の整備 …… 河川　計画課・改修課 …… 89
多摩川水系 …… 河川　計画課 …… 80
多摩動物公園 …… 公園　計画課 …… 119
多摩都市モノレールの整備 …… 道建　鉄道関連事業課ほか 47
単独立体交差事業 …… 道建　街路課ほか …… 45
ち　地域幹線道路の整備 …… 道建　計画課 …… 43
中小河川の整備 …… 河川　計画課・改修課 …… 83
庁舎等の整備及び管理 …… 総務　技術管理課 …… 158
つ　通称道路名の普及 …… 道管　路政課 …… 51
鶴見川水系 …… 河川　計画課 …… 80
て　庭園 …… 公園　管理課・公園建設課 122
低地河川の整備 …… 河川　計画課・改修課 …… 89
と　東京外かく環状道路 …… 三環　整備推進課 …… 40
東京ストリートヒューマン 1st 事業 …… 道管　安全施設課 …… 75
東京都水防計画 …… 河川　防災課 …… 101
東京都水防本部 …… 河川　防災課 …… 101
東京都政策連携団体の戦略的活用 …… 総務　企画課 …… 8
東京都都市緑化基金 …… 公園　計画課 …… 131
東京都魅力ある建設事業推進協議会（CCI 東京） …… 総務　技術管理課 …… 158
東京ふれあいロード・プログラム …… 道管　路政課 …… 56
東京みちしるべ 2020 …… 道管　安全施設課 …… 69
動物園・水族園 …… 公園　計画課 …… 119
道路啓開 …… 道管　保全課 …… 63
道路における対策 …… 道管　保全課 …… 66
道路工事等の調整 …… 道管　監察指導課 …… 53

索引

道路災害防除事業 …… 道管　保全課 …… 60
道路台帳の整備 …… 道管　路政課 …… 50
道路の維持事業 …… 道管　保全課 …… 58
道路の監察 …… 道管　監察指導課 …… 51
道路の景観整備 …… 道管　安全施設課 …… 75
道路の占用 …… 道管　監察指導課 …… 53
道路の補修事業 …… 道管　保全課 …… 59
道路緑化・街路樹の充実 …… 公園　計画課 …… 129
都営駐車場 …… 道管　管理課 …… 76
特殊車両の通行 …… 道管　路政課 …… 56
特定都市河川浸水被害対策法 …… 河川　計画課 …… 88
特例占用制度の活用 …… 河川　指導調整課 …… 82
特例都道 …… 道管　路政課 …… 49
都市型水害対策 …… 河川　計画課・改修課・防災課 …… 87
都市計画道路の整備 …… 道建　街路課ほか …… 44
都市公園 …… 公園　公園課ほか …… 111
都市高速道路網の整備 …… 道建　計画課 …… 42
土砂災害警戒情報 …… 河川　防災課 …… 102
土砂災害対策事業 …… 河川　計画課・防災課 …… 96
土地収用制度 …… 用地　機動取得推進課 …… 146
ドッグラン …… 公園　公園課 …… 117
都道の認定 …… 道管　路政課 …… 49
都道のバリアフリー化 …… 道管　安全施設課 …… 68
利根川水系 …… 河川　計画課 …… 80
トンネル予防保全計画 …… 道管　保全課 …… 60
な　苗木の育成 …… 公園　計画課 …… 131
に　日暮里・舎人ライナーの整備 …… 道建　鉄道関連事業課 …… 47
の　納骨堂 …… 公園　公園課 …… 128
野川自然再生 …… 河川　計画課・防災課 …… 99
は　パークマネジメントの推進 …… 公園　計画課 …… 109
ひ　日比谷公園の整備事業 …… 公園　計画課 …… 118
ふ　風致地区 …… 公園　公園課 …… 132
福祉のまちづくりの推進 …… 道管　安全施設課 …… 68
副都心線（地下鉄 13 号線）の整備 …… 道建　鉄道関連事業課 …… 47
普通河川等の管理 …… 河川　指導調整課 …… 82
不法係留船舶対策 …… 河川　指導調整課 …… 83
文化財の保護 …… 公園　公園建設課 …… 122

索引

ほ　防災船着場の整備と活用 …… 河川　計画課・指導調整課 …… 94
　補償（用地取得） …… 用地　調整課 …… 144
　保水性舗装 …… 道管　保全課 …… 59
　歩道・自転車歩行者道の整備 …… 道管　安全施設課 …… 68
み　水辺空間のにぎわい創出に向けた取組 …… 河川　計画課 …… 94
　水防災総合情報システム …… 河川　防災課 …… 102
　みちづくり・まちづくりパートナー事業 …… 道建　道路橋梁課ほか …… 48
む　無電柱化 …… 道管　安全施設課 …… 72
も　木密地域・特定整備路線の整備 …… 道建　街路課 …… 44
や　野生動物の保全 …… 公園　計画課 …… 120
　屋台営業対策 …… 公園　公園課 …… 134
ゆ　優良工事等の公表 …… 総務　技術管理課 …… 157
　有料公園、有料施設 …… 公園　公園課 …… 114
　有料道路の管理 …… 道管　路政課 …… 51
　夢の島熱帯植物館 …… 公園　計画課 …… 122
　「夢のみち」事業 …… 道管　監察指導課 …… 57
　ゆりかもめの整備 …… 道建　鉄道関連事業課 …… 47
よ　用地取得の手順 …… 用地　調整課 …… 144
　予防保全型管理 …… 道管　保全課ほか …… 62・100
り　流域連絡会の開催 …… 河川　計画課 …… 104
れ　霊園事業 …… 公園　公園課 …… 124
　連続立体交差事業 …… 道建　計画課・鉄道関連事業課 …… 45
ろ　労務、資材単価の改定等 …… 総務　技術管理課 …… 157
　路外駐車場届出受理事務 …… 道管　管理課 …… 76
　路上生活者（ホームレス）対策 …… 総務　企画課ほか …… 9・57・82・134

索引

建設局事業概要
令 和 7年 版

令和７年９月発行

印刷物規格表　第 二 類
印刷番号（７）26

編集・発行　東 京 都 建 設 局 総 務 部 総 務 課
東京都新宿区西新宿２－８－１
電話　03（5321）1111 ㈹
内線　40－020～４
直通　03（5320）5212
ホームページアドレス
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/

印 刷 所　シ ン ソ ー 印 刷 株 式 会 社

※石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

リサイクル適性Ⓑ
この印刷物は、板紙へリサイクルできます。

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo